

多賀城址地圖



りや否やは、疑問なり。  
相模國鎌倉郡鎌倉町の大倉幕府址は、頼義の館址なり、頼朝は、即ち頼義の館址に、幕府を建てたるなり。

頼義の旗を建て、兵を募りし處、今は、源氏山と曰ひ、旗立山、又は御旗山とも曰ふ、山上に、一株の老松あり、旗立松と稱す、頼義は、此處に、旗を建てしものなりと言ひ傳ふ、今の鎌倉驛の裏手の山、是れなり。

武藏國豊多摩郡澁谷村金王に、金王八幡あり、川崎土佐守基家の勸請する所なりと云ふ、即ち其館の在りし處なるべし、今は東京市に入りて、澁谷區となる。  
原宿は、千駄ヶ谷村に在りて、頼義の兵を集めし處を、

勢揃坂と曰ふ、亦、東京市に入る。  
多氣城址は、常陸國筑波郡北條町大字北條の北部多氣山に在り、多氣致幹の館址なり。

### 膽澤鎮守府址

源頼義在任の地

陸中國膽澤郡佐倉河村大字宇佐村字八幡に、膽澤八幡宮と稱する古祠あり、鎮守府八幡宮の匾額を掲ぐ、之れを膽澤鎮守府の故地とす、國道を右に入ること、五町ばかりの地に在り。

境内は、一町四方にして、膽澤川、北を流れ、北上川、東を繞る、坂上田村磨、初めて、此處に城き、稱して、膽澤城と曰ふ、多賀城より移りて、膽澤城使に拜せらる。弘仁三年、城を廢して、府を建て、初めて、鎮守府と稱し、専ら奥州の軍政を掌る、源頼義の在任せしは、即ち此膽澤の鎮守府なり。

### 一

天に順ふものは、興り、天に逆ふものは、亡ぶ。  
安倍頼良、一たび、國司の兵を破りてより、意氣、頗る昂り、隱然、奥羽の霸王を以て、自ら居る、會、追討使來り向ふと聞き、劍を研ぎ、鎧を磨きて、益々兵備を修す。既にして、新司の軍容、頗る張り、威風、又甚だ盛んなるを聞くに及んで、遽かに其勝ちがたきを知り、

「我れ、一戦して、當國を征服したりと雖も、今や、大守、一門の英豪、諸國の強兵を帶して、來り莅む、其鋒、甚だ鋭く、其勢、又壯んなり、我れ、一國の兵を擧げて、此れと戦ふも、唯、十敗ありて、一勝をも求むべからず、若かず、其軍門に降りて、我が家名を全うせんには」と決意し、一族を率ゐて、國府に到り、加藤修理少進景通に頼りて、罪を謝し、哀を請ふ、頼義、乃ち諸將を召して、「此事、如何に計らふべきか」と問へば、景通、

「頼良、膝を屈して、降を乞ふ、宜しく恩免の沙汰あらせ給ふべし、若し罪を責めて、誅を加へ給はゞ、必ず、

武力を以て、抵抗仕り候はん、今や、彼れの一族、國中に充滿して、諸所の城砦に立て籠りは、之れを征服せんこと、容易の業にあらず、且や、頼良、兇暴と雖も、當家に對して、宿意を挾むものにあらず、唯、前司に對して、反抗を試みたるに過ぎず、特に、先非を悔みて、歸順を冀ふからは、宜しく寛典に處して、罪科を赦させ給ふべし、戦はずして、敵を屈するを、名將と謂ふ、兵を動かして、民を苦むるは、決して、仁者の行ひには候はず」

と陳ぶれば、老功の將士、多く之れを贊す、然れども、血氣の勇士は、皆、此れに反して、  
「頼良ほどの豪族、何しに、憶面々々と、降伏せんや、必ず、一時の詭計に出づるものなること、疑ふべからず、且や、萬人の中より選ばれて、千里の遠きに來給ひ、一矢をも放たず、一兵をも勞せずして、此れと和睦し給はんこと、勇なく、略なきに似て、天下の聞えも、如何候はん、疾く、誅戮を加へて、武威を示し給ふべし」と説く、頼義、沈思すること霎時、稍ありて、



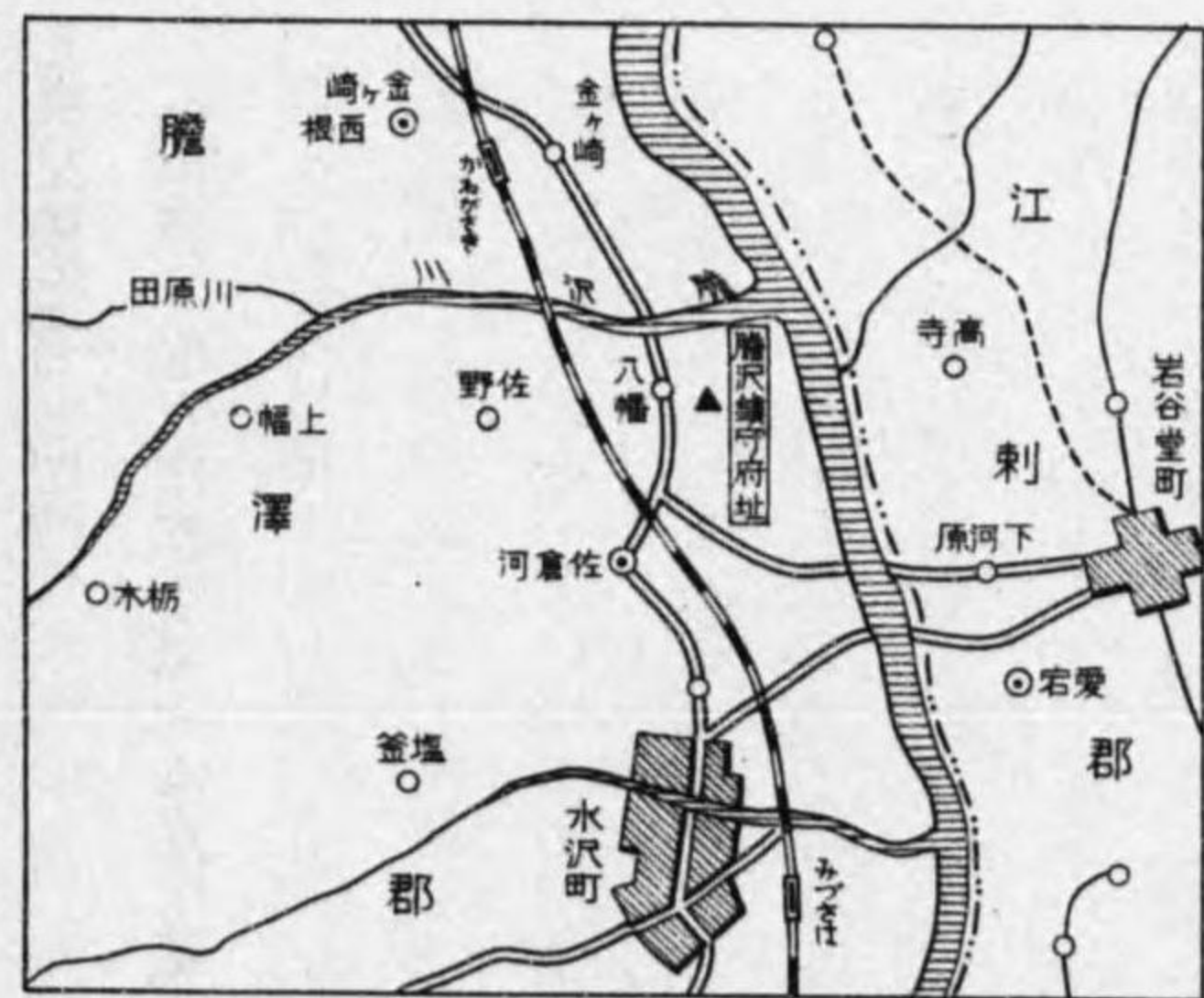
「管仲、蕭何は、斧鉞を執つて、禍亂を鎮め、阜陶、伊尹は、仁義を以て、國家を治む、彼れは、武の徳にして、此れは、文の化にあらずや、我れの朝選に當りて、東睡に來れるもの、唯、禍亂を鎮めて、國家を治めんが爲めのみ、然るに、斧鉞を用ひずして、賊、魁既に降り、干戈を弄せずして、邊亂、先づ鎮まるもの、是れ、亦、我が武の一徳にあらずと謂はんや、假令、一旦の降服と雖も、姑く、之れを許して、萬民の安堵を計るに若かず」と述べて、賴良の罪科を赦すに決す、會、大赦の令、下りて、朝廷、亦、賴良の罪を赦し給ふ。

賴良、大に悦びて、再生の恩を謝し、心を傾け、誠を輸して、賴義に敬事し、是れより、名を改めて、賴時と稱す、賴良と、賴義と、國訓、相同きを以てなり。

是に於てか、奥州の天地、忽ち靜平に歸して、邊土の蒼生、亦、皆、王化に霑ふ。

二

當時、奥羽の國司は、五箇年を以て、任期とす、賴義の奥州に下りてより、威令、能く行はれ、教化、遠く施されて、



諸民、皆、其業を樂む。

天喜三年、賴義、任、滿ちて、將に京師に還らんとす、當時、賴義、鎮守府將軍を兼ね、乃ち國府より、鎮守府に入りて、軍務を視ること、數十日。

鎮守府は、膽澤に在りて、賴時の居城衣川を距ること、甚だ遠からず、其間、賴時、亦、鎮守府に參して、駿馬、金帛を獻じ、他の將士にも、亦、各、物を贈りて、誠意を表すること、甚だ渥し。

既にして、軍務、全く終る、賴義、乃ち鎮守府を發して、國府に還らんとし、八月二十六日、阿久利川驛に宿す、圖らざりき、椿事、忽ち起らんとは、

陸奥權守藤原說貞の二子權太郎光貞、次

郎元貞、亦、隨從の中に在り、夜半の比、後れ馳せに、馳せて、阿久利川に向ふ、忽然として、前路を遮るものあり、其勢、凡、二三百人、鐵を揃へて、之れを射立つ、元貞、屹と、馬を控へて、

「我等兄弟に對して、怨を結び、仇を爲さんもの、當國に、其人ありとも覺えず、路次を遮らるゝは、何人ぞ、名乗り候へ、斯く申すは、權守說貞の次男次郎元貞なり」と呼はれども、敵は、何の返答にも及ばず、尙も、矢を放つこと、雨の如し、光貞、元貞、大に怒り、

「扱は、此あたりの野伏共なるべし、蹴散らして、過ぎよ」

と呼はり、主從四十八騎、蹄を揃へて、敵中に馳突し、縱横無盡に、駈け立て、蹂み立つ、我れは馬上、敵は徒歩、兵數、我れに倍すれども、争てか、敢て敵すべき、忽ち八方に逃げ散じて、復た隻影をも留めず。

從者、多く死傷すれども、光貞兄弟、幸に異狀なく、頓て、阿久利川の營に到りて、其事を訴ふ。

事、忽卒に起りて、人、事由を知らず、二十七日、賴義、

光貞兄弟を召して、

「汝等、他人に怨まるべき覺えありや」と問へば、光貞、

「我等、何ぞ、他人と怨を結び、憤を買ふべき所業を致し候はんや、されども、心に思ひ當るべきこと、唯、一つこそ候へ、賴時の長男厨川貞任、先達、其妻を失ひ、人を以て、某の妹を聘せんことを求めしも、父の説貞、彼れの家系を賤み、且は、心術を疑ひて、之れを許さず、貞任、爲めに、恥辱として、憤りし由に聞き及び候、察する所、我等兄弟、昨夜、御供に後れ候へば、貞任、之れを聞き知りて、日頃の宿怨を霽らすは、此時なりと存じ、途中に、待ち設けて、斯る狼籍に及びたるものにはんか、此外には、更に、覺え候はず」と答ふ、賴義、聞きて、

「奇怪なる貞任が振舞かな、苟くも、我が從者を射るからは、是れ我れを射るなり、汝を射るにあらず」と怒り、貞任を召して、之れを罪せんとす、賴時、之れを聞きて、急に、一族を會し、



「人の世に在るは、皆、妻子の爲めのみ、貞任は、我が子なり、何ぞ、其殺さるゝを見て、我れ、獨り世に在るべけんや、太守、若し貞任を獲んと欲せば、關を閉ぢて、之れを拒むべし、今や、太守、任、満ちて、京に還らんとす、決して、自ら來り討つことあるべからず、若し來らば、我れ、亦、防ぎ戦はんのみ、何の恐るゝことかあらん」

と告げ、關を鎖し、道を塞ぎて、人を入れず、斷然、兵力を以て、此れに抵抗せんとす、奥州、一たび治まりて、復た亂る。

三

事態は、俄然として、悪化し來る。

頼義、聞きて、益々怒り、直に兵を班して、衣川の柵を攻めんとす、頼時の二婿互理權大夫經清、伊具十郎水衡、亦、來り屬す。

水衡、頭に、銀兜を戴き、身に、朱鎧を着し、軍装、特に、鮮麗を極む、平大夫國妙なるもの、従うて、軍中に在り、之れを見て、大に怪み、密に頼義に謁して、

「水衡の振舞こそ、甚だ不審に候へ、彼れは、前太守登任朝臣に従うて、當國に下り、専ら其恩顧を蒙り、寵遇を受け候ひしに、一たび、頼時の女を娶りてより、忽ち主君に背きて、頼時に屬し、剩へ鬼切部の戦に於ては、弓を舊主に彎きたる烏乎の痴者に候、何ぞ真心より、歸服するものに候はんや、畢竟、陽に歸順の色を示して、陰に奸謀の心を挟み、密に味方の謀略、軍勢の動靜を敵に内通せんと企つるものに候はん、彼れの甲冑、尋常に異なり候もの、正しく敵に射させまじき目標に候べし、速に水衡を誅して、禍根を除き給ふべし」

と説く、頼義、實にもと頷き、水衡を、面前に召して、之れを詰る、水衡、答ふること能はず、首を垂れて地に伏す。

今は、愈々疑ふべからず、頼義、乃ち命じて、水衡の頭を斬らしめ、其従者四人をも捉へて、悉く之れを誅す。

狐、死すれば、貉、悲む、經清、水衡の死を聞きて、自ら安んぜず、密に近臣を召して、去就を問ふ、皆、

「君、如何に太守に従ひ給ふとも、譏者、必ず君を陥いれ候はん、若かず、速に脱し歸りて、安大夫に従ひ給は

んには」

と説けば、經清、此れに従ひ、一計を案じて、脱し還らんと欲し、類に

「頼時、間道より、國府を襲うて、將軍の北の方を初め、將士の妻孥を捕へんとす」

との流言を放つ、一軍、聞きて、驚擾し、皆、國府に還らんことを望む、頼義、此れに従ひ、氣仙郡司金爲時に命じて、衣川に備へしめ、

宇佐八幡宮  
陸中國膽澤郡佐倉河村大字宇佐の八幡に在り  
膽澤鎮守府の在りし處。



自ら兵を率ゐて、國府に歸る。

經清、此機に乗じ、無事に、兵を抜きて、衣川に脱し還る。

阿久利川、及び阿久利川驛は、其地、今、詳かならずと雖も、膽澤の鎮守府より、多賀の國府に通ずる

膽澤鎮守府址

官道の一驛なるべく、且、鎮守府より、一日程の地なるを以て見れば、必ず、陸中國西磐井郡の邊に當るべし、按ふに、阿久利川とは、蝦夷語のアツクリアンなるべし、アツとは楡、クリアンとは林にして、楡の林と云ふの義なり、前にも云へる如く、跡呂井とは、アツルイにして、楡の多き處と云ふの義なり、衣川とは、即ちアツベツの和譯なるべく、此地方一帯は、楡の木の多かりし處なるべし。

往時、平泉のあたりを、吾勝郷と云ひしも、アツカルシより出でしものなるべく、亦、楡の多き處と云ふの義なり、其後、衣の里と稱せしも、畢竟、衣服の原料となすべき楡の木の多かりしに由ること、疑ふべからず。

夷語にて、二川の合流する處を、オウコツナイと言ふ、オは川尻、ウコツは合同、ナイは川の義なり、古昔、衣川は、下衣川瀨原の邊より、南に流れ、平泉に至りて、太田川と合流し、更に、南に流れて、北上川に合流したるものなれば、此邊の地形は、正しく、オウコツナイなり、されば、吾勝とは、オウコツの轉訛ならんとも思はるれど、又衣の里と云ひしことは、確にアツカルシ、若くは、アツクリアンの蝦夷語より



出てたるものならんと思はるゝアツカルシ、約りて、アツカシとなる

此の如く考ふる時は、阿久利川とは、恐らく、平泉附近の古名、若くは、別名なりしなるべし、然るに、藤原清衡、此地に移り住せしより、専ら平泉の名を以て、世に著はれ、阿久利川の名は、何時しか、泯滅に歸したるものならんと思料す。

四

九月三日、金爲時、手兵を率ゐて、衣川に向ひ、川を隔て、陣す、安倍頼時の弟爲元、流を亂して、來り迫る。爲時の先鋒高木四郎大夫、兵を進めて、迎へ戦ひ、衆寡敵せずして、敗れ退く、爲元、勝に乗じて、益々來り進む。爲時、兵を分ちて、三方より、包み撃つ、爲元の士卒、戦ひ疲れて、支ふること能はず、一時に、潰え走りて、溺れ死するもの算なく、爲元、亦、辛うじて、遁れ還る。爲時、勢に乗じて、衣川柵を攻めんとす、其守備嚴重にして、敵しがたきを知り、更に、援兵を得て、攻撃せんと欲し、直に兵を收めて、國府に還り來り、頼義に謁して、其

狀を報ず。

然れども、頼義、任期、既に滿つ、今は、私に闘ふべからず、乃ち急使を、京師に發して、重任を請ふ。

朝廷、時に、新に陸奥の國司を選任せしも、其地の再び亂るゝを聞きて、皆、固辭して拜せず、是に於て、天喜四年七月、頼義の重任を許し、命じて、頼時を討伐せしめ給ふ。頼義、乃ち檄を發して、兵を徵す、常陸の多氣權守致時以下、兩毛、兩總、相武の兵、來り集まるもの數萬騎。官軍の威風、大に振ふ。

栗坂

安倍頼時戦傷の地

栗坂は、其地、詳かならず、或は、陸前國栗原郡の中ならんと云はるれども、唯、一個の想像説に過ぎず。陸中國上閉伊郡釜石町の西方四里餘の地に、甲子村大橋の鐵鎖あり、片葉山を、中央として、甲子、橋野、上郷に跨り、本邦第一の富坑と稱せらる、大橋より、金山に

至る間に、仙人峠あり、坂路羊腸、九十九曲の稱あり、栗坂とは、即ち此仙人峠の事にして、鉦屋は、此鐵坑附近の地方、宇會利は、釜石灣、仁土呂志は、釜石東南の御崎ならんと思料す、其理由は、本項の末に於て、説明すべし。

此身、一たび、叛きて、一たび、服す、今や、二たび、叛きて、二たび、服すべからず、進退、如何にや爲すべき。安倍頼時、官軍の形勢を視て、其坑すべからざるを知り、遠く胡地に入りて、銳鋒を避けんと欲し、子姪を會して、『古來、朝敵として、勝を得たるもの、未だ會て之れあらず、我れ、罪過なしと雖も、既に朝譴を蒙むる、一門

頼時父子柵址一覽地圖



栗坂

の亡滅、踵を回らさずして、到らんこと、疑ふべからず、我れ、曾て海北を見るに、髣髴として、陸あるが如し、坐して、死を待たんよりは、寧ろ彼の地に航して、生を全うせんに若かず、汝等の所存、將た如何にぞや』

と問へば、衆、皆、生死、命を奉せんことを誓ふ、乃ち大船一隻を造りて、白米、酒菓、魚鳥を載せ、頼時を始め、貞任、宗任以下、一門五十餘人、此れに乗じて發す。渺々たる海洋を航すること、若干日、果して、一の陸地に達す、巖巖、削るが如く、攀ちて登るべからず、岸に沿うて、進めば、一の河港あり、芦荻、高く兩岸に生ゆ。河を溯ること數日、行けども、船は、唯、一樣芦荻の中に在り、絶えて、家をも見ず、人をも見ず、通路をも見ず、行くこと三旬、風光、尙、依然たり。

一日、忽然として、颯々の響あり、宛がら、雄風の枯葉を拂ふが如し、衆、之れを異み、船を芦叢の中に潜めて、密に其狀を窺ふ。

既にして、一騎あり、來りて、岸頭に立つ、其風采、胡人の畫に似たり、續いて、此處に來り



集まるもの、凡、千騎、喧々囂々、何事をか談じ合ふこと、一時ばかり。

頼時、バラ／＼と、馬を河中に乗り入れ、従者を側に引き付け、對岸の方に渡る、易きこと、平地の如し。船中の人、皆、見て淺瀬なりとし、其遠く馳せ去るを待ち、往きて、其深淺を測れば、何ぞ知らん、亦、是れ深淵一碧、其幾尋なるを知る能はざらんとは。

河は、源を知らず、水は、底を知らず、陸地は、叢原、茫茫として、際涯を知らず、頼時、今は、漸く危惧の念なきこと能はず、

「斯る土地に長居して、若しもの事あらば、悔ゆとも、詮なし、食物の竭きさる中に、イザヤ、歸らん」と告げて、早々、船を回へし、復た意を決して、本國に歸り來る、是に於てか、戰鬪愈々起る。

頼時の胡地に避けたることは、宗任法師の談話として、今昔物語に載せ、宇治拾遺物語にも載せらる、若し之れを事實なりとすれば、其時日は、何時頃なるべきか、末文に、

「其後、幾程を経ずして、頼時は、死にけり」とあるを見れば、其戰死せし天喜五年七月より、少しく以前の事なるべく、頼義の重任以來、久しく征伐せざりしも、唯、兵食の乏しかりし故のみあらざるべし、頼時一族安倍富忠の、頼義に屬せしも、或は、頼時の不在中に、其端を發せしものなるやも、知るべからず、故に特に、此に掲ぐ。

頼時の行きたる大河は、其何處なるやを知らず、芦荻の叢生せる點より見れば、或は、黒龍江の如くに思はるれども、其他の狀況より、考ふれば、恐らく、韃靼海峽なるべし、往時、肅慎人は、韃靼海峽を過ぎて、庫頁島に渡り、其れより南下せしもの、如し、庫頁島とは、樺太なり。

二

頼時、既に還る、其勢威、復た舊の如し。頼義、今は、諸國の兵を、散じ還して、國府に留まるもの、甚だ少なし、乃ち金爲時、下毛野興重等を遣はして、國內の俘囚を招諭せしむ。

俘囚とは、國民にして、蝦夷に虜へられたるものを謂ふ、安倍頼時の如き、清原武則の如きは、皆、俘囚の酋長なり。

安倍富忠は、頼時一族にして、鉤屋、仁土呂志、宇會利の酋長あり、爲時、興重の募りに應じ、部下の俘囚八百餘騎を率ゐて、來り屬す、爲時、興重の二人、其衆を併せて、國府に歸り來る。

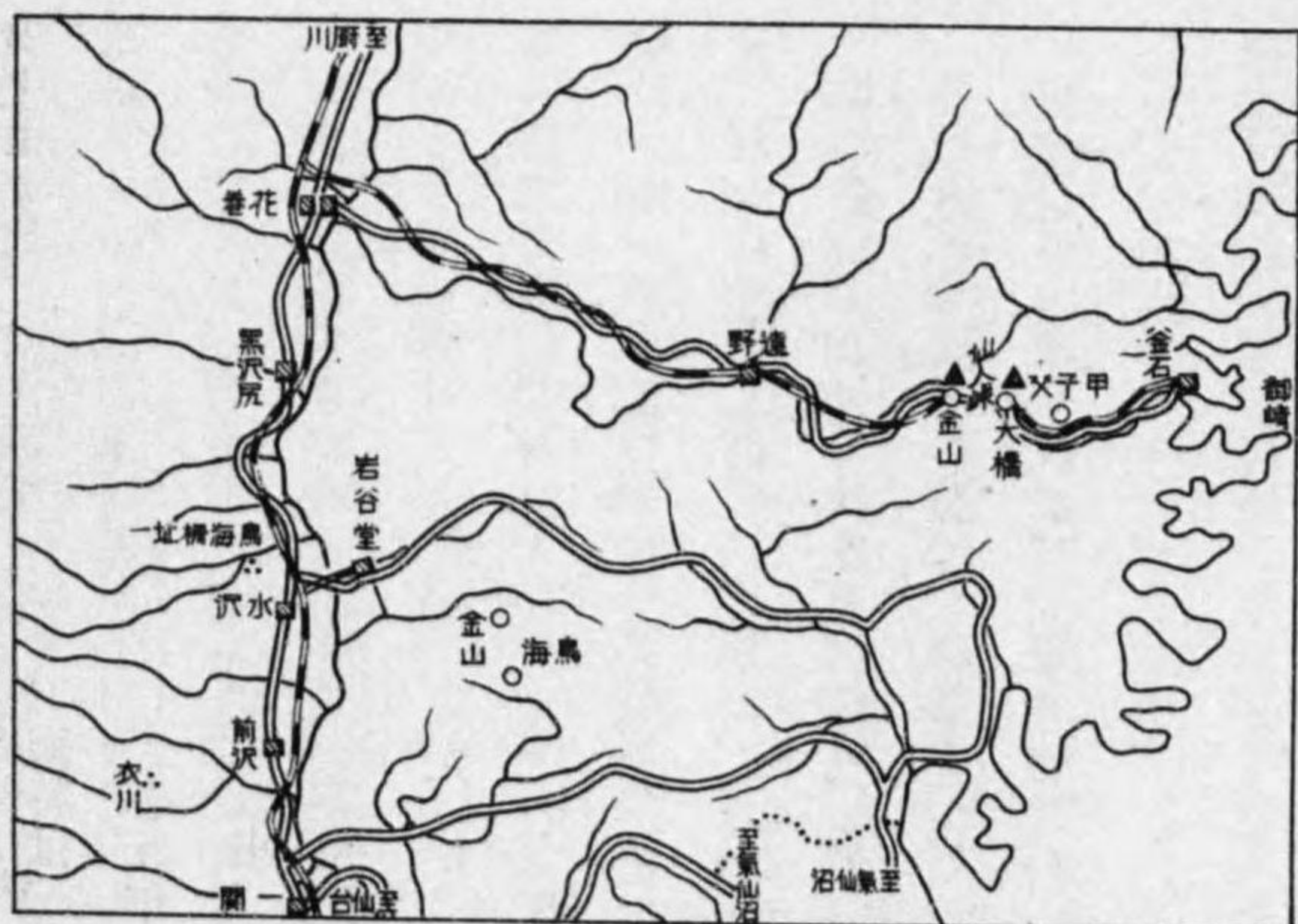
頼時、聞きて、大に驚き、自ら富忠に會うて、利害を力説せんと欲す、部下、之れを諫止すれども、聽かず、天喜五年七月初日、士卒二千人を率ゐて、馳せ赴き、兩軍、栗坂に於て、ハタと相遭ふ。

爲時、之れを見て、急に戰備を調へ、自ら七百餘騎を以て、先陣に進み、興重、五百餘騎を以て、後陣に控ゆ、富忠は、乃ち手兵を掲げて、遙かの後方に在り。

頼時、敵兵の微弱なるを見て、大に之れを侮り、一呼して、驅逐せんと欲し、士卒を促がして、前進せしむ。

爲時の兵は、坂上に在り、頼時の兵は、坂下に在り、頼時

の先鋒、坂上を目蒐けて、猛然として、突進し來る。爲時の兵、鏃を揃へて、猛射すれば、矢々、皆、虚發なく、敵兵、各、頭部を射貫かれて、倒れ死す。敵の先鋒、大に驚きて、辟易すれば、二陣の兵、代りて、奮進し來り、曳聲を發して、坂腹に攻め上る。爲時の兵、少しも、怯まず、益々、勇を奮うて、亂射すれば、敵兵、大に披靡して、復た元の陣地に馳せ還る。敵兵、今は來らざ、坂上、坂下に在りて、矢戰すること終日、





勝敗、尙、未だ決せず。

三

其翌二日卯の刻、敵兵、鯨波を發して、攻め上る、爲時の兵、矢種、既に盡き、皆、短兵を執つて、奮ひ戦ふ。興重、亦、之れを援けて戦ひ、兩軍、互に攻め上り、攻め下すこと數回、富忠の兵、既に迂回して、敵の背後に在り。爲時、興重、機を見て、敵下に逃げ下れば、敵兵、勢に乗じて、追ひ撃ち、忽ち坂上の陣地を奪ひ、尙も、追ひ立て、止度もなく、坂下に馳せ下る。

富忠、其虚に乗じて、背後の方より、坂上に馳せ上り、忽ちドツと鯨波を揚ぐれば、爲時、興重の二人、亦、急に取つて返す。

頼時の兵、今や、前後に敵を受く、一軍、皆、愕然として、色を失ふ、頼時、前後を見遣りつ、

『山上の敵は、小勢なれども、新手なり、坂下の敵は、多勢なれども、疲勞せり、先づ此敵を打ち破つて、平場に出でよ』

と呼はりつ、一鞭、馬を驅つて、馳せ出さんとす。

山上よりは、矢を放つこと、雨よりも繁し、此時、何處よりか、一矢、飛び來つて、ハッシと、頼時の綿嚙に立つ。急所の痛手に、目も眩れ、氣も消へんとす、豪氣の頼時、イキナリ、其矢をかなぐり捨て、緊かと、鞍の前輪を取りつつ、興重の陣中に駈け入り、辛くも、一方の血路を開きて、鳥海の柵に、馳せ入る。

頼時、創、頗る重し、自ら其起つべからざるを知り、子弟を、枕頭に集めて、

『頼義は、我れの仇なり、汝等、必ず頼義父子を誅すべし、方今、天下の英雄、頼義の右に出づるはなし、若し頼義父子を誅すれば、七道を制せんこと、亦、難きにあらず、努めよや』

と告げ、終りて、瞑す、是に於てか、貞任、宗任以下、皆、慨然として、王師に抗せんとす。

金爲時等の頼時を撃破したる栗坂とは、何地なるか、不明なり、然れども、頼時の、一方の血路を突破して、鳥海柵に馳せ還れるより見れば、厨川柵よりも、衣川柵よりも、最も鳥海柵に近き地點なりしことは、争ふべから

ず、研究の根據は、先づ此處に在り。

安倍富忠の領邑鮑屋、仁土呂志、宇會利とは、皆、蝦夷語なり。

鮑屋とは、カニヤならん、カニとは、金なり、ヤとは、岩なり、丘なり、即ち金のある岩、若くは、丘の義にして、鑛石、若くは、鑛山の在る處を謂ふ。

仁土呂志とは、ノトロウシならん、ノトロとは、腮にして、岬の事を謂ひ、ウシとは、處なり、即ち岬の在る處と云ふの義なり。

宇會利とは、オシヨロならん、オシヨロとは、臂の事にして、即ち灣を謂ふ、其形状の似たるを以てなり。

此の如く、岬、若くは、灣を以て、地名となせるからは、其海邊に近き地なること、論を待たず。

富忠は、奥地の俘囚なり、奥膽澤も、奥地なれば、遠閉伊も、亦、奥地なり、而かも、鳥海柵に近き海邊の奥地を求むれば、則ち閉伊を擧げざるべからず。

上閉伊郡の沿岸は、到る處に、岬あり、灣あり、是れ實にノトロウシなり、オシヨロなり、特に、釜石灣は、此

方面に於ける最も良灣にして、オシヨロ中のオシヨロなり、其東南には、御崎の突出するあり、其西方四里餘の甲子村大橋附近には、本邦第一の鐵山あり、大橋の西に、仙人峠ありて、此れを西に下れば、金山あり、此處を、西に走れば、稗貫郡の花巻町に達すべく、又間道を、南に下りて、更に、西に走れば、膽澤郡の鎮守府に達すべく、孰れにしても、最も近きは、鳥海柵なり。

又大橋の北方に、栗橋村あり、是れ栗林と、橋野とを合併せるものたり。

以上の地理に據りて、考ふるに、鮑屋も、仁土呂志も、宇會利も、皆、此方面に求むべきに似たり。

日本第一の鐵山を擁する大橋附近は、カニヤにして、即ち鮑屋なり、現に、仙人峠を隔てたる西方には、金山あり。

大橋の東方四里餘の釜石は、此方面第一のオシヨロにして、即ち宇會利なり。

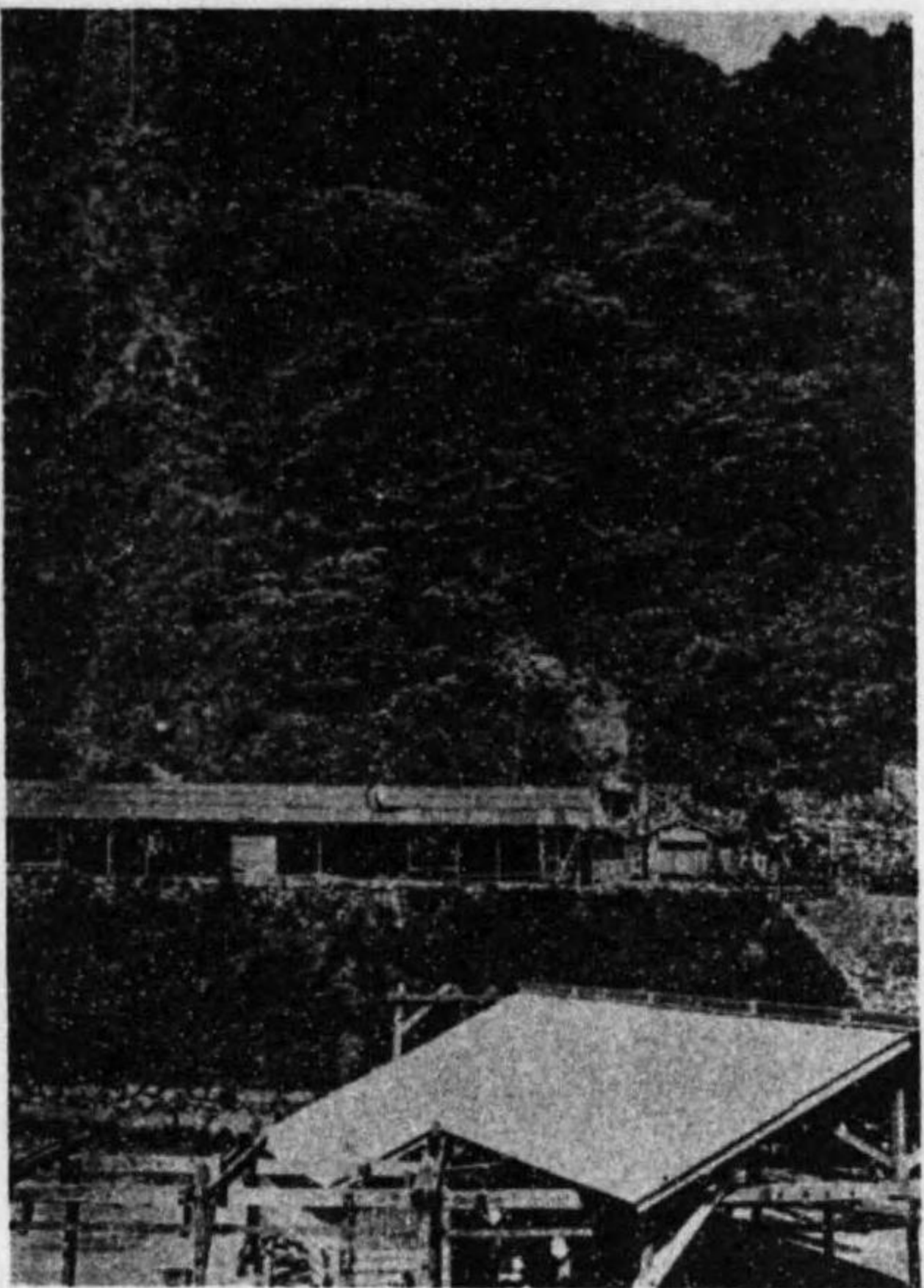


此に知る、安倍富忠は、頼時の一族として、閉伊郡の中、此邊の土地を領有せしものなることを。特に、金爲時は、氣仙郡司なり、釜石、大橋等は、氣仙郡の隣接地に在るを思へば、富忠の、爲時に頼りて降れることの偶然ならざるを知るべきにあらずや。

此の如く、富忠の領邑は、釜石附近ならんか、爲時と、

仙人峠

陸中國上閉伊郡甲子村大橋と上郷山金山との間に仙人峠あり山路羊腸として九十九曲の稱あり安倍頼時の重創を負へる栗坂は此地なるべし此圖は其西麓なり。



頼時と激戦したる栗坂は、即ち大橋と、金山との中間なる仙人峠ならん、此時は、九十九曲と云ひ、大橋より登ること、凡十六町にして、中仙人堂に達す、其間、六十三曲あり、其れより、十二町にして、仙人堂に達すと云ふ。

栗坂とは、蓋、クリウシ坂ならん、暗き坂、若くは、影を失ふ坂と云ふの義なり、曲々九十九曲、忽ち前者の影を見失ふが故に、クリウシ坂、又はクルン坂と稱せしに、後、日本語化して、栗坂と云ふに至れるものならん。

戦終りて、頼時は、大橋の附近、新田米の邊より、南方膽澤道に出で、鳥海柵に走りしものなるべく、爲時等は、乃ち道を氣仙郡、本吉郡に取りて、多賀國府に還り來りしものなるべし。

栗坂の戦況は、此れにて、明瞭に了解せらるべきを信ず。

東磐井郡興田村に、鳥海と云ふ處あり、時の走りたるは、此鳥海にはあらず、若し、此鳥海なりとすれば、栗坂の位置は、益々動かすべからず。

河崎柵址

源頼義大敗の地

河崎柵址は、陸中國東磐井郡門崎村に在り、砂鐵川、東北より、流れ來りて、北上川に會す、此河口なる門崎村の川崎の地、此れなるべしと云ふ。

河崎柵は、安倍貞任の母方の叔父金爲行の居城なり、貞任、此柵に據り、兵を黃海に出だして、頼義の軍を防ぐ。黃海村は、東磐井郡に屬し、河崎柵址の南一里ばかりの地に在り、東山の南麓にして、陸前國登米郡嵯峨立村と、境を接し、北上川の畔に在り、黃海川は、北上山の山脈より、源を發し、西流して、此處に來り、北上川に注ぐ。

元兇、誅に伏すと雖も、餘黨、敢て屈せず、頼時の子貞任代りて、衆を統べ、兵勢、益々振ひ、兇賊、益々熾んなり。頼義、之れを蕩平せんと欲すと雖も、兵力、足らず、糧食、亦、給せず、乃ち國解を朝廷に上つりて、頼時誅伐の狀を

奏し、且、官符を下して、糧食を徵發し、兵士を召遣せられんことを請ふ。

廷議、之れを納れ、令を諸國に下したりと雖も、事、意の如くならず。

頼義、斷然、意を決し、手兵千八百餘騎を提げて、賊砦を攻撃せんと欲し、十一月上旬を以て、衣川柵に向ふ。

貞任、剛勇にして、膽略あり、士卒四千餘人を率ゐて、河崎柵に據り、兵を黃海に出だして、防ぎ戦ふ。

頼義、一撃して、之れを破り、進んで、河崎柵を圍み、矢石を飛ばし、鯨波を發して、包圍攻撃すること、四晝夜、賊兵、終に支へず、將に柵を棄て、潰走せんとす。

朔北の野は、氷雪早し。

時に、天寒くして、風急なり、二更の比、陰雲、空を蔽ひ、飛雪、野を捲きて來り、其夜も、止まず、其翌日も、亦、歇まず、糧道、忽ち絶えて、寄手の陣中、人も、馬も、皆、饑寒に苦む。

貞任、早くも、之れを察し、四千餘騎の兵を分ちて、七隊と爲し、猛然として、官軍の營を襲ふ、攻防の勢、忽ち轉



じて、勝敗の機、亦、變ず、官兵、意氣慨然、

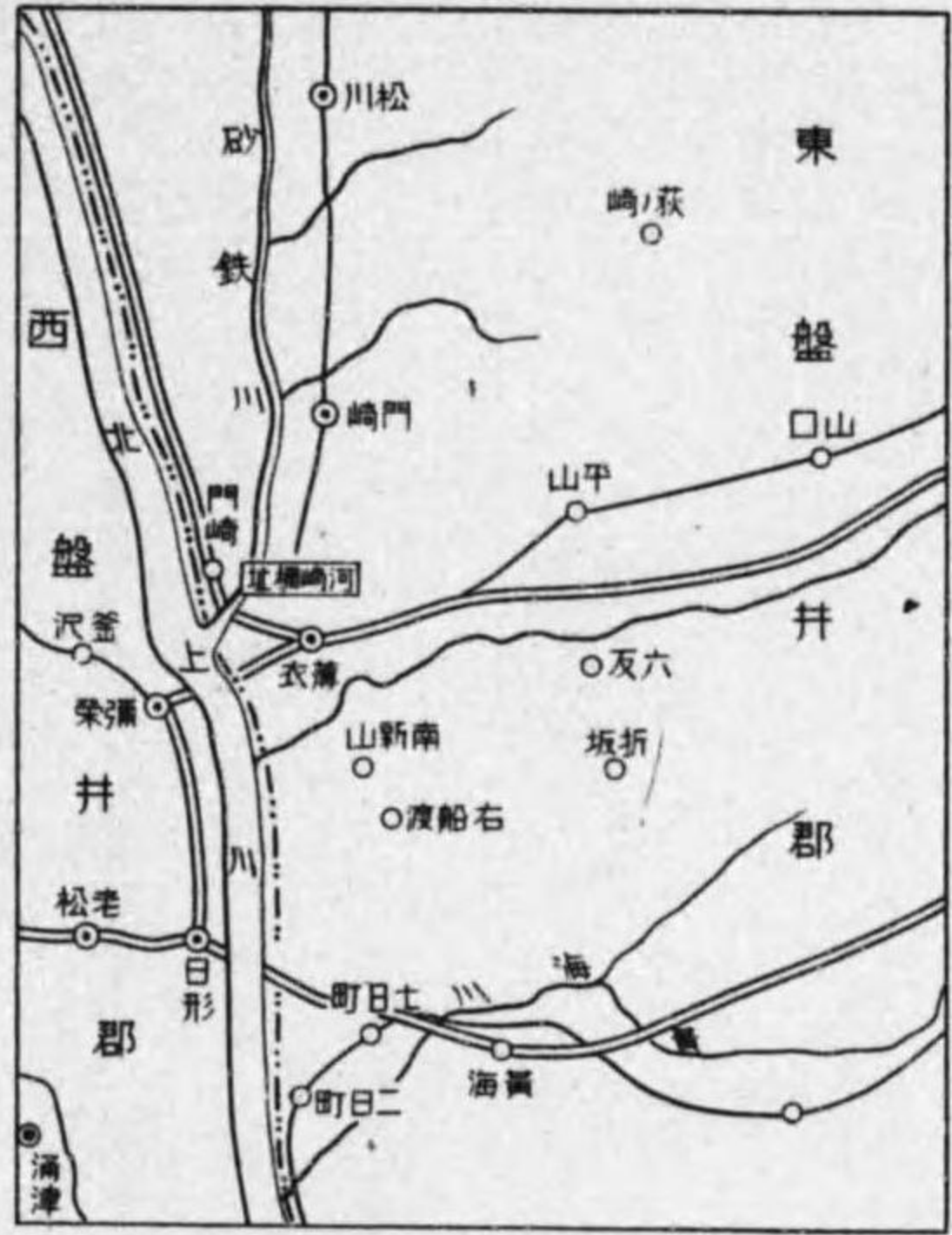
『飢に死なんよりは、敵に死ねよ』

各々、劍を把り、戟を掲げて、起つて戦ふ、死者、傷者、見  
るく、續出して、滿地の白雪、爲めに赤し、

二

八幡太郎義家、時に、年二十、坂戸判官則明、加藤右馬允  
景季、和氣散位致輔、同く爲清を、左右に従へ、手兵二百  
騎を掲げて、奮ひ戦ふ、神出鬼没、千變萬化、前に在るよ  
と思へば、忽然として、後に在り。

河崎柵址地圖



義家の弓  
力、今古  
に絶す、  
白羽、風  
を折つて、  
飛んで、  
鐵甲を洞  
く、百發、  
虚發なく、

百中、虚中なし、其矢先に向ふもの、皆、弦音に應じて斃  
る、賊兵、最も義家を怖る、其向ふ所、

『素破や、八幡太郎ぞ』

皆、踵を轉じ、首を縮めて、八方に逃げ散ず、義家、勢に  
乗じて、西に戦ひ、東に闘ひ、敵を衝き、味方を援ふ、鐵  
蹄、雪を蹴つて、翠鬣、風に揺らめく、英氣、特に、颯  
たり。

忽ち見る、味方の一隊、敵の包圍に陥りて、苦戦するを、  
此れぞ、藤原權太郎光貞の二百騎を以て、賊將安倍時任の  
七百騎と戦へるもの、義家、見るより、

『權太郎救へよ、光貞討たすな』

自ら馬を眞先に進めて、眞一文字に、敵を衝く、

『八幡太郎、此れに在り、怯むな光貞』

と呼ばりく、刀を揮うて、縦横に薙ぎ立つれば、賊兵、

『素破や、八幡太郎の加勢ぞ』

何れも、膽落ち、氣沮み、先を争うて、潰え走る。

義家、息をも繼がず、又馳せて、敵に向ふ、叔父河内冠者  
頼任、三百騎を以て、黒澤尻四郎正任の千餘騎と、追ひつ、

追はれつ、雪を蹴立て、奮ひ戦ふ。

義家、其れと見るより、少しも遲疑せず、蹄を攢めて、サ  
ツと、敵中に突き入る、勢、風雨の如し、賊兵、駭然とし  
て、

『ソレ八幡殿ぞ』

先を争うて、散亂すれば、正任、亦、馬を驅つて、走り退  
ぐ。

義家、尙も、馬を東西に驅つて、味方を救はんとす、時に、  
戦闘、既に終りて、荒涼たる原頭、敵もなく、味方もなく、  
唯、累々たる死屍、黒く、赤く、雪上を彩どる。

此時、不圖、彼方を見遣れば、千二三百騎の一隊、凱歌を  
奏しつゝ、歸る、此れぞ、疑ひもなき賊魁安倍貞任、馬上の  
英風、凛々として、四邊を拂ふ、義家、見るより、

『此れこそ、望む所の敵なれ』

殘兵二百騎を、魚鱗に備へて、驀然一馳、敵を衝く。  
貞任、數倍の衆を恃んで、四方より、包み撃つ、義家、兵  
を行くこと、臂の指を使ふが如し、右を撃ち、左を衝き、  
前を攻め、後に當る、馳馳電撃、端倪すべくもあらず。

河崎柵址

貞任の兵、死傷、筭なく、終に敗れて、柵中に、走り退く。

義家、之れを追はんとし、顧みて、味方を見れば、士卒、  
皆、倒れて、我れに續くものは、坂戸則明、唯一人、形影、  
瑩然として孤なり、義家、

『戦は、此れまでぞ、將軍の御行衛こそ、覺束なけれ』

今は、敵を捨て、父を索めんと欲し、主従二騎、取つて  
返して、且ある溪間に馳せ入る。

三

義家、則明の二人、暫し味方の消息を窺へども、續いて來  
るもの、唯一人もあらず、義家、憮然として、

『扱は、皆、討たれたるか、兎も角も、將軍の御在所を、  
尋ね參らせん』

と告げ、二人、轡を駢べて、其處此處と、捜し索む。

頼義、亦、奮戦して、悉く士卒を失ひ、加藤修理少進景通、  
大宅太郎光任、首藤權之介範季、清原散位貞廣の四騎と與  
に、義家の所在を索む、義家、遙に望み見て、

『あれこそ、將軍に在はしますらめ、續けや判官』

一鞭、馬を驅つて、馳せ到れば、其れと見たる頼義、死者



の復た蘇する如くに喜ぶ、景通、進み出で、  
 「此上は、敵營近く在はしまさんこと、然るべからず、  
 疾く、御歸府あらせ給ふべし」  
 と諫むれば、頼義、此れに従ひて、馬を回へず、來る時は、  
 千八百騎、今は、唯、主從七騎に過ぎず。  
 既にして、敵兵二百餘騎、雪を蹴立て、追ひ來る、是れ  
 ぞ、安倍宗任の部將藤原業近と云へるもの、頼義、此體を  
 見て、心を決し、

「今は、所詮、遁れぬ所ぞ、雑兵の手に懸らんよりは、  
 潔よく、生害せんに若かず」



源頼義退路地圖

と言ひつ  
 つ、手早  
 く、鎧の  
 上帯を解  
 きて、自  
 殺せんと  
 す、義家、  
 其手に鎚

りて、  
 「義家、斯くて候ものを、何しに、然ることの候べき、  
 疾く、落ちさせ給へ、義家、防矢仕り候はん」  
 と諫むれば、頼義、

「イヤ、我れは老軀、惜むに足らず、汝こそ、疾く  
 疾く、國府に馳せ歸り、重ねて、大軍を起して、朝敵を  
 誅し候へ、後事は、駈かと頼み候ぞ」  
 と言ひつ、尙も、自殺せんとす、義家、

「義家の身は、少しも、御氣遣の事候はず、何れも、疾  
 く、將軍の御供仕つれ、我れも、頓て、跡より追ひ  
 付き申さんぞ」

と言ひ捨て、弓を執つて、敵に向はんとす、景通、光任の  
 二人、突と進み出で、遮り止め、

「御父子は、則明、範季を具して、國府へ歸らせ給へ、  
 我等と、貞廣の三人、防矢仕つり候べし」

と説き勸む、斯かる折柄、敵兵、早、間近く突進し來れば、  
 今は、猶豫の邊もあらず、景道等、箆に残れる矢を取つて、  
 頼義父子に進め、

「君には、これ

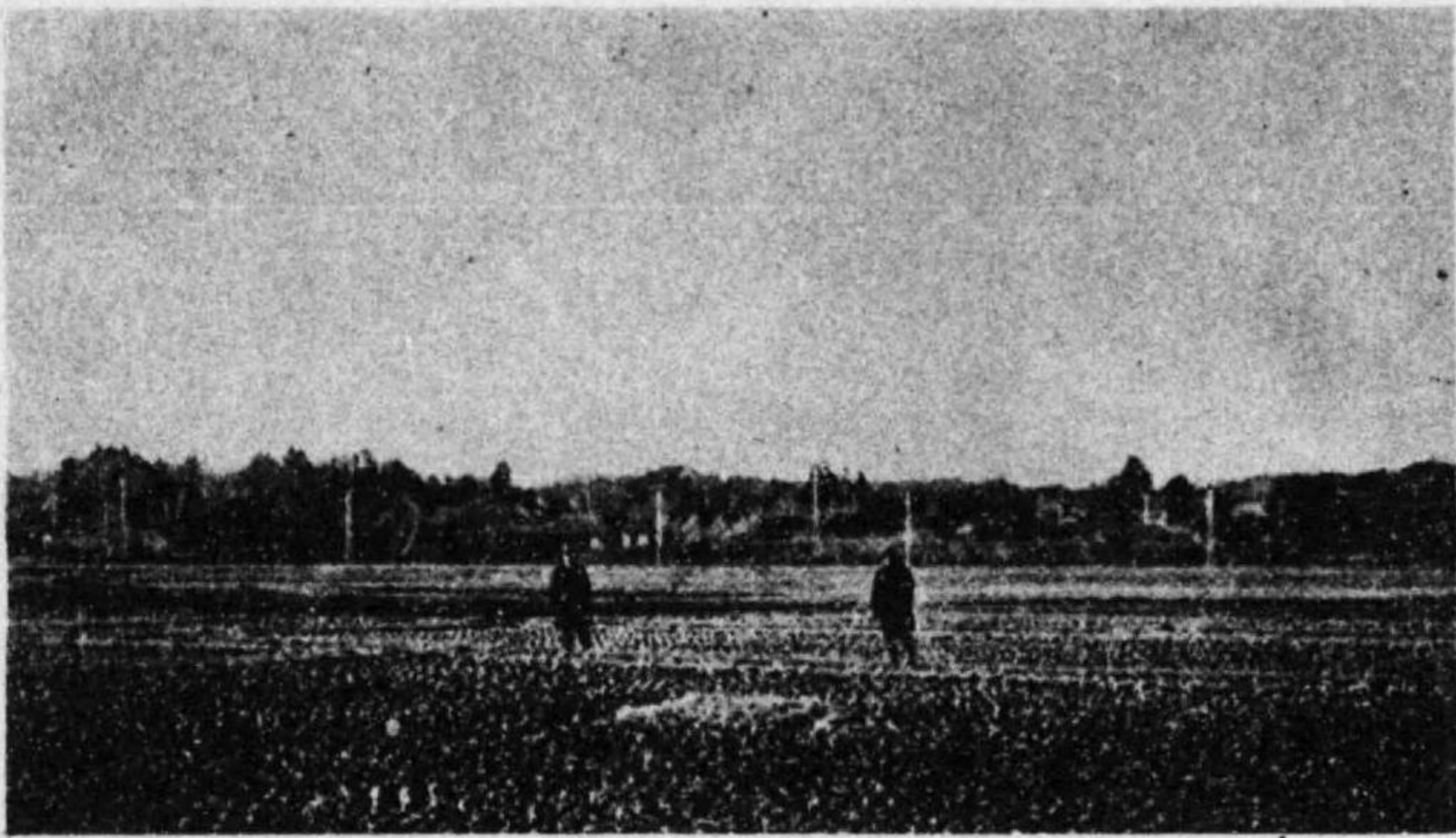
射させ給へ、我  
 等は、打物にな  
 つて、戦ひ候べ  
 し」

と述べ、各々刀劍  
 を揮うて、迎へ戦  
 はんとす。

矢數を算ふれば、  
 凡、百五六十あり、  
 一矢に、一敵を殲  
 せば、優に敵の大  
 半を屠るに足らん、  
 頼義、左臂に矢疵  
 を受けて、弓を彎  
 くこと能はず、義  
 家、唯一人、手に  
 任せて、矢を、取

岩切村

陸前國宮城郡岩切村は多賀國府より陸中國に到  
 るの通路なり、源頼義の敗れて還り來る時に  
 通過したるは此村の志波彦神社前なり。



河崎柵址

つては放ち、取つては放つ。

先頭に立つて、前進するもの、次より次と、皆、仆さる、  
 左れども、業近、衆を恃んで、事ともせず、

「敵は、僅か七騎ぞ、何程の事かある、進めや進め」  
 と呼はり、衆を勵まして、尙も、突進し來る、雙方の  
 距離、既に、目と鼻との間に迫る、會々頼義の馬、三矢を  
 負うて、撞と倒る、景通、之れを見て、

「天晴、良き馬もがな」

屹と、敵中を見遣れば、業近の弟藤三業信の乗馬、最も目  
 に立つ、景通、

「あれをこそ、君に上つるべけれ」

早くも、其れと目を注ぎたる折りもこそあれ、義家の能ッ  
 引いて放てる一矢、グサと、業信の胸中を射通せば、アッ  
 とも言はず、眞逆さまに、馬上より、轉び落つ、景通、  
 「あれ取らん」

突と、馬を驅つて、馳せ出づれば、業信の家臣、バラ、  
 と、馳せ來り、急ぎ業信を扶けて、引き還る、景通、

「我れの欲しきは、首にはあらで、馬ぞ、陣屋に連れ歸



つて、存分に、養生させよ』

と言ひつゝ、カラ〜と笑ひ、イキナリ、馬を引つ捉へ、塵を拂ひて、頼義に獻つる。

既にして、義家の乗馬、亦、敵矢に中りて、倒るれば、主人は、鎧を越して、ゆらりと、前に降り立つ、それと見たる則明、

『イデ〜、良き馬取つて、参らせん』

大手を廣げて、敵中に馳せ入る、一敵あり、葦毛の駿馬に跨る、則明、望み見て、

『扱も、良馬や、疾く下りて、進らせよ、八幡殿の御用なれば、其志に免じて、命のみは助けん、疾くせよ』

と呼はる、宛がら、市に物を買ふに似たり、彼の敵、赫と怒りて、

『憎き敵の雑言かな、望みとあらば、馬は取らせん、然る代り、汝の首は、我れ取らん』

と言ひさま、大刀を揮うて、切つて懸かる、則明、突と、掻いくりて、後に出で、ムツと敵の上帯を、引ツ掴みて、其儘、曳き歸らんとす、部下の兵士二三騎、鋒を揃へて、

追ひ来れば、則明、屹と、振り返りつゝ、

『扱は、此者の命を救はん所存よな、然らば、還し取らせん、連れ歸れ』

と言ひさま、高く頭上に擎げて、撞と、大地に投げ付け、馬のみを取り歸りて、義家に進む。

今は、矢種も盡きぬ、屹と、敵の方を見遣れば、大半は、既に討たれて、餘す所、百騎にも足らず、頼義、

『今は、易し、馬蹄に掛けて、蹴散らせよ』

主従唯七騎、轡を駢へ、蹄を揃へて、サツと、敵中に馳せ入り、左右前後に、駈け廻る、暴れに暴れたる猛虎の、群羊を驅るにも似たり。

敵兵、バツと、四方に散亂すれば、頼義主従、好き程に、追ひ捨て、馬首を回へして、國府に還る。

七騎を以て、二百騎を破れるもの、義家の功、與つて、多きに居る、八幡太郎の馳名、是れより、敵中に高し。

四

此役や、貞任の謀略、其圖に中りて、非常の大捷を博し、左しもの頼義も、殆ど、全滅の惨敗を招き、股肱腹心の勇

士、皆、枕を並べて倒る。

佐伯散位經範は、藤原秀郷の裔にして、頼義父子の信頼を受くること、最も厚し、此日、敵の重圍を、突破せしも、頼義父子の所在を知らず、散亂したる味方の兵に逢うて、尋ぬれば、

鹽竈神社

鹽竈神社は陸前國宮城郡鹽竈町に在り左宮に武甕槌命右宮に經津主命別宮に岐神を祀る奥州の一の宮たり明治七年岩切村に在りし志波彦神社を合祀す國幣中社たり。



河崎棚址

『將軍御父子は、敵の爲めに、圍まれ給ひしが、従士、纒に六七騎に過ぎず、定めて、討死させ候はん』と答ふ、經範、聞きて、涙を流し、

『我れ、將軍に仕へてより、既に三十年を経たり、我が年、既に耳順に達し、將軍の御齡、亦、懸車に迫れり、久しく主従の義を結ぶ、何ぞ、死生の道を同くせざらんや、イデヤ、敵の白首を掲げて、君の黄泉の旅に従ひ奉つらん』

と言ふより早く、屹と、馬首を立て直して、敵や在ると、四方を見廻はす、經範の従者三人、來りて、此處に在り、『忠義の道に、上下の別ちなし、主君にして、將軍と命を同うし給ふからは、我等も、主君と死を共にすること、當然に候はん、許させ給へ』

と述べて、健氣にも、隨從を請ふ、會々敵の一隊、此方を指して、馳せ來る、經範、

『然らば、來れ』

と言ひつゝ、主従唯四騎、猛然として、敵中に突入し、縦横奮戦、二十四人を殺して、皆、同じ枕に倒る。



加藤右馬允景季は、修理少進景通の子なり、天性、驍勇にして、騎射の技に達す、亂軍の中に、義家と相失して、其所在を知らず、敵中を馳驅して、堅陣を突破すること、七八度、敵、皆、其勇威に怖る、偶々馬跌づきて倒れ、景季、思はず、地に落つ、敵兵、折り重なりて、取つて押へ、其儘、貞任の前に、押し据ゆ、貞任、其驍勇を惜みて、之れを縦さんとす、左右、

「彼れは、將軍由縁のものに候、助命の儀、然るべからず」

と諫むれば、貞任、此れに従ひて、終に景季を斬る、生年二十餘。

和氣散位致輔、同く爲清の二人、亦、義家を見失ひて、其所在を捜し索め、圖らずも、巨理權大夫經清の兵と、行き逢ふ、經清、四百餘騎を以て、圍み撃つ、二人、馬を駢べて、奮進し、敵の勇士伊勢太郎有元、同く次郎有之等を斬る。

既にして、馬、皆、倒る、二人、尙も、徒歩して戦ひ、身漸く疲れ、力、漸く竭く、乃ち耦刺して死す。

平大夫國妙は、巨理權大夫經清の叔父なり、智勇兼備にして、戦ふ毎に、皆、勝つ、人、呼んで、平不負と曰ふ、貞任、屢々經清を以て、招けども、固く卻けて、聽かず。

此日、戦敗る、や、國妙、從兵五騎と與に、貞任の陣を冒す、其勢、最も鋭し、貞任の兵、之れを環射して、其馬を倒し、國妙の地上に落ちて、起ち上る所を、取つて押へて、貞任の前に、押し据ゆ。

貞任、其勇を惜みて、之れを殺さず、直に其縛を解きて、從者と與に、縦ち還へす。

五

藤原内舍人茂頼は、頼義の股肱なり、戦終りて後、頼義父子の所在を求むれども、更に、何の手懸りをも得ず、

「討たれさせ給ふとは覺えず、一定、國府に歸らせ給へるならん」

と思ひ、晝夜、程を急ぎて、國府に歸り來れば、何ぞ計らん、頼義父子は、未だ歸着せざらんとは、茂頼、愁然として、

「敗軍の日より、今日は、六日なるに、未だ御行衛の知

れざるからは、最早、御生害あらせ給へるに疑ひなし、此上、獨り生きて、何かはせん、イデ、我れも黄泉の御供せん」  
と言ひつゝ、鎧を脱し、刀を抜きて、アワヤ、自殺せんとす、忽地にして、

千人塚

磐城國伊貝郡北郷村花島に千人塚あり、源義家敵屍體千人を埋めし處なりと云ひ傳ふ、されども遠く戰場を隔てし地なれば此處まで敵の屍體を運び來るべしと思はれず。



河崎柵址

「イヤ、今、空しく死すべきにあらず、如何に御運盡きさせ給へりとは申せ、さしもの將軍御父子の御骸を、取り收むるものなく、空しく戦場の塵に埋めしめんことあるべからず、若しも、賊手に渡りて、軍門に梟らされなば、將軍の恥辱、源家の瑕瑾、末代までも、拭ふべからず、是れより、再び戰場に到りて、御骸を索め、若し既に賊手に渡りなば、是非に奪ひ取りて、孝養し奉つり、然る後、冥途の御供をこそ爲すべけれ、但、此姿にて往かば、必ず敵の爲めに、怪まれん、要こそあれ」  
と思ひ極め、髪を剃り薙ちて、圓頂縮衣の姿となり、一笠一蓋、飄然として、戰場に向ふ。

往きて、刈田宮に到れる時、圖らずも、頼義主從七騎の歸り來るに逢ひ、夢かとはかりに喜びて、事情を物語り、復た從うて、國府に還り來る。

頼義父子は、敵の重ねて追跡せんことを恐れ、間道へ、と踏み入りしより、斯くは、途中に、數日を費やせるなり。頼義父子、幸に、身を全うして、國府に歸りしも、非常の惨敗を招きて、羽翼を失ひ、爪牙を喪ひ、今は、手も出さず、



足も出ず。

此れに反して、貞任の意氣は、冲天の勢あり、兵威、益々振ひて、之れを制すべき術さへもあらず。

藤原茂頼の、刈田宮に於て、頼義の還り來るに行き逢ひたりと云ふは、地理上より見て、甚だ疑問なり。

當時、陸奥國府は、陸前國宮城郡多賀城に在り、其戰場たりし河崎柵は、陸中國東磐井郡門崎村に在り、此戰場より、國府に歸るには、東部の本吉郡を取るの道もあり、中部の登米郡を取るの道もあるべしと雖も、刈田宮を過ぎしと云ふ點より見れば、西部の栗原郡に出づるの道を取りしものなるべく、又此れが當時の本街道なりしなるべし。

頼義にして、此道を取りしとすれば、金成、澤邊、築館、高清水より、志田郡古川町に到り、此處より、松山、鹿島臺、岩切を経て、國府に還るか、又は三本木、吉岡、利府、岩切を経て、國府に還るを、順路なりとす。

然るに、刈田宮を過ぎしとすれば、頼義は、古川町より、國府とは反對の中新田、小野田、銀山越を過ぎて、羽前

國東村山郡、南村山郡を迂回し、笹谷峠を越えて、又陸前國柴田郡に入り、其れより、刈田郡宮村の刈田宮を過ぎしものと見ざるべからず。

頼義は、間道をくぐり取りたる結果、此大迂回を爲せり、とするも、茂頼までが、逆に此大迂回を爲して、ハタと刈田宮前に行き逢へりと云ふは、如何にも不審にして、疑問は、正しく此點に存するなり。

若し國府にして、武隈、即ち今の名取郡岩沼町に在りしとすれば、或は、此迂路を取らざるにもあらざるべし、然れども、多賀の國府と、河崎柵との往來に、此迂路を取れりと云ふは、實に想像だも及ばざる所なり。

按ふに、岩切村冠川に、志波彦神社あり、冠川明神とも曰ひ、志波道上宮とも曰ふ、明治七年、鹽竈神社に合祀せしと雖も、古來、有名の大社にして、延喜式にも、名神大とあり、現に國幣中社たり、刈田宮と云ふは、即ち此道上宮の誤なること、斷じて、疑ふべからず後三年役に、散見する刈田宮も、亦、此道上宮の誤なること、言ふまでもなし。

此事實に據りて見る時は、頼義は、大體に於て、本道を取りしなり、茂頼も、亦、本道を取りしなり、其途中に於て、行き逢へるも、亦、當然ならずや。

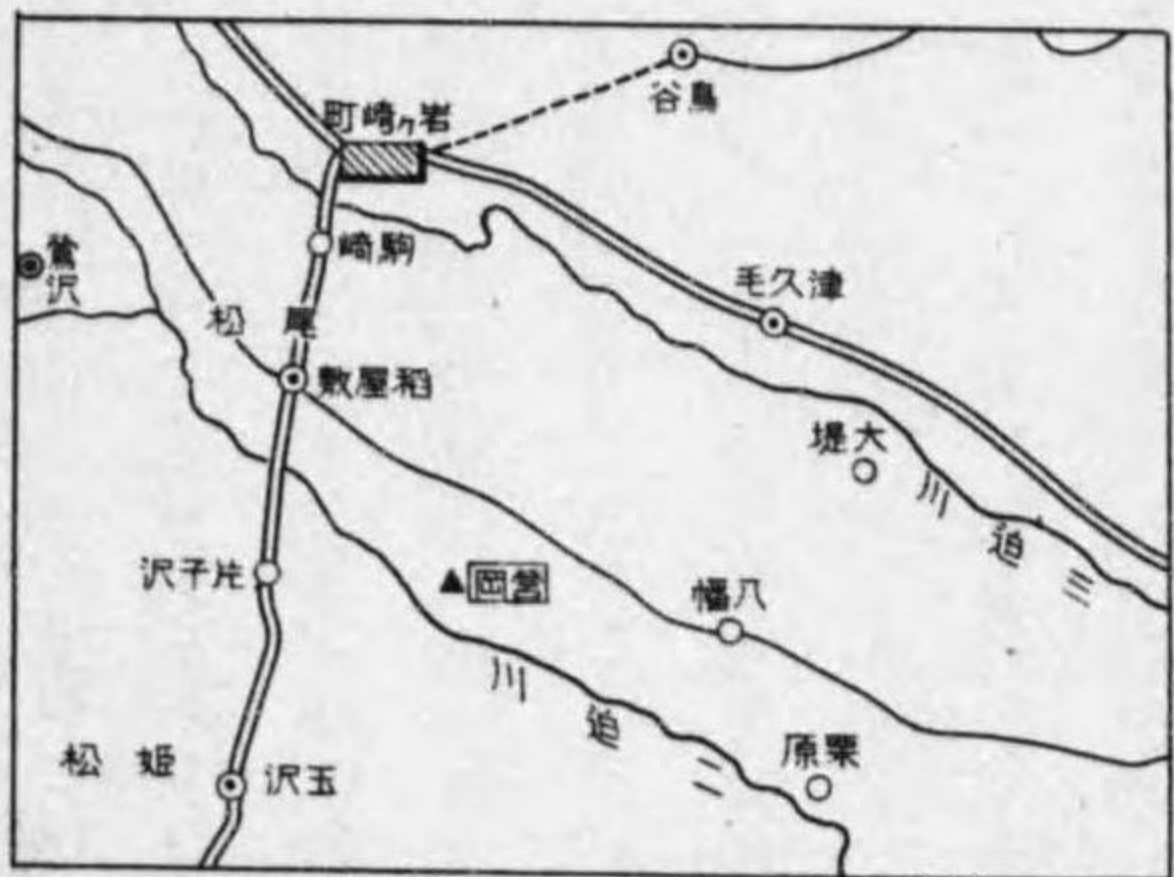
營岡

頼義武則會盟の地

陸前國栗原郡尾松村大字八幡に、八幡祠あり、譽田別尊を祀る、之れを營岡八幡宮と曰ふ、城生野、姉齒の西二里、稻屋敷の東南半里、二迫川の北岸に在り、延暦中、坂上田村麿の陣を置きたる地なるが故に、此名あり、源頼義、清原武則の會盟せしも、此の處。

奥州の古道は、玉造郡なる多加波々城址の邊より、東北に向ひ、栗原郡一迫町より、更に、北向し、澤邊村松山を経て、磐井郡に入る、之れを松山道と曰ふ、營岡は、此道の東五町の地に在り、頼義、武則は、營岡の會見後、此道を北進せしなり。

營岡



賊魁、誅せざるべからず、叛徒、滅せざるべからず。源頼義、敗れ還りて、再舉を計らんとす、然れども、當時、兵士、兵糧は、唯、徵發の名のみありて、着到の實なく、自衛の術、亦、難からんとす、何ぞ、進撃の力あるべきや。頼義、使を出羽に遣はして、援を求むれども、國司源兼長、逡巡して、此れに應ぜず、頼義、乃ち狀を具して、之れを朝廷に訴ふ、此年十二月、朝廷、兼長の任を解き、左衛門尉源齊頼を、出羽の國司に補して、頼義を援助せしむ。

其翌康平元年四月二十五日、齊頼、出羽に來る、然れども、齊頼、放鷹を好んで、唯、鳧雁の類を獵するを知るのみ、絶えて、鷗梟の徒を戮するを知らず。

頼義、苦心焦慮すれども、未だ遽かに鷹獵の師を發す



ること能はず。

貞任、今は、官軍を蔑視して、跋扈陸梁、至らざるなし、  
亘理權大夫經清、數百騎の兵を率ゐて、糧食を徵發し、官  
物を横領し、

『白符を用ひよ、赤符を用ゆること勿れ』

と令す、赤符とは、官符にして、白符とは、己れの發する  
私符なり、諸民、此れに従ひて、悉く白符を用ゆ、賴義、  
官符を發して、糧食を徵發せんと欲すれども、更に効なし。

官符には、赤き國印あり、故に、赤符と謂ふ、私符には、  
國印なし、故に、白符と謂ふ。

官命、重しと雖も、實力、輕ければ、絶えて、行はれず、  
賊命、妄なりと雖も、實力、大なれば、其能く行はるゝこ  
と、此の如し。

賴義、此苦境の中に立ちて、尙、滅賊の功を、擧げんと欲  
し、百方、思慮を勞して、方策を案ず、當時、出羽の山北  
に、清原眞人光頼、及び其弟武則なるものあり、一族、廣

くして、部下、亦、多し、賴義、

『此上は、彼等兄弟を頼みて、賊徒を誅戮せん』

と思惟し、禮意を教くし、奇寶を贈り、只管、其歡心を求  
めて、助力を乞ふ、然れども、光頼、躊躇して、亦、此れ  
に應ぜず。

賴義、奈何ともすべからず、荏苒として、空しく日を送る  
間に、其任期、又再び滿つ。

康平三年正月、朝廷、乃ち高階經重を以て、陸奥守兼鎮守  
府將軍と爲し、命じて、貞任を討伐せしめ給ふ。

經重、二月下旬を以て、陸奥に向ふ、歌人の襟懷は、自か  
ら武人と異なる、發するに臨みて、其友清原範水の許に、  
行末に逢隈川のなかりせば

如何にかせまし今日の別れを

との一首を贈れば、範水、又

君にまた逢隈川を待つべきに

のこり少なきわれぞ悲しき

との返歌を酬ゆ、山を越え、水を渡り、花を眺め、雪を賞  
し、客心悠々として、陸奥に到れば、戰亂の世には、韜略

の要こそあれ、兵馬の前には、風流の用なく、國人、皆、  
賴義の威風に服して、經重の指揮に従はず、會々貞任、大  
軍を擁して、國府に來り迫らんとするとの説あり、經重、  
大に怖れて、倉皇、京師に逃げ歸る。  
是に於て、朝廷、三たび、賴義を以て、陸奥守兼鎮守將軍  
と爲し、以て貞任を誅滅せしむ、賴義の責任、彌々重し、  
知らず、將軍の白髮、増すこと幾莖ぞ。

二

賊徒討伐の志、切なりと雖も、玉師徵發の道なきを奈何せ  
ん、賴義、今は、愈々清原兄弟を頼むの外あらず。

是に於て、賴義、屢々使者を發して、應援を促がせども、  
光頼、尙、躊躇して、決せず、弟武則、雄才あり、膽略あ  
り、且、功名の念に富む、

『丈夫、天下に武名を立つるは、此時に在り、好し、我  
れ、此れに應ぜん』

と決意し、子弟と與に、一萬餘騎を率ゐて、奥州に向ふ。  
賴義、之れを聞きて、大に喜び、康平五年七月二十六日、  
自ら三千餘騎を率ゐて、國府を發し、八月九日を以て、栗

原郡の營岡に到る。

武則、既に來りて、此處に在り、兩雄、互に手を執り、膝  
を接して、襟懷を談ず、感慨極まりて、涙、自から下る。

抑々此地は、往古、坂上田村麿の軍伍を整へて、東夷を征  
したる處、賴義、亦、此佳例に依りて、軍旅を整へんと欲  
す。

滯陣數日、十六日、諸軍の部署を定めて、七隊と爲す、武

則の子荒川太郎武貞、一陣たり、武則の姪橘志方太郎貞頼、

二陣たり、武則の女婿吉彦太郎秀武、三陣たり、貞頼の弟

橘志方次郎頼貞、四陣たり、賴義は、乃ち諸軍の總督とし

て、五陣たり、五陣の中に、三隊あり、一隊を、賴義とし、

二隊を、武則とし、三隊を、國中の官兵とす、班目二郎武

忠は、六陣たり、貝澤三郎武道は、七陣たり、此二人は、

俱に武則の子なり。

部署、既に定まる、總軍九隊の中、賴義の兵は、僅かに麾  
下の兵と、國中の兵との二隊のみ、武則、乃ち遙に王城の  
方を拜して、天地に誓ふ、

『臣、一門の兵を率ゐて、將軍の召に應ず、其志す所は、



唯、義に在りて、私に存せず、必ず國の爲めに、死せんことを願ふ、敢て身の爲めに、生きんことを思はず、仰ぎ給はくは、八幡三所の神靈、臣が一片丹誠の心を照し給へ、若し身命を惜みて、死力を盡さずんば、神鑑、速かに臣が首を洞き給へ」

と奏し終れば、群鳩、何處よりか、飛び來りて、旗上を翔翔すること數回、頓て、東方を指して、一齊に飛び去る、諸軍、之れを見て、

「あら有り難や、今や、神助、疑ふべからず、賊を滅ぼすこと、必然なり」

と勇み悦び、軍氣、頓に振ふ、乃ち命じて、軍を進め、松山を越えて、磐井郡中山大風澤に陣し、十七日、更に、進んで、萩の馬場に達す、此處は、小松柵を距ること、五六町に過ぎず。

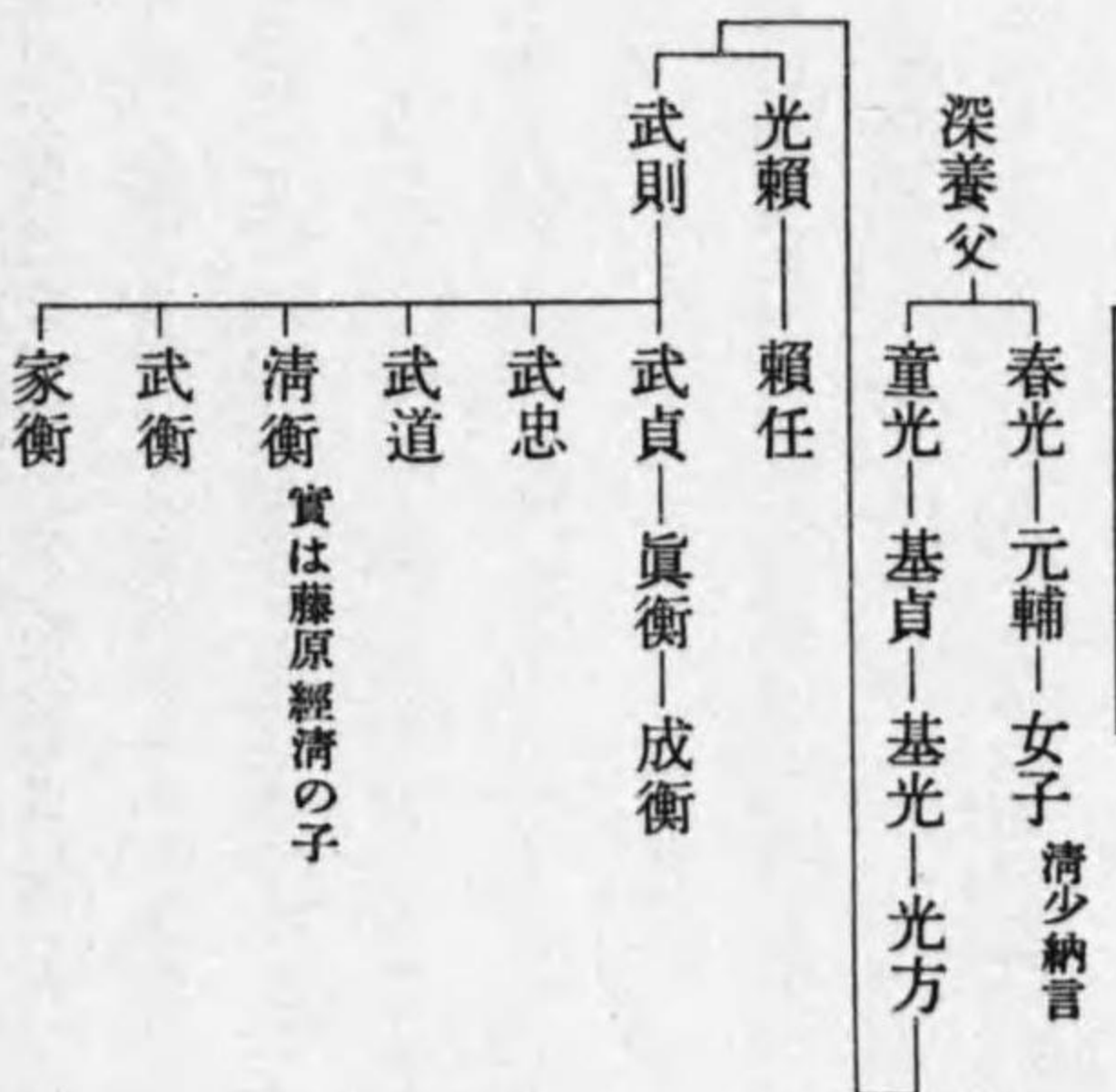
然れども、此日は、凶日なるを以て、戦を開かず、將に、明日を以て、攻撃せんとす。

時しも、中秋後二日、一天、月明かに、星稀にして、烏鵲、南に飛ぶ。

營岡は、坂上田村麿の軍を屯せし處なるが故に、此名ありと云ふは、疑はし、按ふに、營岡のタムロは、蝦夷語のトミウルなるべし、トミとは、軍勢なり、ウルとは、丘なり、軍勢の屯せし丘なるが故に、トミウルと名づけしに、後、轉じて、タムロとなり、此れに岡を添へて、營岡と呼ぶに至れるものなるべし。

されば、營岡とは、軍勢の屯せし事あるより起れる名稱に相違なかるべしと雖も、其は、坂上田村麿よりは、餘

清原武則略譜



程古き時代の事なるや、勿論なるべし。

小松柵址

安倍貞任大敗の地

陸中國西磐井郡萩庄村の大字に、上黒澤と稱する所あり、小松柵は、此邑内に在り、源頼義の陣營を張りし萩の馬場も、亦、萩庄村の中に在り。

山目村大字赤萩は、上黒澤の北半里の地に在りて、磐井川を隔つ、此地に、高梨館と稱する古城址あり、安倍貞任の、小松柵に於て、敗走せる後、一時、支持したりし高梨宿、及び石坂柵と云ふは、此れなるべし、古の驛路は、上黒澤より、赤萩を経て、衣川、白鳥に出でしなり。

小松の柵は、貞任の叔父良照法師の據守せる所、貞任の弟宗任、亦、來りて、之れを援く。

東南には、數尋の碧潭あり、西北には、百丈の青巖あり、守るに易くして、攻むるに難く、要害、最も堅固を極む。

荒川太郎武貞、橘志方次郎頼貞の二人、親しく敵情を偵察せんと欲し、各々從兵十餘人を率ゐて、柵外に進む。

從兵、枯芦を聚めて、此れに、火を點す、濛々たる白煙、高く天に沖すれば、柵兵、望み見て、大に驚き、

「素破や、敵兵押し寄せしぞ、アレ防げや」

と奮り、俄に鯨波を發し、矢石を投ず、官軍、亦、此れに應じて、進み攻め、戦端、忽ち此に開く、頼義、望み見て、武則に向ひ、

「城攻は、明日とこそ思ひつれ、不慮に、戦端を開ける上は、復た日の吉凶如何を問ふべからず、此儀、如何に思はるゝぞ」

と問へば、武則、

「凡、兵は、機を見て發す、必ずしも、時日を選ぶべからず、宋の武帝、往亡日を避けずして、大功を樹てたる先例も候、今や、官軍の意氣、水火の如く、其鋒、當るべからず、用兵の機は、正しく此時にこそ候へ」

と答ふ、頼義、乃ち急に軍を進め、騎兵を以て、要害を圍み、歩卒を以て、城柵を攻む、然れども、城、險にして、



兵、強く、容易に、之れを抜くこと能はず。

深江是則、大伴員季の二人は、俱に、第二陣に屬す、馬を陣頭に進めて、敵城を注視すること少時、是則、

「此城、要害堅固にして、前面より、攻め寄すとも、徒に、士卒を勞するに過ぎず、我等、城後の險阻より、忍び入り、敵兵の眞中に、亂入して、縦横に駈け立つれば、敵兵、必ず狼狽して、度を失ひ、諸方の防禦、一時に弛まん、味方、此勢に乗じて、酷しく、攻め立つれば、城を乗つ取らんこと、

小松柵址地圖



疑ふべからず」  
と叫ば、員季、  
「實にも、此策、最も妙なり、命を棄て、忍び入らんに、何の仕損ずることあるべきや」  
と答へて、之れを贊し、直に邊兵三十餘人を率

ゐて、西北の方より、攀ち登る、斷崖、削るが如く、峻急、言ふべからず。  
是則、員季等、山を削りて、足場を作り、鉾を結びて、梯子に代へ、險を越え、岨を攀ち、漸くにして、城塙の下に達す。

城兵、險を恃みて、備を設けず、是則等、難なく、塙を越えて、城に入り、大呼して、敵中に亂入し、各々刀を揮うて、斬り立つ、城兵、其多少を知らず、皆、大に駭きて、四方に散じ走る。

宗任、今は、奈何ともすべからず、手兵八百餘騎を率ゐて、柵外に突出し、奮然として、官軍を突破せんとす。

荒川太郎武貞、橘志方次郎頼貞等、各々士卒を勵まして、喚き戦ひ、頼義、亦、麾下の兵を縦ちて、之れを撃つ、平眞平、菅原行基、源眞清、刑部千富、大原信助、藤原眞廣、藤原兼成、橘孝忠、源親季、藤原時經、丸子弘政、藤原光貞、佐伯元方、平經貞、紀季武、安倍師方等の勇士、鋒を揃へて、奮ひ進み、前後左右に、斬り立て、薙ぎ立つ。  
宗任、大に破れ、邊兵三十餘騎を以て、轉じて、七陣を冒

す、貝澤三郎武道、部下を指揮して、奮ひ戦ふ。  
宗任、復た敗れて走り、殘兵、亦、柵を棄て、遁れ去る、官兵、乃ち火を縦ちて、諸砦を燒く。  
此役、賊兵の死するもの、百六十餘人、傷つくもの、二百五十餘人。  
頼義、一舉して、小松の柵を抜く、更に、兵を憩ひ、軍を整へて、賊の本據を衝かんと欲す。

二

貞任、衣川柵に在り、頼義、勢に乗じて、更に、之れを計たんとす、會々秋霖、濛々として、霽れず、空しく、天を眺めて、晴を待つこと、十八日。

中には、兵食、漸く盡きて、外には、輸送、殆ど絶え、官軍、今や、將に饑餓に瀕せんとす、宗任、數千の士卒を、磐井以南の諸郡に遣はして、官軍の糧道を斷つ、頼義、聞きて、大に怒り、

「然らば、先づ此賊を逐ひ拂はん」

兵士一千餘人を分ちて、栗原郡に遣はし、又兵士三千餘人を、磐井郡中村附近に遣はして、其稻を刈らしむ、其營中

小松柵址

に留まるもの、六千五百餘人に過ぎず。  
貞任、會て官軍を襲うて、奇捷を博す、今や、再び此奇略を施さんと欲し、九月初旬、諸將士を會して、  
「頃日、官軍、糧、盡きて、饑に迫り、兵士を四方に派して、糧食を徴さしめ、營中に殘れるもの、機かに、千にも盈たすと聞く、是れ天の與へにあらずや、我れ、此機を失せず、大軍を以て、其不意を襲はし、敵を驅逐せんこと、疑ふべからず、此策、如何に」  
と問へば、衆、皆、

「此儀、最も然るべし」

と答へて、之れを贊す、貞任、乃ち八千餘人の兵を率ゐ、九月五日を以て、急に、官軍の營に迫る、旌旗、山野を掩ひ、金鼓、天地に轟く。

官軍、望み見て、皆、愕色あり、清原武則、急ぎ頼義の馬前に出で、

「喜ばしや、貞任、運盡きて、今や、其首を授けんとす、

賊を滅ぼすこと、今日に候」  
と祝すれば、頼義、



「今や、官兵、四方に散じて、營中に留まるもの、甚だ少し、貞任、此機を察して、來り襲ふ、其意、固より、必捷を期するに在り、然るに、運盡きて、首を授くるとは、如何に」

と問ひ返す、武則、

「左ればに候、官軍は、客戦にして、其利、速戦に在り、賊兵、若し壘を固うし、險を守りて、出でずんば、常に、糧食の缺乏に苦まざるべからず、官軍の敗因、此に在り、然るに、貞任、此理を知らず、自ら要害を離れて、此地に來る、是れ天の奇利を、將軍に授け給へるものには候はずや、加之、賊軍の氣黒くして、敗亡の相あり、官軍の勝利、必然に候」

と答ふれば、頼義、大に感じて、

「武則の所存、實にも、兵道に老練なりと謂ふべし、昔時、勾踐は、范蠡の謀を用ひて、會稽の耻を雪ぎ、今は、頼義、武則の略に依りて、朝廷の威を輝かさんとす、何の悦びか、此れに加へん、イザ、然らば、身命を抛ちて、努力せられ候へ」

と告ぐ、武則、

「武則、既に、一門を擧げて、將軍に委ね奉つる、何ぞ、將軍の爲めに、一身を捧げ候はざらんや、死して、身を鋒鏑に切り候とも、生きて、敵に甲背を見めしはまし。」と答ふれば、頼義、大に悦び、咄嗟に、常蛇の陣を張りて、迎へ戦ふ、賊軍、頗る猖獗にして、復た生死を顧みず、交戦、午より、酉に至り、官軍、動もすれば、潰走せんとす。

三

八幡太郎義家、此形勢を見て、今は、躊躇すべからず、其弟賀茂次郎義綱を顧みて、敵軍を指さしつ、

「賊兵、慄悍にして、能く戦ふ、此儘にては、味方、終に疲れて、敗れんこと、必定ぞ、イザ、來給へ、彼處より、横矢を射かけて、敵勢を脅かさん」

と告げ、精兵二百五十人と與に、馳せて、一簇の林中に入り、鏃を揃へて、横さまに、敵陣を射る、義家の精弓、天下に比なく、義綱の弓力、亦、兄に亞ぐ、其矢先に觸る、もの、箒を亂して、バタ／＼と僵る、賊兵、

「素破や、八幡太郎ぞ」

俄に色めき渡りて、早、陣後より、崩れ始む、義家、早くも、其狀を望み見て、

「軍は、早、勝ちたるぞ、懸かれや面々」

と呼はり、馬首を揃へて、サツと、敵中に突進すれば、賊兵、膽落ち、氣沮み、皆、我れ先きにと、潰え走る。

貞任、大に怒りて、叱咤號令すれども、復た頹勢を挽回するに由なく、逃げ來る味方の爲めに、押され／＼と、心ならずも、ドウと、崩れ落つ。

官軍、鼓譟して、進撃すれば、賊軍、益々潰走し、磐井川の濁流に投じて、溺死するもの、筭なし、頼義、勝に乗じて、賊軍を追窮せんと欲し、武則を顧みつ、

「味方の兵、漸く疲る、御邊、生兵を以て、追撃せられ候へ、明日に至らば、敵勢、再び回復せん」

と令すれば、武則、

「承はり候」

と答へも敢へず、自ら精兵八百騎を率ゐて、貞任を追撃すること、頗る急なり、貞任、敗れ走りて、高梨の宿、石坂の柵を保つ、武則、火を諸營に放たしめ、兵を分つて、三

面より、合撃すれば、貞任、益々狼狽し、柵を棄て、衣川の柵に遁る。

武則、乃ち兵を縦ちて、之れを追ふ、敵を殺すこと、數を知らず、死屍、累々として、三十餘町の間連なる。

頼義、軍を收めて、本營に還り、酒食を饗して、將士を犒ひ、又諸陣を訪うて、傷者を慰め、醫藥を與ふ、士卒、皆、感奮して、將軍の爲めに、死せんことを願ふ。

衣川柵址

安部貞任敗戦の地

衣川柵は、一に衣の館と曰ふ、陸中國膽澤郡衣川村の南股川と、北股川と合流して、衣川となれる處の三角地帯に在り、東南北の三面は、水に枕み、西の一面は、山に接して、其地形、凹字の狀を成せり、安倍忠頼より、頼時、貞任に至るまで、八十餘年間の居城なり。前澤村大字白鳥と、下衣川瀬原との境に、關址あり、是れ頼時の設けたる衣川の關なるべく、今、衣川の南方に、



衣の關址と稱する處あるは、紀古佐美の營所址なるべし。衣川北岸の並木屋敷は、藤原業近の柵なるべく、此れを以て、衣川柵址に擬するは、首肯しがたし。

官軍の意氣、今や、天地に振ふ。

九月六日午の刻、頼義、馬を進めて、高梨に達し、兵を分ちて、藤原業近の柵を攻む、此れぞ、敵の前障。

柵は、險に據り、江に臨みて、要害、比なく、濠を鑿ち、塀を構へて、防備、更に、嚴重を極む、加ふるに、霖雨、旬餘に涉りて、河水、兩岸に溢れ、險上、更に、一層の險を加ふ。

官軍、三道より、並び進む、荒川太郎武貞は、關道より、大手に向ひ、橘志方次郎頼貞は、上津衣川道に向ひ、清原真人武則は、關の下道より進む。

官軍、銳氣を鼓して、進み攻め、賊兵、矢石を投じて、防ぎ戦ふ、戰鬪、未より、戊に及び、死者九人、傷者八十餘人を出だすも、尙、柵の一角をも、破ること能はず。武則、馬より下り、濠に臨みて、熱く敵城の形勢を窺ふ、

老樹、兩岸に繁茂して、水面を掩ひ、双方の枝々。相交はる、武則、乃ち其家臣沼太郎久清を召して、

「汝は、平生、趨捷を以て聞ゆ、あれなる樹枝を傳うて、柵中に忍び入り、火を放つて、敵陣を焼き立てよ、其狼狽せる機會に乗じて、攻め立つれば、城を抜かんこと、疑ひなし」

衣川柵址地圖



と命ずれば、久清、  
「死生、唯、君の仰に従ひ候べし」  
と答へ、燈具を、書中に收めて、岸頭に進み、スルスルと、樹梢を攀づること、獼猴の如し、頓て、前岸の枝上に、飛び付き、繩を結びて、綱橋

を架す、久清の部下、之を攀ちて、敵營に忍び入るもの、三十餘人。

敵兵、未だ覺らず、久清等、火を營に放つて、之れを焼く、河風、吹き起りて、火勢を煽り、黒煙、地を捲き、紅焰、天を焦がす。

「扱は、返忠のものありて、火を掛けしと覺ゆるぞ」

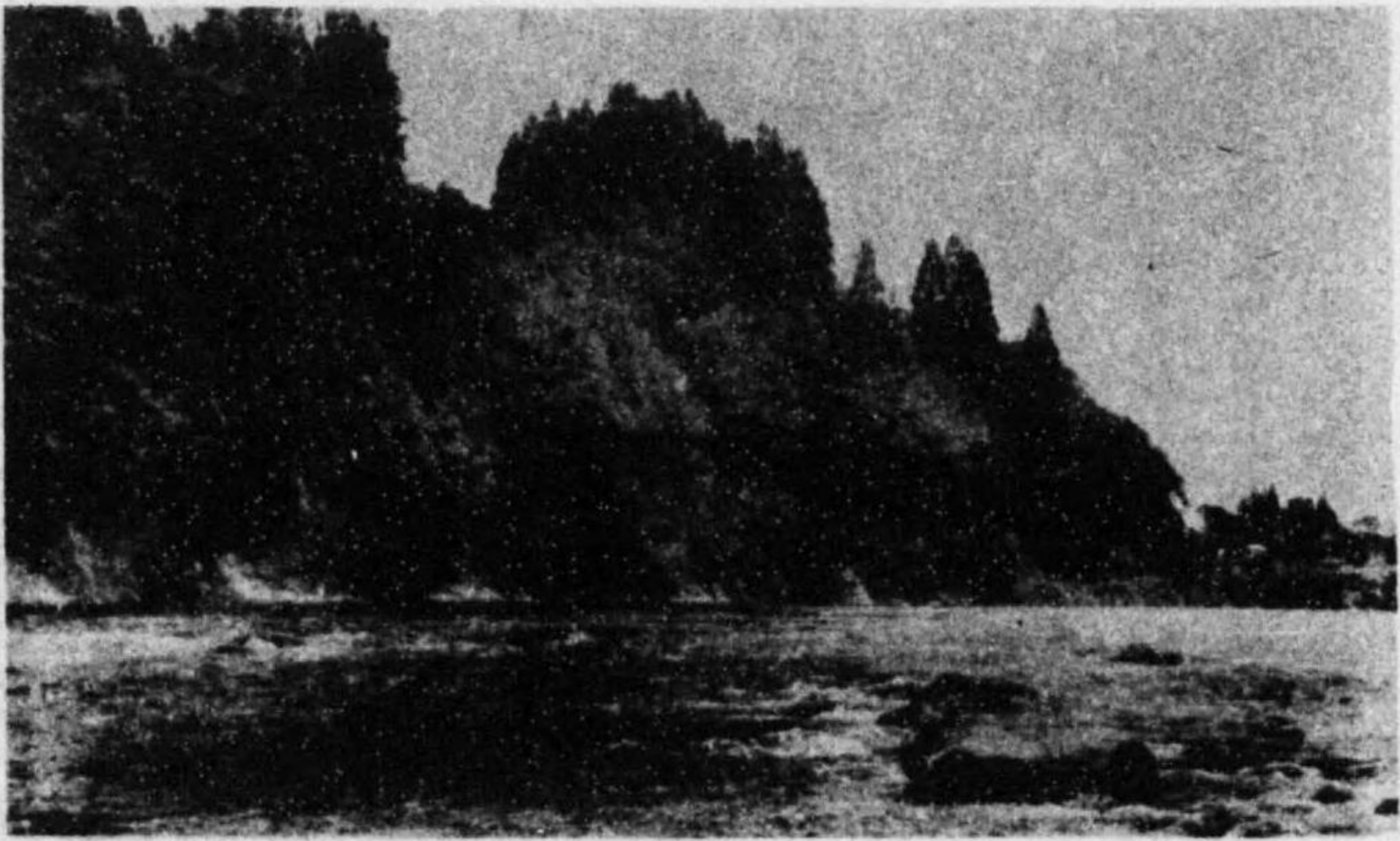
業近、周章狼狽、策の出づる所を知らず、官軍、意氣、益々振ひ、濠を越え、塀を逾えて、柵内に闖入すれば、業近、大に驚きて、遁れ走る。

貞任、衣川柵に在り、遙に炎煙を望み、業近の柵の陥るを知り、今は、一戦の勇氣もなく、倉皇、馬を驅つて、搦手より、遁れ出づ、八幡太郎義家、既に來りて、此處に在り、  
「あれこそ、正しく厨川次郎なれ」

矢を抜きて、弓に矧ぎつ、馬を驅つて、疾風の如くに、追ひ駈け、近づく儘に、

「それなるは、安倍貞任とこそ、見受けられ、穢なくも、後を見するものかな、返せ、申さんことあり、八幡太郎義家、此れに在り」

厨川柵址  
陸中國岩手郡厨川村大字下厨川に在り安倍貞任の據守せしものにして康平五年九月源頼義の爲めに討滅せらる。



と呼はる、返さ  
んか、返ささら  
んか、貞任、心  
惑ひて、落ち行  
く馬蹄、自から  
緩む、義家、透  
かさず、  
衣のたては綻  
びにけり  
と呼ばれば、貞  
任、忽ち馬首を  
振り返しつ、  
咄嗟に、  
年を経し糸の  
亂れの苦しさ  
に  
と口吟む、詞才、  
湧くが如し、義



家、荊爾として、笑みつゝ、矧ぎたる矢を脱して、其儘、引き返せば、貞任、辛くも、虎口を脱がれて、遠く落ち延ぶ、義家の從騎、

『折角、手に入りたる敵を、何とて、ムザくと、討ち漏らし給ひけるぞ』

と訝り問へば、義家、

『我が矢面に立たんもの、誰かは、命、助かるべき、貞任とても、能く知りつらん、敵に聲掛けられしとて、其儘、引き返せるのみか、あの急場に臨んで、苦もなく、秀句を詠み出でしこそ、優しくも、健氣なれ、其志をも感ぜずして、唯一矢に、射落さんは、餘りに無骨ならずや、今、助けたりとて、十日と保つべき命にあらず、頓ては、首を授けんこと、定ぞ』

と説き諭す、花も實もある言葉に、人々、

『斯る急場の折柄、能くも、其處に心付かせ給へるものかな、若將軍の御心操こそ、世にも、いみちき極みなれ』と感じ給ふ、義家の雅量、貞任の風懐、眞に陣中千古の美談とこそ謂ふべけれ。

衣川の柵、既に破る、貞任、退いて、鳥海の柵を守る。

衣川柵の位置に就きては、種々の説あり、就中、衣川村大字下衣川の並木屋敷を以て、一般に、此れに擬せらるるもの、如し、然れども、陸奥話記に、衣川柵の状況を敘して、

『件の關は、素より、隘路峻にして、峭函の固に過ぐ、一人、嶮を拒げば、萬夫も、進むこと能はず、彌、樹を斬り、蹊を塞ぎ、岸を崩し、路を斷つ、加ふるに、霖雨晴る、なきを以て、河水、洪に漲り溢る』

と云へる見れば、衣川柵は、衣川の北岸並木屋敷よりは、南股、北股二水の合流地たる母體邑を以て、適當とするを覺ゆるにあらずや、今、陸奥話記の、

「康平五年九月六日、官軍、衣川を越え渡るを得、即ち偷かに藤原業近の柵に到り、俄に火を放ちて焼く、貞任等、業近の柵の焼亡を見、大に駭きて、遁れ奔り、遂に關を拒がず、鳥海柵を保つ、同七日、官軍、關を破り、膽澤郡白鳥村に到り、大麻生野、及び瀬原の二

柵を攻めて、之れを抜く、十一日雞鳴、鳥海を襲ふ、行程十餘里なり』

との記事と、他書の事實とを對照して、考究する時は、此に始めて、其眞相を捉ふるを得べけん。

抑、藤原業近の柵とは、何處の柵ぞ、衣川柵にあらず、大麻生野柵にあらず、瀬原柵にあらずとすれば、必ず、並木屋敷ならざるべからず。

荒川武貞の關道より、大手に向へりと云ふは、衣川を渡りて、瀬原柵附近の衣川關道より、並木屋敷の大手に向へるものなるべし。

清原武則の關の下道より進むと云ふは、此れも、衣川を渡り、其北岸に沿うて、並木屋敷の東面に向へるものなるべし。橘頼貞の上津衣川道に向へりと云ふは、衣川をば渡らず、其南方の道を、衣川柵の方に向ひて、之れを牽制したるものなるべし。

此の如く、官軍の衣川を渡りて、攻撃したるは、業近の



一坂地圖

柵、即ち並木屋敷にして、貞任の居館、即ち衣川柵にはあらず。並木屋敷には、西方より、北方を繞り、東方を過ぎて、衣川に通ずる濠あり、武則の臣沼久清の枝より、枝を傳うて、柵中に忍び入りしと云ふは、此濠を蔽へる樹木なり、決して、衣川を蔽へる樹木にはあらず。

衣川の川幅は、三十間以上の處もあり、狭きも、二十間を下らず、決して、彼岸の樹と、

此岸の木と、枝を交ゆべしとも思はれず、何ぞ、此れを傳うて、柵中に忍び入るを得べけんや。久清の越えたるは、濠上にして、河上にあらずとすれば、武則の衣川を渡りて、並木屋敷に迫りしものなることも知らるゝにあらずや。

貞任は、衣川柵に在り、並木屋敷の炎煙を望み見て、一戦にも及ばず、倉皇、鳥海柵に奔りた



るは、官軍の爲めに、退路を断たれんことを恐れたるが爲めなるべし、乃ち知る、衣川柵は、南股北股二水合流の三角地帯に在りたることを。

特に、義家と、貞任と唱和したる地と稱する一首坂は、此三角地帯の稍、東方より、白鳥に通ずる線路に在るを見れば、衣川柵の三角地帯に在りしことは、愈々明かなるにあらざるや。假令、一首坂に於て、唱和せる事實なしとするも、貞任の此道を経て退きたることは、疑ふべからず。

又官軍の關を破りて、白鳥村に到り、大麻生野、瀬原の二柵を攻略せるを見れば、衣川關は、衣川の北方、瀬原柵の南方に在りしを知らるゝなり。

以上の事實に據りて、衣川柵は、南股、北股二水の合流地點に在り、業近の柵は、並木屋敷に在り、衣川關は、衣川の北方に在りしことを確信して、疑はず。

並木屋敷には、櫻樹の残株ありて、當時の豪華の跡を存するものは、其後、清原武則の居館を此地に設けたるが爲めなるべく、所謂、白鳥館の所在地は、恐らく、此處ならんと思

料す。

他書に、久清の衣川柵に忍び入りて、火を業近の營に放ちたる爲め、貞任、大に駭きて、搦手より、遁れ出でしもの、如くに記せるは、全く衣川の柵と、業近の營とを混同して、一所に在るものと爲せる結果なり、並木屋敷を以て、衣川柵址なりとするものは、此誤謬より來れる誤謬に外ならず。並木屋敷の櫻樹を、間切櫻と稱す、間切櫻、一に間斷櫻とも書す、即ちケンダン櫻なり、畢竟、此處に檢斷所ありしが故に、之れを檢斷櫻と稱せしに、檢斷を間斷と誤り、更に、間切と誤るに至れるものならん、而して、其檢斷所は、頼時、貞任の時に置きしものにはあらずして、武則の白鳥館を建てたる時に置きしものならんと思料するなり。

### 鳥海柵址

安倍貞任敗走の地

陸中國膽澤郡金ヶ崎村大字西根に、鳥海柵址あり、西北の二面は、平坦にして、東面は、一段低く、南は、膽澤川に臨む、鳥海彌三郎宗任の居城なりしを以て、俗に三郎館と稱ふ、膽澤鎮守府の西北十四五町の處に在り。瀬

原は、膽澤郡衣川村下衣川に在り、白鳥村は、其北に在り、大麻生野は、前澤驛の東北なる上麻生村なるべく、黒澤尻は、和賀郡黒澤尻町にして、鶴脛は、種貫郡鳥屋崎、比與鳥は、紫波郡古館村大字陣岡なるべしと云ふ。

官軍、一擧して、賊魁の本據を陥れ、兵威、忽ち遠邇に振ふ。

貞任、退きて、鳥海の柵に據り、其弟宗任 及び互理權大夫經清と與に、之れを守る 貞任の弟四郎正任は、黒澤尻の柵に據り、物部維正、安倍貞行、安倍時任等は、瀬原の柵を保ち、金師道、金依方等は、大麻生野の柵を守る。

頼義、連捷の威に乗じて、賊徒を剿滅せんと欲し、九月七日、軍を進め、關を破りて、白鳥村に到り、八日、兵を分ちて、大麻生野、瀬原の二柵を攻む。

賊兵、勇を奮うて、防戦すれども、連敗の餘、復た官軍の猛威に敵すること能はず、大麻生野の柵、先づ陥り、瀬原の柵、亦、落ち、守將、皆、此れに死す、物部維正、獨り遁れて、鳥海の柵に走る、官軍、賊兵の一人を捕へて、形勢

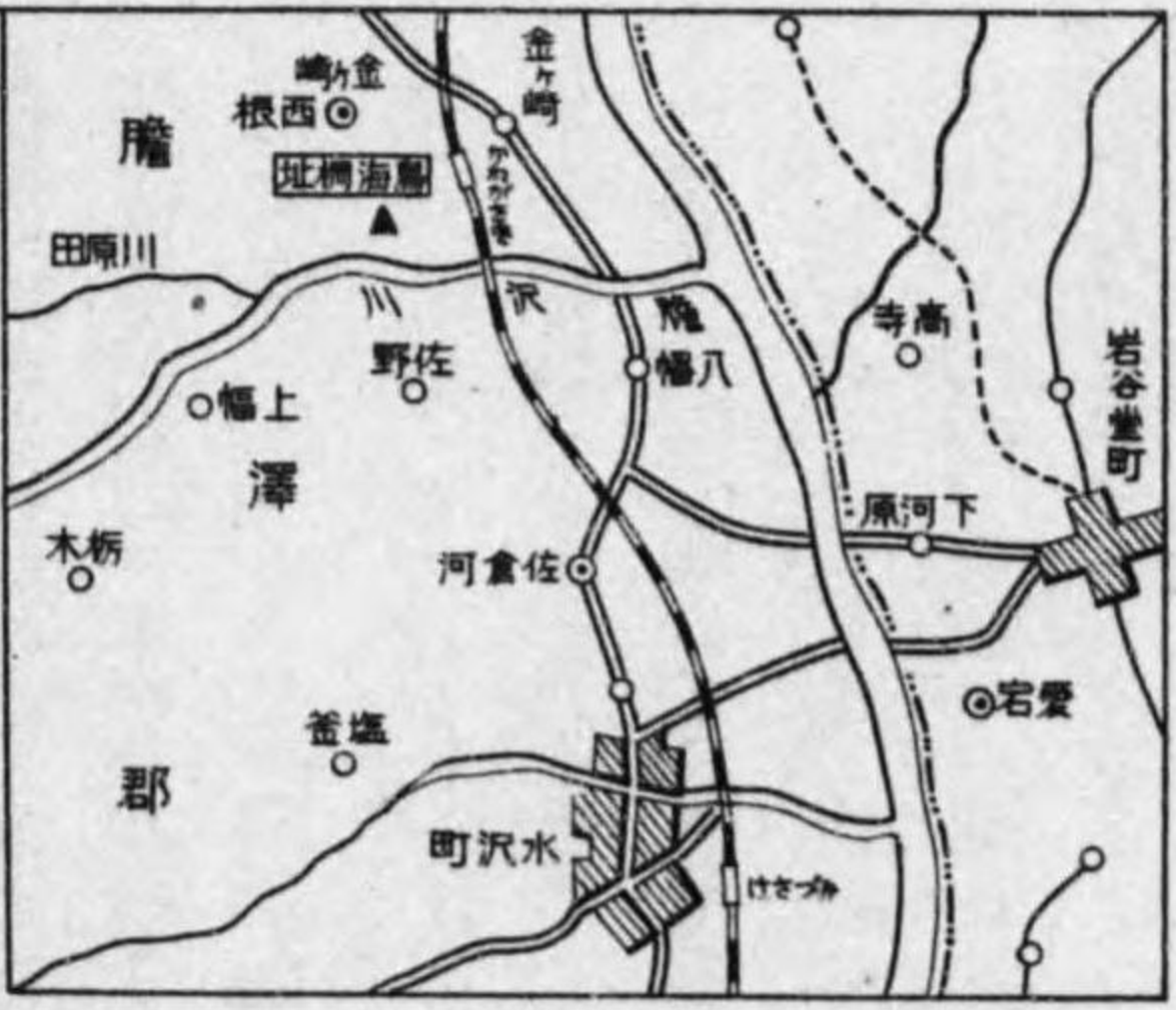
を問へば、其者、

「此數度の合戦に、將士の戦死するもの、少からず、就中、平孝忠、安倍時任、安倍貞行、金師道、金依方等の如き、貞任の一族にして、天晴、一方の大將と頼みたる勇士、皆、今日の戦に討死仕り候ひぬ」と答ふ、賊軍の主力、今や、漸く盡きんとす。

### 二

頼義、更に、鳥海の柵を攻めんと欲し、十日未の刻を以て、白鳥村を發し、十一日の雞鳴を以て、賊寨に達す。

賊軍、意沮み、勢衰へて、復た闘志なし、貞任、宗任、經清等、官軍の到るに先だち、倉皇、營を棄て、厨川の柵に走る。官軍、一兵に劔らずし



鳥海柵址地圖



て、賊寨を奪ふ、頼義、乃ち將士を率ゐて、柵中に入る。柵中に、醇酒數十樽あり、兵士、之れを見て悦び、皆、争うて、飲まんとす、頼義、其毒あらんことを慮れて、之れを制し、先づ俘虜をして、之れを飲ましむ、然れども、更に、何の異状もあらず、頼義、

「此上は、仔細なし、各々快よく飲み、銳氣を養ふべし」

と告ぐ、將士、大に悦びて、之れを飲み、心氣、陶然として、萬歳を叫ぶ、頼義、徐に武則に向ひて、

「我れ、鳥海の名を聞くこと久し、一たび、其形勢を見んと思ひしに、今や、御邊の忠節に依りて、難なく、此柵に入りたることの嬉しさよ、御邊、我が顔色を、如何に見らるゝぞ」

と問へば、武則、

「將軍、朝廷の御爲めに、櫛風沐雨の勞苦を嘗め給ふこと十年、天地も、其忠を助け、神祇も、其志を憐ませ給ひ、將士、亦、悉く心を同うし、命を抛ちて、奮闘し、賊徒を破ること、朽木を拉ぐよりも易し、武則の如きは、

驥尾に附くの蒼蠅のみ、何の功勞か候はん、熟々將軍の尊容を拜するに、今や、白髪、半ば黒み候ひぬ、此上、厨川の柵を破つて、貞任の首を見給はら、鬚髪、悉く黒みて、尊體、亦、少壯の如くに肥え給ふべし」

と答ふ、頼義、欣然として、  
「御邊、一門を率ゐて、忠戰を勵み、堅を破り、銳を碎き、自ら矢石を冒して、賊寨を略す、其軍功、何者か、此れに及ばん、實にや、我れも、我が白髪の、半ば黒みたらん心地候ぞ」

と語りて、其戰功を賞し、更に、兵を分ちて、諸寨を攻む八幡太郎義家は、安倍四郎正任を、黒澤尻の柵に攻めて、之れを抜き、加藤修理進景通、荒川太郎武貞は、安倍五郎家任を、比與鳥の柵に攻めて、又之れを略す。

今や、諸寨、盡く陥る、是に於てか、更に、進んで、厨川の柵を屠らんとす。

東磐井郡興田村の鳥海を以て、鳥海柵に擬せらるゝも、非なり、此度の戰鬪は、全然、北上川の西方に於て、行はれしものにして、貞任の小松柵より、衣川柵に走り、

衣川柵より、鳥海柵に走り、鳥海柵より、更に厨川柵に奔れる道筋を見れば、北上川西方の膽澤郡金ヶ崎村の鳥海柵にして、北上川東方の東磐井郡興田村の鳥海にあらざるや、明けし。

### 厨川柵址

安倍貞任滅亡の地

厨川柵址は、陸中國岩手郡厨川村大字下厨川に在り、夕顔瀬、片原町の北八町ばかりの處に、安倍館と稱する地あり、之れを厨川柵址と稱すれども、二面、河を隔つとの古書に合はず。

北上、雲石二川の會合する處に、里館と稱する地あり、里人、古より、安倍の址と曰ひ、又本丸の址と曰ふ、安倍貞任の牙城は、此處に在りて、今の安倍館と稱する所は、厨川柵の一部なりしなるべし。

厨川柵址より、西の方に、里人の竈屋敷と稱する所あり、是れ竈戸柵の址なるべしと云へり。

### 一

賊魁を誅滅するは、此機に在り。  
九月十四日、頼義、大舉して、鳥海柵を發し、十五日酉の刻を以て、旗鼓堂々、厨川に達す。

厨川の柵は、大澤、西北を擁し、大河、東南を廻ぐる、斷崖三丈餘、屹然として、屏風の如し、其中に、壘柵を起し、樓櫓を築き、河と、柵との間に、深濠を鑿ちて、濠底には、白刃を樹て、地上には、菱鐵を散し、強弩を伏せ、木石を積み、大釜には、熱湯を煮て、敵の侵入に備ふ、眞に金城湯池の觀あり。

厨川の柵を距ること、七八町にして、竈戸の柵あり、緩急相策應せんとす、頼義、乃ち兵を分ちて、二柵を攻む。賊兵、櫓上に立ちて、官兵を惡罵し、且、美女數十人をして、歌を唱へ、舞を奏せしむ、頼義、勃然として怒り、  
「疾く、柵を踏み破れ」

と令し、將士を勵まして、盛に攻撃せしむ、然れども、城堅く、守嚴にして、十六日の夕刻に至るも、尙、抜くこと能はず、士卒の矢石に撃たれて、死するもの、數百人の多



きの上る。

頼義、其力取すべからざるを知り、十七日、近傍の民家を破毀して、濠中に投じ、満野の枯草を、刈り取りて、岸上に積ましめ、馬を下りて、遙に石清水八幡宮を拜し、神火と稱して、此れに、火を放たしむ。

白鳩、何處よりか、飛び來りて、陣頭を翱翔すること數次、暴風、俄然として起り、城中の方へ、吹き付け、樓櫓壘柵、一時に燃え立つ。

黒煙、地を捲き、紅炎、天を焦がして、面を向くべくもあらず、賊兵、錯愕狼狽すれば、官軍、此れに乗じて、四方より、一齊に攻め寄す。

賊兵、遁るゝに途なく、皆、死を決して、防ぎ戦ふ、官兵爲めに、討たれ死するもの多し、武則、急使を、荒川太郎武貞の陣に遣はして、

「疾く、一方の圍みを解きて、賊の遁路を開けよ」

と告ぐ、武貞、乃ち兵を引き、武則の軍に合し、東面の一路、忽ちに開く、賊兵、先を争うて、遁走すれば、武則、武貞等、兵を縦ちて、之れを横撃し、藤原經光、藤原正綱、

藤原正元等を倒す。

平大夫國妙、亦、賊兵を追撃し、巨理權大夫經濟を捕へて、頼義に獻ず、頼義、馬前に召して、

「やをれ經濟、汝の父祖は、皆、我家の臣僕なりしに、汝、無道にして、主家に背き、朝威を輕んじ、剩へ、赤符を用ひされ、唯、白符を用ひよと言ひしは、ヨモ忘れまじ、如何に、今、尙、白符を用ひんと欲するか」

と詰れば、經濟、赧然として、一言の答へも爲さず、頼義、經濟を惡むこと、特に甚し、命じて、鈍刀を以て、其首を斬らしむ。

二

賊軍、今は、全く敗る。

貞任、乃ち殘兵三十餘騎を提さげて、頼義の陣を冒し、貞任の弟六郎重任、亦、二十餘騎を率ゐて、義家の陣を衝く。九年の苦戦を重ねしは、誰が爲めぞ、數萬の生靈を失へるは、誰が爲めぞ、貞任出でしと聞きては、誰かは、復た奮起せざらん、

「イザ然らば、我れ、討ち取つて、高名せん」

新方次郎、藤原光貞、藤原茂頼、金澤十郎、藤原秀俊、物部長頼等、交るゝ出で、遮り戦ふ、貞任、猛然として、奮ひ闘ふこと數刻、身傷つき、力盡きて、終に捕へらる。

貞任、年三十四、容貌、魁偉にして、身長六尺五寸、腰圍七尺四寸に及ぶ、大なる楯に載せ、六人にして、之れを昇ぎつ、頼義の前に到る、頼義、自ら其罪を數むれども、創重くして、答ふること能はず、乃ち命じて、其首を斬らしむ。

厨川柵址地圖



重任も、亦、馬傷つき、捕へらる、頼義、又命じて、之れを斬らしむ。貞任の二子を、千世童子と曰ふ、年十三、容貌、美麗に

して、勇猛、父に類す、貞任既に討たれしと聞くより、慨然として、死を決し、

「我が父、既に失せ給ひ、家も、亦、亡ぶ、我れ、何を待みてか、獨り生くべき」

華やかなる鎧を着け、鮮やかなる鞍に跨り、從者僅かに四人を提さげて、勇ましくも、柵外に打つて出づ。

屹と、前方を見渡せば、幾隊の官軍、雲霞の如し、千世、二尺五寸の太刀を、振り翳しつ、、霧地に、敵中に突入し、縦横奮撃、見るゝ、三騎を斬つて落し、六騎に創を負はしむ、官兵、此勢に怖れて、忽ちバツと、四方に披く。

千世の從者も、亦、盡く斃る、猛氣の千世、更に事ともせず、淋漓たる血力を拭ひつ、敵兵來らば、斬つて捨てんと、睨め廻す、頼義、遙に此體を見て、大音に、

「天晴、健氣に振舞ふものかな、斯る少年を殺さんこそ、不憫なれ、唯、生捕にせよ、生命をば助けべし」

と呼ばれば、其側に在りし武則、



尋常にあらず、之れを宥さんは、虎を圈より出だし、蜂を懐に入る、よりも危し、努め、哀憐を加へて、後患を貽し給ふべからず」

と諫む、頼義、聞きて、頷くこと、數多度、  
「いしくも、申されけるものかな、實にも、彼れを助くるは、禍を植うるにも似たらんか」

更に、命じて、千世を討たしむ、既にして、官兵、四方より、包み撃ち、終に千世を生擒して、頼義の馬前に引き据ゆ、頼義、其名を問へば、千世、昂然として、

「我れは、厨川二郎安倍貞任の一千世童子とこそ申し候へ、將軍、疾く我が首を打ち給へ、我れ在らん間は、得こそ枕高う寝られ候まし」

と答へ、更に恐るゝ色とてもあらず、頼義、

「實にも、武則の申さるゝ通りぞ」  
直に兵士に命じて、其首を刎ねしむ。

城中、美姫多し、珠玉を粧ひ、錦繡を纏ひて、濛々たる煙中を、逃げ迷ふ狀、春花の風に揉まれ、秋風の塵に撲たるるにも似たり、頼義、盡く之れを助けて、將士に頒ち賜ふ。

武則、時に、其婦を失ふ、頼義、特に、經濟の妻を以て、

武則に賜ふ、經濟の妻は、頼時の女にして、貞任の妹なり。斯る中に在りて、獨り貞操を全うせるものは、貞任の弟七郎則任の妻にこそあれ、則任の妻は、比與鳥の柵の陥りて後、來りて厨川の柵に在り、時に、其夫則任に向ひて、

「今は、是れまでとこそ覺え候へ、御一門の方々、皆、討死し給はん、誰を憑みてか、世に存へ候はん、妾は、君に先だちて、二夫に見えじと思ふ眞心を、見せ參らせん、君にも、後に心残さず、潔き最期を遂げさせ給へ」  
と言ふや否や、三歳の幼兒を抱へて、走り去り、其儘、深淵に投じて、うたかたの泡と、消えけるこそ、微妙けれ。

三

厨川の柵、陥りて、貞任、誅に伏し、部下の將士、亦、多く死す。

されども、貞任の弟三郎宗任、四郎正任、五郎家任、七郎則任等は、何れも、身を脱して、之く所を知らず、官軍、之れを物色すること、頗る急なり。

天に隔り、地に踏すれども、水く一身の安全を保つべから

ず、家任、大に窮し、九月二十日、其叔父爲元と與に、加藤修理進景通に頼りて、降を乞ふ、頼義、特に、其死を宥して、景通に預く。

金爲行は、貞任の母の弟なり、之れを聞きて、其二子則行、經水、及び藤原業近、藤原頼久、藤原遠久等と與に、剃髮して、出で降る、頼義、又之れを宥す。

宗任、諸所を潜行して、其弟則任と行き逢ふ、家任等の事を聞きて、意を決し、亦、義家に就いて、降を乞ふ、頼義、

「則任は、兎もあれ、宗任は、決して、助命すべきものにあらず、是れまで、我れの、降人を宥し、俘虜を助けしも、全く宗任一人を誘き出さんが爲めのみ、疾く引き出して、其首を刎ねさせ候へ」

と告げて、更に、之れを宥すべき色もあらず、義家の炯眼、夙に、宗任の心事を察す、

「實にも、宗任は、貞任に亞ぐべき罪魁にこそは候へ、義家聊か存する仔細も候、枉げて、義家に預けさせ給へ」と請へば、頼義、

「然らば、暫く汝の意に任さん、努め、油断すべか

四

と告げて、之れを許す、貞任の叔父良昭は、出羽に通れて、源齊頼の爲めに捕へられ、正任も、亦、出羽に奔りて、武則の姪頼任に頼る、會々宗任、則任等の事を聞くに及んで、復た出で、降を乞ふ、是に於て、賊徒、全く夷らぐ。

四

此役、義家の威名、最も賊中に轟く、其向ふ所、披靡せざるはなし、一日、武則、從容として、義家に向ひ、

「今度の合戦に於て、君の御矢先に立つもの、誰一人として、一命を保ちたるはなく、楯も、鎧も、皆、其用に立ち候はず、誠に、古今無雙の剛弓とこそ存じ候へ、然りながら、未だ其弓勢の如何ばかりなるかを存せず、願はくは、一矢、武則に御見せ候へ」

と述べ、其秘藏せる堅鎧三領を重ねて、庭前の樹木に、立て掛けつゝ、

「イザ、これ射させ給へ」

と言へば、義家、莞爾として、

「易き事に候、然らば、御望に任せ候はん」



と答へ、傍の弓を執りて、矢を番へ、兵と引いて、弗と放てば、苦もなく、鎧の表裏六重を射貫きて、ズバと、後の木に突つ立つこと、五寸ばかり。

「實にも、神明の變化にてぞ在はすらん、凡人の仕業とも覚え候はず」

武則、舌を捲きて、感嘆すれば、滿座、手を拍つて、喝采せざるはあらず。

東國一の壯士と稱せられたる貞任の、最も畏怖したるは、實に、此八幡太郎義家唯一人のありしのみ、然も、陣中、常に、一張の琵琶を携へしと云ふに至りては、其風懷、眞に拘すべきなり。

此琵琶、下野の金鎖寺に在り、後年、尾張大納言義直、之れを摸造して、江戸の東叡山顯性院に納めしと云ふ。

五

今や、奥州の禍亂、全く定まる、頼義、乃ち十二月十七日を以て、捷を京師に報ず、其大要は、

「首を斬れるものは、安倍貞任、安倍重任、藤原經清、平業忠、藤原重久、物部維正、藤原經光、藤原正綱、藤

原正元、捕に就けるものは、僧良昭、降を乞へるものは、安倍宗任、其二弟家任、則任、髪を削りて、出で降れるものは、安倍爲元、金爲行、其二子則行、經永、藤原業近、藤原頼久、藤原遠久等にして、安倍正任、獨り未だ降らず」

と云ふに在り、是れ實に正任の降伏前に於ける奏狀なりしなり。

其翌康平六年正月八日、頼義、藤原季俊、物部長頼の二人に命じて、貞任、重任、經清の首を、京師に獻せしむ。

二人、程を急ぎて、近江に達し、更に、進んで、京師に入らんとす、季俊、貞任の首級を見るに、亂髮、其面を掩ふ、乃ち擔夫に向ひ、

「汝、櫛あらん、疾く梳るべし」

と命ず、彼の者、櫛を取つて、梳らんとす、忽ち泣然として、涙を垂れつ、

「我等は、此主に仕へたる下部に候、主公存生の時は、其前に出づるだに叶ひ候はず、然るに、今、我が垢つきたる櫛を以て、其髪を梳り参らせんこと、餘りに、勿體

なうこそ候へ」  
と答へ、櫛を地に投じて、又泣く、人、其志を憐まざるはなし。

二月十六日、粟田より、京師に入る、貞任の首、先づ進み、重任の首、此れに亞ぎ、經清の首、最後に在り、皆、貫くに木鉾を以てす、四條、京極の間に至りて、檢非違使に引き渡す、沿道の觀者、堵の如し。

朝廷、尋いで、功を論じ、賞を行ひ、頼義を、正四位下、伊豫守に任じ、義家を、正五位下、出羽守に、義綱を、左衛門尉に任じ、武則を、從五位下に叙し、鎮守府將軍に補せられ、首を齎らせる季俊、長頼、亦、賞を蒙る。

世に、之れを稱して、前九年の役と曰ふ。

安倍頼時、貞任の亂を稱して、前九年の役と云へるものは、天喜三年、頼時の再度叛亂せしより、康平六年、賊魁の首を獻するまで、九ヶ年の歲月を要せしが爲めなるべし、貞任の滅亡せる康平五年までならば、八ヶ年にし、最初、頼時の官軍に抵抗せし永承六年より、起算すれば、實に、十三ヶ年の長歲月に及べるなり、是れ叛賊

の勢力、強大なりしが爲めのみならず、官軍に於ては、兵馬の召募も、糧食の徵發も、兎角に、意の如くに行はれざりし結果に外ならざるべし。

鶴岡八幡宮

源頼義勸請の祠

鶴岡八幡宮は、相摸國鎌倉郡鎌倉由比郷鶴ヶ岡に在り、康平六年八月、源頼義の東夷討平の神助を謝し奉つらん爲め、私に石清水八幡宮を勸請したるものにして、其地は、今の鶴岡八幡宮由比ヶ濱大鳥居の東方に在り。

治承四年十月、源頼朝、之れを小林郷松ヶ岡に遷す、即ち今の鶴岡八幡宮石壇の右に在る若宮の地、是れなり、建久二年、其焼失するに及び、更に、背後の山上に遷す、今の鶴岡八幡宮、是れなり、其地は、異なるも、依然として、舊名を用ゆ。

由比郷舊祠の地は、下宮舊地とも曰ひ、元八幡とも曰ふ、小祠あり、鶴岡八幡宮の社外の末社たり。



一

元兇、既に亡ぶと雖も、餘黨、尙、存して、諸所に匿る。源頼義、虜を撫し、民を安んじ、専ら善後の策を施すに急にして、未だ凱旋の期を定むるに遑あらず。

初め、頼義の陸奥に向ふや、途中、鎌倉に寄りて、兵を募り、糧を徴し、祭壇を、由比郷に設けて、石清水八幡を遙拜し、只管、神明の擁護に依りて、東夷を討滅せんことを祈る、今や、九年の戦を終りて、邊境の亂を鎮め、萬死の難を凌ぎて、曠世の勳を立てたるもの、争でか、神助にあらずらん、頼義、

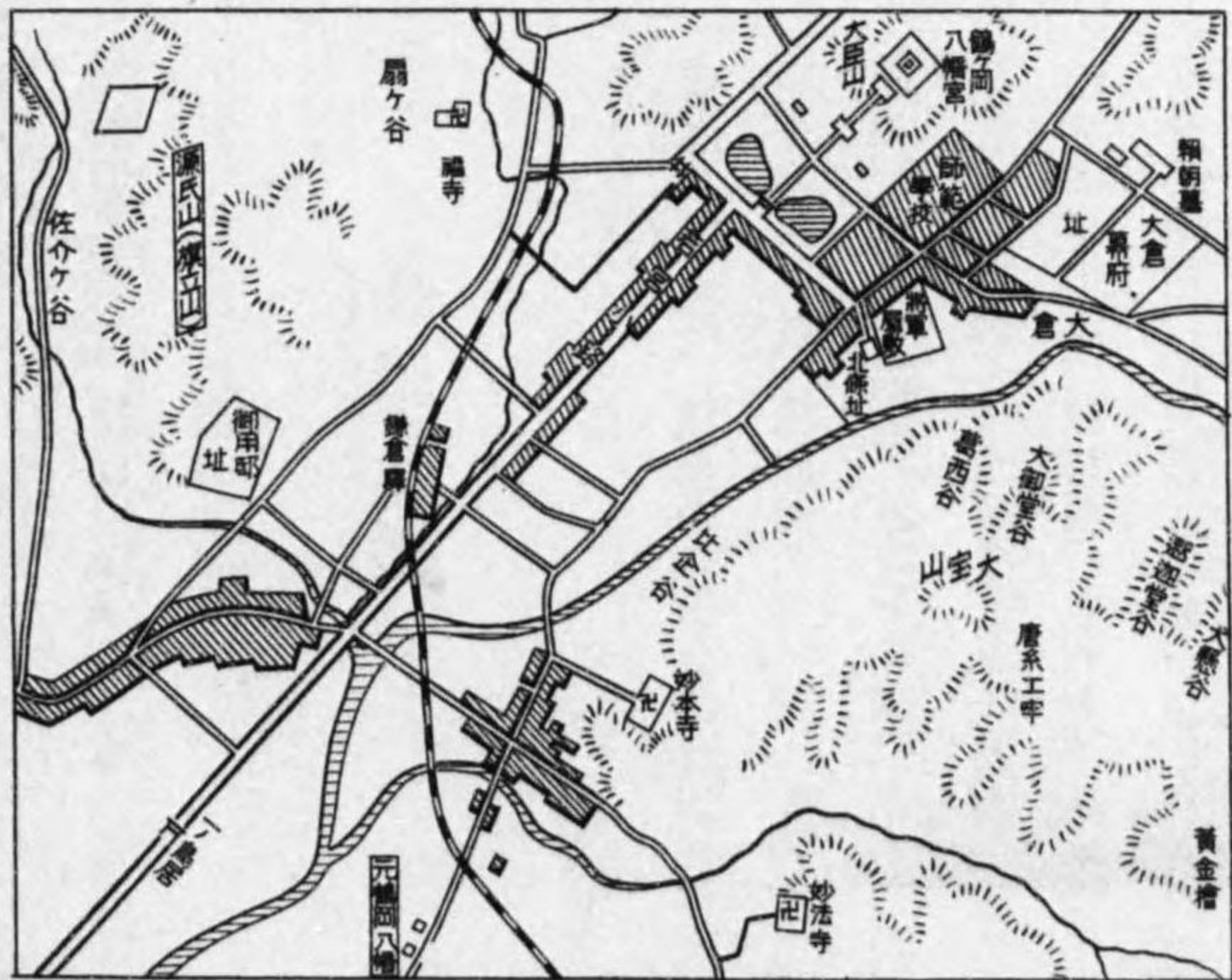
「此上は、一字の祠廟を建て、無上の神恩を謝し奉つらん」

と思ひ、使を鎌倉權大夫景道の許に遣はして、

「兵亂を鎮定するは、武力に在りと雖も、武運を擁護するは、偏に、神助に頼る、石清水八幡宮は、國家鎮護の神にして、又源家守護の神に坐します、頼義、百戦の功を積み、九年の亂を平らげ、胡地、再び王地となり、蠻奴、復た王民となるもの、皆、是れ神明の加護に由

る、宜しく由比郷遙拜の地に就きて、石清水八幡の廟を建て、以て今次の神助を謝し奉つると共に、永く將來の擁護を祈り奉るべきなり、景道、我が爲めに、善きに計れ」

鶴ヶ岡八幡宮新舊兩祠地圖



と懇に委囑すれば、景道、何とて違背すべき、直に名匠を選び、良材を求め、吉辰を卜して、工事を起し、康平六年八月に至りて、廟宇、全く成る、因りて、遷宮の

式を行ひ、祭典の儀を営み、其地名に據りて、鶴岡八幡宮と稱す。

二

既にして、府務、國務、全く終る。

康平七年正月十八日、頼義、乃ち將士を従へ、安倍宗任以下の降虜を率ゐ、雪、尙、深き陸奥を發して、凱旋の途に就く。

途、常陸を過ぐ、多氣權守致幹の館に宿すること三日、人馬の足を休めて、又發し、其月晦日を以て、相模國鎌倉の地に着す。

國は、前任の國にして、地は、久住の地、山川、旗影を迎へて、草木、頌聲を送る、頼義、大藏の故館に入れば、第二の故郷に歸るの感あらん。

「我れの今日あるもの、偏に、石清水八幡の御加護にこそ」

景道に導かれて、由比郷に到り、鶴岡八幡宮の寶前に額づきて、一心に、神徳を謝し奉つる、松に、佳色多く、鶴に、壽聲あり、誰か知らん、子孫、更に、此地に榮えんとは。

鶴岡八幡宮  
鶴岡元八幡宮は相模國鎌倉郡鎌倉町大字大町の西町に在り古の由比郷鶴ヶ岡にして源頼義の始めて石清水八幡宮を勸請せし處鶴岡八幡宮境外末社由井若宮と稱す。



鶴岡八幡宮の舊地は、一の鳥居の東に在ること、相模風土記、新編鎌倉志等に記す所の如しと雖も、滑川の東方に在りて、其距離、五町もあらん、今は、大町の西町七十八番地に屬す、此處に、一小祠あり、其東方、約一丁を隔てて、古井あり、



石清水井と曰ふ、此古井と、小祠との間に、小池あり、此あたりは、皆、舊八幡の境内なりしなるべし、今は、其附近は、居宅となりて、纒に舊時の名残を留むるに過ぎず。

此地を、鶴ヶ岡と稱せしを見れば、丘陵もあり、林樹もありしなるべし、今は、平坦の地となりて、舊時の面影、復た偲ぶべくもあらず。

鶴岡のツルは、蝦夷語のツウルなるべし、ツウルとは、潰れたる岡と云ふの義にして、大雨などの爲めに、朝れたるより、斯くは稱へしものなるべし、然るに、鶴岡と云へる文字を充てられしが故に、世にも目出たき佳名とはなれるなり。

### 箕和堂

源頼義佛堂建立の地

左女牛は、京都六條の南にして、西洞院の東なるを、源頼義の居館とし、西なるを、箕和堂となす、共に、源家累世の宅地なり。

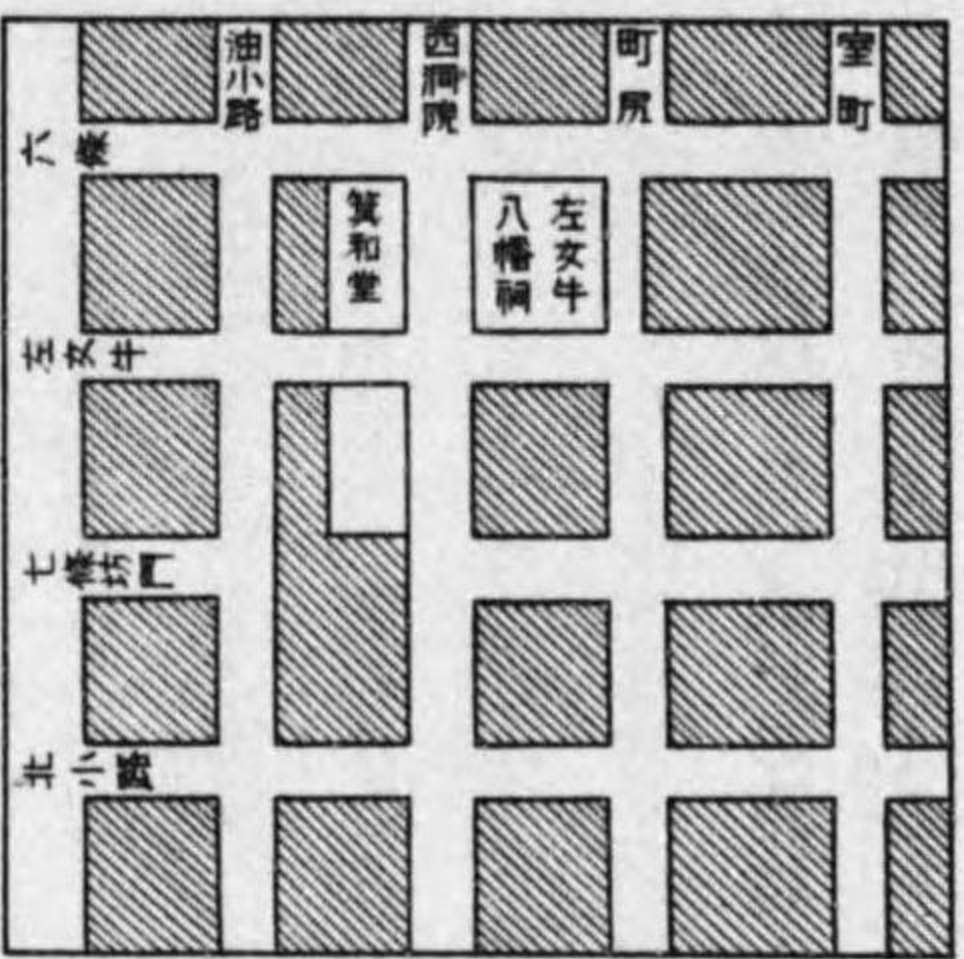
箕和堂は、頼義の晩年、堂を建て、佛を造りて、信仰の門に入りし處なり、頼義が、奥州の役、東夷の耳を截りしを携へ歸り、此處に埋めて、耳納堂と稱せしと云へるも、箕和堂と、耳納堂と、其稱呼、相近きを以て、附會せしものなるべし。

文治元年、源頼朝の左女牛八幡社を建てたる處は、西洞院の東にして、即ち頼義、義家、爲義の館址なり。

一 風に梳り、雨に沐して、身を關外に勞すること、十二年、今や、夷を滅し、虜を降して、捷を闕下に獻するもの、何の眉目ぞや。

康平七年二月二十日、源頼義、英氣颯爽、旅を振へて、京師に旋り、直に左女牛の館に入る、門巷、舊の如しと雖も、樓臺、新に、光を添へ、庭除、前に同じと雖も、樹竹、更に、陰を増す、左顧右望の間、無量の感慨、自から湧く。二十二日、頼義、入朝して、捷を奏し、恩を謝し、且、有功の將士を賞し給はんことを請ひ奉つる、然れども、朝議、久しく決せず、頼義、任に伊豫に赴かず、尙、留まりて、

箕和堂地圖(古)



京師に在り。

安倍宗任以下の降虜、亦、従ひ來りて、頼義の第中に在り、殿上の人々、之れを聞きて、

「東夷とは、如何なるものやらん、往きて、見ばや」

打ち連れて、左女牛の館

「此れは、如何に」

と問ひ試む、宗任、莞爾として、

我國の梅の花とは見つれども

大宮人は如何云ふらん

と口吟すれば、諸卿、此れはと驚き、返歌にも及ばずして、皆、そこ〜くに、立ち去る。

二 左女牛の館の西を、箕和と曰ふ、西洞院の道路を隔て、

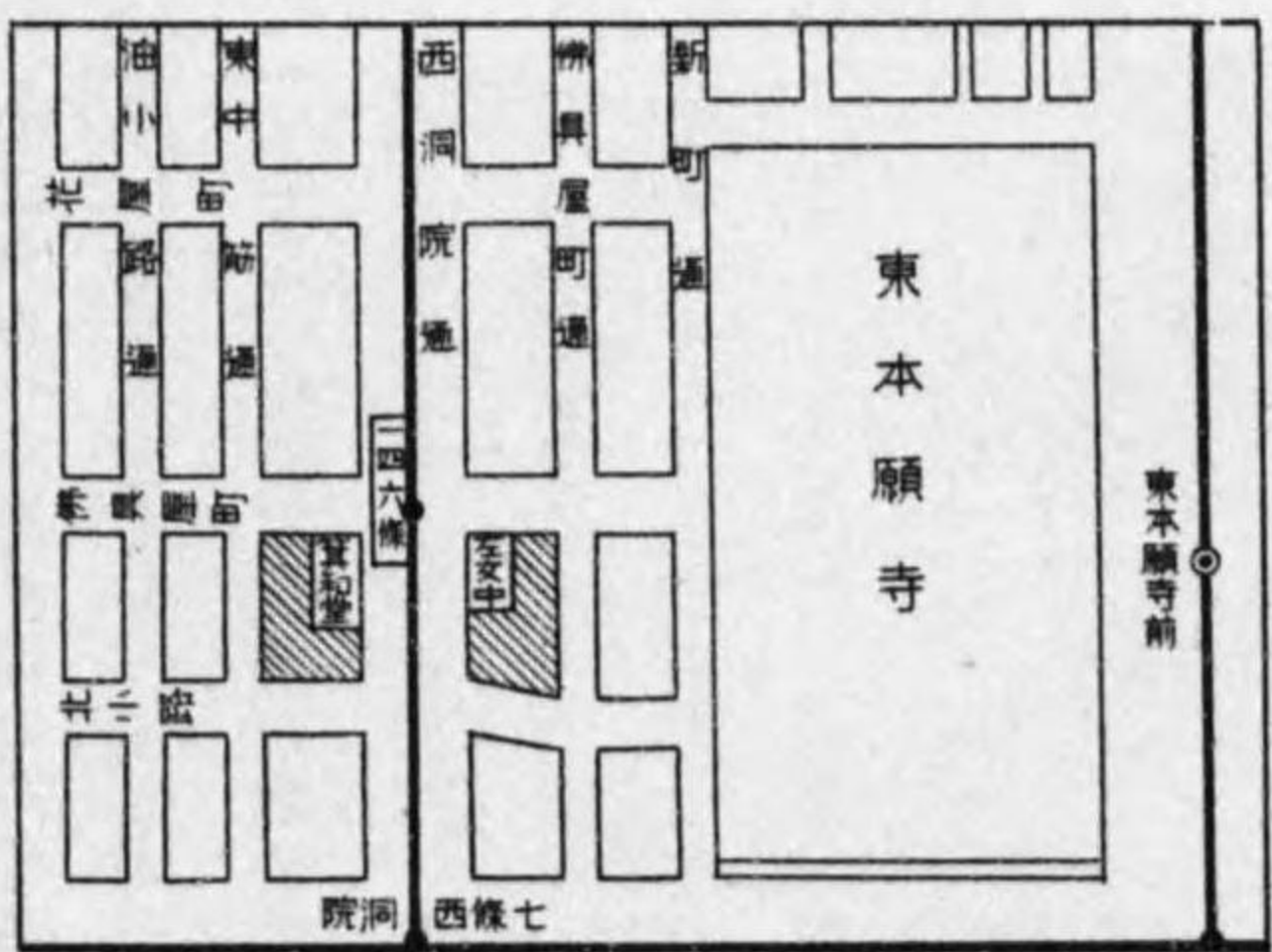
相隣す、首藤通弘なるもの、出家遁世して、此處に住し、箕和入道と稱す、屢々頼義を訪うて、法を説き、道を談す、頼義、

「我れ、武門に生れて、討伐を事とし、壯時には、父に従うて、平忠常を征し、近年は、勅を奉じて、安倍頼時父子を討ず、其間、敵を殺し、民を損すること、勝つて算ふべからず、因果の報うる所、地獄の業を免かるべからざるか、如何に、之れを救ふの道やある」

と問へば、箕和入道、懺悔滅罪の理を説きて、

「經文にも、極重惡人、無他方便、唯稱彌陀、得生極樂と候、唯、一心に、佛天の冥助を願はせ給へ」

と告ぐ、頼義、實にもと思ひて、始めて、佛道信





仰の心を起す、後、致仕して、剃髮し、箕和に、堂を建て、佛を造り、其成るに及んで、寶前に跪き、一心を傾けて、冥福を祈ること多時、雙淚、漣々として、膝に垂れ、牀に流る、後、人に向ひて、此事を語り出で、

「我等が極樂往生の望、決定して、遂げ果すべし、彼の時に於ける我が勇猛強盛の心は、實に、衣川に於て、必ず、此城を抜き、賊を滅ぼさんと思ひし時に異ならざりき」

と告げ、深く安心立命の信地に住す、承保二年七月十三日を以て、往生の素懷を遂ぐ、世に、伊豫入道と稱す。

頼義、家は、王氏より出で、身は、武臣に班す、官爵、四位に過ぎずと雖も、勳業、一世に冠たり、隠然として、武門の棟梁たるべき威望を收む。

奥州の役、頼義、夷虜の耳を截りて、京師に携へ歸り、堂を建て、之れを葬り、耳納堂と稱すと云ふの説は、信ずべからず、頼義の箕和入道の説を聽きて、發心したることは、鴨長明の發心集にも記し、其堂を建て、佛を造れることは、古事談にも記せり、特に、其堂の下に「み

のはだう」と註せるを見ても、箕和堂にして、耳納堂にあらざることを知るべし。  
長明は、頼朝、頼家、實朝時代の人にして、其發心集に「みのわ堂と云ひて、近くまでありき」と記せるを見れば、其書を著はせる頃には、既に、廢滅に歸せるを知らるゝなり。

### 勿來關址

源義家吟花の地

勿來關は、常陸國多賀郡關本村と、磐城國石城郡窪田村との境界に在り、舊、菊田割と曰ふ、奥州沿道の要塞にして、専ら蝦夷の南下を防がんが爲めに設けたるもの、其稱して、勿來と謂ふは、蓋し「夷人、此處より、南に、勿來そ」との意ならん、峰巒相連なりて、大洋を瞰下し、眞に、天險の地なり、古關、跡空うして、今は、唯、碑石一片を存するのみ。  
今、通行する所は、後人の開けるものにして、古昔の地

にあらず。

往時、此地に、櫻樹多し、源義家の遺詠、最も名高し、康平六年二月、義家、奥州討平の功を以て、出羽守に任ぜられ、治暦元年の春、京師に歸る、其途中、此地を過ぎて、櫻花を賞せしなり。

文事あるものは、武備あり、武徳あるもの、何ぞ、必ずしも、文事を解せざらん。

### 勿來關址地圖



源義家、夙に、勇武を以て、名あり、出羽を治むること三年、民心、悦服すること、神の如し。  
治暦元年、任、満ちて、京師に還る、春風、長閑に度りて、一路の芳草、馬蹄輕し、客心悠々、復た

### 勿來關址

勿來關は磐城國石城郡窪田村大字關由に在り元の菊多郡に在りしを以て菊多割とも稱せらる。



戰時の秋に似ず。行きくして、勿來の關へと來る、山上、模糊として白きは、雲か、地上、繽紛として翻へるは、雪か。  
雲と見しは、梢の花、雪と思へるは、散り來る櫻、關山、春深き身も、感、何とか淺からん。兵馬倥傯の間に在りては、月を見て、樂しか



勿來關の碑文

此れは勿來關の碑文にして嘉永四年二年徳川幕府の外國奉行たりし筒井伊賀守政憲の撰ひ上書する所。

物築人而皆入於物以名常與境開稱勿築山三樓  
華弄各時將軍歲家討賊賊十里領兵一吏江途  
此關暮春日暮水烟風聲浪捲將國按警國雨  
木駭客方迹多主軍兵令始八百名存物換少八邊  
其將洞月賊跡浪浪深録石樹山賊事未又成發即  
空委跡總走更無他途軍遂進至營營但懸輝輝  
更流需余背可支賊未風流萬在耐嘉與陳遠從  
竊速漫此石得去詎有除正且人物相尋若永昭矣  
銘名下左

らず、鳥を聞けども、嬉しからじ、今や、干戈、既に戢まりて、襟懷、特に安し。

將軍、駒を樹下に駐めて、願望すれば、帽も花、袍も花、身は、何時しか、畫中の人となる、逸興、頓に湧きて、詩情、自から動く。

吹風をなこそその關と思へども

道もせに散る山さくらかな

一かへり、二かへり、口吟みつゝ、水き日の暮れなんとす

るをも知らず。

長亭短驛、日敷を重ねて、京師に着す、百戦、功を積み、

一門、光を添ふ、來りて賀を述ぶるもの、門前、市を成す。

武人は、武を談じ、歌人は、歌を談ず、一日、義家、關白

頼通を、宇治の第に訪へば、頼通、喜びて迎へ、

「陸奥は、名所多き國と聞く、年久しく、彼の地に在り

つれば、皆、其れくに見候ひなん、此れのみこそ、羨

ましけれ」

と言ふに、義家、

長まりて、

「心、長閑け

く候はんには、

床しきことも

候べけれど、

軍事に暇なき

身には、優し

き詠とても候

はず、唯、勿



源義家像

(攝津國壽命寺所藏)

來の關と申す處にて、花の散るさまの、餘りに興深く、あはれ、心ある人に、見せまほしく覺え候ひしが、其儘に、打ち過ぎなんも、口惜しく、鳥口の口吟に任せて、斯くなん仕りぬ」

と語りて、彼の吹く風の句を、打ち誦すれば、頼通、首を傾けつゝ、

「實にも、秀歌をこそ、物しつれ」

とて、感嘆、特に淺からず、人は、人の中の人、花は、花の中の花、斯人、斯花を詠じて、花と、人と、俱に、千古に香はし。

關白頼通の宇治の第は、今の平等院の在る處にして、舊の山城國久世郡宇治町に在り。

博士大江匡房の、義家を評して、「好漢、惜むらくは、兵法を知らず」と言ひしは、此時なり、義家、是れより、贊を匡房の門に執りて、兵法を究め、爲めに、後三年の役、亂雁を見て、伏兵を知りしなり。

白鳥館址

清原眞衡居館の地

白鳥村は、陸中國膽澤郡に在り、今、前澤町に合して、其大字となる、前澤町の南、衣川村大字下衣川の北に在り、小字鷯木に、關山明神の祠ありて、其傍に、關址あり、之れを衣ヶ關の址なりとす。

此附近には、安倍貞任の大麻生野、瀬原の兩柵あり、清原武則、鎮守府將軍に補せられ、館を出羽より、白鳥に移し、其子武貞、孫眞衡、續いて、此處に居る、其地、今、詳かならず、恐らく、彼の衣川北岸の並木屋敷こそ、其地なるべきか。

陸奥の亂、平らぎて後、二十餘年、出羽の亂、復た起る。出羽の住人清原真人武則、前九年の役、源頼義を助けて、功あり、奥州六郡の押領使を命ぜられ、鎮守府將軍に補せられて、膽澤郡白鳥村に居る、一門、並び榮ふ。



武則、六男一女あり、長子武貞、荒川太郎と稱す、次子武忠、斑目二郎と稱す、三子武道、貝澤三郎と稱す、四子清衡、權太郎と稱す、實は、安倍頼時の女婿巨理權大夫經清の子なり、經清の寡婦、武則に醜するに及びて、拉へ來る、五子武衡、將軍三郎と稱す、六子家衡、將軍四郎と稱す、並に經清の寡婦の生む所、一女、姪の吉彦秀武に適く。武則、歿して、長子武貞、家を繼ぐ、其子眞衡に至りて、威勢、父祖に過ぎ、奥羽二州の一族、皆、其下風に立つ。眞衡、子なし、平權守安忠の子成衡を養うて、子となし、海道小太郎と稱す、永保三年、頼義の女を聘して、此れに配す、母は、多氣權守致幹の女、頼義に侍して、産むところ。

眞衡、乃ち一族、臣下に命じ、金帛、飲食を饋りて、新婦を饗せしむ、吉彦秀武は、眞衡の姑夫なり、亦、酒饌、及び黄金を齎し、遠く出羽より來りて、婚を賀す。眞衡、時に、客と暮を困む、心を盤上に奪はれて、餘事を顧みず、秀武、其久しく禮せざるを見て、忽ち憤然として怒り、

「豎子、何ぞ、無禮なる」  
盤上の黄金を取つて、地に棄て、齎す所の酒饌を縱啖して、出羽に、馳せ還り、終に兵を擧げて、眞衡に叛く。一族の平和、忽ち破れて、二州の兵亂、復た起る。

二

烏鷲の戦、纔に終れば、龍虎の争、早くも生ず、眞衡、始めて、秀武の事を聞きて、大に怒る、  
「然らば、彼奴を討たん」  
俄かに、兵を徴し、陣を整へて、白鳥を發す、秀武、力、抗する能はざるを知り、密使を、陸奥に遣はして、援を一族に求む、

「眞衡近日の振舞を、如何に思し給ふぞ、懿親を視ること、臣屬の如く、長上を視ること、奴隸の如し、今日、我れ、死すれば、明日は、子等の身に及び候はん、宜しく眞衡の虚を衝きて、其館舎を燒き、其妻孥を捕へ給ふべし、我れは、甘んじて、一門の爲めに、老軀を捧げ候はん」  
武衡、時に、病尋に在り、清衡、家衡の二人は、之れを聞

きて、大に悦び、直に兵を發して、其虚を襲ひ、火を放ちて、白鳥の民舎を燒くこと、四百餘區。

眞衡、變を聞きて、大に驚き、中途より、軍を班して、還り來れば、清衡、家衡等、皆、怖れて、兵を退く。

眞衡、虻をも取らず、蜂をも逸して、怒ること甚し、更に、大兵を發して、秀武等を誅滅せんと欲す。

會、源義家、陸奥守兼鎮守府將軍に任せられ、其子義親、義國、義忠等を率ゐて、鎮守府に來り着す、眞衡、乃ち之れを迎へて、饗應すること三日。

此間、兵馬、悉く集まる、眞衡、乃ち其一半を留めて、館内を守らしめ、他の一半を率ゐて、再び出羽に向ふ。

清衡、家衡、之れを聞き、復た起つて、其虚を窺ふ。

義家の臣兵藤大夫正經、伴僚仗助兼の二人、時に、諸部を巡檢し、來りて、此地に在り、眞衡の妻、才智あり、人を正經等の許に遣はして、

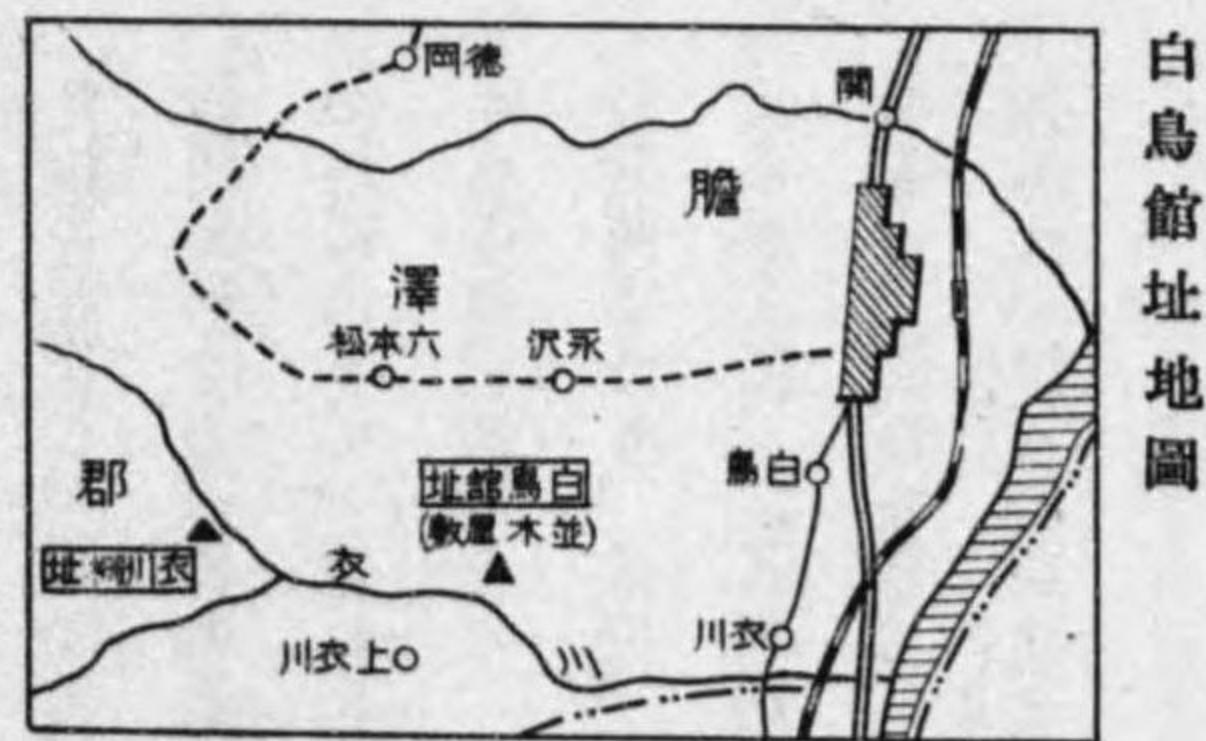
「館中には、兵馬も候、糧秣も候、清衡、家衡、攻め寄せ候とも、更に、恐るるに足り候はず、但、婦人のみにて、進退駈引の術をも存じ候はず、願はくは、館中に入

りて、士卒を統べ、方略を授け、且は、書狀を具して、大守に報じ給はんことを」

と請へば、正經、助兼、此れに應じて、直に白鳥の館に入り、一方には、士卒を督して、守備を嚴にし、一方には、使者を選びて、敵陣に遣はし、

「事、一族の争に係ると雖も、禍、兩國の民に及ばん、各、眞衡に怨みあらば、宜しく國司に訴へらるべきに、私に干戈を弄して、屢、庶民を惱ませらるゝこと、且は、朝憲を蔑みし、且は、國司を輕んずるに似たり、速かに和議を結びて、無事を計らるべし」

と諭さしむ、清衡、之れを聞き、  
「我れは、眞衡とこそ争へ、國司に抗するの心なし、且や、家衡の驕傲、遠く眞衡に過ぐ、一の眞衡を滅ぼして、第二の



白鳥館址地圖



眞衡を作らんこと、決して、策の得たるものにあらず』  
と思へば、直に此れに應じて、兵を引き還る、家衡、獨り  
従はず、館を攻めて、敗れ歸り、深く義家を啣む。  
正經、助兼、府に還りて、狀を報ずれば、義家、亦、一門  
の閥牆より、延いて、二州の擾亂を醸さんことを慮かり、  
眞衡、及び秀武に諭して、和を計らしむ、二人、乃ち命を  
奉じて、兵を解く。

義家、又清衡、武衡、家衡を召す、清衡、武衡は、命に違  
へども、家衡、獨り應ぜず、兵を率ゐて、出羽の沼柵に奔  
る。

諸書に、武衡を以て、武則の子となし、清衡を以て、武  
貞の義子とし、家衡を以て、武貞の實子とすること、皆  
同じ、然れども、此れには、聊か疑問あり。

東鑑に據れば、武衡は、將軍三郎と稱し、又他書に據れ  
ば、家衡は、將軍四郎と稱せしなり、是れ武衡、家衡は、  
鎮守府將軍の三男四男なるが爲めなるべし。

清原氏にして、鎮守府將軍たるものは、武則一人のみ、  
武貞は、六郡の押領使となりしと雖も、鎮守府將軍とな

りしことなし、隨つて、其子を稱して、將軍三郎、將軍  
四郎と稱するの理あるべからず。

是れに由りて、之れを考ふるに、藤原經清の寡婦を娶れ  
るものは、武則なり、武則、前九年の役の功を以て、鎮  
守府將軍たり、武則、其寡婦の腹に、武衡、家衡を設け  
たるが故に、之れを將軍三郎、將軍四郎と稱したるもの  
なるや、疑ひなし。

按ふに、斑目二郎武忠、貝澤三郎武道は、武則の子にあ  
らず、假し、子なりとするも、庶出なるべし、其嫡出を  
舉ぐれば、先妻の子に、武貞あり、後妻の子に、武衡、  
家衡あり、清衡は、義子なれども、後妻の腹に生れたる  
ものなれば、之れを二男に准じて、武衡、家衡を、將軍  
三郎、將軍四郎と稱せしものなるべし。

武衡は、前九年の役に、顔を出ださず、武忠、武道は、  
後三年の役に、名を列せざりしこと、亦、以て参考の資  
となすを得んか。

東鑑には、豊前介實俊の言として、武貞を以て、清衡の繼父  
となせる所あり、然れども、武貞は、清衡を以て、義子とな

せしものにして、義父なり、清衡の母を娶りて、繼父となり  
しにはあらず、武貞の清衡の母を娶りしと云ふも、或は、是  
等の事より、誤り傳へしにはあらざるか

厨川

鎌倉景正洗眼の地

羽後國仙北郡金澤町に、金澤柵址あり、其北崖を繞り、  
西流して、横手川に注ぐものを、厨川となす、古は、其  
流、大なりしも、今は、山林に、老樹なく、且、灌漑の  
爲めに、多く池沼を作りしを以て、終に細流となれり、  
後三年の役、鎌倉權五郎景正の傷眼を洗へる處にして、  
棲む所の石斑魚、今、尙、眇なるものを産す、明治十四  
年、聖駕東巡の際、眇魚を捕へて、天覽に供し奉つる。  
功名塚は、金澤柵址なる八幡社殿の西南五六町の丘上に  
在り、景正、其殺す所の敵屍を集めて、之れを葬り、手  
づから、杉樹を塚上に植ゑしものと稱せられ、其老樹、  
今、尙、存す、幹の太さ、三丈五尺餘。

金澤柵址地圖



沼柵は、羽後國平鹿郡沼柵  
町に在り、横手町の西四里  
半、御物川の東岸に在る一  
大村なり、清原家衡の最初  
に據りたる處。

八幡公の威名、夙に奥羽に高  
く、國民、皆、此れに服して、  
爲めに、小康を保つこと一兩  
年。

應徳二年の頃、義家、各地を巡檢して、出羽の國境に到る、  
會々清原家衡の大兵を擁して、道を塞げることを報ずるも  
のあり、義家、始めて、其逆意を知り、兵を班して、鎮守  
府に還る。

此報、忽ち遠邇に聞ゆ。

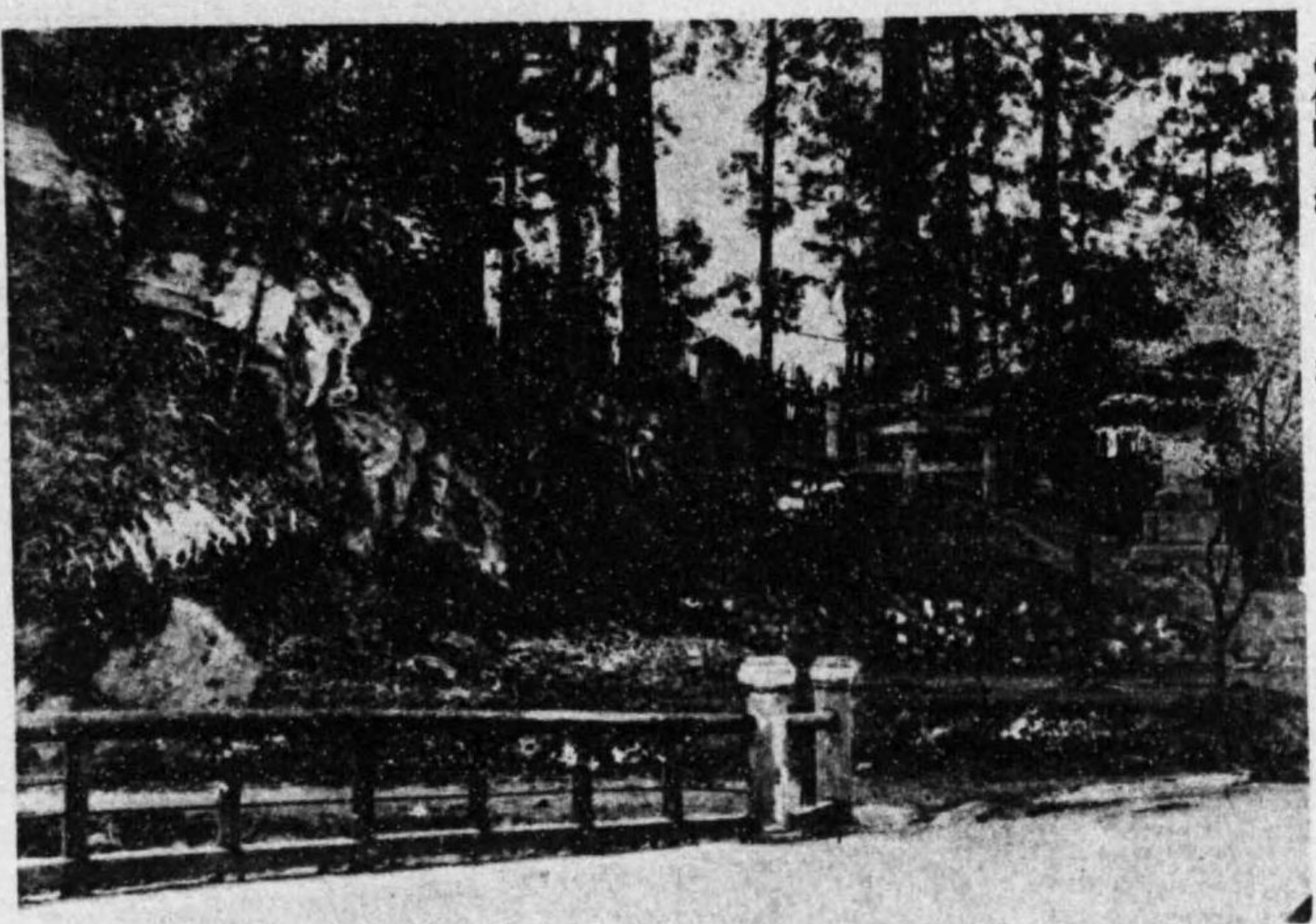
武衡、初めより、首鼠兩端を懷く、此事を聞きて、大に喜  
び、直に手兵を提げて、沼柵に到り、家衡に面して、

「八幡太郎は、海内無双の英將なり、吾子の獨力を以て、



之れを逐ひ卻けしこと、誠に、我が家門の眉目ぞ、今よ

厨川 厨川は羽前國仙北郡金澤村なる金澤柵の下を流る鎌倉景正の傷眼を洗ひし處と稱せらる。



りは、我れも、亦、力を戮さを「と告げ、二人、兵を合して、義家に抗するに決す、然れども、沼柵は、規模、狭小にして、大兵を容るゝに足

らず、乃ち此れを棄て、金澤柵に據る。此處ぞ、累世の本據、山、險にして、柵、固し。

二

羽州の變報、飛んで、府衙に至る。

義家、今は、棄て置くべからず、令を下して、兵を募り、糧を徵し、老臣大宅光任を以て、留守となし、應徳三年六月、自ら大軍を率ゐて、出羽に向ふ。

七月三日、進んで、金澤の柵に迫り、箠を叩き、楯を鳴らして、関を擧ぐ、賊兵、亦、此れに和し、呼聲、山岳に震ふ。

仰いで、城を望めば、亂岩、植うるが如く、斷崖、削るが如し、賊兵、弓弩を雨射し、木石を亂下し、死力を盡して、拒き戦ふ、官兵、屢々進みて、屢々退く。

攻戦連日、未だ柵の一角をも、破ること能はず。鎌倉權五郎景正は、權頭景成の子なり、生年十六、常に、陣頭に立ちて戦ふ、奮進突撃、敵を殺すこと、算なし、武衡の將鳥海彌三郎なるもの、夙に強弓を以て聞ゆ、櫓上より、其狀を望み見て、

「心憎き冠者の振舞かな、彼れを、其儘に置かば、多く

味方を失はん、イザヤ、射取るべし」

矢を番へて、機を覗へども、景正の進退輕捷、飛燕の如く、脱兎の如く、矢は、常に脱れて飛ぶ。

彌三郎、乃ち兵を率ゐて、柵外に躍り出で、景正の叔父景道と、戦を挑む、其れと見たる景正、忽ち馬を驅つて、馳せ來り、縦横奮戦、見るゝ、敵を逐ひ卻け、弓を把り、矢を抽きて、射止めんとす。

「機は、今ぞ」

待ち構へたる彌三郎、手早く、矢を番へて、兵と射れば、正鶴違はず、グサと、景正の右眼に突つ立つ。

景正、カッと怒り、片眼を睨りて、屹と、敵を睨む、  
「唯今、御矢を賜へるは、鳥海殿とこそ覺ゆれ、其處、莫退き給ひそ」

矢柄を折つて、棄てつゝ、彌三郎を目覚めて、射返さんとす、これと驚く彌三郎、

「我が鐵に懸かれるものゝ、物言へる例なし、此冠者、ヨモ凡人にはあらじ」



鎌倉景政像 (鎌倉甘繩景政堂安置)

「景正、手を負ひて候、誰か矢を抜き給はれ」と叫ぶ、三浦平太郎爲次は、景正の從弟なり、

「然らば、

抜き參ら

せん」

左手を、景正の額に加へ、右手に、力を入れて、抜かんとす、矢、固うして、抜けず、乃ち兩手を



以て、矢を握り、足を額に掛けて、抜かんとすれば、景正、忽ち勃然として怒り、イキナリ、刀を抜きて、爲次を刺さんとす、爲次、アツと驚き、

「何とて、我れを刺さんと仕給ふぞ」

と詰れば、景正、

「矢に中りて、死すること、武士の本望なれ、生きながら、面を踏まるゝことやある」

と答ふ、爲次、實にもと思へば、

「恕し給へ、心付かざりし」

と謝し、膝を屈めて、顔を押し、ウンと、腕に力を入れて、漸く其矢を抜く、景正、乃ち厨川の流に臨みて、創を洗ふ、一軍、皆、其剛勇に驚く。

三

柵中、兵多く、食足る、義家、手を換へ、術を變へて、攻むれども、賊兵、亦、機に應じ、變に處して、能く防ぐ、官兵、攻圍すること、數月に及べども、尙、之れを抜くこと能はず。

既にして、天、漸く寒く、雪、漸く降る、義家、乃ち圍を

解きて、陸奥に還る。

鎌倉景正功名塚

羽後國仙北郡金澤村金澤柵址の山上に鎌倉景正の功名塚あり其討取りし首級を葬りし處圍中大樹の陰に在り此れは光運寺の背後より望めるもの。



安倍宗任、鳥海に居る、故に、鳥海三郎、若くは、彌三郎と謂ひ、又鳥海柵を、彌三郎館とも謂ふ、景正を射たるものを、鳥海彌三郎と日ふは、疑問なること、大

日本史にも、之れを言へり。

然れども、陸奥に、厨川あれば、出羽にも、厨川あるが如く、陸奥に、鳥海村あれば、出羽にも、鳥海山あり、宗任は、陸奥の鳥海に居るが故に、鳥海彌三郎と稱す、此景正を射たるものは、出羽の鳥海山の麓に居りたるが故に、亦、鳥海彌三郎と稱せしものなるやも、知るべからず、故に、姑く、之れを存す。

金澤柵址

清原武衡等據守の地

金澤の柵は、羽後國仙北郡に在り、今の金澤町の地、即ち是れなり、柵は、山河の險に據り、周圍、凡、五十町ばかり、本丸あり、二の丸あり、北の丸あり、本丸を頭とし、二の丸を、嘴とし、南北の山、左右の翼となり、奥羽の大山脈、其尾となり、其形状、孔雀の如し、故に、又孔雀の柵と名づく、清原氏、累世、此れに據る、寛治中、武衡、家衡、將軍源義家に抗して、終に、其滅ぼす

所となる。

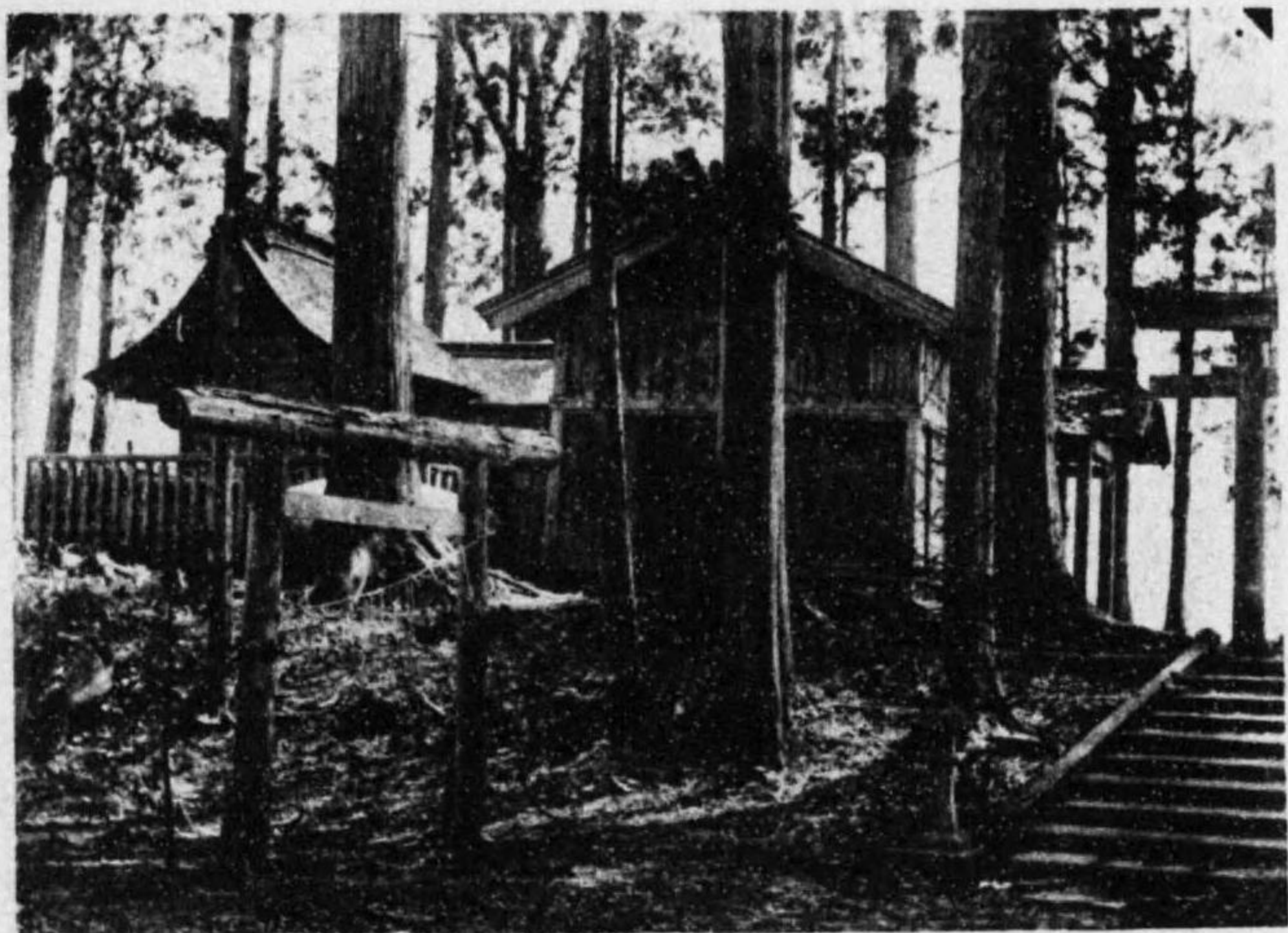
本丸は、八幡社神前より、東南に當り、山上の平地、東金澤柵址其一  
金澤柵址は羽後國仙北郡金澤村大字金澤に在り清原家衡武衡の據守せる處此れは兜八幡神社なり。



西、凡、四十間、南北、凡、六十間あり、今は、畑地となる。斥候山は、神前より、八九町の南に在り、眺望、甚だ佳なり、柵兵の觀望臺となせし處にして、今、八木澤神社の祠宇あり。



西沼は、金澤柵の西南十五六町を隔つる丘阜の間に在り、古松、鬱蒼として、風景、絶佳なり、源義家の亂雁を望み見て、伏兵の在るを察知せしは、此の處。



出羽の亂、鎮めざるべからず、金澤の賊、滅せざるべからず、然れども、源義家、未だ官符

を請はず。

義家の弟義光、新羅三郎と稱す、時に、左衛門尉たり、遂に賊賊の猖獗なるを聞きて、意、安からず、請うて、兄を赴き援けんと欲す、允されず。

寛治元年三月、義光、終に官を棄て、陸奥の鎮守府に到れば、義家、大に悦びて、其手を執り、

「今日、御邊の來給へること、故將軍の再來あらせ給へる心地こそすれ、虜を滅ぼすこと、何の難くやあらん、あら嬉しや」

と言ひつゝ、感、極つて、泣く、部下の將士、亦、皆、喜び勇む。

義家、今は、百萬の甲兵を得たるが如し、乃ち師を率ゐて、武衡、家衡を討たんと欲す、會、瘡を患ひて、果さず、荏苒、日を送ること數月。

二

既にして、疾、漸く癒ゆ、義家の鬱胸、秋と與に霽る。亂賊誅滅の機、今や、來る。

此年九月、義家、自ら兵を率ゐて、復た出羽に向ふ、清原

清衡、吉彦秀武等、亦、此れに従ふ、總勢數萬騎。

行きて、西沼の附近に到る、此處は、敵柵を距ること、遠

金澤柵址 其三  
此れは金澤柵址に於ける八幡神社の本殿なり。



からず、義家、馬を丘阜の上を立てて、敵狀を見ること少時。會、一行の雁陣、地に下らんとして、下らず、忽ち列を亂して、飛び去る、屹と、此

狀を見遣りし義家、

「敵の伏兵、彼處に在りところ覺ゆれ、疾く討ち取れや」直に兵を縱ちて、叢中を探れば、果して、敵あり、乃ち撃ちて、之れを殲す、部下、驚きて、神と爲す、義家、聞きて笑ひ、

「兵法に、鳥亂るゝものは、伏なりところあれ、我れ、學ばざりせば、危かりしぞ」

と告げ、終に進んで、金澤の柵に逼る、嚮に節を折つて、大江匡房に學ぶところ、是に至りて、忽ち驗あり。

三

義家の意、必勝に在り、諸軍を鼓舞して、敵城を攻撃すること、日又日、柵、固うして、拔けず。

義家、乃ち會食する毎に、勇怯の二席を設けて、戰士を勵ます、義光の従士腰季方、日として、勇席に着かざるはなし、一軍の士氣、是れより、大に振ふ。

吉彦秀武は、老功の士なり、容易に力取すべからざるを知り、自ら義家の牙營に到り、

「城中には、人數多くして、糧食乏しうこそ候べけれ、



進撃して、兵を損せんよりは、包圍して、敵を困め給はんこそ、上策に候へ」

と説けば、義家、此れに従ひて、曠日持久の策を取り、俄に、令を下して、戦を休む、義家は、乃ち其二面を圍み、義光は、其一面を圍み、清衡、秀武等は、他の一面を圍む、是に於てか、柵中柵外の交通、全く絶ゆ。戦闘、久しく絶えて、城中の兵氣、漸く弛ぶ、武衡、此れに苦み、使者を、義家の陣に送りて、

「合戦、久しく絶えて、無事に苦み候ひぬ、城中に、龜次と申す剛の者の候、其方よりも、猛者を出だし給へ、力を角べしめて、陣中の徒然を慰め候はん」

と告ぐ、此れぞ、官兵の選手を破りて、之れを辱かしめ、且、之れを激せしめんとするの計略。

義家、其意を看破すれども、將士、皆、此れに應戦せんことを望みて、止まず、乃ち鬼武なるものを選びて、之れを遣はす。

鬼武は、出羽の住人縣小次郎次任の臣なり、夙に、剛勇無双の稱あり、乃ち進んで、龜次と闘ふ、彼れに、蹶速の勇

あれば、此れに、野見の技あり、終に克ちて、龜次を殲す。賊兵、慙憤して、出て戦ふ、乃ち撃ちて、之れを殲す、賊

金澤柵址 其四  
此れは金澤柵址の本丸下にして焦米を發掘せし處。



中に、藤原千任なるものあり、櫓上より、聲を放ちて、  
「寄手の大将義家に申さんことあり、汝の父頼義、先に、宗任、

金澤柵址 其五

此れは金澤柵址に在る鞍石なり其形状の似たるを以て此名あり。



と、無道とや謂はん、不忠とや申さん、天誅、立ちどころ

任に克ち得ず、名簿を捧げて、故清將軍の出馬を請ひ奉つり、其武略に依りて、貞任を滅ぼしなごら、今や、恩を忘れ、義に背きて、我君に手向ひ仕つること

ろに至ると思ひ知らずや」

と罵り叫ぶ、官軍、大に怒りて、柵を攻めんとすれば、義家、

「是れ寄手を怒らしめて、城下に誘き寄せんとする敵の計略なるぞ、輕舉すること勿れ、妄動すること莫れ」

と固く制して、許さず、然れども、千任の毒舌を惡むこと、最も甚だしく、何人にもあれ、能く彼れを捕ふるものには、與ふるに、重賞を以てせんとす。

既にして、城中、糧、漸く盡きんとす、乃ち婦女子を出だして、降を乞はしむ、秀武、又

「此れぞ、兵糧を紆へん策略にこそ候べけれ、宜しく斬つて、懲らしめ給ふべし」

と説けば、義家、實にもと思ひ、一々、之れを敵前に誅す、虜兵、益々窘む。

城中の運命、今や、既に極まる。



# 蛭藻沼

清原武衡潜伏の處

蛭藻沼は、金澤山八幡社神殿の南方十五六町の原野に在り、寛治元年十一月十四日、金澤の柵、陷るや、清原武衡、此沼の中に潛み、蛭藻を以て、身を掩ふ、終に探り出されて、捕へらる、蛭藻沼の名、蓋、此れより起る。

一 金澤の柵中、食、終に盡く。

武衡、義光に頼りて、降を乞へども、義家、敢て聽さず、柵中、益々窘み、義光の來り臨みて、約を訂らんことを請ふ。

「然らば、首を繼ぎ得さすべし」

義光、自ら往かんと欲す。

虜情、測るべからず、義家、固く止め、腰季方をして、代りて、往かしむ。

季方、唯一人、柵に入る、兵士、劍を把つて、道の左右に

並列す、季方、平然たり、其間を濶歩しつゝ、進んで、席に着く。

家衡、出でず、武衡、來りて、切に降を乞ひ、且、砂金を取りて、賂ふ、季方、

「此柵、陷らば、金銀財寶、皆、我等が物のみ、何とて、贈らるゝことや候」

と笑ひ、敢て手をだに觸れず、武衡、大なる一矢を出だして、

「是れ誰の御矢にて候ぞ」

と問ふ、季方、見て、

「餘人にあらず、斯く申す季方が物にて候」

と答ふれば、武衡、大に驚きつゝ、

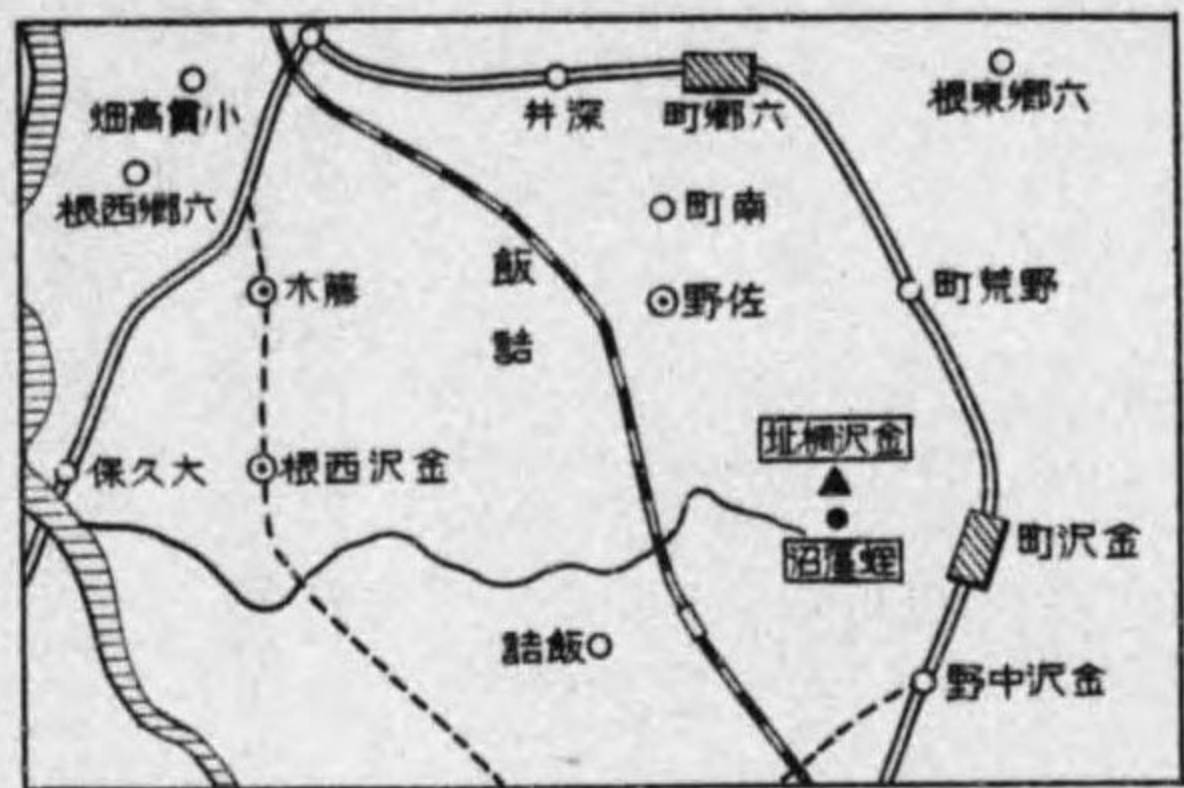
「御弓勢、恐ろしくこそ候へ、此矢に中るもの、一人として助かり候はじ」

と述ぶ、季方、將に辭して、出でんとし、武衡を顧みて、

「我れを質となさんと思さば、唯今、此處にて、如何にも爲し給へ」

と言へば、武衡、首を掉りつゝ、

蛭藻沼



蛭藻沼地圖

「思ひも奇らざる事にこそ候へ、疾く還りて、我等の爲めに、吹擧し給ふべし」  
と答へ、慇懃に禮して、柵外に送り出づ、季方、還りて、狀を告ぐ、義家、又許さず。

二

天、漸く寒く、雲、漸く低く、連日、雪降る、されども、義家、固く陣を守りて、動かず、十一月十四日の夜半、俄に、令を軍中に下して、

「各々陣屋を燒きて、手足を烘り候へ、明日よりは、不用なるぞ」

と告ぐ、首藤資道、年十三、

怪みて、其故を問へば、義家、

「賊徒、糧盡きて、毎夜、落ち行かんかと思へど、大雪、降り續きて、其意を果さず、然るに、今宵は、雪、

歇みぬれば、賊徒、必ず遁

れ出づべし、孰れも、其用意こそ、肝要なれ」

と説き示す、諸將士、乃ち營を焚きて、暖を取る、拂曉に至りて、柵中、果して、火起る、諸將士、急に起ちて、其遁路を塞ぐ。

武衡、免かるべからざるを知り、ソツと、沼中に潛みて、蛭藻を、頭に掩ふ、兵士、見て之れを捕ふ、藤原千任も、亦、獲らる、義家、二人を召して、

「勢を借りて、敵を伐つは、軍の道ぞ、何の異とすべきことやある、汝の父、我が父に従うて、功を樹て、我が父、朝廷に請うて、過分の官爵を授け給ふ、然るに、何事ぞ、怨を以て、徳に報みんとは、抑々我が父の捧げしと申す名簿、安くにか在る」

と誚め、命じて、千任の舌を抜き、且、武衡の首を斬らしめんとす、武衡、哀を義光に請へば、義光、

「降るものを宥し候は、古今の例にこそ得へ、獨り武衡の首のみを召され候はんとは、如何なる御心に候ぞ」と説く、義家、忽ち色を作しつゝ、

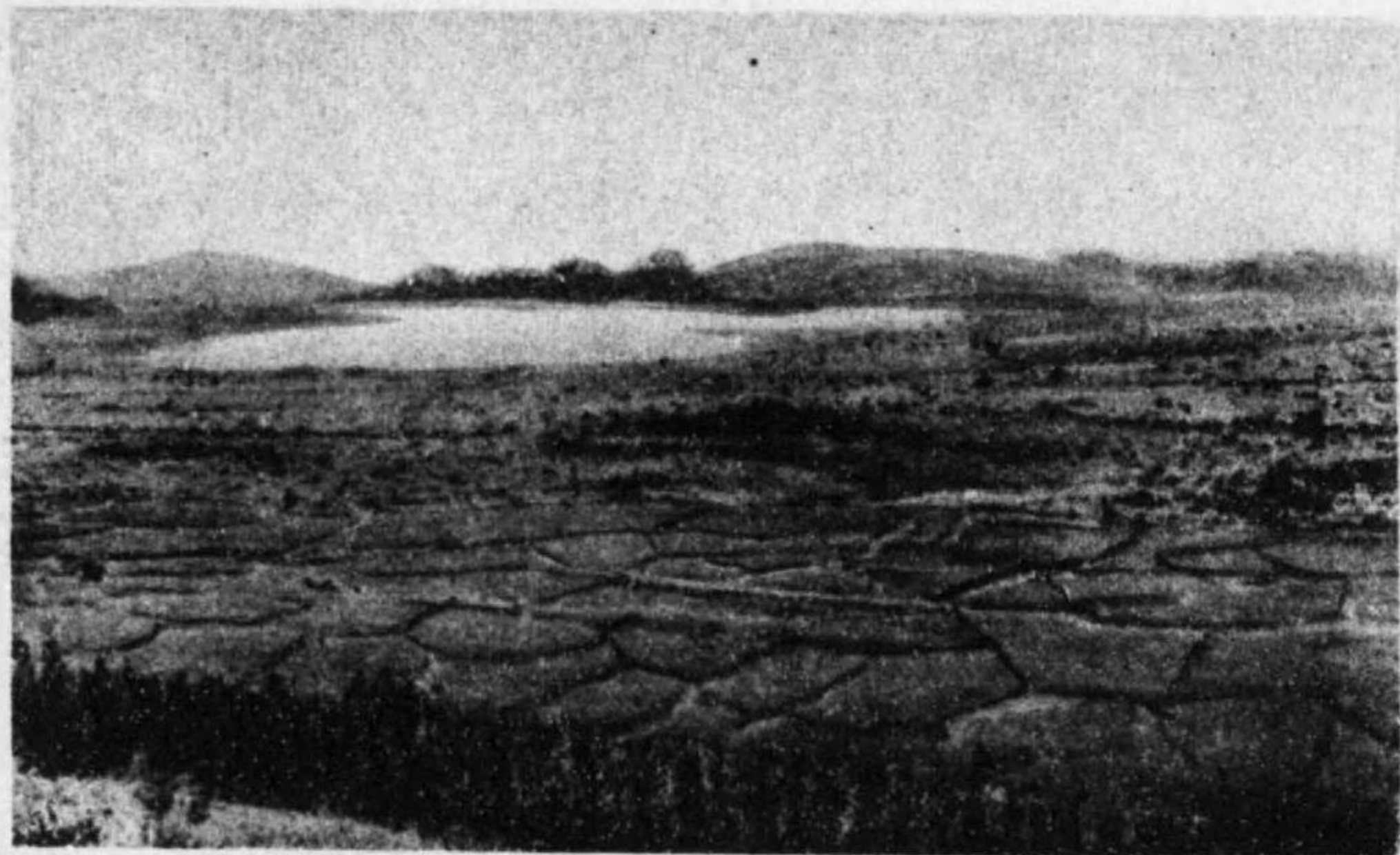
「過を悔み、首を伸べて來れる宗任が如きものこそ、眞



の降参に候へ、捕へられて、命を惜むものを、争かて、

蛭藻沼

此れは金澤川の附近に在る蛭藻沼にして清原武衡の潜伏せし處其前面に見ゆるは陣所峰と陣ヶ森なり。



降人と申すべ  
きや」

と告げて、敢て  
赦さず、命じて、  
其首を刎ねしむ、  
義家、又

「憎きは、千  
任奴が舌ぞ、  
疾く引き抜け  
よ」

と呼ばれば、源  
大夫直なるもの、  
應と答へて、イ  
キナリ、手を口  
中に突き入る、  
義家、見て、  
「汝の手を、

虎口に入る、ことやある」

と叱すれば、直、更に、鐵箒を以て、舌を抜かんとす、千  
任、固く齒を閉す、乃ち口を抉り、舌を抽きて、之れを斷  
つ、義家、更に命じて、千任を樹枝に吊下げ、武衡の首を、  
其下に置きて、之れを踏ましめんとす。

千任、兇暴と雖も、其主の首を踏むに忍びず、脚を屈めて、  
垂下せざること數刻、力盡き、脚疲れて、終に、之れを踏  
むに至る。

三

縣次任、兵を率ゐて、敵の遁路に備ふ、會々箒を纏ひ、笠  
を被りて、其前を過ぐるものあり、次任、怪みて、誰何す  
れば、其者、跪つきつ、

「此れは、一向の二郎に候、御助け給はるべし」  
と請ふ、從士、肯んぜず、

「兎も角も、其面體を驗めて、後にこそ」  
と言ひ、進んで、笠を取らんとすれば、彼の者、忽ち從士  
を執つて、投げ飛ばす、次任、馬上より、飛び下り、有無  
を言はず、取つて、押へて、其首を斬る、熟々其面を見

て、覺えず、躍り上がる。

「オ、家衡ならずや」

直に首を義家の許に送る。

義家、家衡を逸して、遺憾、遣る方なし、將士に命じて、  
嚴しく、搜索せしめんとす、會々次任の從士、來りて、跪  
つき、

「此れは、縣殿の手づくりこそ候へ」

と言ひつ、高く家衡の首を捧ぐれば、義家、見て、大に  
喜び、

「好くこそ、仕つれ」

と告げて、厚く次任を賞す。

二衡、此に滅び、奥羽、全く夷らぐ、邊境、是れより靖し。

四

義家、前に、安倍父子を滅し、今、又清原兄弟を誅す、戦  
期、彼れより短しと雖も、其戦功、敢て此れに譲らざるも  
のあり、十二月、國解を上つりて、

「武衡、家衡の叛亂、寧ろ貞任、宗任に過ぐ、臣、兵馬  
の徵發を勞せずして、幸に虎狼の兇虜を誅す、願はくは、

速に追討の官符を下し給へ、謹みて、元惡の首級を、闕  
下<sup>か</sup>に上つらん」

と奏し、武衡、家衡の首を携へて、京師に凱旋せんとす、  
朝議、

「是れ私闘のみ、官闘にあらず」

と決して、之れを允さず、且、其功を賞せず、義家、乃ち  
首級を、路傍に棄て、京師に還り、私財を頒ちて、將士  
の功を賞す、關東の武士、深く其恩に感じ、

「寧ろ朝廷に背くも、源家に叛くべからず」

と云ふに至る、他日、兵馬の權、終に武門の手に歸するに  
至れるもの、何ぞ、偶然なりと謂はんや。

頼時、貞任の亂は、前九年の役と稱するに對して、之れを  
後三年の役と謂ふ。

後三年軍記に據れば、此戦は、永保三年を以て、端を發  
し、寛治五年を以て、局を結べるものにして、其間、九  
年の長きに彌れり、大日本史は、中右記に據りて、其收  
局を、寛治元年とすれども、尙、其間、五年に及びて、  
三年の役と云ふに合はず、史學雜誌には、後二條關白師



道の日記に據りて、其發端を、應德三年の事とすれども、此れにては、戦局、二年に縮まりて、亦、後三年の役と云ふに合はず、此れも、亦、疑問にあらずや。

今、是等の諸説を参照して、考ふるに、右大臣藤原宗忠の中右記、寛治元年十二月二十六日の條下に、

『今日、進陸奥國解也、義家朝臣、追討俘囚了』

とあるを見れば、此役の寛治元年に終れることは、疑ふべからず、又後二條關白師道の日記、應德三年九月二十

八日の條下に、

『殿下、藤大納言、召左衛門督、陸奥兵起事、義綱、

出羽使遣歎、如何』

とあるを見れば、此役の應德三年に始まることも、亦、疑ひなきが如し、後三年軍記の記事に徴するに、義家、武衡の首を見て、

『二年の愁眉、今日、既に開けぬ』

と言ひしとあるを見れば、義家の兵を用ひしは、全く二年に過ぎざることを知らるゝにあらずや。

然るに、之れを稱して、後三年の役と云へるものは、畢

竟、家衡の大兵を擁して、道を塞げる事實は、應德二年に在るべく、是れ正しく其發端なればなるべし。

永保三年の兵亂は、清原氏一門の私闘にして、事、義家に關せず、故に、之れを年數に加へざること、論なきなり。

此の如く、應德二年に始まりて、寛治元年に終る、故に、之れを前九年の役に對して、後三年の役と云へるものなるべし。

寛治四年四月、武衡、家衡の陸奥國府を襲撃して、敗れ還りしとの後三年軍記の事實の如き、畢竟、五年までの繋ぎとして、假構せしものなるべし。

### 足柄山

源義光秘曲傳授の地

足柄峠は、一に地藏峠と曰ふ、駿河國駿東郡と、相模國足柄上郡との境に在り、駿東郡足柄村竹之下より、足柄峠を踰えて、相模に入り、矢倉岳の南麓より、刈野、福

泉、關本、塚本、府川等を経て、小田原に出づる街道を、足柄路と曰ふ、上古よりの通路なり、舊、關を設けられたるも、其址、詳かならず。

足柄峠の絶頂に、小祠あり、足柄明神社と曰ふ、後、矢倉岳の頂上に遷せしより、又矢倉澤明神と稱す。

源義光の、笙の秘曲を、豊原時秋に傳へたるは、足柄明神社のあたりなり、里俗、之れを聖天堂と呼ぶは、笙殿の訛傳ならんと云へど、如何にや、足柄下郡元箱根村に、笛塚あり、義光吹笙の地とするは、當らず。

英雄の胸中、自から閑日月あり。

新羅三郎義光、幼少より、音律を好み、笙を伶人豊原時元に就きて學ぶ、技藝、年と興に進みて、清音妙曲、今や、其師をも凌がんとす、時元の子、尙、幼なり、  
「我が道、絶やすべからず、此人にこそ、傳へ置くべけれ」

疾んで、死するに臨みて、盡く秘曲を、義光に傳ふ。

實にや、笙の音を聞けば、千里の長思を發すとやらん、義

光の兄義家、奥羽に在り、清原武衡、家衡兄弟を、金澤の柵に攻むれども、戦況、兎角に、抄々しからず、義光、左衛門尉として、大内の宿衛を掌る、遂に、兄の身の上を想うて、憂慮、措くこと能はず、終に、思ひに堪え兼ねて、  
「臣の兄義家、奥州に在りて、兇徒を追討仕り候へども、

源義光像

(攝津國壽名寺所藏)



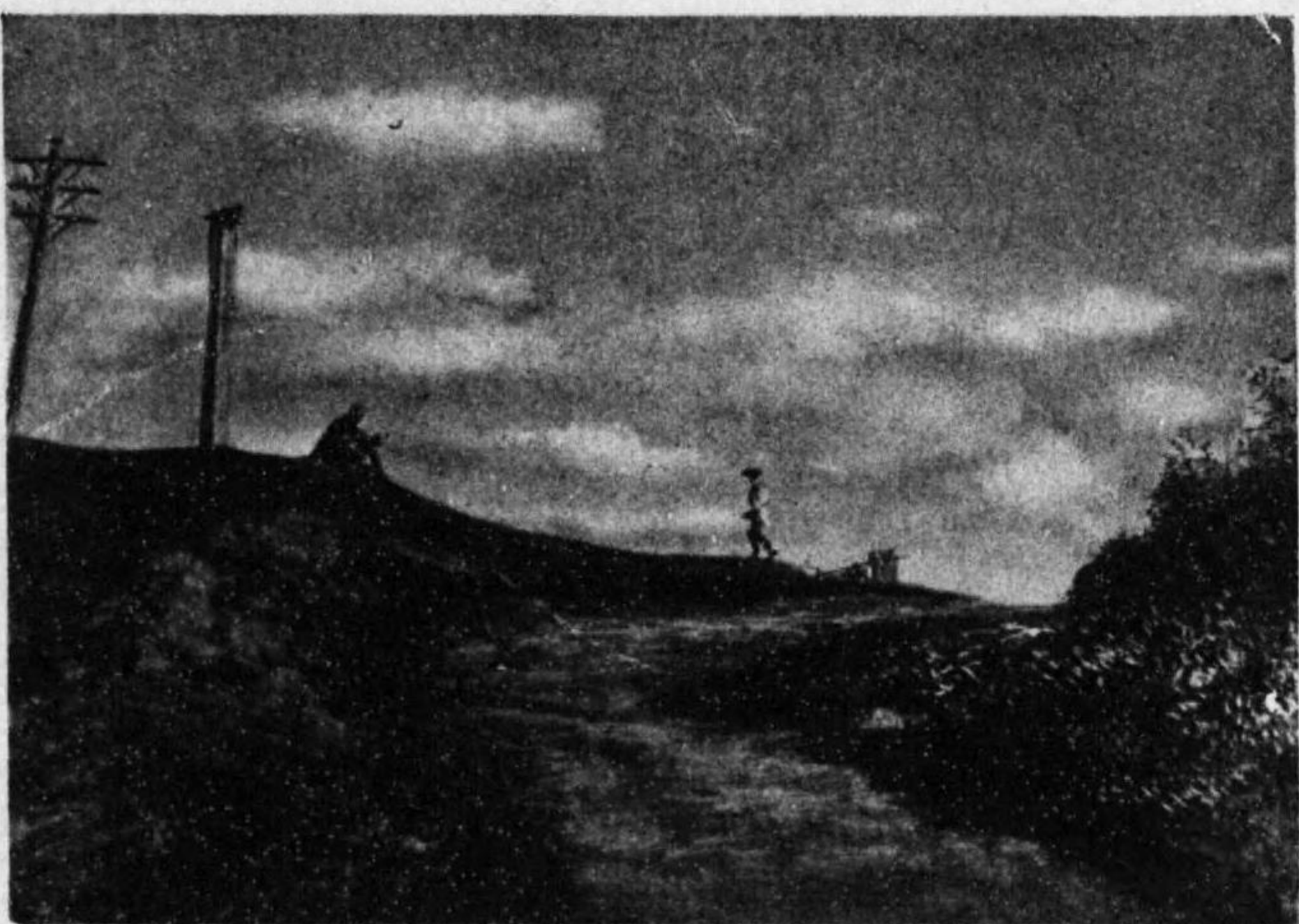






足柄峠

此れは駿河と相模との國境に聳ゆる足柄峠にして其左方に樹つるは國境の木標なり。



ぎ、尾張を越え、參河、遠江を経て、駿河に入り、伊豆の

て、奥州へ具し給ふべし』と涙ながらに、掻き口説けば、  
「然らば、兎も角もし給ふべし』  
義光、終に伴うて、東に向ふ、美濃を過

國府より、路を東北に取りて進む、竹之下を過ぎて、山路を辿ること若干町、漸くにして、足柄明神の前に抵る、義光、轡を駐めて、時秋を顧みつゝ、

「此先きに、關所ありて、猥に人を通し候はず、我れは、固より覺悟の身、關を破りても、過ぎ候はん、和殿まで、斯る罪を犯し給はんは、由なき業にこそ、イザ、此處より、引き還し給ふべし』

と懇に説き諭せども、時秋、尙も、聞き入れず、

「近江にてさへ、還り候はざりしものを、争かて、此處より、引き還す心の候べき、唯々、何時までも、具し給ふべし』

飽くまでも、俱に陸奥に下らんと欲す、義光、始めて、心付く、

「時秋、日頃、我れを師とも、父とも敬ふとは云へ、斯る長途に伴ひて、我れを慰めんこと、如何さま、仔細あることぞ』

と思へば、重ねて、時秋に向ひ、

「和殿の胸中、今こそ、知りて候へ、左程切なる望みを

懐きながら、色にも、言葉にも、出だし給はざりしこそ、痛はしけれ、イザ、坐し給へ』

と言ひつゝ、ヒラリと、馬より、飛び下れば、從者、楯二枚を、芝生の上に敷く、義光、其上に坐すれば、時秋も、亦、此れに對して坐す。

三

實にや、時秋の身には、一つの望みあり、時秋、幼にして、父に別れ、年、長じて、父の業を學ぶ、

「父、亡せ給ひてよりは、家を繼ぐものも我れ、業を繼ぐものも、我れにこそ、争かて、緩怠なるべきや』

日夜、心を勵み、業を學べば、其技、甚く進みて、今は、亡き父にも劣らず。

「家寶の笙譜、傳へて、左衛門尉殿の許に在り、折りもあらば、承け傳へて、家道を完うせばや』

常に義光の許に行き通ひて、親しく交はること數年、這度、義光の陸奥に向ふを知りてより、

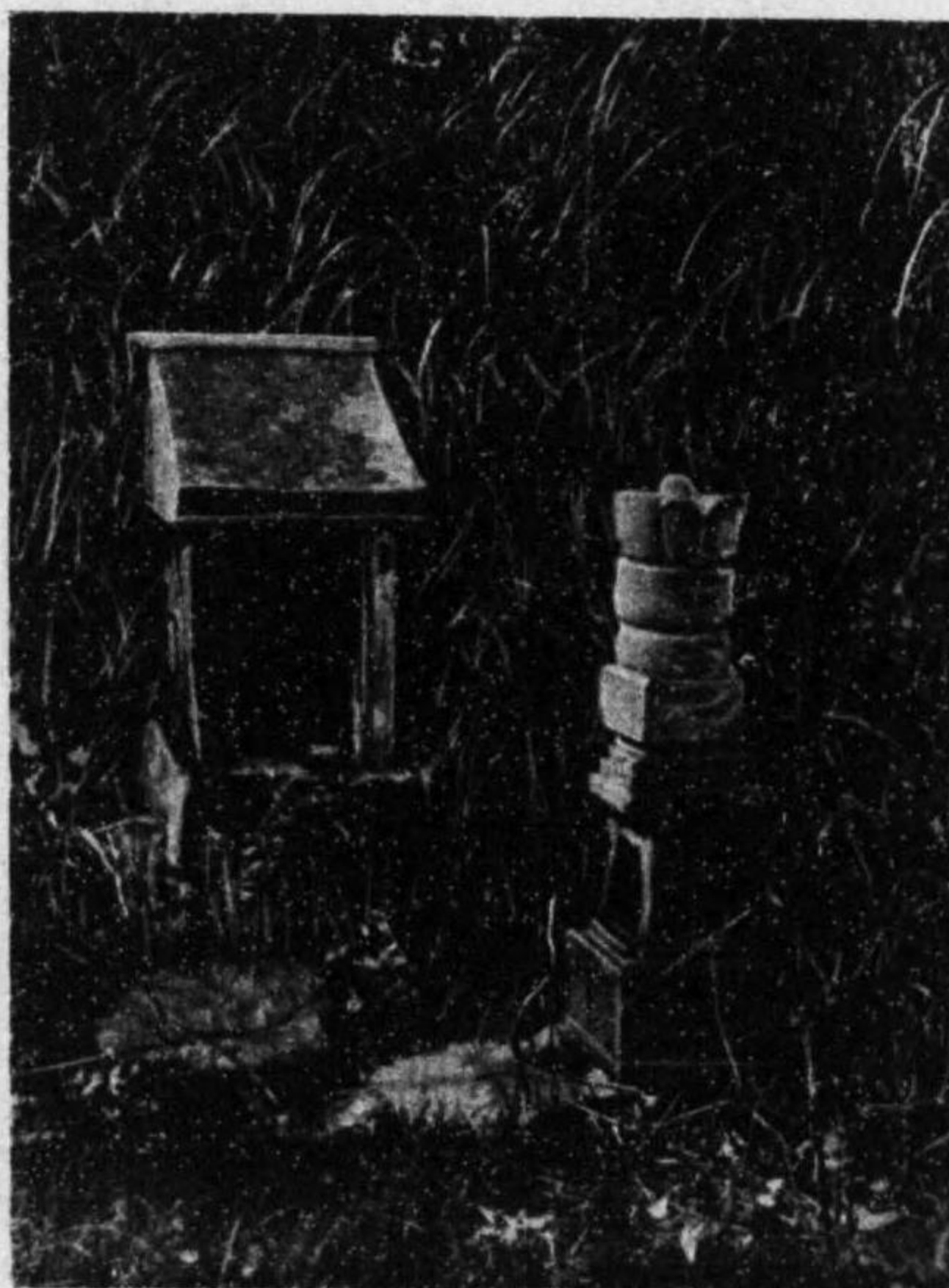
「死を期して、生を期せざるは、戦場の習ひ、此度、若しも、長き別れともなりなば、我家の業、長く絶えなん、

此上は、俱に、彼の地に下りて、傳授を受くるの外はあらじ』  
と固く思ひ極む、業の爲め、道の爲めには、路の遠きをも厭はず、身の危きをも忘れて、斯くは、遙るくと、具し來れるなり。

四

座、定まれば、義光、徐かに、時秋の方を見遣る、

足柄明神  
相模國足柄上郡なる足柄峠の北一里余に矢倉嶽あり足柄明神は今其頂上に遷さる。





「大食、入調の二曲は、和殿の父より、義光に傳へ給へるもの、義光、亦、固より、和殿に傳へ候はん、奥州へ下りて後は、兵馬の業、忙はしくして、却て、其暇なかるべし、イザ、此れにて、傳へ候はん」  
箆の中より、取り出で、授くる秘曲の譜、時秋、恭しく受けて、押し載き、

「某が年來の本懐、今こそ、達して候へ、朝に道を聞いて、夕に死すとも可なりとかや、今は、奥に下りて、君の御爲めに死せんこと、何か厭ひ候へき、アラ嬉しや、辱けなや」

天に歡び、地に喜ぶ。

「笛や候」

問はれて、時秋、

「此れにこそ候へ」

懷中を探りて、取り出すは、傳家の笙。

折柄、彌生の空、淡く霞みて、弓張の月、臚に影を宿す、義光、やをら、笙を把る、十指、軽く排すれば、參差の聲、長く短く、嶺を渡る、山靈、出で、聴きぬべし、一曲、

清く奏すれば、婆娑の影、高く低く、天に翻へる、仙鶴、來つて、舞ひぬらん。

時秋、心耳を澄まして、熟くと聴く、感、極まつて、涙、ポタリくと、膝に落つ、此夜は、此處に留まりて、通宵、奥義を談ず、談漸く盡くれば、天、漸く明く。

「此上は、最早、奥に下るの要もあらじ、此處より、京師へ還り候へ」

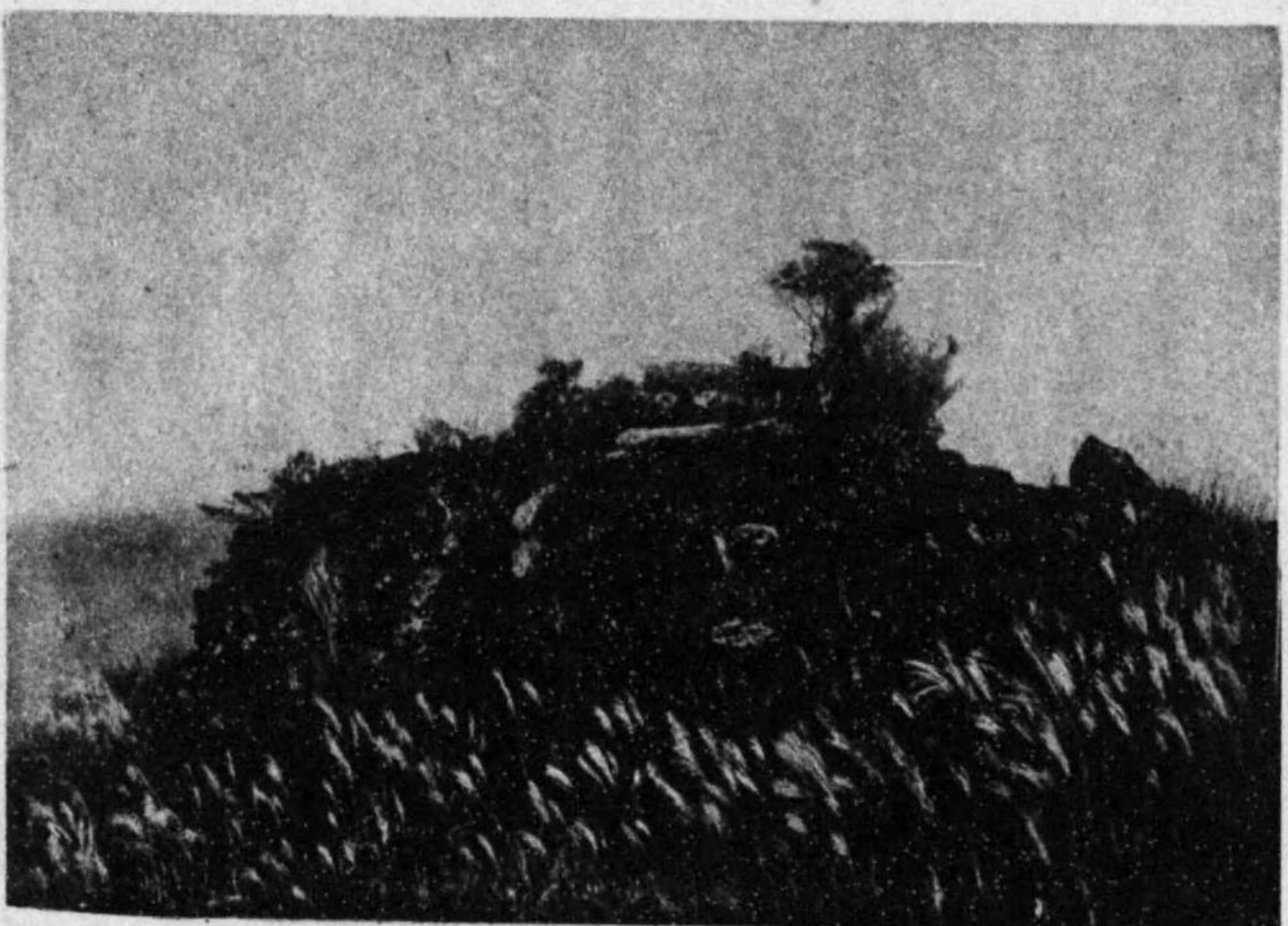
義光、暇を與ふれば、時秋、甚く打ち驚く、

「這は思ひも寄らぬ仰かな、某の望みこそ叶ひて候へ、君の御恩は、未だ報み奉つらず、唯、何處までも、命を限りとこそ存じ候へ、何條、此儘、立ち歸り候へき」  
ハラ／＼と、涙を垂れつ、掻き口説く、義光も、亦、目を屢叩く、

「和殿の御志は、悦ばしうこそ候へ、然りながら、我れ、奥に下るからは、生きて還らん心なし、兩人、俱に果てなば、誰か此道を傳へ候ものぞ、和殿の父の、我れに傳へ給へるも、此道を失はざらんが爲めにして、我れの、今、和殿に傳へ候へるも、此曲を斷たざらんが爲めにこ

笛塚

相模國足柄上郡芦の湖の東北一里半芦の湯より七町の處に笛塚あり源義光の秘曲を傳へしは此處なりと稱せらる。



ば、朝廷にも、其志を、殊勝とこそ御覽ずれ、争かて、

そ候へ、和殿、若し死して、此曲、長く斷えなんか、亡父の本意にも戻り、義光の微衷も、徒となり候はん、斯道を學ばんばかりに、此處まで下りしと申さ

御答めの候へきや、軍の方には、和殿なくとも、事は缺かじ、斯道の爲めには、和殿なくば、誰かは繼がん、我れに従はんは、私の情なり、藝を守らんは、公の道なり、呉れども、義光の言葉に従うて、此處より、御歸り候へ」  
と説き諭す、時秋、熟く聞きて、涙、瀧の如し。

「扱も情なきことを仰せ給ふものかな、君なくば、争てか、此曲を學ばれ候へき、厚恩の師を見捨て、歸らんこと、道の爲めとは申せ、得こそ仕つるまじけれ」  
彼方に、道を思へば、此方は、義を思うて、固く動かず、並み居る従士、聞いて、皆、涙を垂る。

義光、尙も、懇に説き諭すこと再三、時秋、今は、是非に及ばず、泣く／＼、別れを告げて、西に還る。  
時秋、歸洛の後、其名、益々揚がる、左府師實、亦、師事して、秘曲を受く。

足柄の山高く、月清し、其人、亡ぶと雖も、其名、長へに滅せず。

義光の秘曲を、時秋に傳へしと云ふは、誤傳なり、當時、



時元は、尙、死せず、時秋は、未だ生れざる時なり、時秋の兄時忠の事蹟を誤りたるものならんと云へり、参考として、此に録す。

### 祇園林

平忠盛鬼を捕ふる地

祇園社は、京都八坂郷樹下に在り、今の八坂神社にして、四條通の東端に當る、古は、感神院と曰ひ、素盞鳴尊を祀る。

八坂神社の東南、双林寺の西北、今の下河原町の一角に、蓮華寺あり、今は、其址を失ふと雖も、白河法皇の別宮を建て、祇園女御を置き給へるは、此地なり。

祇園林は、八坂神社の南方にして、祇園女御殿に到る途中に在り、昔時は、樹木鬱蒼として、大月の東山に昇る光景、信濃の更科に似たりとて、新更科と稱せられたる一勝地なり。

得長壽院は、加茂川の東にして、八條の北、蓮華王院

即ち三十三間堂の南、今の大佛瓦町に在り、元暦二年の大地震に際して、轉倒せし爲め、蓮華王院に併せたるものと覺し、蓮華王院は、長寛二年、後白河法皇の創建にして、此れも、右の地震にて、損壞せしなり。

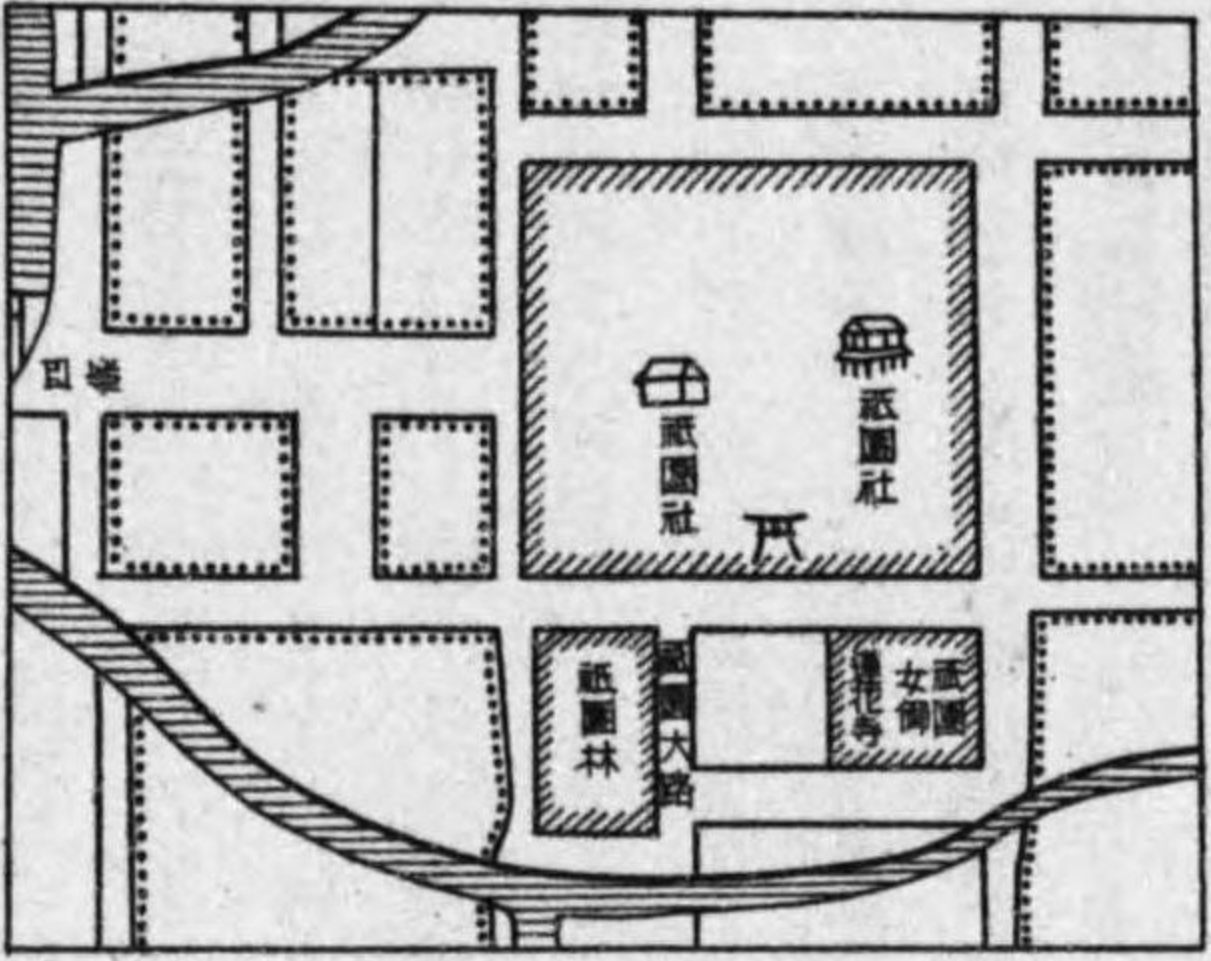
源平の二家、王氏より出で、武門に列し、身、下位に屬して、足、殿座を踏むを得ざること、年久し、平忠盛に至りて、始めて、昇殿を聽さる。

忠盛は、鎮守府將軍貞盛六世の孫にして、父を正盛と曰ふ、伊勢守に任せられて、其國に居る、仍りて、伊勢平氏と稱す。

白河法皇、勇剛の武士を選びて、院中の警衛を命じ給ふ、之れを院の北面武士と謂ふ、忠盛、亦、仕へて北面となる、法皇、曾て忠盛に向はせ給ひ、

「昔、小一條院、源頼義を、頼母しきものと思して、其側を離し給はざりしとこそ聞け、汝は、朕の頼義なり、側をば、莫離れそ」と宣はして、深く親近あらせ給ふ。

祇園林地圖(古)



法皇、祇園の感神院を信じて、屢々御幸あらせ給ふ、一日 祇園西大門の

大路を、通御あらせ給へる折節、水汲む少女の、麻の狭衣の袂を揚げつゝ、桶を井筒に置きて、鹵簿を拜するものこそあれ、法皇、其姿を、覽なはせ給ひ、還御の後、宮中に召されて、寵幸を加へ給ひ、後、祇園社の巽に、別宮を建て、居き給へば、時人、皆、祇園女御と稱ふ。或年の皐月の比、夜を冒して、又も御幸あらせ給ふ、空には、雲低れ、林には、風戦ぎて、雨、はらくくと、降りては、又止む、祇園林に差し懸らせ給へば、陰々たる夜氣、人を襲ふ折もこそあれ、異様の光物、忽然として、前路に揺らめく。供奉の人々、アツと驚きて、覺えず、其場に立ち慄む、何

物やらんと、チツと、見遣れば、髪は、銀を束ねし如く、面は、朱を注げる如く、ボツと見ゆるかと思へば、又忽ちバツと滅ゆ、滅えては見え、見えては又滅えつゝ、次第々々に、近づき来る、扱は、夜又にこそあれ。

忠盛、守護の任を承はりて、供奉の列に在り、法皇、御車の御側に召されて、

「アレ捕へよ」と命じ給へば、忠盛、ハツと畏りつゝ、弓を取つて、矢を番ふ、忽ちにして、

「勅諭、頭に在り、鬼神なりとて、何程の事か有らん、イザ、左らば、手取りとなさん」弓を捨て、馬を驅つて、一散に乗り付ければ、火光、忽ちバツと馬前に閃く、

「素破や」



と馬上より、飛び降りたる忠盛、イキナリ、猿臂を伸ばして、ムツと取つて押ゆれば、

「御誤り候な」

と號ぶは、正しく人の聲、忠盛、

「左云ふ己れは、何者ぞ」

と詰り掛くれば、

「これは、當社承仕の法師、今宵、御幸ならせ給ふの由承はり、社頭に、御燈進らせんとて、参るところ」

と答ふ、能くく、見遣れば、七十ばかりの老法師、頭には、麥稈を戴き、右手には、小瓶を携へ、左手の土器には、煨を入れて、其を消さじと、吹きくく来る、ポツと明るは、其吹く時、パツと滅ゆるは、其休む時なりしなり、斯くと聞かせ給へる法皇、

「若し射て殺し、斬つて捨てなば、不憫の事ならまし、弓矢取る身は、流石に、思慮あり」

と宣らして、深く忠盛の膽勇を賞し給ひ、是れより、愈々親近あらせ給ふ。

宮人兵衛佐局、法皇に寵あり、才色、並び秀づ、法皇、忠

盛を召して、之れを賜ひ、且、

「此女、懐胎五月に及ぶ、生るゝ兒、男子ならば、汝の子とせよ、女子ならば、朕に還へせ」

と宣はす、後、局、月満ちて、男子を生む、忠盛、乃ち子として、之れを養ふ、清盛、即ち是れなり。

二

長承元年二月、忠盛、鳥羽上皇の命を奉じて、得長壽院を、鳳城の左、鴨水の東に建つ、三十三間の長堂は、結構、宏壯を極め、一千一軀の佛像は、布置、莊嚴に輝く、上皇、大に靱感あらせて、忠盛に、但馬國を賜ひ、尋で、刑部卿に補して、昇殿を聽させ給ふ、誠に異數なり。

當時、文臣を重んじて、武臣を卑むこと甚だし、廷臣、皆此れと伍するを恥ぢ、豐明節會の夜を以て、暗撃を加へんことを謀る、忠盛、早くも、此密計を聞き知り、

「我れ、参朝すれば、不測の禍を蒙り、不参すれば、不覺の讒を招かん、武門の耻辱、此上やある、身を全うして、君に仕うまつるを、忠臣の道とこそ申せ、用意なくては、叶ふまじ」

と思ひ設く、左兵衛尉平家貞は、一門の身を以て、正盛に事へて、家職を掌る、亦、此事を聞きて、忠盛の前に出て、

「御供には、家貞こそ、参り候はめ、何程の事か候はん、御憚りなく、出仕あらせ給へ」

と申せば、忠盛、

「最も然るべし。」

と言ひつゝ、打ち領づく、今や、對策、既に成る。

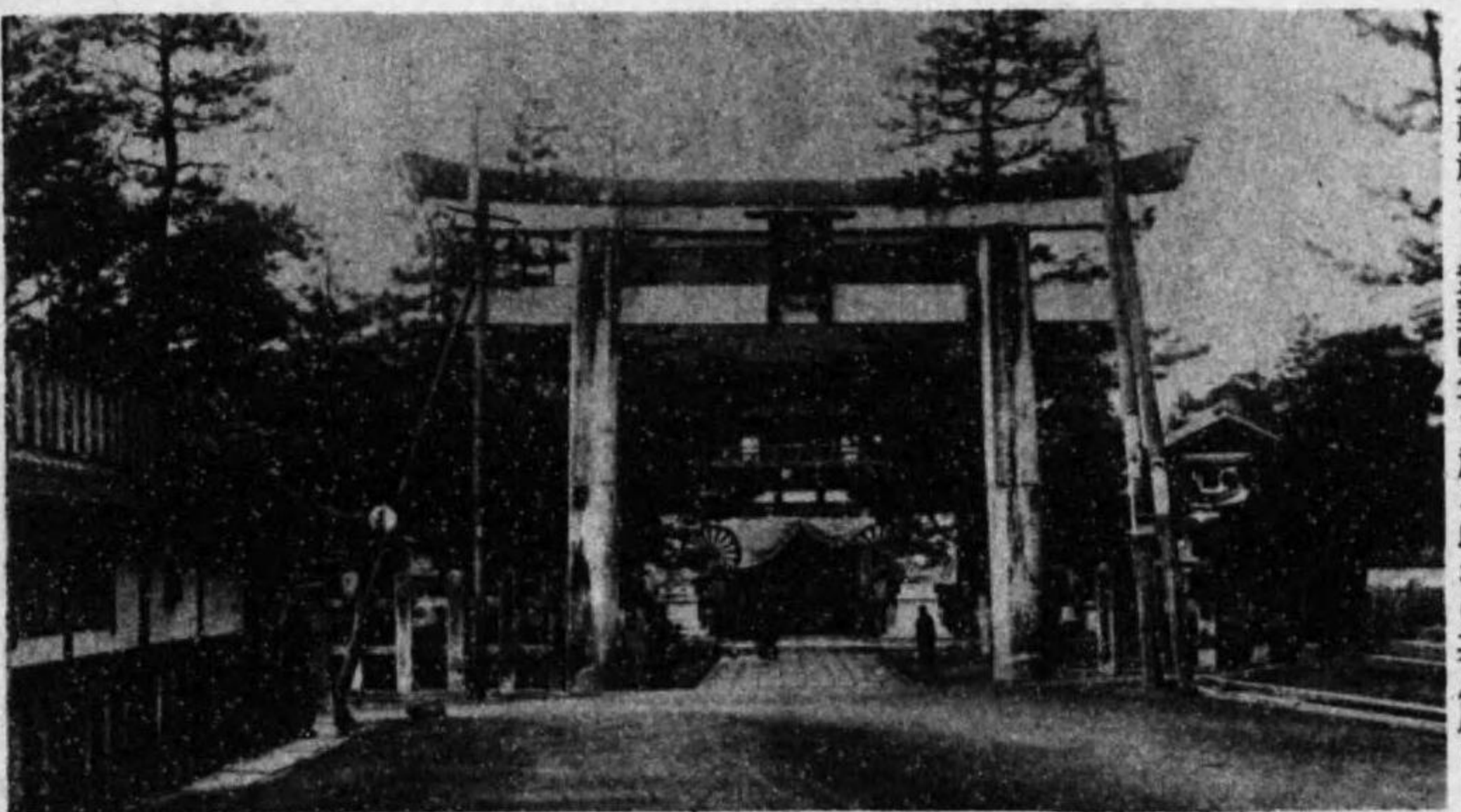
三

節會の日は、愈々来る。

家貞、布衣の下に、萌黄の腹巻を着け、衛府の太刀を佩きて、後より従ひ行き、殿上の小庭に進みて、空柱の中に差し控ゆ。

空柱とは、宮殿の屋根の雨水を受くる箱の如き櫃なり、柱の如くに突つ立ち、其中は、空洞なるを以て、空柱と謂ふ、殿上の前に在り。

家貞の子家長、年十七、亦、布衣の下に、紫威の腹巻を着け、赤銅作の太刀を佩きて、従ひ行く、無官の身なれば、左右の手を、地に突きて、大居に蹲ばふ。



祇園祠 其一  
祇園社は京都四條賀茂河の東威神院にして今の八坂神社なり素盞鳴尊を祀る此れは其鳥居なり。

殿上の人々、早くも、二人の姿を認めて、之れを怪む、頭左中辨師俊、急に藏人判官平時信を召して、

「空柱より中に、布衣の者の候は、何者やらん、事の體、狼藉なり、罷り出でよと申せ」

と命ず、時信、馳せ行きて、命を傳ふれば、家貞、

「此れは、刑部卿身内のもは、

今宵、主人の身に、一大事の候と承はり、其先途を見奉



つらん爲めに、此れに畏つて候」

と答へて、更に、恐るゝ色もあらず、イザと言はざ、殿上にも耻け昇らんずる氣色、其言語、態度の上に露はる。

此日、忠盛も、亦、此れ見よかしの、黒鞘巻の一刀を横へて、参内し、今しも、縫殿の陣、黒戸の御所の邊を過ぐ、不圖、怪しき人影を見るより、スラリと、一刀を抜き放ちさま、すばりくと、鬘邊を掻き撫づれば、陸離たる光芒、四邊を射る、

「あはれ、狼藉者に、一當て當てばや」

と言ひ放つて、行き過ぐ、廷臣、此れにや畏縮せる、終に、何事もなくして、止む。

既にして、節會の式も、終れば、五節の舞は、早、始まり、主上、常寧殿に御して、御覽せさせ給ふ、舞手は、何れも、今日を曠れと、

白薄様、修禪寺の紙、巻上の筆、巴書いたる筆の管。

なんと云へる拍子に連れて、起つて舞ふ、忠盛、亦、命の儘に、出で、舞ふ、待ち設けたる人々、忽ち拍子を變へて、伊勢瓶子は、素瓶なりけり。

と繰り返し、唯し立つれば、忠盛の慙憤、言はん方なく、御遊も、未だ終へざるに、早、御前を罷り立つ、紫宸殿の後に至りて、主殿司を招き、衆人環視の中にて、腰なる一刀を脱しつゝ、

「後日、必ず尋ねあらん、緊かと預け申すぞ」

と告げ、其を渡して、過ぎ行く、家貞、突と出で迎へて、

「如何にや候。」

と尋ねれば、忠盛、何氣なく、

「別の事なし」

と告げ、其儘、從へて、家に還る。

忠盛は、伊勢平氏にして、眇なり、伊勢瓶子は、素瓶なれば、人々、斯く謠ひ嘲して、忠盛を辱かしめしなり。之れを酢甕とするは、非なり。五節の舞に、斯る惡諺をなすこと、往々其例あり。

節會の儀式は、滞りなく終りたるも、忠盛の問題は、尙、残り、諸廷臣、飽までも、忠盛を黜けんと謀り、

を問はせ給へば、忠盛、謹みて、

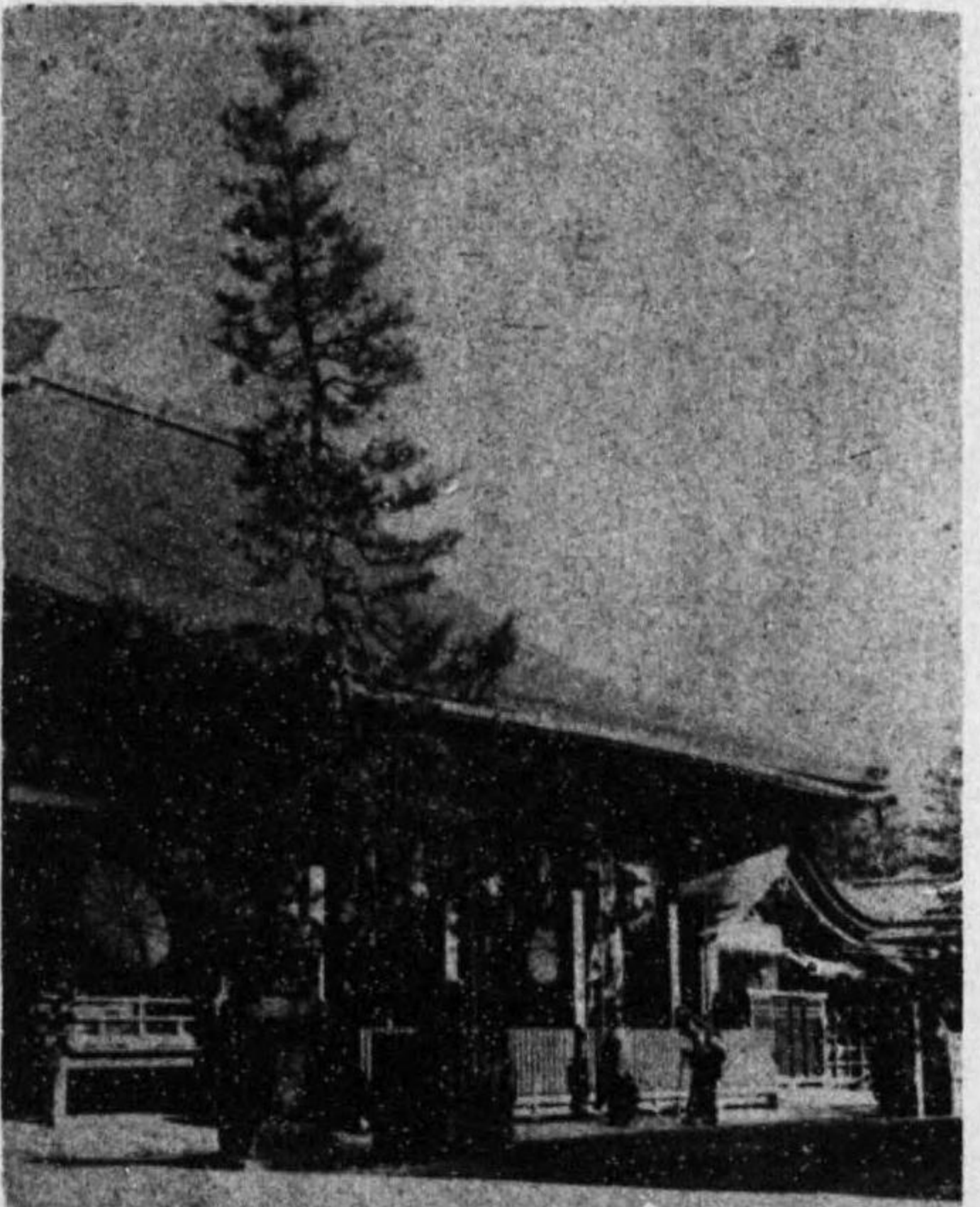
「郎從の殿庭に伺候候こと、忠盛、會て存知仕らず、但、近日、人々の害心を揆まれ候こと、其聞えあり、年來の家人、忠盛の一身を案じて、無斷に参候候こと、是非なき業にこそ候へ、腰刀の事に就きては、主殿司に預け置きて候、召して、問はせ給ふべく、刀の實否に據りて、答の左右を定めさせらるべきか、此儀、偏に聖斷を仰ぎ奉つる」

と答へ奉つる、上皇、乃ち刀を召して、御覽せさせ給へば、何ぞ計らん、秋水、鐵を斷つ利器と見えしは、是れ木刀、銀を塗るの擬物ならんとは、上皇、

「當座の耻を免かれん爲めに、木刀を横たへ、後日の訴に備へん爲めに、主殿司に預くるの條、思慮、神妙にこそ覺ゆれ、身命を賭して、其主を護るは、武士の習ひか、忠盛開り知らずと申す上は、兎角に及ばず」と宣らして、其罪を問はせ給はず、却て、其處置を褒めさせ給ふ、廷臣の武臣を蔑視せしこと、此の如し。

祇園祠 其二

此れは八坂神社の本殿なり祠は官幣中社たり。





白河法皇の宮女兵衛佐局を、忠盛に賜はりたりと云ふは、疑問なり、源平盛衰記には、大要、

忠盛、殿上の御番を勤めけるに、小夜深けて、一人の女房、忍びて、殿上口を通りけり、忠盛、袖を引えたるに、女房、咎めずして、一首を詠む、

おほつかな誰が袖山の人ぞとよ

このくれにひく主を知らずや

忠盛、こは如何にと思ひて、

雲間よりたゞもり來ぬる月なれば

おほろげにてはいはじとぞ思ふ

と申して、女の袖をはづす、此女房と申すは、兵衛佐局とて、白河院の類なく思召されける上臈女房なり、御前に參つて、角と申されたれば、扱は忠盛にこそとて、明旦、召されたり。

と記し、且、忠盛の罪を咎めず、却て其歌を賞して、局を賜ふ、是れ即ち清盛の母なることを記せり、平家物語には、

忠盛、又仙洞に、最愛の女房を持ちて、夜なく、通

はれけるが、或夜、おはしたりけるに、かの女房の局に、つまに月出したる扇を、取り忘れて、出でられければ、かたへの女房達、

『これは、何處よりの月影ぞや、出所覺束なし』  
など笑ひあはれければ。

とて、かの女房、雲居よりの歌を詠みたり、薩摩守忠度の母是れなりと記せり、源平盛衰記に、或説に云くと附記する所は、大體に於て、平家物語の事實と同一なれど

祇園祠 其三

此れは八坂神社の五重の塔なり。



も、此れは、祇園女御に候ひける中臈女房なりと記せり、左すれば、平家物語に見ゆる仙洞の最愛の女房と云ふも、此祇園女御の中臈女房の事なるべし。

唯、此二者の同一なるのみならず、兵衛佐局の事實の中にも、雲間よりの歌あるを見れば、其讀人こそ異なれ、三者、皆、同一の事實なること、疑ふべからず。

按ふに、此雲間よりの歌たる、扇の疑問に對する答歌として、極めて、妙味あれども、兵衛佐局の歌に對する返歌としては、少しく、正鵠を失するを覺ゆ、此點より見て、此歌は、忠盛の作にあらずして、仙洞の女房、即ち祇園女御に候ふ中臈女房の作たることを首肯せらるべし。

翻つて考ふるに、清盛の生れたるは、元永元年にして、忠盛二十三歳の時なり、院の北面武士となりて、幾年を経たる時なるかを知らずと雖も、尙、官も低く、位も卑き時なるに、法皇無比の寵姫にして、爾かも、常ならぬ身の兵衛佐局を出だして、忠盛に賜へりと云ふは、如何あるべきか。

是等の事實を綜合して、考ふれば、忠盛は、法皇の寵姫兵衛佐局を賜はりしにあらずして、祇園女御の中臈女房を申し受けたるに過ぎざるべし。  
然らば則ち、清盛を以て、法皇の御落胤なりとするの説は、斷じて事實にあらずと知るべし。

### 甲 賀 山

源義綱據守の地

甲賀山とは、近江國甲賀郡一帯の山を稱するものにして、特定の山あるにあらず、今、水口町の東十町ばかりの地に、岡山の古城址あり、鈴鹿山の西、横田川の東に當り、甚だ要害の地なり、天正十三年、中村式部少輔一氏の築く所。

岡山の麓に、龍王山大岡寺あり、其本尊十一面觀世音は、甲賀三郎兼家の守本尊なりと稱す、百鍊抄に、源義綱、此寺に於て出家すとあるを見れば、其據守せる甲賀山と云ふは、岡山の地なるべし、



義綱の次子義明、美濃に居り、乳父腰季方の家に在りしと云へど、其何れの地なるかは、判然せず。

源氏は、世々、骨肉相食む、

八幡太郎義家に、男子數人あり、長子義宗、早く歿し、次子義親、事を以て、隱岐に竄せられ、三子義忠、家を繼ぐ、上下の信望、甚だ厚し。

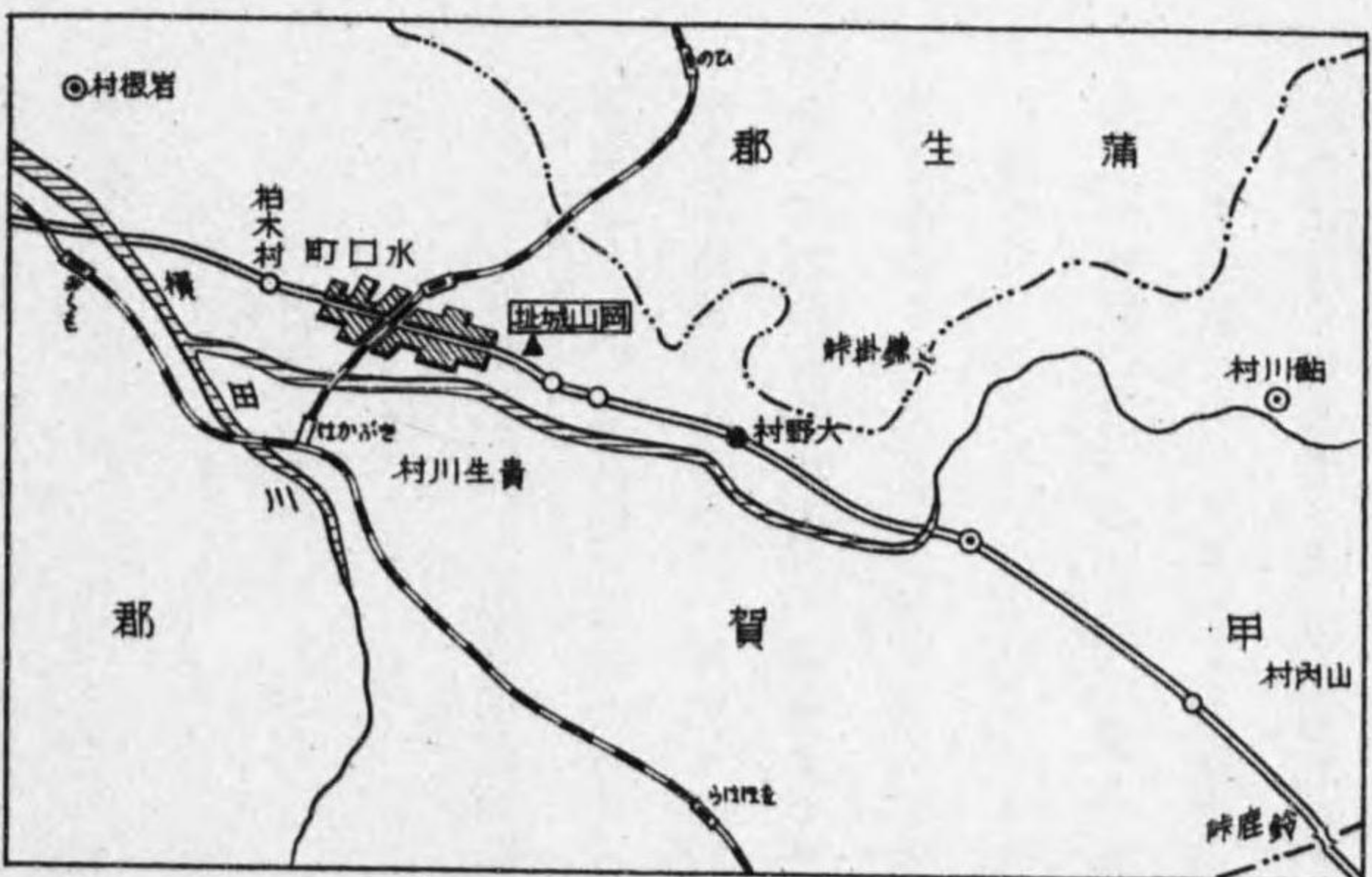
叔父義光、平生、義忠と相善からず、其聲望、己れの右に出づるを見て、之れを忌み、義忠の家臣鹿島三郎吉連を誘うて、之れを殺さしめ、罪を兄義綱の子美濃次郎義明に嫁す。

義明、時に美濃に在り、朝廷、乃ち檢非違使源重時に命じ、兵を率ゐて、之れを捕へしめ給ふ、義忠、其乳父腰季方と與に、拒戦して、此れに死す。

義綱、美濃守たり、義明の故を以て、大に怨望し、其領邑たる近江國甲賀山に據りて、叛す、朝廷、源爲義に命じて、之れを討たしめ給ふ。

爲義は、義親の子なり、祖父義家、之れを養うて、子とな

甲賀山地圖



し、義忠の嗣となす、爲義、乃ち一族、及び士卒を卒ゐて、京師を發す、時に、天仁二年八月二十日、爲義、年纔に十四、此日、進んで、横田川に到り、二十一日巳の刻、犇々と、城外に押し寄せ、曳曳、鯨波を揚ぐることを三度、呼聲、山岳に震ふ。

双方、矢石を飛ばして、相戦ふこと、三日三夜、城中浮浪の徒、氣沮み、膽落ち、暗に乗じて、遁れ出づるもの、陸續、踵を接し、今は、残り留まるもの、甚だ少なく、城の陥ること、旦夕

に在り。

に在り。

義綱の子義弘、義俊、義範等、夙に勇武を以て鳴る、各、諸門を守りて、防ぎ戦へども、兵は僅れ、矢は盡きて、今は、奈何ともすること能はず、力、竭きて、皆、自殺す。

義綱は、頼義の子にして、賀茂次郎と稱す、前九年の役、少壯、軍に従ひて、馳名を馳す、今は、年老い、身衰へて、昔日の勇氣もなく、髪を薙ち、緇衣を纏うて、出で降る。事、全く平らぐ。

九月二日、爲義、降人を護りて、京師に旋り來れば、朝廷、大に其功を賞して、正六位に叙し、左近將監に任ぜらる。義綱は、特に、死罪を宥して、佐渡に竄せらる、後、事を以て、自刃す。

### 栗栖野

源爲義勇戦の地

栗栖野は、山城國宇治郡山科村の大字にして、京都の東南、伏見の東北に當りて、粗、三角形を成せり、京都市

よりは、五條を東し、清閑寺より、北花山に至り、南に折れて、上花山、川田より、栗栖野に至る、永久元年、源爲義の、南都の僧兵を拒ぎたる栗栖山と云ふは、即ち此地の事なるべし。

醍醐村に、北小栗栖、南小栗栖あり、此れは、勸修寺の南に在り、栗栖野は、勸修寺に在りて、全然、其地を異にす、彼此同視すべからず。

清閑寺は、洛東清水寺の東南に在り、其地を、歌の中山と曰ふ、當時の御所より、栗栖野に到るには、此道を取るを、順路とす。

叡山延暦寺は、皇城鎮護の靈場として、歴代の尊崇、極めて厚く、南都興福寺は、藤氏護持の巨刹として、一門の歸依、最も深く、共に多くの寺領を有し、衆の僧兵を擁して、各々暴威を振ひ、兵力に訴へ、少しく、其意に満たざることあらば、或は、春日の神木を奉じ、或は日吉の神輿を擁して、京師に亂入す、朝廷、常に、此れに苦み給ふ。永久元年、南都、北嶺の二寺、事を以て、相争ふ、白河法







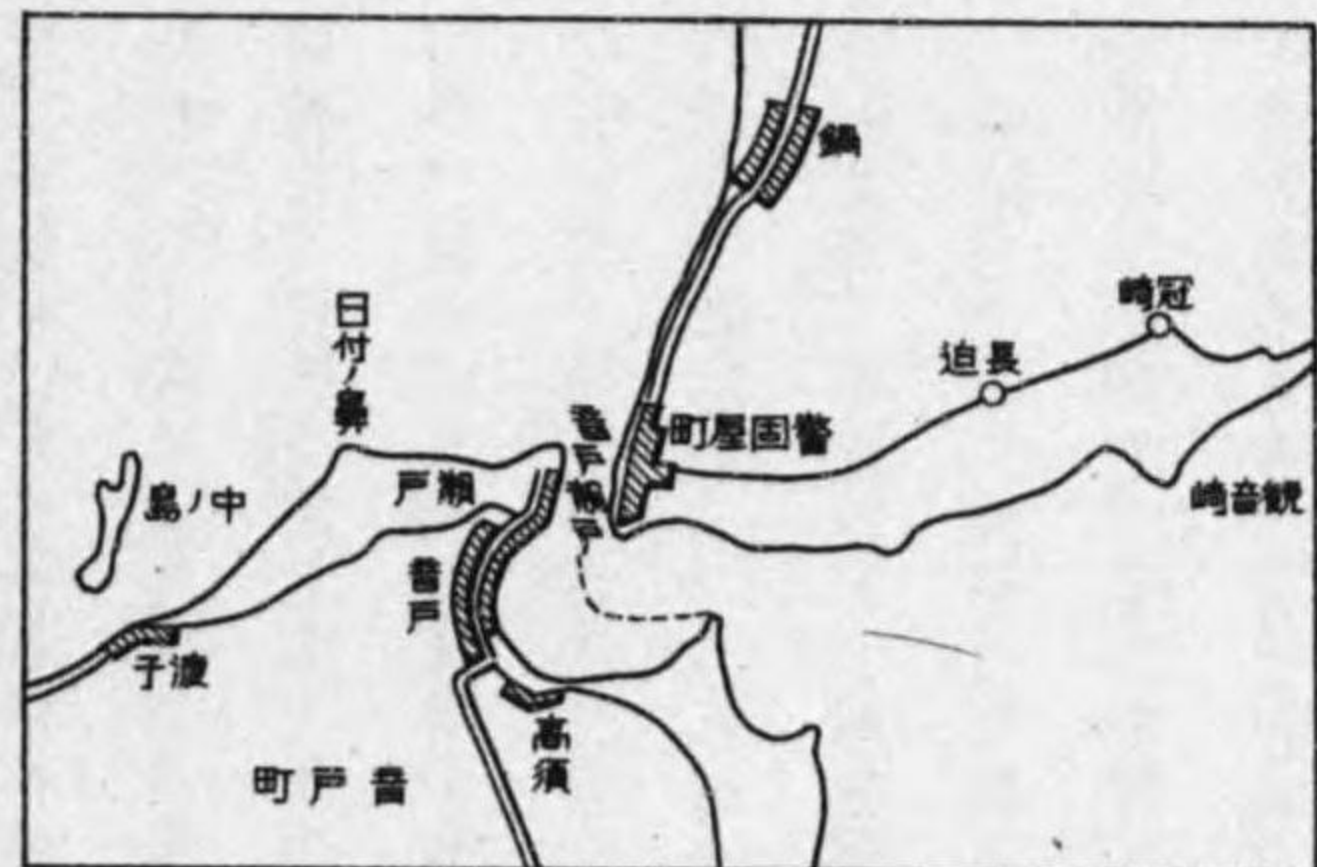
### 音戸瀬戸

平清盛の開鑿せる處

音戸の瀬戸とは、安藝國安藝郡警固屋町と、音戸町との海峡を曰ふ、平清盛の開鑿せる處。

久安二年、清盛、從四位下、安藝守に任ぜられて、此國に來り、屢々船に乗じて、沿海を航行す、當時、警固屋町と、音戸町との間、細き地峽を以て、接續せられ、遠く早瀬の瀬戸を迂迴せざるを得ず、清盛、之れを不便とし、其間を掘鑿して、舟路を開き、水萬元年七月十六日を以て、工を竣る、國民、之れを徳とし、後二十一年、即ち元暦元年、石塔を、瀬戸の入口に建て、毎年三月三日、彌念佛と稱する祭典を施行して、清盛の追福を營む。塔は、四層より成り、高さ九尺六寸あり、國民、稱して、御塔と曰ふ、因りて、瀬戸を、御塔と呼ぶ、後、穩渡と改め、今は、専ら音戸の字を用ゆ。

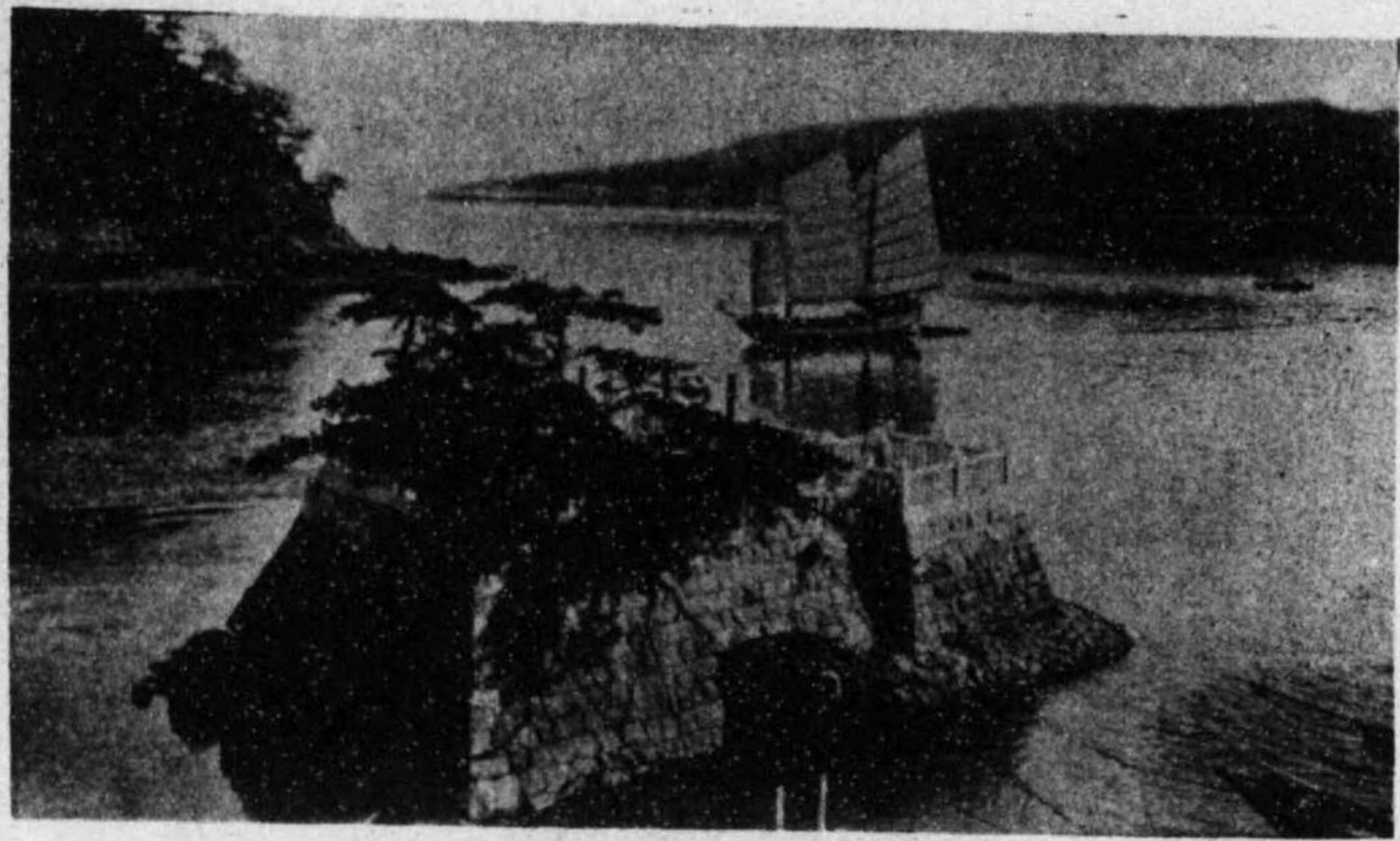
思ふことは、必ず行ひ、行ふことは、必ず遂げずんば、已まざるもの、此れぞ、平清盛の氣象なる。  
久安二年、清盛、年二十九にして、安藝守に進み、任に此國に在ること數年、屢々舟に乗じて、沿海を來往す。  
船頭多しと雖も、舟は、陸を駛すべからず、警固屋と云へる所に、陸地より、半島に通ずる細き地峽ありて、其形、瓢の腰の如し、舷頭より、首を擧ぐれば、彼方の海を望み見れども、水路なければ、舟を行るに由あらず、遠く南方に下りて、早瀬の瀬戸を、迂回すること、悶かしけれ。  
短氣の清盛、舟にて、此地に來る毎に、氣を焦らつ、或時、復た此處に來りて、肝癢、忽ちむら／＼と起る。「一跨ぎにも足らぬ所を、遠く十里餘りも、迂回す



音戸瀬戸地圖

### 音戸瀬戸

音戸瀬戸は安藝國安藝郡警固屋村に在り平清盛の開鑿せる處と稱せらる、手前に在るは清盛の塔なり。



ることの馬鹿々々しさよ、此處切り削りて、眞直に、舟を行ふこそ、好けれ」  
心激する時は、談話も、下知の如くに響く。傍に居合はす人々、皆、呆れて、顔を見合はす、中なる一人、  
「這は思ひも寄らぬ仰かな、争がで、人力の及ぶ所に候はん」

と言ひも了らず、清盛、ムツと色を變ず、  
「ナニ、人力に及ばずとや、天魔をも、驅りて見せうぞ、鬼神をも、役ひて見せうぞ、天下の事、何物か、人力に由りて、成らざるものやある、イデ／＼、我れ美事、切り開きて見すべきぞ」  
横紙破りの清盛、一たび思ひ立ちては、争かて、一步をも、後に引くべき、早くも、地峽開鑿の事業をこそ、思ひ立ちけれ。  
是れより、毎日、人夫を使役すること數千人、山を崩し、地を鑿ちて、渠を開く。  
費用多しとて、何かは厭はん、工事難しとて、何どか心挫けん。  
忘るものは、怒りて、策うち、働くものは、衰えて、勵ます。作業、日々に進みて、工、終に成る。  
瀬戸、狭くして、潮流、疾きこと、矢の如し、舟を操つること、易からず、舟子、皆、詰ふ、  
船頭かあいや、音戸の瀬戸で  
一丈五尺の櫓がしわる



櫓や、ひわるべく、腕や、萎ゆべし、爾かも、東船西船、皆、此地を過ぐるは、舟路、甚だ捷ければこそなれ。國民、其恵に浴し、後世、其便を蒙る、清盛の肝癢、斯くてこそ、値ありけれ。

平清盛肖像



福原の平清盛 又半親園

清盛

近江國野洲郡水原村に、妓王川あり、延長三里に近し、是れ清盛の、寵姫妓王の請に依りて、鑿てる水路にして、村民、永く其恩恵に浴す、清盛、又福原に築港せしのみならず、琵琶湖をも開鑿して、越前に疏通せんと計畫せしことありと云へり、是等の事實より見れば、清盛は、一種の事業家にして、尋常の武人にあらざりしを知るべし。

音戸とは、音頭なるべし、音頭とは、發聲なり、一人、音頭を取れば、衆夫、此れに和し、調子を揃へ、努力を合はせて、工事を勵めるは勿論、毎日、作業の初には、何か合圖を爲せるより、

「ソリヤ音頭が始まつた」

と何れも、競うて其場に駆付けくる等、必死に事業に奮勵せし結果、左しもの難工事も、美事に成功せしより、之れを音頭の瀬戸と稱ふるに至れるものなるべし、斯く考ふる時は、其處に、非常なる努力の閃きあることを見らるゝにあらずや。

御塔より、穩渡となり、更に、音戸となりしものと稱するは、附會の説なるべきのみ。

### 高松殿

後白河天皇の御所

高松殿は、京都市上京區姉小路の北、三條坊門の南、町尻と、洞院との間に在り、東西一町あり、醍醐天皇の皇子高明親王の第なり、後白河天皇の潛邸にして、此處にて、御踐祚、引續き、皇居に充てさせ給ひ、保元二年七月十日の夜、戰鬪、今や起らんとするの時、俄に、其北隣なる東三條殿に遷らせ給ふ。

今、高松明神と云へる祠の在る處、及び其西方の兩町内こそ、其殿址なれ。

白河天皇の御宇、皇居の炎上せしより、復た大内を造り給はず、唯、便宜の宮殿に坐します、世に、之れを里内裏と稱す。

一

保元の亂は、兄弟の戰なり、父子の戰なり、叔姪の戰なり。崇徳上皇と、後白河天皇とは、兄弟にして戰はせ給ひ、左

大臣藤原頼長と、關白藤原忠通とは、又兄弟にして戦ひ、源爲義父子と、義朝とは、父子兄弟にして戦ひ、平忠正と、清盛兄弟とは、又叔姪にして相戦ふ、慘劇、此の如きは、殆ど今古に罕なり。

崇徳天皇御像





抑々保元の亂は、其由來する所久し、後三條天皇、英邁の資を以て、朝威の衰ふるを慨し、大に藤原氏の專權を、抑へ給はんとす、未だ幾はくならず、病羸の故を以て、位を皇太子貞仁親王に譲らせ給ふ、之れを白河天皇となす、時に、御年二十。

天皇、先帝の訓を奉じて、親政の實を擧げさせ給ひ、復た政務を以て、藤原氏に委ね給はず。

應徳三年十一月、位を皇太子善仁親王に傳へ給ふ、之れを堀河天皇と申す、時に、御年八歳、政事、皆、上皇より出づ、之れを院政の初とす。

嘉承二年七月、天皇、崩御あらせ給ひ、皇太子宗仁親王、代りて、大統を繼がせ給ふ、鳥羽天皇、即ち是れなり、時に、御年甫めて五歳、政務、尙、白河法皇より出づ。

永久五年天皇、十五歳に達し給ふ、法皇、乃ち關白藤原忠實の女泰子を納れて、女御となさんと欲し、旨を忠實に下し給ふ、されども、忠實、固辭して、命を奉ぜず。

天皇、幼少の御時、疎暴の御振舞多く、禁中武士の顔に、

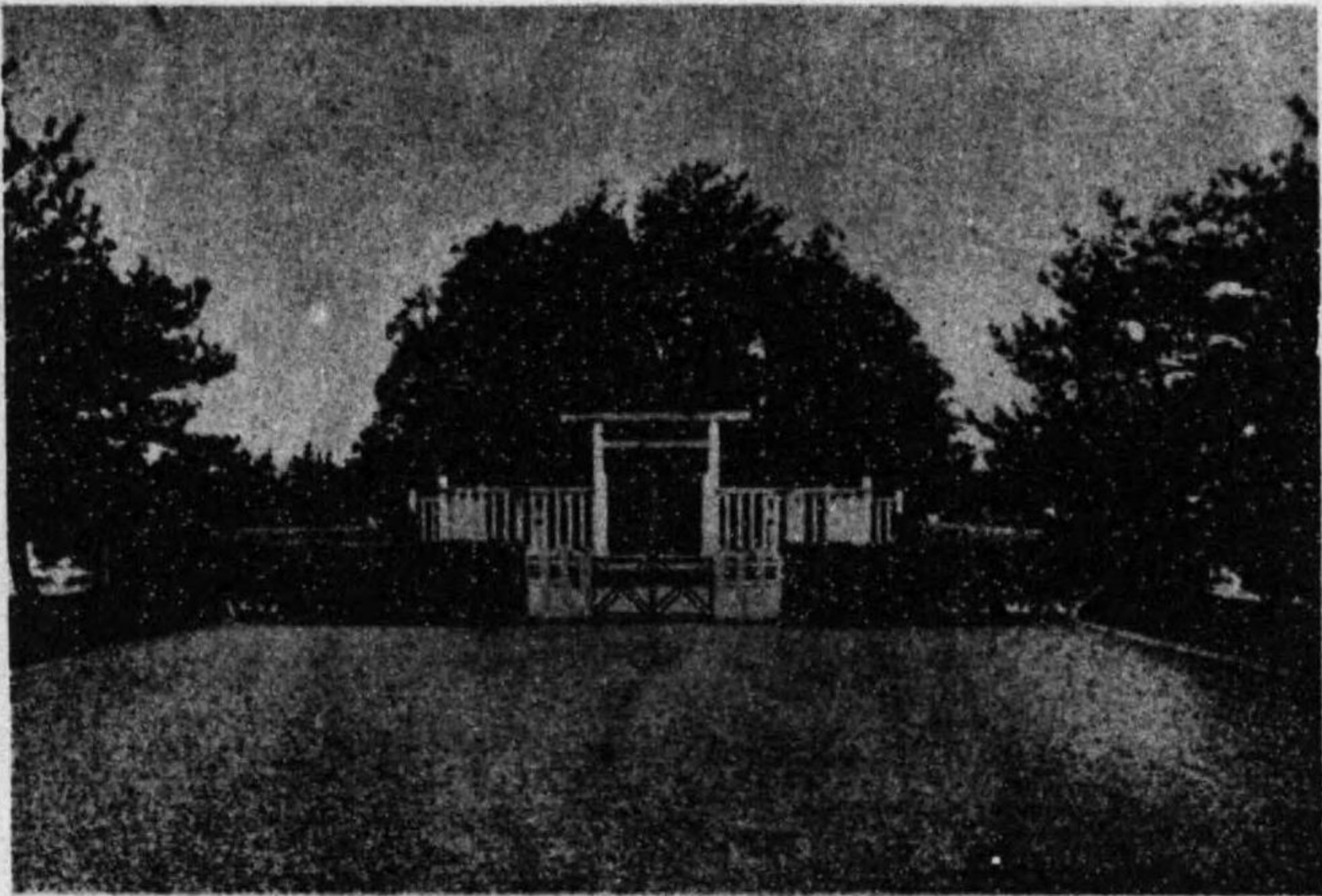
小弓の矢を、射立て給ひしことさへあり、忠實、之れを恐れしなり。

法皇、時に、大納言藤原公實の女璋子を養ひて、忠實の子忠通に配せんとし、婚約、既に定まる、是に至りて俄に、之れを止め、改めて、天皇に配し給ふ、璋子、時に、年十七、尋で、女御となり、中宮となる、待賢門院、是れなり、越えて元永元年、皇子顯仁を生み給ふ。

顯仁親王は、後の崇徳天皇なり、白河法皇、大に璋子を愛し給ひ、入内の後に及んでも、尙、衰へず、鳥羽天皇、親王を子として視ず、戯れに呼んで、叔父子と稱し給ふと云ふ、其事實の如何は措き、保元の亂階、此に存することは、否むべからず。

保安元年十月十日、法皇、熊野に詣て給ふ、天皇、忠實に對して、其女泰子を納れんことを、内諭せさせ給ひ、忠實悦びて、命を奉ず、會々之れを熊野に報ずるものあり、法皇、

「朕が參らせよと言ひし時には、辭して、應ぜず、今、



白河天皇御陵  
白河天皇の御陵は山城國紀伊郡竹田村に在り成善提院と申し又鳥羽塔とも申す。

朕の不在に乗じて、之れを參らせんとすること、無禮なり』と逆鱗あらせ給ひ、還御の翌日、俄に、忠實の内覽を罷め、更に十一月十三日を以て、閉門を命じ給ふ、泰子入内の事、竟

に立消となる。

忠實、既に勅勅を蒙る、されども、別に、此れに代りて、關白となすべきものあらず、法皇、乃ち其子忠通を召させ給ひ、

「親は親、子は子と、下司も言ふ、汝、執政せよ』と宣はして、關白に任じ給ふ、父の嚴謹を受くるの時、子は、乃ち榮任を拜す、二人の間、是れより、相和せず。

保安四年正月二十八日、天皇、御年二十一にして、位を皇太子顯仁親王に譲らせ給ふ、それを崇徳天皇となす、時に、御年甫めて五歳、法皇、尙、政務を覽はせ給ふ。今回の禪讓は、蓋、法皇の御心より出づ。

大治四年正月九日、天皇、御年十一、攝政忠通の女聖子を納れて、女御となし、尋で、皇后に立て給ふ、時に、皇后、御年九歳。

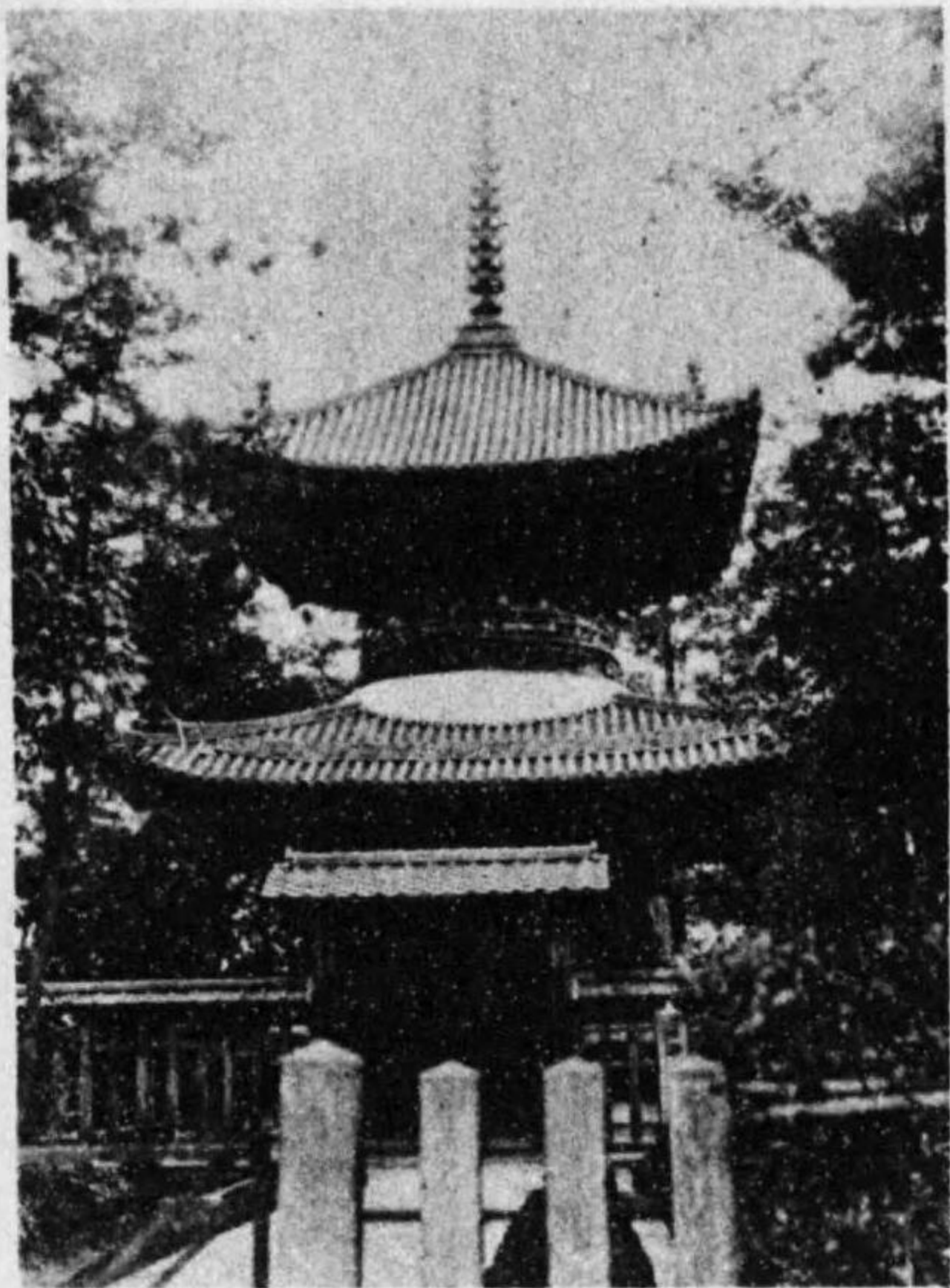
此年七月七日、白河法皇崩す、鳥羽上皇、代りて、政務を覽はせ給ふ、是れより、宮中の情形、頓に一變し、待賢門院の寵遇、先づ衰ふ。

天承元年二月九日、上皇、前關白忠實の女泰子を納れて、



女御となし給ふ、時に、年三十九、後、皇后となり、高陽院と號す。  
 忠實、白河法皇と、相好からず、職を辭して、屏居せること十二年、是に至り、復た出で、朝政に預かる。  
 上皇、又中納言藤原長實の女得子の美を聞き、之れを納れて、三位となし、尋で、女御となし給ふ、寵幸、宮中を傾く、美福門院、是れなり。

近衛天皇御陵  
 近衛天皇御陵は山城國紀伊郡竹田村に在り、安樂壽院南陵と申す。



得子、靱子内親王を生み、尋で、暉子内親王を生み、保延五年五月十八日、更に、皇子體仁を生み給ふ、上皇、大に悦ばせ給ひ、此年八月、皇后聖子の御子となし、直に立て、皇太子となし給ふ。  
 永治元年八月、上皇、薙髮せさせ給ふ、因りて、法皇と稱し奉つる、法皇、體仁親王の早く位に即かんことを望ませ給ひ、此年十二月七日、旨を天皇に諭して、位を傳へしめ給ふ、天皇、其宣命を覽はせ給へば、皇太子を改めて、皇太弟と記させ給ふ、天皇、大に驚き給ひ、  
 『這は如何に、明日、能く議せん』  
 と宣はして、書を法皇に奉ず、法皇、聽き給はず、中使相踵ぐ、天皇、今は、止むを得ず、薄暮に至りて、初めて、神器を傳へ給ふ、皇太弟立つ、之れを近衛天皇となす、政務、尙、法皇より出づ。  
 崇徳上皇、乃ち徙りて、三條西洞院の白河殿に御し、尋で、鳥羽の田中殿に遷り給ふ、稱して、新院と申す。  
 二宮の間、是れより、相協はず。  
 久安六年正月、左大臣藤原頼長、其養女多子を納れて、女

御となす、頼長は、忠實の次子にして、忠通の弟なり。  
 忠通、亦、其養女呈子を納れて、皇后となさんとす、頼長、之れを知り、多子を以て、皇后となさんと欲し、忠通に託して、法皇に請はしむ、法皇、依違して、決し給はず。

多子は、頼長の妻の兄徳大寺大納言公能の女にして、呈子は、大宮大納言伊通の女なり。

頼長、忠通の之れを沮めるを疑ひ、自ら書を上つりて、法皇に請ひ奉つる、法皇、乃ち忠實を以て請へよと報じ給ふ。

後白河法皇御像



頼長、更に、忠實を以て、請ひ奉つれども、法皇、尙、決し給はず、是に於て、忠

實、自ら法皇の宮に詣り、泣然として、涙を垂れつ、  
 『頼長は、性急に候、事、若し成らざれば、出家還世仕り候べし、臣、七旬を過ぎて、一子を失はんこと、不幸、此上も候はず、願はくは、臣を憐みて、彼れの望みを遂げしめ給へ』  
 と請ひ奉つる、法皇、終に多子を立て、皇后となし給へば、頼長、大に悦ぶ、呈子、亦、尋で入つて、中宮となる。

頼長、博學にして、廣才あり、忠實、最も之れを愛して、攝籙内覽となさんと欲し、一日、忠通に向ひ、  
 『他日、汝の子孫に還さん、一時、頼長に得させよ』  
 と言ひしも、忠通、躊躇して、答へず、忠實、更に、法皇に請ひ奉つり、法皇、亦、之れを忠通に問はせ給ふ。

忠通、

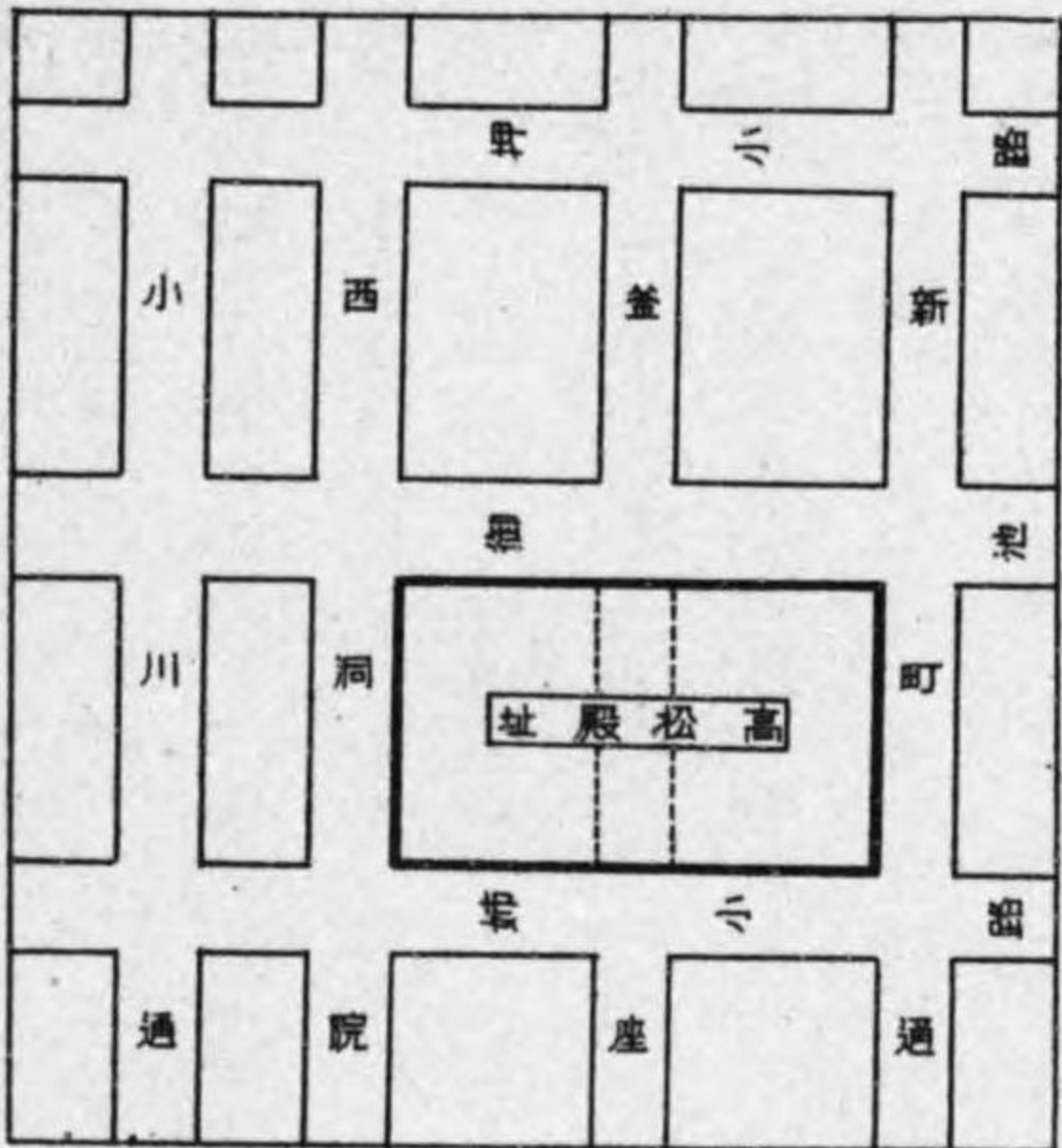
『頼長の心術、正しからず、之れを内覽となさせ給はざらば、必ず、天下の害となり候はん、之れを言へば、不孝となり、言はざれば、不忠となり候、それ故にこそ、返事もせて候へ』  
 と答へ奉つる、忠實、忠通の久しく答へざるを怒り、頼長



に向ひて、

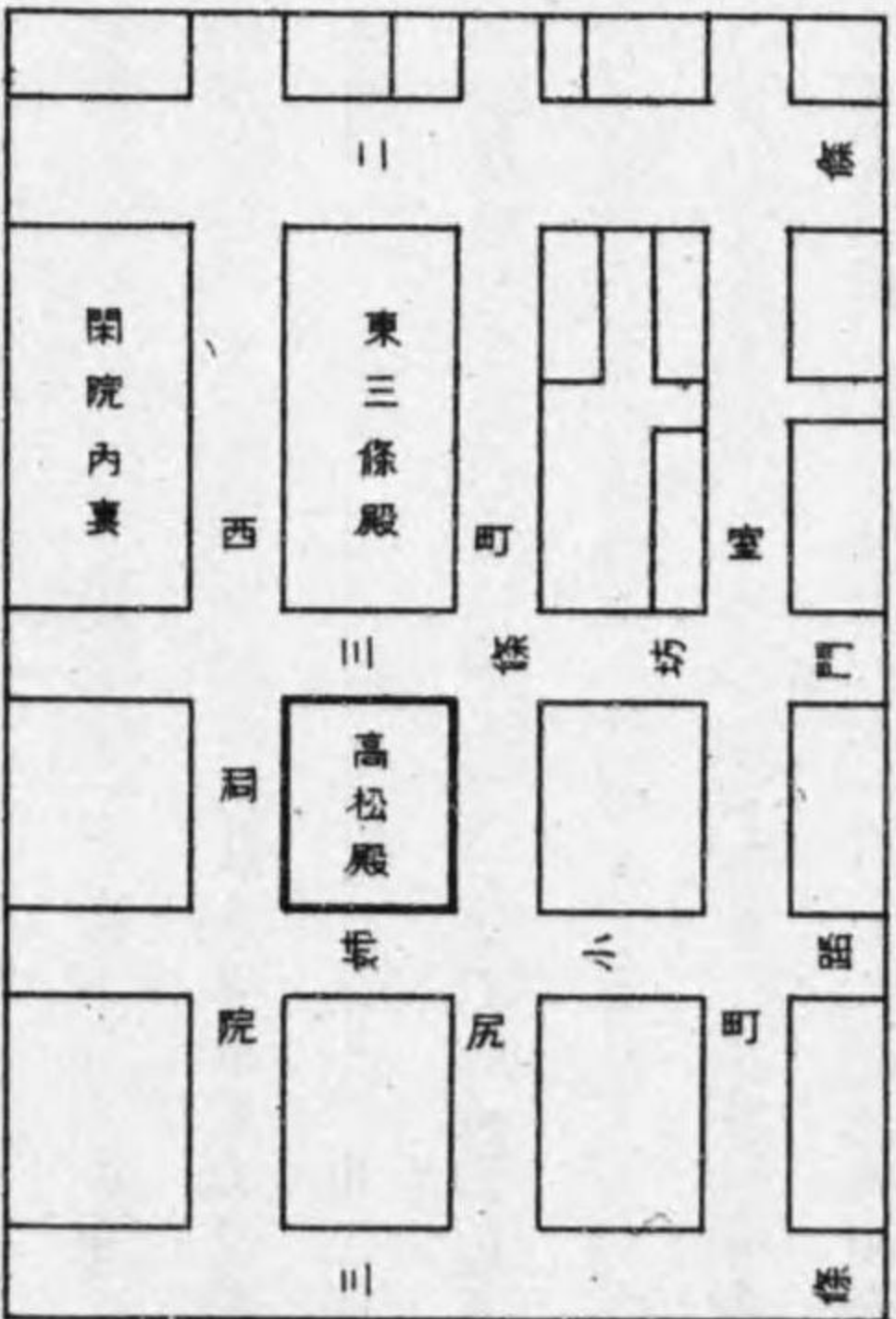
「攝政は、天子の授け給ふ所、我れ、之れを奪ふを得ず、氏の長者は、我れの譲る所、勅宣あることなし、我れ、長者の官を取つて、汝に授けん」と告げ、頼長の辭するをも、聽かず、久安六年九月二十六日、長者に附屬する朱器、臺盤を取つて、頼長に授け、且、「攝政、愚臣の命に従はず、不孝、最も甚し、因りて、父子の義を絶ち、長者の官を、左府に授け候」と上奏し奉つる、

高松殿址地圖（今）



久安七年正月、頼長、更に、内を命ぜられ、忠通は、唯、虚器を擁するのみ、三公の内覽、此に叛まる。二人の間、是れより、益々相善

高松殿地圖（古）



からず。頼長、資性深刻にして、苟も己れの議に合はざるものは、口を極めて、

慢罵す、法皇の法勝寺に御幸あらせ給へる時、頼長、事を以て、中納言藤原實衡の車を破る、忠實、閉きて、「何とて、然ることをか爲す」と戒め、頼て、「家成などならば、得爲すまじきに」と咄く、家成とは、法皇第一の嬖人にして、實衡と與に、中納言たり、頼長、之れを開きて、「親にまで、斯く思はるゝこそ、安からね」と怒り、事を構へて、家成の第を毀つ、因りて、人、呼ん

で、悪左府と曰ふ、法皇、亦、是れより、頼長を疎んじ給ふ。

天皇、御年、漸く長じて、頼長の驕横を憎ませ給ふ、節會の内辨は、第一の大臣、之れを奉ず、頼長、今や、内覽として、其任に當る、故に、天皇、節會毎に、之れを厭ひて、出御あらせられざるに至る。

久壽二年七月、天皇、崩御あらせ給ふ、御年十七、時人、稱して、頼長の呪詛に出づると言ひ、法皇、亦、之れを疑ひ給ふ。

天皇、皇嗣在はしませず、法皇、得子と謀らせ給ひ、其生む所の皇女暉子内親王を立て給はんとす、然れども、稱徳天皇以後、久しく女帝を立てざるを以て、竟に、之れを罷め給ふ。

崇徳上皇の皇子を、重仁親王と曰ふ、御年、既に長じ、且、賢名あり、中外、皆、望を屬し奉つる、されども、得子は、天皇の登遐を以て、上皇の呪詛に出づるとなし、敢て其子を立てるを欲せず、法皇に對して、頻に雅仁親王を立てんことを勧め奉つる、雅仁親王は、上皇の同母弟にして、天

皇の異母兄なり。

法皇、今は、忠實、頼長に謀らせ給はずして、専ら忠通にのみ謀らせ給ふ、されども、忠通、敢て意見を奏せず、唯、「天位の御事は、人臣の容喙すべきことに候はず、唯、叔慮の儘たるべし」と答へ奉つる、法皇、尙も、強して問はせ給ふこと、四たび、

「唯、計はれ候へ、大神宮の仰と思ひ候はん」と仰せ下さるゝに及びて、忠通、大に感激し、「斯る勅詔の上からは、辭し奉つらんこと、却て憚りあり、四宮親王の在はします上は、先づ此御子をこそ」と奏し奉つる、四宮親王とは、即ち雅仁親王の御事たり、是に於て、皇嗣、愈々決し、雅仁親王、東三條殿の南、高松殿に於て、位に即かせ給ふ、之れを後白河天皇となす、崇徳上皇、初めより、

「朕、帝位に復へらずば、重仁、必ず、大統を繼がん」と思させ給ふ、是に至りて、大に憤恚あらせ給ひ、朝野、亦、皆、愕然たらざるはなし。



上には、上に御不協あり、下には、下に不和あり、父子相憎み、兄弟相嫉む、保元の亂は、實に、此の如くにして起る。

二

後白河天皇、既に立たせ給ふ、左大臣頼長の内覽を免して、再び忠通に命じ給ふ。

上には、上皇の遺恨に遺恨を重ね給ふあり、下には、左府の無念に無念を加ふるあり、天下の前途、漸く不安ならんとす。

時も時、法皇、御心地、常ならず、御惱、日を逐ひ、月を追ひて、加はり、今は、愈々御頼み少なう、見えさせ給ふ、世人、此由を漏れ聞きて、物情、漸く恟々たり、内大臣徳大寺實能、憂慮、措くこと能はず、一書を上つりて、

「君、百歳の御後、天下、必ず、大に亂れ候はん、十全の神算をこそ、留め置かせ給へ」

と奏す、法皇、乃ち一篋を、得子に授けて、

「天下に、事あらば、啓き見よ」

と遺誡し給ひ、保元元年七月二日、終に鳥羽の安樂壽院に

於て、崩御あらせ給ふ、壽五十四。

上皇、鳥羽の田中殿に在はします、此由を聞召されて、急ぎ安樂壽院に幸し給へば、右衛門權佐藤原惟方、法皇の遺詔と稱して、拒みて、入れ奉つらず、上皇、憤然、色を作して、還御あらせ給ふ。

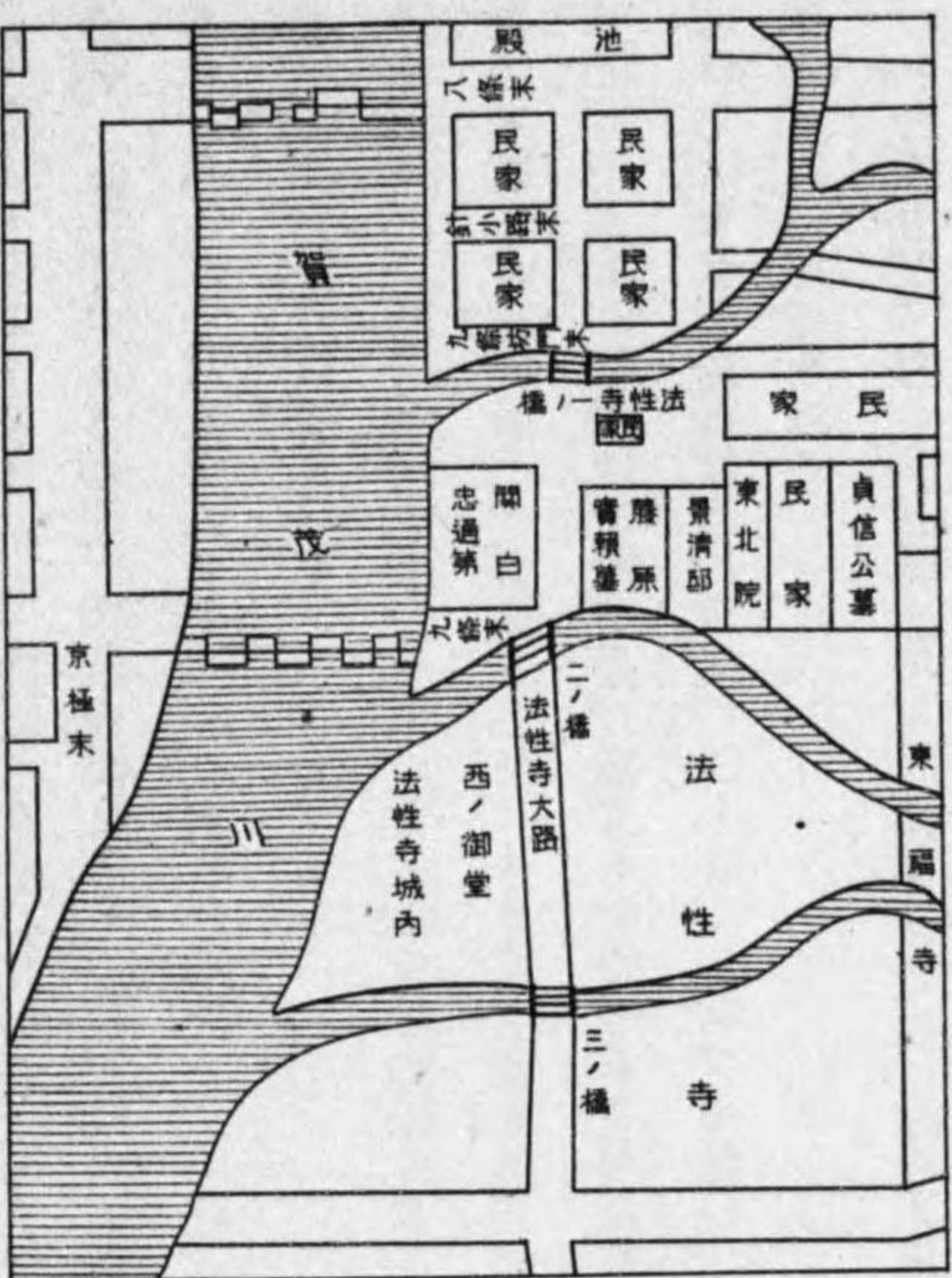
安樂壽院は、鳥羽離宮の東殿に在り、田中殿は、其北殿に在り。

左大臣頼長、上皇と結び奉つらんと欲して、常に田中殿に直す、上皇、乃ち頼長を、御前に召させ給ひ、

「古を以て、今を授るに、孝徳、皇極に次ぎて、統を承け、更に、位を其皇子天智に譲り給ふ、淳和、嵯峨に代りて、祚を踐み、亦、統を其皇子仁明に禪り給ふ、冷泉の皇子華山は、圓融の皇子一條に先だち、華山の皇弟三條は、一條の皇弟後朱雀に先だち給ふ、皇姉、皇兄の禪を受くるものは、必ず位を其子に還へす、先蹤、既に此の如し、後從、亦、何ぞ然らざらんや、今や、朕、非徳

なりと雖も、禪を父帝に受けて、萬乗の寶位に即き、統を皇弟に傳へて、上皇の尊號を享く、假令、近衛に皇子ありとも、此れに代りて、九五の位に登らんものは、必ず朕の子重仁ならざるべからず、先帝、乃ち之れを捨てて、却て近衛の兄を立て給ふ、父子、爲めに、憂を懷きて、中外、亦、皆、望を失ふ、茲に先帝の登遐に方りて、進んで、天位の恢復を圖らんこと、是れ正しく神慮に應

法性寺一ノ橋附近地圖



高松殿

じ、且、民望に副ふ所以にあらずや、汝、如何に存ずるぞ」

と問はせ給ふ、上皇は、失意の方に在はし、頼長も、亦、失意の身たり、上皇の重祚を計りて、天下の政權を専らにせんことは、頼長の心私に希圖する所、此内旨を承はりて、争てか、遲疑せん、

「天の與ふるを、取らざれば、却て、其咎を受け、時の至るを、行はざれば、却て、其禍を蒙るところ申し候へ、舊院の登遐は、時の至れるものにして、天位の恢復は、天の與ふる所にてぞ候はん、今の時を捨て、將た何れの日をか待つべき、如何ならんことにも、疾く、思召し立たせ給へ」

と慫慂し奉つる、此れぞ、火に幾ぐに、油を以てするもの、上皇、斷然、意を決して、大事を擧げんと申し立たせ給ひ、頼長に命じて、密に兵を徵さしめ給ふ。

天下の大亂、今や、愈々起らんとす。

皇居高松殿の北隣に、東三條殿あり、三日、何者か、其丘上に登り、若くは、樹梢に攀ちて、高松殿を窺ふ、天皇、



乃ち下野守源義朝に命じて、捕へしめ給ふ。  
 義朝、直に手兵を率ゐて、東三條殿に抵り、其留守少監物藤原光貞、及び武士二人を捕へて、之れを鞠問す、上皇陰謀の幾微、少しく露はる。  
 天皇、大に警戒あらせ給ひ、五日、急に命を下して、兵を徵させ給ふ、是に於て、義朝を始め、檢非違使源義康、平基盛、源季實、平維繁、平實俊、藤原資經等、各々召に應じて、高松殿に馳せ來る、天皇、乃ち南庭に召させ給ひ、少納言入道信西を以て、

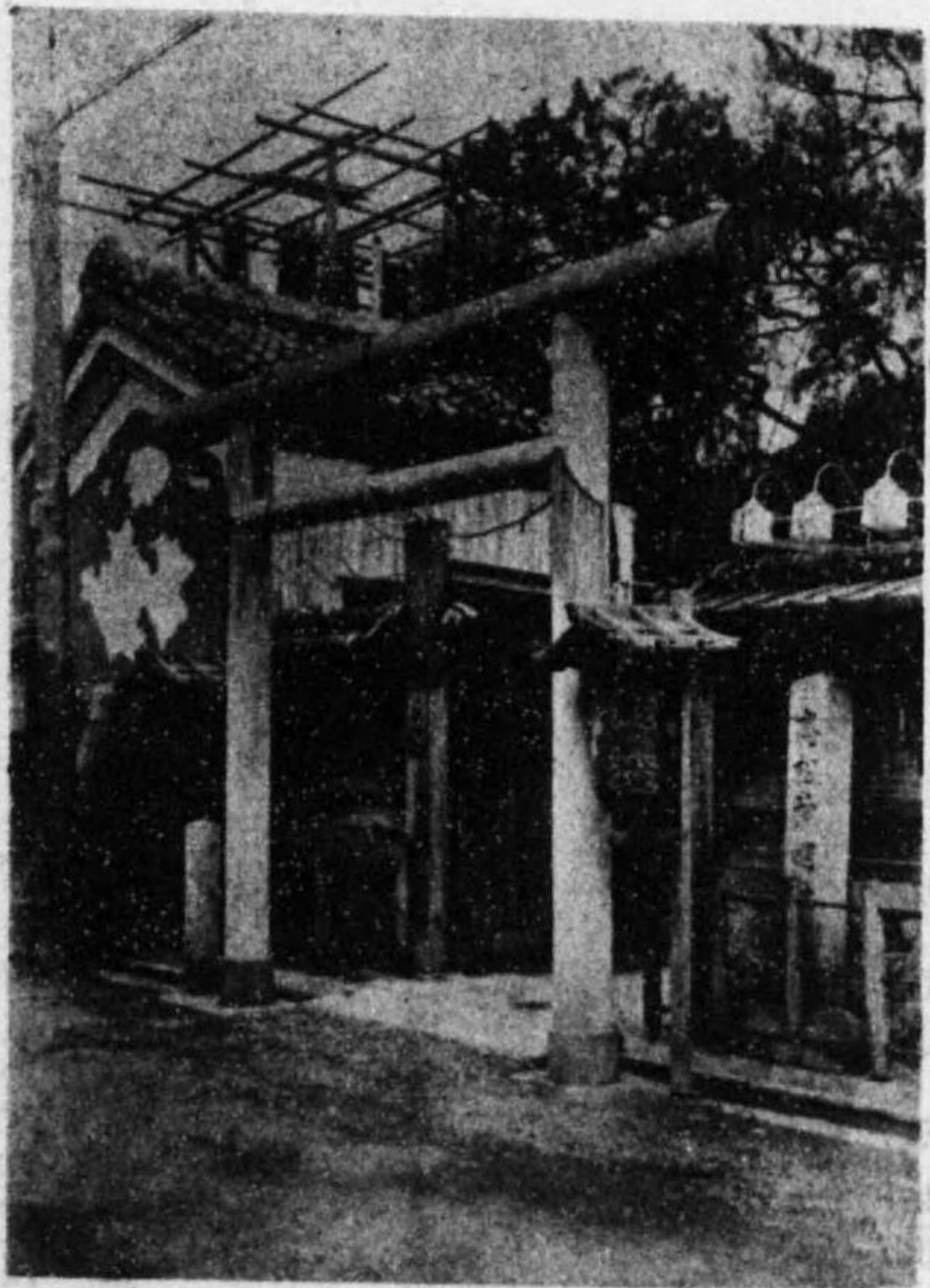
「一院崩御の後、近國武士の、兵器を携へて、上洛するもの、陸續、踵を接すると聞く、捨て置かば、由々しき大事なり、四方の口々を固めて、弓箭を帶するものは、一々、召捕り來れ」

と命じ給ひ、義朝、義康の二人は、留まりて、禁中を守らしめ、基盛は、宇治路へ、季實は、淀路へ、維繁は、粟田口へ、實俊は、久々目路へ、資經は、大江山へ遣はし給ふ。此夜、關白忠通、及び大宮大納言伊通以下の諸卿、相會して、叛逆の徒は、悉く流竄するに決す。

危機、漸く迫る。

三

七月六日、檢非違使の面々、各々諸方の口々に向ふ。平基盛、亦、手兵百騎ばかりを率ゐて、宇治に向ふ、六波羅より、伏見街道を南下して、法性寺の一の橋に抵る、會、三十餘騎の一隊、彼方より來るに行き逢ふ、基盛、馬を控へて、



高松明神社  
 京都市姉小路西洞院西入北側にあり、此附近に高松殿ありしなり。

「これは、何國へ參ずる人ぞ、近日、謀叛の聞えあり、關々を固めて、武士の入洛を止むべき旨、仰せ下され、宇治橋守護の宣旨を蒙りて、罷り向ふ御使、桓武天皇十三代の後胤、平將軍貞盛八代の末葉、刑部卿忠盛が孫、安藝守清盛が次男、安藝判官基盛とは、我が事なり、仔細を承はつて、通し候はん」

と呼ばれば、中なる一騎、弓を取り直しつゝ、進み出で、「御使の御交名、具に承はり候ひぬ、これは、清和天皇十代の後胤、六孫王七代の末葉、攝津守頼光が舍弟大和寺頼親が四代の末孫、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に、宇野七郎親治とは、己れが事にて候」と名乗る、基盛、重ねて、

「御交名は、承はりぬ、院宣に依つての御上洛か、宣旨に依つての御上洛か、承はり分けうずるは、此處候」と呼ばれば、親治、包まず、

「左大臣殿の召に依つて、院方へ參ずるにて候」と答ふ、基盛、敵と聞きて、屹と、馬を立て直し、「扱は、得こそ通すまじけれ、疾く、御歸り候へ、

同じ事とは申しながら、宣旨にこそ隨ひ給はめ、院宣に隨ひ給ふことやある、内裏へ參らるゝか、さらずば、基盛に伴うて、關所を御守りあるべきにこそ」と呼ばれば、親治、

「此れこそ、安藝判官の言葉とも心得ね、弓矢取るもの誓ふ言葉を、争かて、變ずるやうやある、院宣に依つて參ずる親治、宣旨なればとて、今更、靡くことやある源氏は、二人の主を取ることなければ、御邊の教訓には、得こそ従ふまじけれ、頼親より以來、大和國奥郡に居住して、未だ武勇の名を墜さず、懸け破つて通れや、者共」と言ふや否や、三十餘騎の面々、鎧を揃へて、一齊に射立て、其怯む所を、得たりと、轡を並べて、サツと、中央を突破し、更に、馬を回へして、縦横に駆け立つ。

基盛の士卒、不意を撃たれて、披靡し、思はず、法性寺の北方、二の橋あたりに、潰え走る、基盛、馬を高所に立てつゝ、

「敵には、續く勢とてもなきぞ、多勢、一度に馳せ寄つて、一々、搦め取れや」



と勵まし、又も取つて返して、奮ひ闘ふ、既にして、援兵、續々來り集り、基盛に、力を戮せて、親治以下十六人を擒ふ。

基盛、之れを率ゐて、參内し、具に事情を奏す、飛矢、鎧に滿ちて、流血淋漓たり、天皇、之れを壯として、正五位下を授け給ひ、命じて、親治以下を、西獄に下さしめ給ふ。戦端、既に開きて、殺氣、愈々漲る、武人、聞きて、血湧き、骨鳴り、皆、争うて、闕下に馳せ來る。

源親治は、大和國宇智郡宇野に住す、故に、大和の奥郡と曰ふ。

平基盛は、忠盛の季子なり、清盛、養うて子となし、年齢の順位に依りて、次子となせるものなるべし。

### 東三條殿址

藤原頼長呪詛の地

東三條殿は、京都押小路と、三條坊門との間、西洞院と、

町尻との間に在りて、高松殿の北に連なる、今の押小路通と、御池通との間、西洞院、釜座の兩町に當る。

元は、醍醐天皇の皇子兼明親王の第にして、後、宇多法皇も、皇后穩子と與に、此處に遷御あらせ給ふ、其後、關白藤原良房の第となり、傳へて、兼家に至る、一條天皇も、此處にて、降誕あらせ給ひ、三條天皇も、亦、此處にて、降誕あらせ給ひ、且、其南院に於て、加冠あらせ給ふ。

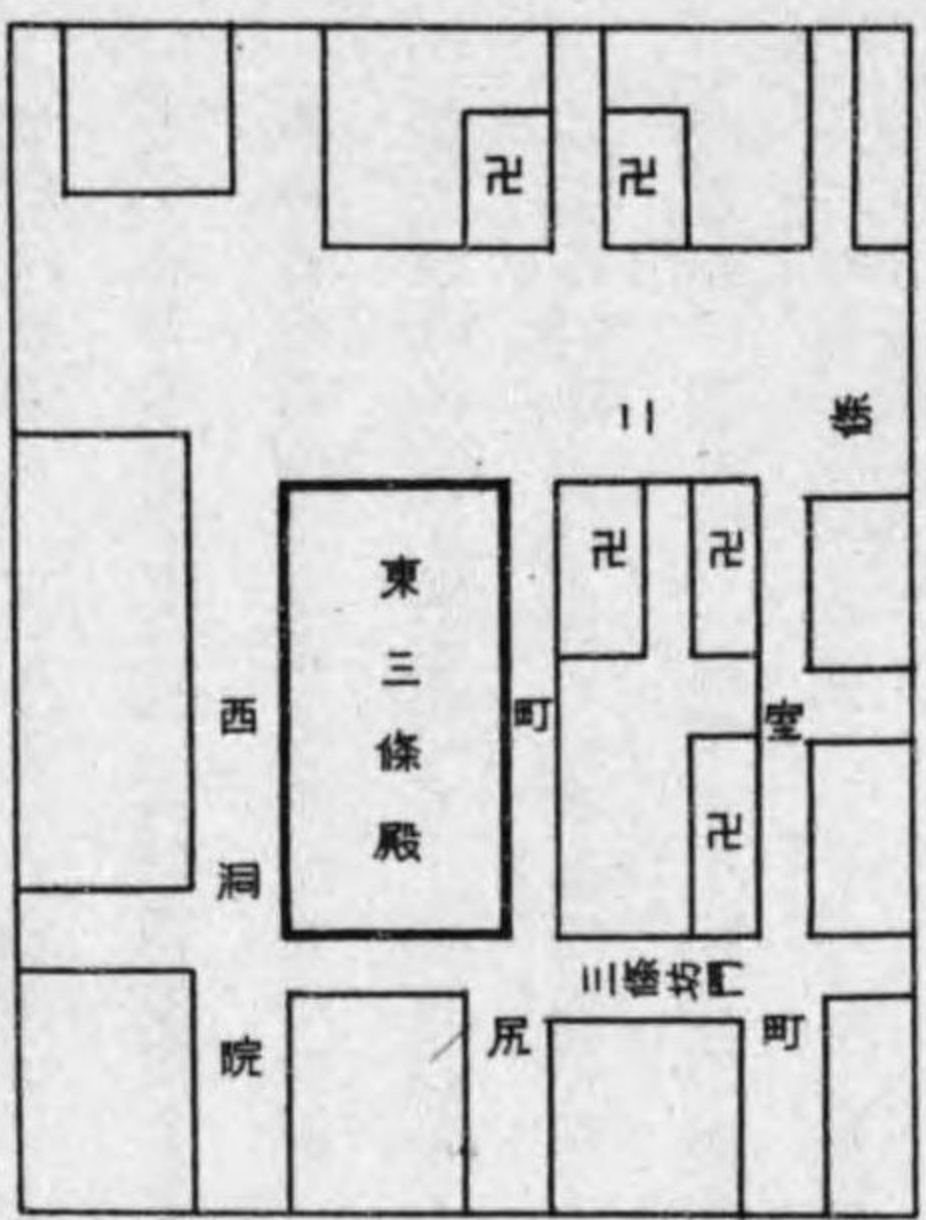
後白河天皇、初、高松殿に御し、後、此處に遷らせ給ふ。

八日、左大臣頼長、東三條殿に於て、呪詛の法を修せりとの間えあり、天皇、下野守源義朝を召されて、

「疾く、法師を召し連れ來れ」  
と命じ給ふ、義朝、馳せて、東三條殿に抵れば、門扉、固く鎖されて、敲けども、開かず、乃ち西面の南の小門を破つて、押し入る。

角振、隼の祠前を過ぎて、千卷の泉に到れば、果せる哉、一僧の、壇上に立つて、一心不亂に、祈禱せるあり、近づ

東三條殿地圖(古)



きて、之れを見れば、此れぞ、三井寺の住僧相模阿梨勝尊と云へるもの、義朝、  
「宣旨ぞ、參れ」と呼ばれども、

敢て見向きもなさず、二人の兵、突と進んで、左右の手を取れども、戟然、臂を曲げて、伸ばさず、義朝、怒つて、  
「其儀ならば、法に任せよ」

と命ずれば、多勢の兵士、取つて伏せて、犇々と繩を掛け、本尊、及び頼長の書状を押へて、高松殿に引き來る、天皇、藏人治部大輔藤原雅頼、判官藤原俊成に命じて、訊問せしめ給へば、勝尊、

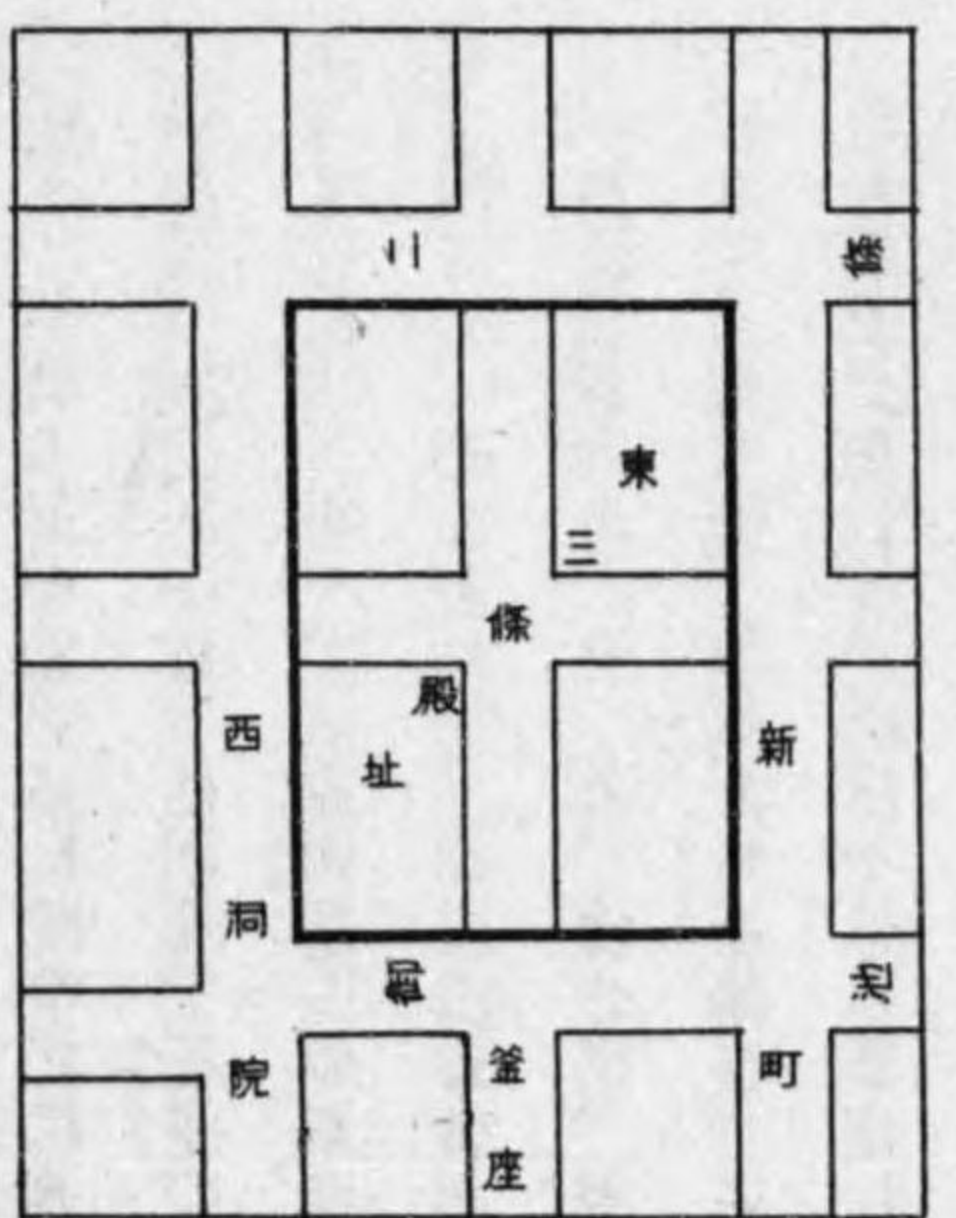
「別の儀なし、關白殿と、左大臣殿との御中、和平を祈るにて候」と答へて、實を吐かず、されども、頼長の書状中には、

「我れ聞く、惠亮、頭腦を碎けば、清和を、帝祚に備へ、尊意、智劍を振へば、刑罰を、將門に加ふ、人力の及ばざる所、冥顯の擁護、此の如し」

との一節を始め、上皇を、帝位に復し奉つらんとするの秘法なること、其文意に照らして、疑ふべからず、上皇の陰謀、今は、益々明白となり來る。

會々右馬助平忠正、藏人源頼憲等、上皇の召に應じて、其兵を統ぶるとの噂あり、天皇、乃ち大夫史藤原師經を遣はして、二人を召さしめ給へば、皆、宇治殿に在りと答へて、來らず、宇治殿とは、頼長の第なり。

東三條殿址地圖(今)



頼長の謀主たること、復た掩ふべからず、關白忠通、大宮大納言伊通、春宮大夫藤原宗能等、相議し、來る十日を以て、頼



長を、流罪に行ふに決す。  
形勢、今や、更に、一段の險惡を加へ来る。

### 白河殿址

崇徳上皇舉兵の地

白河殿は、南北の二殿あり、南殿は、大炊御門の北に隣りて、春日の末と、中御門の末との中間に在り、北殿も、又其北に隣りて、中御門の末と、勘解由小路の末との中間に在り。  
今の冷泉通と、東丸太町との間が、大炊御門、東丸太町と、春日通との間が、白河南殿にして、春日通と、京都織物會社の南手あたりまでとの間が、白河北殿なり。  
保元物語に、北殿を以て、春日の末となせるは、中御門の末の誤なるべく、北の春日表の門とあるも、亦、中御門表か、若くは、勘解由小路表の誤なるべし。

八日は、鳥羽法皇の初七日に當る、天皇、乃ち大夫史藤原

師經を、鳥羽の田中殿に遣はして、法會を修せしめ給ふ。  
崇徳上皇、同じ殿中に在はしませども、敢て法會の筵に、臨ませ給はず、會々上皇御入浴の噂あり、左京大夫藤原教長、聞きて、心を苦め、上皇に謁して、

「舊院晏駕の後、日、尙、淺きに、早くも、都に入らせ給はゞ、世、皆、之れを怪み奉つらん、冥の照覽も候はんものを、少しは、御愼みあらまほしうこそ、存じ奉つれ」

と諫め奉つれども、上皇、更に、聞召されん御氣色とても、在はしませず、教長、今は、奈何ともすべからず、徳大寺内大臣實能を訪うて、事の由を語れば、此れも、亦、眉を顰めつ、

「あはれ、詮なき御企かな、末代とは言ひながら、七千餘座の神々、常に朝家を守らせ給ふに、争かて、匪望の達することやあらん、歴代の先朝、皆、弟姪を卑ませ給ふと雖も、其位を越え、世を取らせ給へる御例、少なきにあらず、御運を、天に任せて、御心を、法の道に寄せさせ給はんこそ、然るべけれ、此儀、能く、奏聞仕

つらるべし」

を告ぐ、教長、急ぎ馳せ歸りて、再び苦諫し奉つれば、上皇、

「朕、此處に在らんは、最と危し、女房兵衛佐が、申す仔細もあれば、其難を遁れん爲めに、出づるまでぞ、別に、意趣あるにあらず」

と告げて、更に、御承引あらせ給はず、兵衛佐とは、上皇の龍姫にして、重仁親王の御母なり。

上皇、十日の夜陰に乗じて、密に洛東白河殿に入らせ給ふ、教長、及び右馬權頭藤原實清、山城前司藤原頼輔、左衛門大夫平家弘、其子中宮侍長光弘等、供奉するもの數人。

上皇、既に宮を出で給ふ、將軍塚、頻に鳴動して、人心、轉、恟々たり。

將軍塚は、愛宕郡長樂寺峰に在り、天下に、變亂あれば、必ず、鳴動すと言ひ傳ふ、其由來は、既に田村塚の項中に附記せり。

二

檢非違使源爲義は、八幡太郎義家の孫にして、下野守義親

の子なり、義親、罪を以て、誅せらるゝや、義家、養うて、子となす、其歿するに及んで、家を繼ぎ、六條堀川の第に居る、因りて、六條判官と稱す。

天皇、召させ給へども、老齡の故を以て、辭し奉つる、尋で、上皇、亦、召させ給へども、爲義、又此れをも辭し奉つる。

上皇、尙も、再三再四、召させ給へば、爲義、止むを得ずして、命を奉ずれども、敢て身を起さず、此夜、左京大夫教長、堀川の第に到りて、參殿を促せば、爲義、

「爲義、源氏の統を承けて、朝家の守に任ずと雖も、唯、員に備はるに過ぎず、但、十四歳の時、叔父義綱を、近江國甲賀山に攻めて、之れを擒へ、十八歳の時、十七騎を以て、南都數萬騎の大衆を、栗栖山より、追ひ返したることは候へども、是れ皆、爲義の高名には候はず、固より、合戦の道に疎きに、今は、七旬の齡に達して、物の用に立つべしとも存せず候、因りて、此程、内裏より、頻に召され候へども、所勞の由を申して、參じ候はず、特に、過ぐる夜の夢に、家に傳ふる八領の鎧、辻風に吹



かれて、四方に散ると見て候、旁々心に懸り候へば、枉  
けて、今度の大將軍は、餘人に仰付けられ候へ』  
と答へて、之れを辭す、教長、

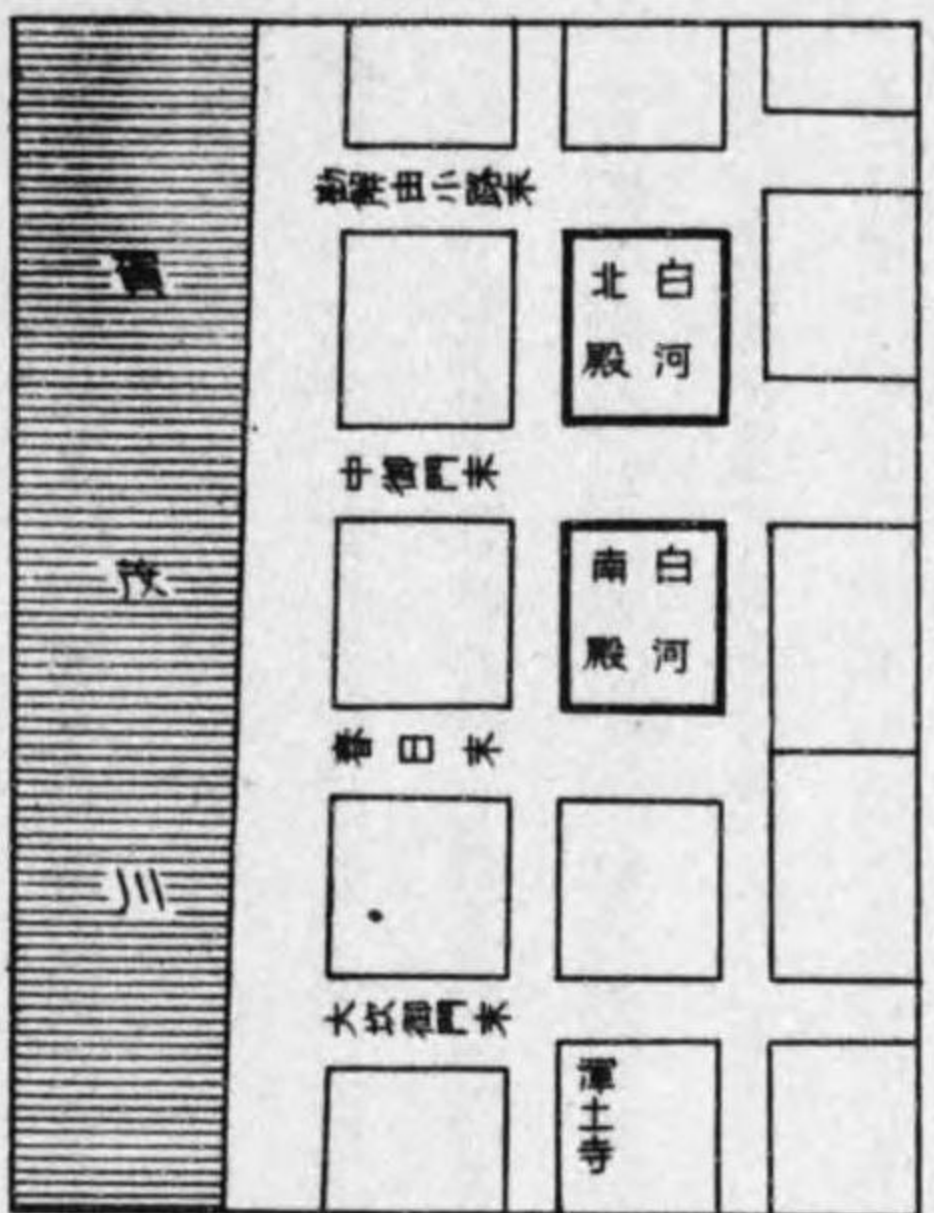
「然らば、参じてこそ、申上げらるるべけれ、坐ながら、  
院宣の御返事は、如何あらん』

と言へば、爲義、

「實にも、其義あり』

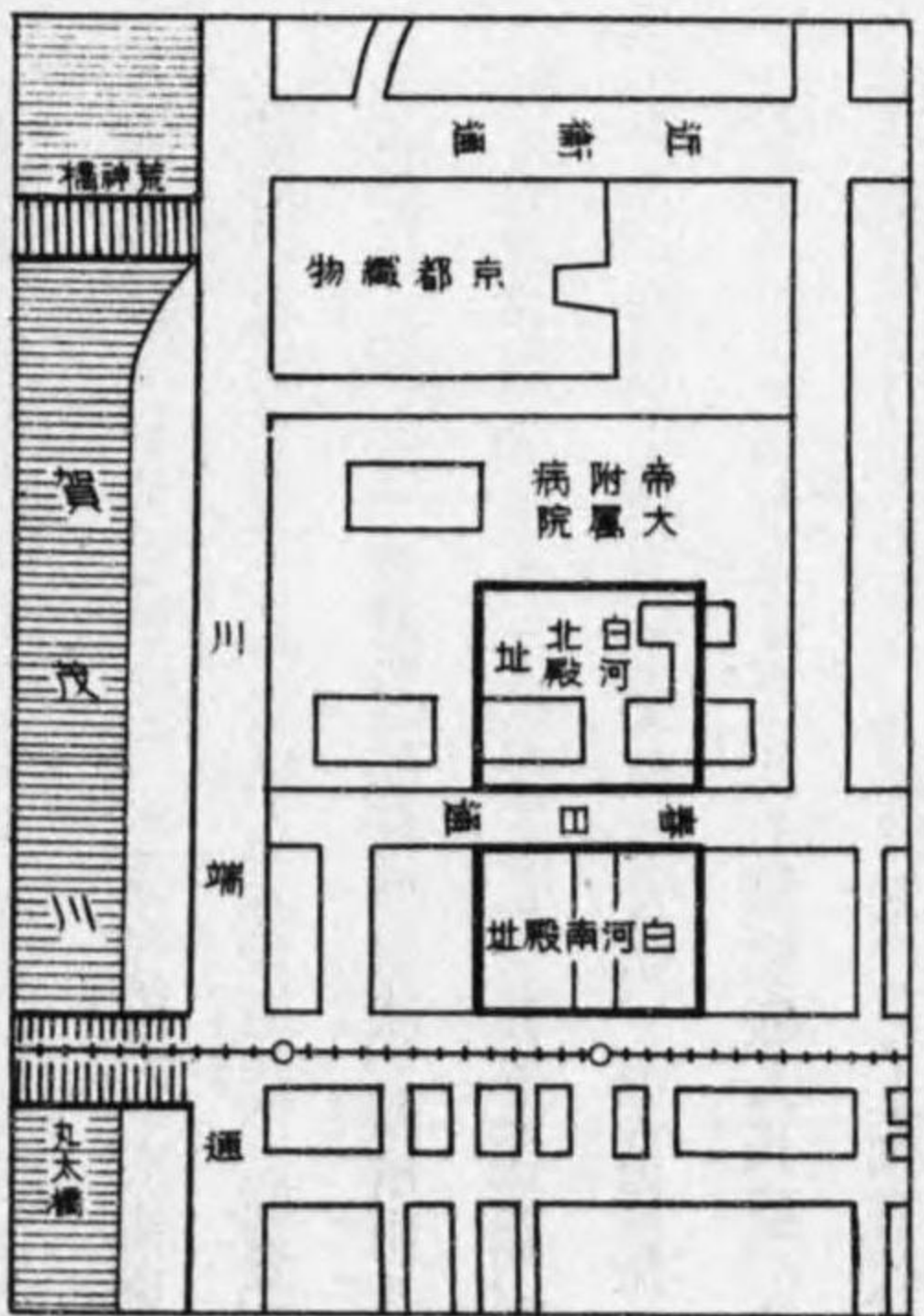
と思ひ、四郎左衛門尉頼賢、五郎掃部助頼仲、六郎爲宗、  
七郎爲成、八郎爲朝、九郎爲仲の六子を率ゐて、白河殿に  
候す。

白河殿地圖(古)



上皇、大に感悅  
あらせ給ひ、近  
江國伊庭、美濃  
國青柳の二莊を  
賜ひ、判官代に  
補して、上北面  
に候すべき旨を  
仰下され、且、

白河殿址地圖(今)



鶴丸と號  
する御劍  
を賜ふ。  
白河法  
皇、會  
て神泉  
苑に幸  
し、鶴  
を使は

せて、御覽じ給ふ、一鶴、二三尺の物を、被ぎ上げては  
落し、被ぎ上げては落すこと數度、人々、見て怪める折  
りしも、頓て咬へ上げたるを見れば、長覆輪の太刀なり、  
法皇、定めて、靈劍なるべし、誠に天下の靈寶なりと思  
召され、鶴丸と號けて、御秘藏あらせ給ふ、後、鳥羽法  
皇より、傳へて、崇徳上皇に至りしを、此度、爲義に賜  
はりしなり。

爲義、大に感悅し、終に老骨を捧げて、上皇の御爲めに盡  
さんと決意し、秘藏の八鎧を分ちて、諸子に與へ、源太が

産衣と、膝丸とは、嫡々相傳の例に依りて、特に、下野守  
義朝の許に送る。

諸子、皆、之れを着すれども、獨り爲朝のみは、軀幹魁偉  
にして、其身に適せず、別に、他の鎧を取つて、着す。

夢、夢にあらず、あはれ、傳家の八鎧、今や、飄々として、  
風に吹かれて、八方に散せんとす。

三

左大臣頼長、宇治の第に在り、將に白河殿に参せんとし、  
山城前司藤原重綱、給料菅原業宣の二人をして、我が車に  
乗じて、本道より、入洛せしめ、其身は、他の輿に乗じて、  
醍醐路より、白河殿に入る。

天皇、命じて、頼長を、途に捕へしめんとし給ひしも、時  
刻、既に後れて、其效なかりき。

是に於て、白河殿に参したるもの、頼長を始めとして、左  
京大夫藤原教長、左近衛中将源成雅、少納言藤原成隆、山  
城前司藤原頼輔、美濃前司藤原保成、備後權守藤原俊通、  
「如夢幻泡影とは、金剛、般若の名文にして、夢は果敢  
なきことの例なり、其上、武將の身を以て、夢見、物忌

などは、餘りに怯めたり、披露に就いても、憚あり、急  
ぎ、参殿せられ候へ』

と強ゆれば、爲義、重ねて、

「爲義が子共の中には、義朝こそ、關東に人となりて、  
武道にも秀で、韜略にも長けて候へ、此れは、早、内裏  
へ召されて、参りて候、其餘の者共は、勢など候はず、

大將など仰付けらるべきものとも覺えず候、唯、八郎冠  
者爲朝こそ、力量も、諸人に勝れ、弓矢も、普通に越え  
て候、爲義の代りに、此れを召されて、軍のやうをも、  
仰せ下され候へ』

と述べ、教長、皇后宮權大夫藤原師光、右馬權頭藤原實清、  
式部大輔藤原盛憲、其弟藏人大夫憲親、能登守藤原家長、  
信濃守藤原行通、左衛門佐藤原宗康、勘解由次官藤原助憲、  
藏人源頼憲、下野判官代平正弘、其子左衛門大夫家弘、右  
兵衛尉時弘、家弘の子文章生安弘、中宮侍長光弘、右衛門  
尉盛弘、右馬助平忠正、其子新院藏人長盛、皇后宮侍長忠  
綱、左大臣勾當正綱、九郎通正、村上判官代基國、六條判  
官爲義、其子左衛門尉頼賢、掃部助頼仲以下四人、其勢、



總て一千餘騎。

四

鳥羽法皇、大漸に臨みて、寵妃得子に、一篋を授け給ふ、今や、天下の大事、愈々起らんとす、篋を開くは、正しく此時。

天皇、乃ち左近衛大將藤原公教、參議藤原光賴の二人を、八條烏丸の美福門院に遣はし、權右少將藤原惟方を以て、

「故院の御遺誠ありしは、今日の事にて候はん、御遺品の篋を、開かせ給ふべし」

と請はしめ給ふ、得子、實にもと思し、直に御篋を啓き給へば、大事に臨みて、禁闕に召さるべき武士の氏名を、列記せさせ給ふ、即ち下野源義朝を筆頭として、檢非違使源義康、兵庫頭源賴政、檢非違使源季實、式部丞源重成、檢非違使平惟繁、同平實俊、同平資經、同平信兼、同源光信等、總て十人。

安藝守平清盛は、族廣く、兵多しと雖も、其父刑部卿忠盛夫妻、上皇の御子重仁親王の傳たりしを以て、此れに與からず、得子、

「平家は、一族、強大なり、争かて、召されざることやあるべき」

と思し、御使を以て、

「故院の御遺誠に任せて、内裏を守護し奉つるべし」と命じ、他の十人と同く、清盛をも召さる、清盛、乃ち弟常陸介賴盛、長子中務少輔重盛以下の子弟を率ゐて、召に應ず。

諸國の宰吏、諸衛の官人、六府の判官等、亦、各々兵仗を帯びて來り、廷臣には、關白忠通、内大臣實能、左衛門督基實、中納言源師仲等、亦、來り候す。

戰雲漠々、早、洛中の天を掩ふ。

五

崇徳上皇、白河殿より、更に、其北殿に遷らせ給ふ、左大臣賴長、車に乗じて、隨ひ奉つり、左京大夫教長以下、亦、皆、供奉す。

上皇、諸將に命じて、諸門を守らしめ給ふ、大炊御門に面する方に、東西の二門あり、平忠正父子五人、及び源賴憲、二百餘騎を以て、其東門を守り、源爲義父子六人、百騎は

かりを以て、其西門を守り、平家弘は、子孫數人と與に、百五十騎を以て、中御門通に面する北門を守る。

爲朝、時に、年十九、勇は、樊噲に越え、弓は、李廣に優る、左臂、右よりも長きこと四寸、最も長箭を用ゆるに適す、十三歳の時、横暴の故を以て、京師を追はれ、豊後に住して、鎮西八郎と稱し、大小二百餘戰を重ねて、敵城數十箇所を降し、僅々三歳の間に、盡く九州を降して、自ら總追捕使と稱す、朝廷、太宰府に命じて、討たしむれども、克たず、乃ち命じて、爲義の官を免ず、爲朝、遙に、之れを聞きて、

「我れの故を以て、親の官を免じ給ふこそ、安からね、其儀ならば、我れこそ、如何なる罪科をも、蒙るべけれ」と決意し、須藤九郎家季等二十八人と與に、京師に上りて、罪を待つ、今回の事、起るに及び、爲義、其譴を解きて、拉へ來る、猛氣の爲朝、自ら殊功を樹てんと欲して、父兄に屬するを欲せず。

「我等は、唯、強からん敵へ、差向け給へ、千騎にもあれ、萬騎にもあれ、一方を射拂ひ候はん」

と請ひて、止まず、終に二十八騎を以て、西門の守禦に當る、上皇、

「音に聞ゆる爲朝を見ばや」

と思召され、命じて、爲朝を召させ給ふ、爲朝、軀幹、魁偉にして、意氣豪壯、威風、四邊を拂ふ、父の後に從ひて、殿陛の下に、蹲まれば、上皇、御簾の隙間より、御覽じて、笑壺に入らせ給ひつ、

「實にも、一騎當千とは、此れをこそ、申さぬ」

と御感あらせ給ふ、賴長、

「合戦の趣、計らひ申せ」

と告げて、軍略を問ふ、爲朝、  
「爲朝、久しく鎮西に居りて、盡く九國を平ぐ、其間、大戦二十餘回、小戦は、其數を知らず、或は強陣を破り、或は堅城を攻むるに、其利、常に夜襲に候、今より、高松殿に押し寄せ、三方に、火を放つて、一方を支へ候はん、火を通れんものは、矢を免かれず、矢を恐れんものは、火を通るべからず、主上の御方に、手に立たんものありとも覺えず、但、兄にて御義朝などこそ、驅け出



將軍塚圖(古)



去り候はん、其時、爲朝、参り向ひ、此御所へ、行幸を請ひ奉つりて、君を御位に即け参らせんこと、掌を反すが如くに候べし、爲朝が矢、二つ三つ放さんばかりにて、未だ天の明けざらん前に、勝負を決せん條、何の疑ひか

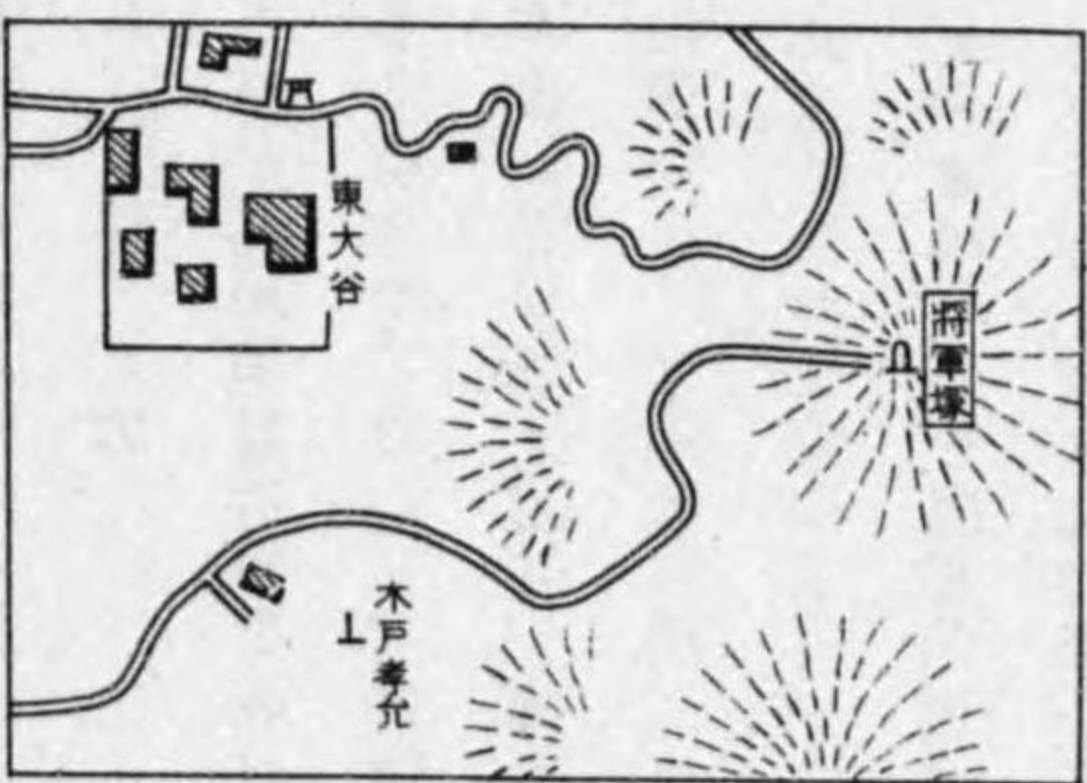
で候はぬ、それも、眞中さして、一矢に射通し候はん、況して、清盛などがへろへろ矢、何程の事か候べき、鎧の袖にて、拂ひ除け、蹴散らし、捨て候はん、主上、他所へ行幸あらせ給は、御免しを蒙つて、御供のもの、少々射んずる程ならば、定めて、奥丁も、御輿も捨て、逃げ

候べき

と事もなげに説き立つ、頼長、剛愎にして、輒く人言を用ひず、

「爲朝、年少の致す所か、以ての外の大言を申すものかな、夜襲など申すことは、武士の私闘にこそ、用ゆべけれ、帝王の大軍に、施すべからず、今や、兩宮、國を争はせ給ひ、源平、敵を盡して、戦はん、何ぞ區々たる小計を弄せんや、明日は、南都、吉野の僧兵も、來らんに、其を待つて、戦はんとも、晩からじ」

將軍塚所在地圖(今)



と告げて、更に、聽き入れず、爲朝、其用ひられざるを知りて、復た争はず、御前を引き下りつ、

「公卿は、和漢の先蹤、朝廷の禮節をこそ、知り給はぬ、争かて、合戦の道を存ぜらるべき、兄義朝は、武

略に長ず、定めて、今夜の中に、寄せ來らん、何とて、

吉野、奈良の法師を待つとの違あるべきや、今に、押し寄せて、火を風上に懸けたらんには、御方、如何に戦ふとも、利あるべからず、扱も、口惜きことかな」と呟きて、早くも、大事の成らざるを知る、爲義、亦、坐して、敵を待つ不可なるを知り、

「爲義の従兵、多くは、義朝に屬して、内裏に参じ、其此處に來れるは、僅か百騎ばかりに過ぎ候はず、抑、此御所は、垣薄く、溝浅くして、要害の據るべきものとても候はねば、寡兵を以て、之れを保たんこと、決して、計の得たるものと申すべからず、疾く、宇治に御幸あらせ給へ、宇治橋を撤いて、拒がば、暫しは、支へられ候はん、左らずば、近江國甲賀に御幸して、關東の兵を待たせ給へ、若し後るれば、更に、關東へ御幸あらせ給ふべし、八州の諸民、皆、爲義に従はざるものとは候はず、天業を恢復あらせ給はんこと、容易に候はん」と説けども、頼長、又聽かず、爲義、憊然として、唯、空しく控ゆ。

白河殿の敗光、早、既に露はる。

六

天皇、高松殿に在はします、分内、狹隘なるを以て、俄に其北隣の東三條殿に遷らせ給ふ、關白忠通、内大臣實能、左衛門督基實、右衛門督公能、頭中將公親以下の諸卿、及び諸將士、皆、従ひ奉つる。

兩宮對峙の形勢、全く成る、開戦の事、竟に避くべからず、然れども、廷議遷延、容易に決せず、天皇、乃ち義朝を召され、少納言入道信西を以て、籌策を問はせ給ふ、義朝、階下に跪づきつ、

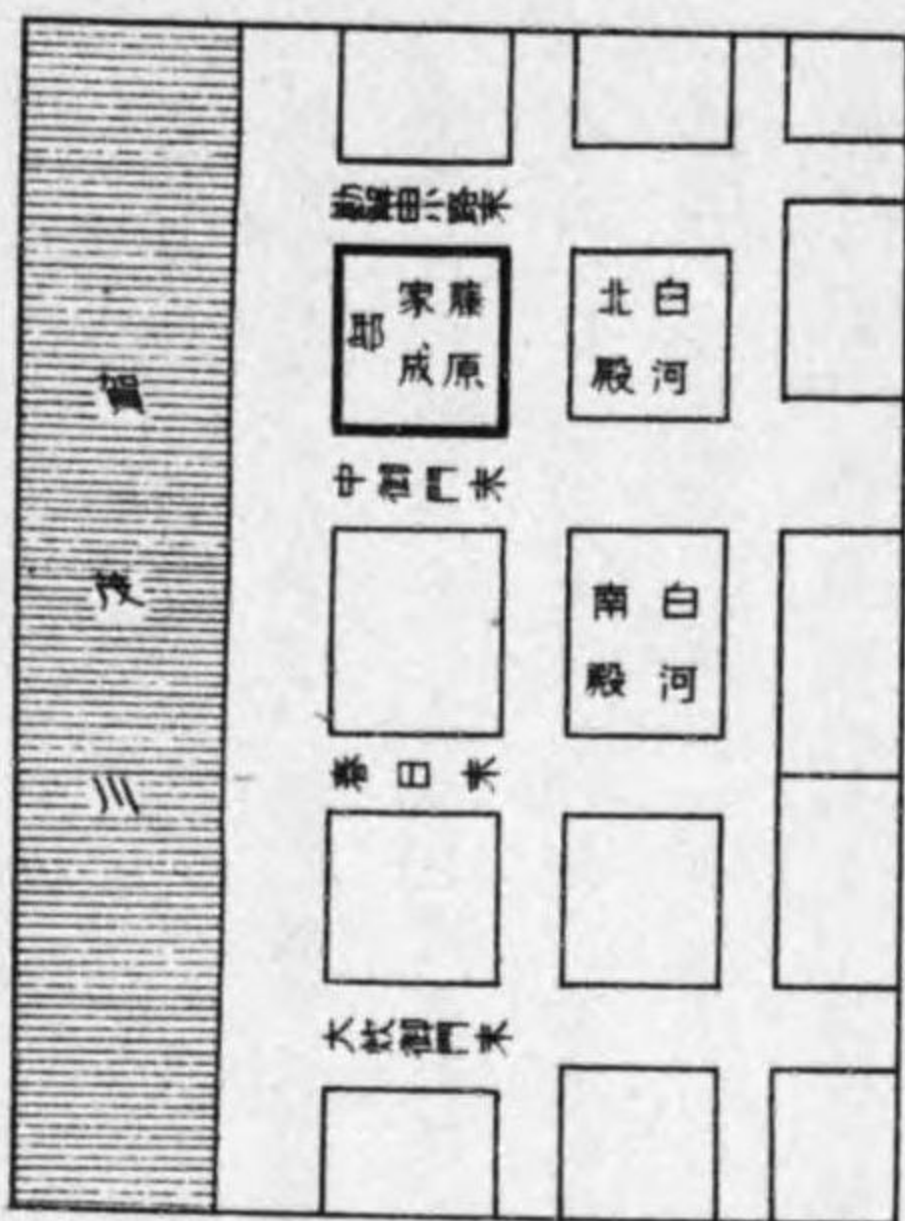
「軍略、一にあらざると雖も、勝を一舉に決して、功を咄嗟に收むるは、夜襲に若くこと候はず、明日は、南都、吉野の僧兵、大舉して、入洛するとの聞えも候、其來らざるに先だちて、疾く押し寄せ候はん、内裏をば、清盛などに、守護せさせ給へ、義朝、急ぎ馳せ向つて、忽ちに、勝負を決し候はん」

と奏し奉つる、信西、關白忠通の意を承けて、

「此議、最も然るべし、詩歌管絃は、我等の長ずる所な



中御門邸地圖(古)



りとは言へ、此  
事、尚、味し、  
況や、武事に於  
てをや、攻守の  
事、一に女の意  
に任さん、實に  
も、先んずる時  
は、人を制すと

こそ言へ、今夜の出陣、最も其機に合はんか、但、清盛を留めんこと、然るべからず、武士は、數を盡して、出陣すべし、朝威を輕んずるもの、何ぞ天譴を蒙らざらんや、速に兇徒を平けて、宸憂を休め奉つらば、必ず昇殿を聽させ給ふべし』

と諭せば、義朝、

『武臣の戰場に臨むもの、何ぞ生還を期し候はんや、唯今、昇殿の上、冥途の思出とこそ、仕り候べけれ』  
と言ひも敢へず、衣を攝して、殿上に昇る、信西、

『こは如何に』

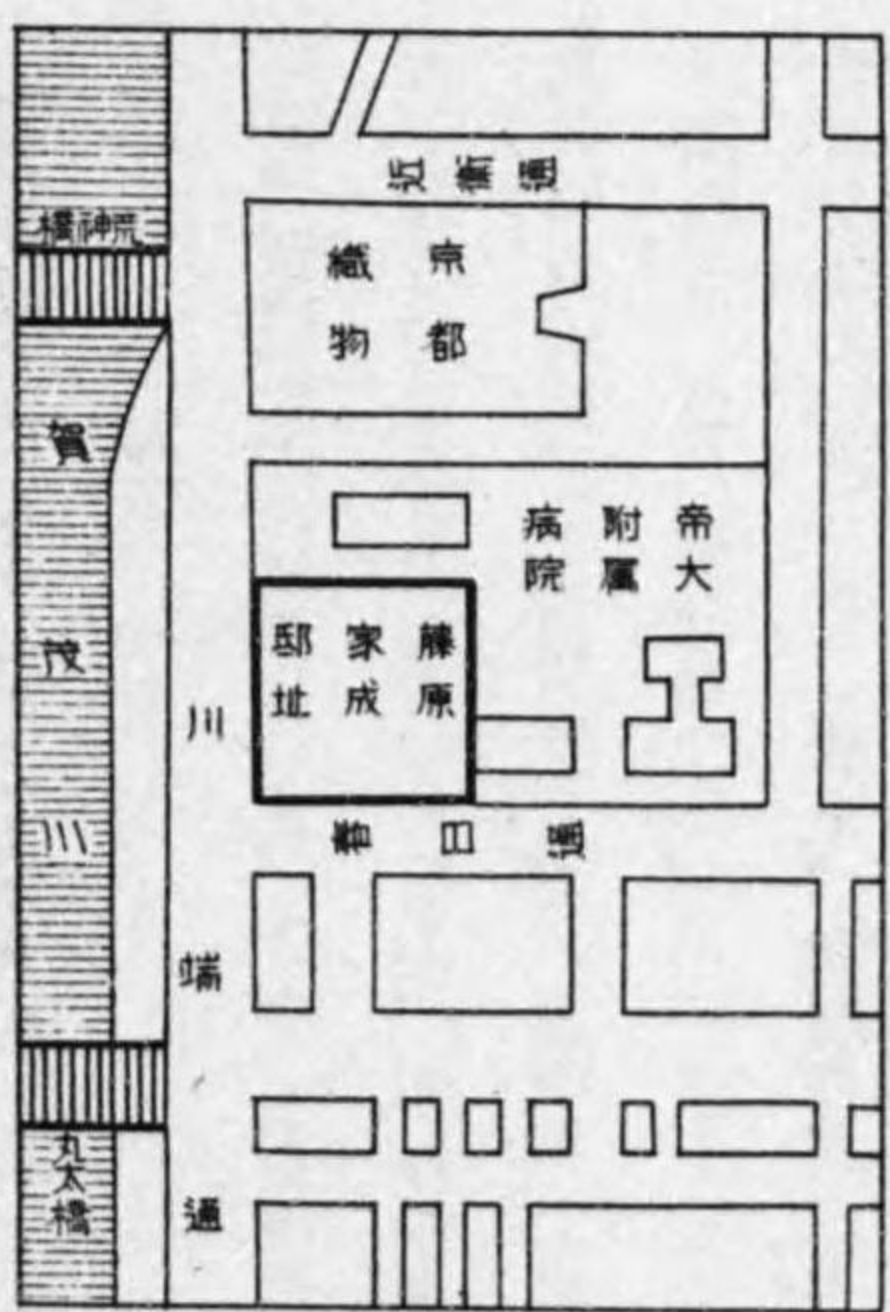
と制するを、天皇、

『唯、舍け』

と宣はして、却て、興がらせ給ふ、義朝、感激措かず、サツと、旭日の扇を披きて、はらくくと、打ち煽ぎつゝ、  
『義朝、戦に臨むこと、其幾回なるを知らずと雖も、常に、朝譴を恐れて、衷心、甚だ安からず、今や、宣旨を蒙りて、朝敵に向ふ、心中の涼しさ、譬へんに、物も候はず』

と述べ、其儘、拜辭して、營に還り、選兵三百餘騎を率ゐて、白河殿に馳せ向ふ、附き従ふもの、鎌田次郎正清、後

中御門邸址地圖(今)



藤兵衛實基、  
佐々木源三秀  
義、狩野四郎  
親光、其弟五  
郎親成、大庭  
平太景義、其  
弟三郎景親以  
下、皆、東國

の勇士ならざるはなし。

清盛、亦、其弟常陸介頼盛、淡路守教盛、嫡子中務少輔重盛以下、六百餘騎を率ゐて發し、兵庫頭源頼政、式部大輔源重成、檢非違使源義康、源光信、源季實、平維繁、平實俊、平資經、平信兼等、亦、皆、手兵百騎、二百騎を率ゐて、馳せ向ふ、官軍の總勢、凡一千七百餘騎。

平安奠都以來、此に三百五十餘年、干戈、始めて、洛陽に動く。

七

頼長、爲義父子の議を卻けしも、心中、不安の念なきこと能はず、武者所の親久なるものを召して、

『内裏の様、見て參れ』

と告げ、御厩の御馬を賜ふ、親久、鞍をも置かず、一鞭、馬を驅つて、馳せ出でしよと思ふ間もあらせず、又忽ち馳せ歸りて、

『官軍、早、向ひ候』

と言ひも終らず、大炊河原の方に當りて、曳々、鯨波の上がること三度、諸人、何れも、皆、

『爲朝は、能く申しけるものを』

と語り合ふ、爲朝、切齒しつゝ、

『爲朝が、千たび申せしは、こゝ候』

と頓足すれども、甲斐なし、頼長、爲朝を勵まさんとにや、俄に除目を行ひて、藏人に補す、爲朝、

『今は、諸方の手分こそ、肝要なれ、これは、何の爲めの除目ぞ、人々は、何にもなり給へ、我れは、藏人と呼ばれて、何にかせん、唯、元の鎮西八郎にてぞ候はん』  
と言ひ捨て、西門に馳せ向ふ、他の諸將、亦、各々持場

持場を守る。

下野守義朝は、東三條殿を發して、二條通を、東に馳せ向ひ、大炊河原の西に到りて、鯨波を揚ぐ、安藝守清盛も、亦、續いて、立ち出で、

『十一日は、東の方塞りなり、且は、朝日に向つて、弓を引かんこと、其恐れあり』

と言ひ、三條に下りて、河原を涉り、東の堤を傳うて、北の方に、馳せ向ひ、二條河原に到りて、北に向つて控ゆ。

『素破や、敵兵押し寄せたり、それ防げや』



白河殿の諸將、何れも、皆、門外に打つて出づ、爲義の子  
四郎左衛門尉頼賢、

「我れこそ、兄なれ、今日の先陣は、誰かは懸けん」

自ら進んで、先鋒たらんとすれば、八郎爲朝、

「弓矢取つても、打物取つても、誰かは及ばん、況して  
や、判官、我れに、軍の奉行を命じ給ふ、今日の先陣は、  
我れにこそ在らぬ」

と争ふ、既にして、爲朝、又

「イヤ、我れは、兄達を蔑にすればとて、不興をも  
蒙りたるなり、父の前にて、兄と争はんこと、由なし」  
と思ひ返し、更に、

「イヤ、誰々も、懸けさせ給へ、敵の強からん所は、幾  
度も、爲朝をこそ、向けられ候へ」

と述べて、引き退く、頼賢、聞きも咎めず、其儘、馳せて、  
大炊御門の西に到り、川を隔て、屹と、敵陣を望み見つ  
つ、

「此れへ寄するは、源氏か、平家か、名乗れ、聞かん、  
斯く申すは、六條判官爲義が四男、前左衛門尉頼賢なり」

と名乗れば、對岸よりは、

「下野守殿の郎等、相模國の住人首藤刑部丞俊通、子息  
瀧口俊綱、前陣を承はつて、此れに候」

と呼ぶる、頼賢、

「扱は、一家の郎等ござんなれ、汝を射るにあらず、大  
將軍を射るなるぞ」

と言ひさま、矢繼早に、二矢を放てば、眞先に進める二騎、  
弦音に應じて、仆れ、頼賢も、亦、内兜を射られて、引き  
退く。

戦端、愈々開く、義朝、二騎を失うて、大に怒り、憤然と  
して、突進せんとするを、鎌田次郎正清、突と、轡を控へて、

「此處は、大將軍の懸けさせ給ふ所に候はず、千騎が百  
騎、百騎が十騎になつてこそ、打つて出でさせ給ふべ  
れ」

と諫め止め、士卒に命じて、義朝を守護せしめ、自ら馬に  
跨りて、眞先に、馳せ進む。

八

清盛は、二條河原に陣して、未だ戦はず、伊藤武者景綱、

其先鋒たり、手兵五十騎を率ゐて、西門に進み近づき、

「此處を固め給ふは、誰人ぞ、名乗らせ給へ、斯く申す  
は、安藝守殿の郎等、伊勢國古市の住人伊藤武者景綱、  
同く伊藤五、同く伊藤六に候」

と名乗る、西門の守將は、爲朝なり、之れを聞きて、

「汝が主清盛だに、合はぬ敵と思ふなり、平家は、柏原  
天皇の御末とは云へ、時代、既に久しく、王孫、遂に隔  
たる、源氏は、清和天皇より、我れまで、正しく九代な  
り、斯く申すは、六孫王より七代、八幡殿の孫、六條判  
官爲義が八男、鎮西八郎爲朝なるぞ、景綱ならば、引き  
退け」

と叱すれば、景綱、

「古より、源平の兩家、天下の武將として、違勅の輩を  
討つに、其郎等にして、大將を射ること、互に之れあり、  
況して、伊勢國鈴鹿山の強盜小野七郎を搦めて、副將軍  
の宣旨を蒙りし景綱にて候ぞ、下薦の射る矢、立つか、  
立たぬか、御覽せよ」

と言ひさま、一矢を放つ、爲朝、大に笑ひて、

「合はぬ敵とは思へど、優しき汝が言葉に、矢一つ賜は  
らん、受けて見よ、且は、今生の面目、後生の思出にも  
せよ」

と言ひつゝ、三年竹の節近なるに、七寸五分の鐵つけたる  
矢を抜きて、打ち喰はせ、暫く引きて、ヒヨウと、放てば、  
伊藤六の胸板を、射洞きて、餘る矢、伊藤五の射向の袖に、  
裏返してぞ突つ立つ。

死生知らずの伊藤六、一たまりもなく、ドウと馬上より落  
つれば、兄の伊藤五、大に驚き怖れ、清盛の前に、馳せ行  
きて、

「筑紫八郎殿の矢、御覽候へ、凡夫の技とも、覺え候は  
ず、六郎既に死に候」

と言ひつゝ、其矢を折りかけて、差し出だせば、清盛、忽  
ち駭然として、色を失ふ、景綱も、亦、走り歸りて、

「前九年の役、彼れの先祖八幡殿、清原真人武則の望む  
まに、木の枝に懸けたる革好き鎧、六重を射通し給  
ひければ、鬼神の變化と恐れ驚き、是れより、諸兵、彌、  
歸服せしと申傳へて候、話にこそは聞け、眼のあたり、



見んとは、思ひも掛けず、あな怖ろし」  
 と言へば、清盛、今は、此門に向はん勇氣とてもあらず、  
 士卒に向ひて、

「清盛は、此門を承はつて、向ひたるにはあらず、唯、  
 何となく、押し寄せたるのみにこそあれ、何方にも、寄  
 せよかし、左らば、東の門か」  
 と告ぐ、士卒、

「それも、此門に近く候、同じ人の固めてや候はん、唯、  
 北の門へ向はせ給へ」  
 と言へば、清盛、

「善くこそ申しつれ、今は、程なく、天も明けなん、小  
 勢に、多勢の逐ひ立てられんも、見苦し、疾く引け」  
 と令して、急に兵を退く、清盛の嫡男中務少輔重盛、時に、  
 年十九、斯くと見るより、

「口惜きことを、仰せ給ふものかな、勅命を蒙りて、罷  
 り向ひたるに、敵陣強はしとて、引き還すやうや候、爲  
 朝が矢に當りて見せん、續けや者共」  
 と言ひ捨て、唯一人、馳せ向はんとす、清盛、大に驚き

慌て、

「アレ制せよ者共、爲朝の弓勢は、目に見えたることぞ、  
 過ちすな」

と呼ばれば、士卒共、前に馳せ塞がり、重盛を擁しつ、  
 京極を迂回して、白河殿の北門に向ふ。

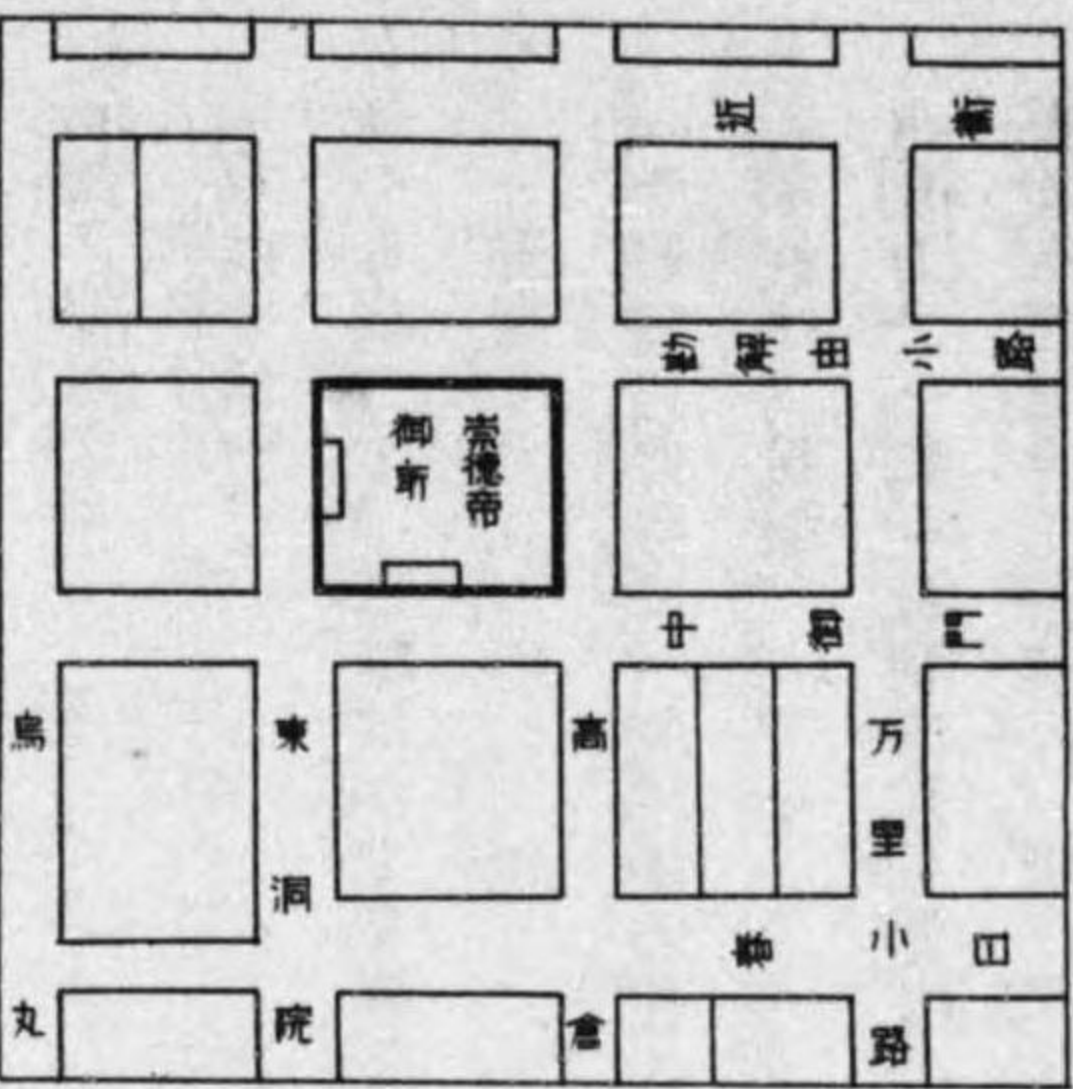
山田小三郎伊行と云ふものあり、常に、勇武を以て、人に  
 誇る、清盛の陣を退くるを見て、大に憤慨し、

「矢一筋に怖れて、陣を退くることやある、假令、筑紫  
 八郎殿の矢なりとも、伊行の鎧は、ヨモ通らじ、我等、  
 父祖より五代、軍に逢ふこと、十五ケ度に及びて、多く  
 の矢を受けしかども、曾て裏を掻きたる例なし、人々見  
 給へ、八郎殿の矢、一つ受けて、物語にせん」  
 と冷笑ひて、早、馳せ出づ、人々、制し止むれども、敢て

聞き入れず、頓て、馬を西門の前に立てつ、

「物其者にあらねども、安藝守の郎等、伊賀國の住人山  
 田小三郎伊行、生年二十八、嘉承三年正月六日、對馬守  
 義親追討の時、故備前守殿の眞先懸けて、公家にも知ら  
 れ奉つりし山田庄司行末が孫なり、山賊強盜を搦め取る

崇徳上皇御所地圖(古)



こと、數を知らず、  
 戦場の高名も、數  
 度に及び候、承は  
 り及ぶ八郎御曹司  
 を、一目、見奉つ  
 らばや」  
 と呼ばる、備前守と  
 は、平正盛なり、爲  
 朝、此聲を聞きて、  
 「一定、彼奴引き

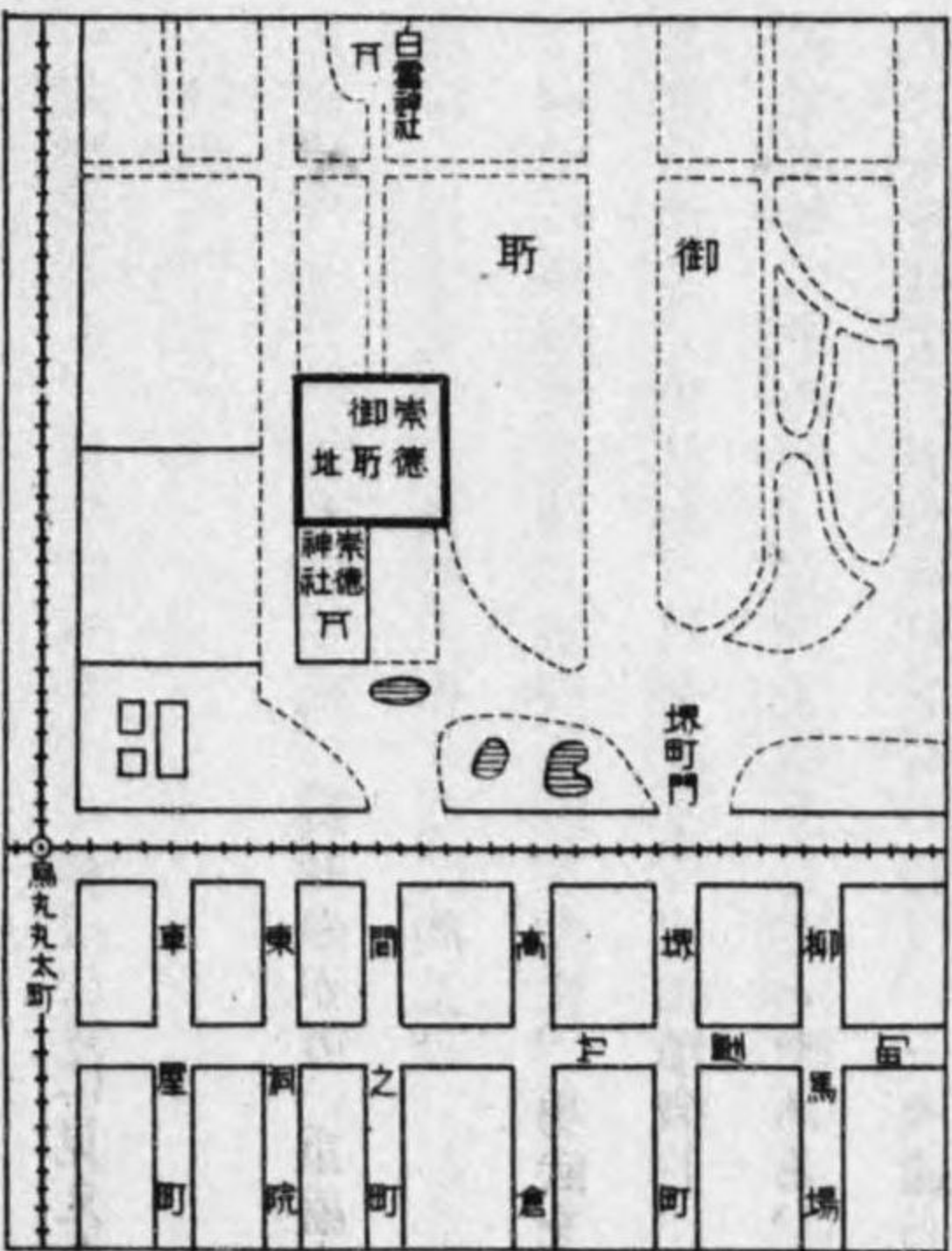
儲けてぞ待つらん、一の矢をば、射させて、二の矢を番  
 はん所を、射落さん、同くは、矢の溜らん所を見せて、  
 我が弓勢の程を、敵に示さん」  
 と思ひ、馬を乗り出して、  
 「鎮西八郎、此れに在り」  
 と名乗れば、待ち設けたる伊行、弦音高く、切つて放つ、  
 其矢、爲朝の左手の草摺を、縫ひさまに射切る、伊行、  
 「口惜しや、射損じたり」

白河殿

急ぎ二の矢を、番はんとする所を、爲朝、能つ引いて、放  
 てば、伊行の鞍の前輪より、鎧の草摺を、尻輪に掛けて、  
 矢先三寸餘りも、ブツリと射抜く。  
 伊行、暫し其矢に支かれて、鞍に堪らんとし、頓て、ドウ  
 と左手に落つれば、矢尻は、鞍に留まりて、馬は、河原に  
 馳せ去る。

一矢、清盛の六百騎を走らす、爲朝の弓力、何者か此れに  
 敵すべき、官兵、逡巡として、復た此門に向ふものもあら  
 ず。

崇徳上皇御所址地圖(今)



九  
 既にして、  
 天は、ほ  
 のとと  
 明く。  
 鎌田次郎  
 正清、進  
 んで、二  
 條河原に

一四七一



陣す、會々主もなき鞍馬、駈け來つて、其陣中に入る、正清、之れを捉ふれば、撃の如き一の鏃、鞍の尻輪に突つ立つ、正清、取つて、歸りて、義朝に示し、

「これ筑紫御曹司の遊ばされたるにて候べし、あな恐ろしの御弓勢や」

と言ひつゝ、舌を巻く、義朝、

「八郎は、今年十八九、年も弱く、力も固まらじ、争かて、斯る伎倆あるべき、唯、敵を威さん爲めの謀計ぞ、汝、行き向ひて、一當て當て、見よ」

と命ず、正清、

「承はり候」

と答へも敢へず、百騎ばかりを率ゐて、馳せて、西門に到り、一聲高く、

「下野守の郎等に、相模國の住人鎌田次郎正清」

と名乗れば、爲朝、

「扱は、一家の郎等ござんなれ、大將軍の矢面をば、引き退け」

と喝破す、正清、

「本は、一家の主君なれども、今は、八逆の凶徒なり、大將軍とて、何か候べき、イザ、八幡大菩薩の御矢を受け給へ」

と言ひつゝ、一矢を放てば、爲朝の半頭に、中つて、胃の鏃に、突つ立つ、爲朝、怒りて、其矢を、かなぐり捨て、

「已れ程の者をば、答の矢に及ばず、手取りにせんぞ」と言ひさま、サツと、門を開きて、駈け出づれば、須藤九郎家季等二十八騎、亦、猛然として、馳せ來る、正清、一戦にも及ばず、忽ち馬首を回へして、一散に、南方に逃げ走る、爲朝、大聲叱咤しつゝ、尙も、追ひ行くこと、三町ばかり、忽ち馬を駐めて、

「長追ひ、莫爲そ者共、判官殿は、御心こそ猛けれ、御年老い給ひぬ、残りの人々は、口こそ利き給へ、左のみ心にくからず、小勢にて、門を破るゝな、返へせや」

と告げ、直に兵を收めて、スツと、引き還へす、正清、始めて、意を安んじ、斜に、水を涉りて、義朝の陣に還り來り、馬より、飛び下りさま、

「河原の西へ引けば、大將軍の御陣前へ、敵の追ひ懸け

ん虞も候、川下へ、ひた走りに、逃げ走り、敵引返すよと見てければ、筋違に、川を渡して、漸う遁れ參つて候、坂東にて、多くの軍に、逢うて候へども、これ程、軍立

烈き敵には、未だ逢ひしことも候はず、雷電などの落ち懸らんは、事の數にも候はじ」

と語りて、太息を吐く、義朝、

「其は、聞ゆるものと思ひて、怖づればこそなれ、八郎は、筑紫にて、生立ちぬれば、徒立の軍、船中の遠矢などは、或は熱せん、馬上の業は、争かて、坂東武者に及ばん、馳せ並べて、組めや、者共」

と指揮すれば、首藤刑部丞俊通、其子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景等二百餘騎、川を渡りて、追ひ駈く。それと見たる爲朝、寶莊殿院の西門にて、取つて返し、沙塵を蹴立て、奮ひ戦ふ、義朝、續いて、馳せ來り、

「清和天皇九代の後胤、下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙つて、罷り向ふ、若し一家の氏族ならば、速に陣を開いて、退散せよ」

と呼ばれば、爲朝、

「嚴親判官殿、院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たり、其代官として、鎮西八郎爲朝、一陣を承はつて候ぞ」と呼はり返す、義朝、重ねて、

「扱は、逢の弟ござんなれ、兄に向うて、弓彎かんこと、冥加なしと知らずや、特には、宣旨の御使なるに、禮儀を存せば、疾く弓を偃せて、降參仕つれ」

と呼ばれば、爲朝、又

「兄に向つて、弓彎かんが、冥加なしとは、道理候、正しく院宣を蒙り給ふ父に向つて、弓彎き給ふは如何」と呼はり返す、義朝、道理にや詰れる、復た一語をも發せず、武藏、相模の強兵猛卒、唯、霧地に進み來る。

爲朝、既に舌戦に勝つ、英氣颯爽として、奮闘すること少時、敵は大勢、味方は小勢、若し背後を斷たるれば、大事なり、爲朝、一聲、

「引けや面々」

と令し、兵を收めて、軽く引き上ぐること三四段、義朝、それと見て、

「素破や、引くぞ、攻めよ〜」



と呼ばれば、士卒、勢に乗じて、犇々と、押し寄せ来り、入り代り、立ち代り、揉みに揉んで、攻め立つ。

義朝、駿馬に跨りて、金麿を揮ふ、人は高く、馬は肥え、挺然として、衆を抜くこと一二尺、正面に此方に向ひて、内兜、白々と見ゆれば、爲朝、

「あはれ、射好げに、見ゆるものかな、天の與へとは、此處ぞ」

急ぎ巨箭を執つて、弓に番ひ、唯、一矢に射落さんとす、忽地にして、又

「待て暫し、弓矢取る身の謀、汝は内裏へ参れ、我れは、院方へ参らん、汝負けなば、頼め、我れ助けん、我れ負けなば、頼まん、汝助けよなど、約束して、父子立別れてや在はすらん、射ては、悪しかりなん、左なり、悪しかるべし」

と思ひ返して、其儘、矢を收む、既にして、齋藤別當實盛、其弟三郎實員、片桐小八郎大夫景重、首藤刑部丞俊通、其子瀧口俊綱等、先を争うて、奮進し来れば、爲朝の勇兵、悪七別當、手取與次、高間三郎、其弟四郎、吉田太郎等、

各々勇を振うて、防ぎ戦ふ。

與次は、血氣の勇士、進んで、景重と戦ふ、景重、年老い、身疲れて、勢、既に危し、秩父武者五郎行成、望み見て、一矢を放てば、與次、創を負うて退く、景重、勝に乗じて、進み来れば、爲朝、須藤九郎家季を召して、

「敵は、多勢なり、矢種盡きて、打物とならば、一騎が、百騎に當るとも、叶ふべからず、坂東武者は、生死をも顧みず、大將軍、斯くまで、厳しく下知せんには、終に攻め入らざれば、止むまじきぞ、イザ左らば、大將に、矢風負はせて、引き退けんは、如何に」

と言へば、家季、  
「然るべく候、但、御過候はん」

「何條然ることあるべき、爲朝が手本は、覺ゆるものを」と言ひつゝ、例の巨箭を番へて、ヒヨウと放てば、正鶴違はず、義朝の兜の星を、射削りて、犇と寶莊嚴院の門頭に、突つ立つ、義朝、アツと驚きつゝも、然り氣なき狀にて、

「扱も、汝の射術、聞きしにも似ぬ拙さよ」

と呼ばれば、爲朝、

「兄にて渡らせ給ふ上、存ずる旨ありて、斯くは仕りて候、誠に御許を蒙らば、二の矢を仕らん、眞向、内兜は、恐れも候、障子の板か、柵、弦走か、胸板の真中か、草摺ならば、一の板とも、二の板とも、矢壺を、儘に承はつて、仕つらん」

と言ひつゝ、又矢を取つて番ふ、義朝の生死、繋つて、此一箭に在り。

「素破や、大將の御大事ぞ」

浮巢七郎清國、突と、馳せ寄りて、馬前に塞がる途端、胃の三の板より、斜に、左の小耳に、グサと射貫かれて、馬より落つ。

命知らずの坂東武者、怯けず、怖れず、尚も、各々競ひ進む、大庭平太景義、其弟三郎景親の二人、眞先に在り、  
「八幡殿後三年の合戦に、出羽國金澤の城を攻め給ひし時、十六歳にして、眞先懸け、鳥海彌三郎に、左の眼を射られながら、答の矢を射返して、其敵を取りし鎌倉權五郎景正が末葉、大庭平太景義、同く三郎景親」

と名乗りて、戦を挑む、爲朝、自ら名乗るものにあらざれば、敢て矢を放たず、之れを聞きて、

「西國の者には、我が手並の程を見せられたれども、東國の兵は、之れを知らず、イチャ、鎗矢一つ、射て見せばや」十五束の矢を取つて、弓に番へ、グサと引いて、放てば、四方に鳴り響きて、景義の左の膝を、ふつと射切り、更に、馬の太腹を、射洞して、地上に突つ立つ、馬は、がばと倒れ、鎗は、ぐさと碎けて、飛び散る。

景義、大地に、撞と投げ出されて、起きも上らず、景親、矢庭に、馬より飛び降り、兄を引つ懸けて、四五町ばかり、引き退く。

豊島四郎、人丸太郎、中條新五、其弟新六、成田太郎、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府三郎、玉井三郎等、交るる、進み戦ひ、四郎は、須藤九郎家季に、太股を射られ、人丸太郎は、鬼田與三に、脇立を射られて、引き退く。海老名源八季定、續いて、奮進すれば、悪七別當、迎へ戦ふ、家季、又射て、季定の右脚を傷くれば、齋藤別當實盛、代つて、悪七別當に當る、悪七別當、刀を揮うて、ハッ



と、實盛の兜を撃つ、實盛、サツと、刀を拂へば、惡七別當の首は、飛んで、地に落つ。

金子十郎家忠、續いて、馳せ來り、太刀を抜き拂つて、眞向に、押し當てつ、屹と、爲朝の方を、見遣りて、

「武藏國の住人金子十郎家忠、十九歳、軍は、今日が始めなり、御曹司の御内に、我れと思はんものは、出合へや、出合へ」

と呼ばれば、爲朝、

「惡き剛の者かな、我が一矢に、射て落さんこそ易けれ、餘りに優しければ、一目見ん、誰かある、あれ提げて參れ」

と命ず、高間四郎、應と答へて、走り寄り、矢庭に引つ組んで、馬より落つ、家忠、上となり、押へて、其首を掻かんとすれば、其兄三郎、走り來つて、四郎を助け、家忠の兜を攫んで、仰向に仆さんとす。

二人、俱に、大力を以て開ゆ、家忠、更に、事ともせず、下なる敵の首を、掻き切り、返す刀に、上なる敵を、三たび突き刺し、其首を取つて、太刀尖に貫きつ、突つ立ち

上り、

「鬼神と聞え給ふ筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟を、討ち取つたり」

と天にも響けよとばかりに、呼はる、家季、大に怒つて、駈け出ださんとするを、爲朝、

「あたら兵ぞ、助け置け、今度の軍に、打ち勝たば、爲朝が郎等となさんするに」

と告げて、之れを止む、中宮三郎、關二郎、山口六郎、仙波六郎等、亦、轡を並べて、續いて、馳せ進めば、三町磔紀平大夫、大矢新三郎等、進み出で、防ぎ戦ひ、俱に、創を蒙りて、引き退く。

續いて、平野平太、吉野太郎の二人、各々名乗つて、驅け進む、爲朝、大鎧を放つて、平太を倒し、續いて、鹽見五郎をも仆す。

義朝、十倍の兵を以て、此小敵を奈何ともすること能はず、今は、漸く攻めあぐむ、信濃國の住人根井大彌太國親、進み出で、

「敵に息を續がせんには、何時か、勝負を決すべき、我

等は、餌を求むる鷹、敵は、鷹に恐る、雉にあらずや、イデヤ、懸けん、殿原」

と言ひつ、眞先に、馳せ出づれば、海野太郎、望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤次、其弟安藤三、木曾中太以下二十七騎、亦、馳せ來つて、奮ひ闘ふ。

手取與次、鬼田與三、松浦小次郎等、拒ぎ戦うて、皆、討たる、爲朝の股肱二十八騎の中、二十三騎は、既に死して、餘す所、纒に五騎に過ぎず、爾かも、尙、固く西門を守りて、一步も、敵を入れしめず。

鎮西八郎の馳名、忽ち全軍に響き渡る。

寶莊殿院は、鳥羽法皇の創建あらせ給へるものにして、當時は、建立後、尙、多くの歳月を経ざるの時なり、其位置は、大炊御門の向ひに在りしと云ひ、且は、爲朝の寶莊殿院の西門にて、取つて返して、戦へると云ふ事實に依りて、考ふるに、白河殿の圖中に記せる淨土寺の位置に當るべし。

一〇

是時に當り、兵庫頭源頼政は、渡邊黨の勇士、省、授、連、

競等を率ゐて、南面の東門に迫る、右馬助平忠正、藏人源頼憲等、士卒を勵まして、善く防ぎ戦ふ。

安藝守平清盛は、一門を率ゐて、北門を攻む、右衛門大夫平家弘、其子中宮侍長光弘等、亦、拒ぎ戦うて、屈せず。自餘の官兵、來つて、南面の西門を攻む、此處には、六條判官爲義父子あり、撃つて、悉く之れを退く。

官兵、寅の刻より、來り迫り、既に、日出の頃に至るも、尙、未だ其一角をも、破ること能はず、動もすれば、輒ち撃退せられんとす、義朝、急使を、東三條殿に馳せて、

「官軍、大命を重んじ、一身を輕んじて、白河殿を攻撃すること、既に數刻に及ぶと雖も、逆徒の勢、強暴にして、命を失ひ、創を被るもの、數を知らず、陣形、漸く亂れて、敗兆、既に萌す、義朝、一陣に進みて、萬卒を勵ますと雖も、前に、勇猛の敵ありて、後に、應援の兵なきを奈何せん、今は、火を懸けざらん外は、利あるべしとも覺え候はず、但、法勝寺なども、風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんか、此儀、偏に勅諭に隨ひ奉つるべし」



と奏すれば、少納言入道信西、勅命を奉じて、

「義朝の奏上、誠に神妙なり、但、君の君にて渡らせ給はゞ、法勝寺ほどの伽藍をば、即時に、建立あらせらるべし、唯、速に兇徒誅戮の謀を運らすべし」

と告ぐ、義朝、乃ち士卒に命じて、火を白河殿の西方、中納言藤原家成の邸に放たしむ、時に、西風強烈にして、炎焔、一時に燃え上り、猛火強焔、煽るばかりに、殿上に吹き付ければ、殿中の驚動、言ふばかりなし。

藤原家成の邸は、中御門に在り、故に、家を、中御門と稱す、白河北殿の西隣に在りしなるべし。

官兵、此機に乗じて、四方より、肉薄し来れば、今は、防ぎ戦はんこと、叶ふべからず、爲朝の先見、炬の如し。北門の守将平家弘父子、鞭を上げて、北殿に馳せ到り、馬より、飛び降りて、庭上に跪つきつ、

「敵兵、雲霞の如くに、攻め来り、猛火、既に御所を掩ひ候、今は、叶はせ給ふべからず、急ぎ何方へも、御開

きあらせ給へ」

と奏すれば、上皇、ハタと、東西を失し給ひ、頼長、亦、前後に迷うて、策の出づべき所を知らず、唯、

「汝、今度の命、助けよ」

と言ひしばかり、復た生色とてもあらず、上皇、急ぎ四位少納言成隆を召して、御剣を賜はり、早、御馬に召されて、蒙塵させ給はんとす。

常に輦輿にのみ召されたる御身の、馬上に熟れさせ給はんやうもあらず、餘りに、御危う見えさせ給へば、藏人平信實、御馬の尻に乗りて、抱き参らせ、東の門より出で、北白川の方に、落ちさせ給ふ、頼長も、亦、成隆に扶けられつ、續いて、立ち出づれば、爲義、諸子を召して、

「善く防矢仕りて、君をば落し奉つれ」

と命じ、其身は、忠正、頼憲、家弘、光弘等と與に、供奉の員に加はる。

頼賢、頼仲、爲宗、爲成等、諸方に馳せ廻りて、百方防ぎ戦ひ、射て三十餘騎を斃し、七十餘騎を傷つく。

「今は、遠く落ち延び給ふらん、イザ然らば、御跡を慕

ひ参らせん」

難なく、敵の一角を突破して、落ち行く、爲朝、唯一騎、引き残り、

「近づく敵あらば、射て取らん」

と思ひつゝ、徐づゝ、落ち行けども、敢て追ひ来る敵もあらず、此日、爲朝、二十四差したる矢二腰、十八差したる矢三腰、十六差したる矢三腰、合せて、百五十矢を携ふ、今は、悉く射盡して、箆に残るもの、上矢の鏑、唯、一筋あるのみ、急に

「イデ、末代のものに見せばや」

と思ひて、取つて返し、寶莊殿院の門柱に、射留めて、其儘、立ち去る、爲朝の弓術、神に入りて、百矢、皆、虚發なし、其仇矢なりしは、唯、義朝の兜の星を射削りたる、大庭景義の膝筋を射切りたる、此矢との三筋ありしのみ。斯くして、白河殿、竟に陥る、時に、辰の刻なり。

一一

白河殿、既に陥る、義朝、清盛、各々兵を縦ちて、残徒を索む。

上皇は、何處へか落ちさせ給へる、左府は、如何にやなれる、風説紛々、何れを眞とも定めがたかり、會

「敵兵、法勝寺に逃げ籠れり」

との報あり、義朝、ソレと一聲、馳せに馳せて、法勝寺に抵る、寺廣く、堂多くして、一々搜索せんこと、容易にあらず、義朝、又使者を上つりて、

「敵兵、法勝寺に逃げ籠りて、尋ね得ず候、御免を蒙りて、寺中を焼き出し候はん」

と請ひまつる、左れども、信西を以て、

「餘黨の籠るばかりにて、伽藍を滅すること、然るべからず」

との宣旨を下して、許させ給はず、義朝、乃ち手を分ちて、徧く寺中を索めしも、其れと覺しきものもあらず。天皇、巳の刻を以て、東三條殿より、復た高松殿に還御あらせ給ふ。

未の刻、義朝、清盛等、高松殿に、歸り参じて、戦捷を奏し奉つる、天皇、乃ち藏人右少辨藤原資長を以て、  
「速に朝敵追討の功を奏せしこと、叔感淺からず」



この勅語を下し給ふ、天皇、檢非違使源季實に命じて、上皇の三條烏丸の宮を焼かしめ、又藤原資經に命じて、頼長の壬生の第を焼かしめ、尙、各檢非違使を遣はして、爲義の圓覺寺の館を始め、十二箇所を焼燬せしめ給ふ、民家、爲めに、類焼の災に罹るもの、數百戸。

此夜、關白忠通を以て、故の如く、氏の長者となさせ給ひ、子の刻に及んで、諸將の勸賞を行はせ給ふ、乃ち清盛を、播磨守に、義朝を、右馬權頭に、義康を、藏人に任じて、昇殿を聽さる、義朝、意、甚だ平かならず、

「此官は、先祖多田滿仲の始めて任せられ候へるもの、其跡、芳ばしと雖も、彼れは、左にして、此れは、權に候、莫大の勳功に對して、家門の眉目とも存せず候、凡、朝敵を討ずるものは、半國を賜はりて、其榮を世々にするとこそ承はりて候へ、義朝、老父に背き、兄弟を棄てて、忠戦を勵み候へるもの、偏に勅命の重きを存すればこそ候なれ、私情を棄て、公義に徇ひ、身命を賭して、君仇を滅ぼし候、争かて、人に越ゆるの恩賞候はさらんや、仰ぎ願はくは、天鑑を垂れさせ給へ」

と奏しまつれば、

「此條、最も道理なり」

と仰せ下され、中納言藤原家成の子左馬頭隆季を、左京大夫に遷して、義朝を、左馬頭に補し給ふ。官軍、既に此恩賞あり、爾かも、上皇の御在所、未だ知るべからず、頼長以下の消息、又未だ明かならず、國家の安危、亦、未だ測るべからず。

### 如意山

崇徳上皇蒙塵の地

如意山は、俗に、大文字山と曰ふ、比叡山の一支峰にして、洛東淨土寺町、鹿谷町の東に聳ゆ、海拔、正に一千五百尺。如意山より、近江國三井寺に通ずる間道を、如意越と曰ふ、崇徳上皇の白河北殿を出てさせ給ひ、北白川より、如意山に入らせ給へるは、此如意越を経て、近江に出で、更に關東に幸して、再擧を計らせ給はん思召なりしも、

山路、險惡にして、鞍馬にも、召されがたく、御徒歩にも、艱ませ給ひて、終に御中止あらせ給ひ、空しく仁和寺に入らせ給へるなり。

平清盛の、源爲義を追はん爲めに、近江に入りしも、此山道なり。

左大臣頼長の、上皇に後れて、白河殿の東門を出づるや、右兵衛尉重定、遙に望み見て、何となく、一矢を放てば、ハタと、冠木に觸れて、刎ね返りさま、グサと、頼長の頸に、突つ立つ。

少納言成隆、其尻馬に乗ず、矢庭に、其矢を抜き捨てしも、流血、瀧の如く、鞍にも堪え得ず、忽ち眞逆様に轉び落つ。成隆、續いて、飛び降り、急ぎ頼長を抱き起せる所へ、式部大輔盛憲、通り懸りて、大に驚き、頼長の頭を、我が膝に擔き載せつ、、泣然として泣く盛憲は、頼長の母方の従弟なり

會、忠正、馳せ過ぐ、盛憲、聲を懸くれば、忠正、馬より飛び降り、頼長を抱き上げて、鞍上に乗せんとすれども、

叶はず。

尋で、盛憲の弟藏人經憲も來り、少監物信頼も、亦、來りて、附近の小屋に、扶け入れ、其創口を、檢め見れば、左の耳の下より、斜に、右の喉の下に、突き貫く、人々、

「御馬に召したる人に、下りさまに、矢の立つこと、常事ならず、必定、神矢にこそ中り給ふらめ」

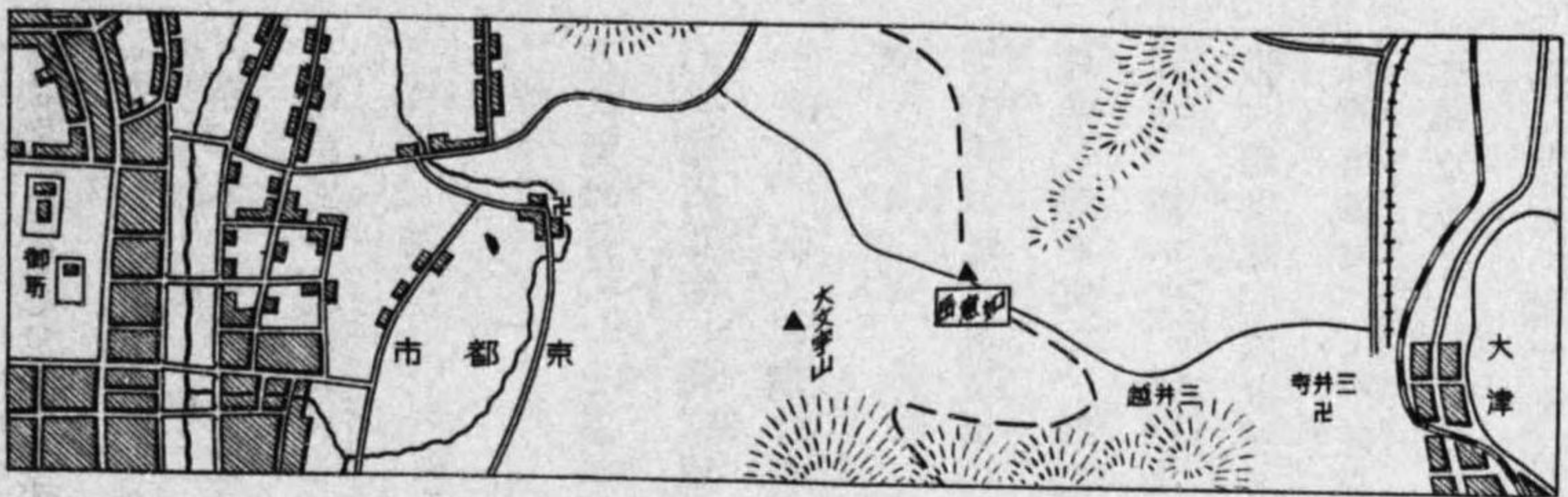
と囁き合ふ、鮮血、尙も、流れて、止まず、白綾の狩衣、見る／＼、變じて、唐紅となる、頼長、身體次第に弱りて、目は働けども、物をも言ひ得ず。

特に、官軍、六條判官の所領圓覺寺へ、發向するとの聞えあり、今は、此處にも、身を置きがたし、經憲、車を調へ來り、兄盛憲等と與に、頼長を扶け乗せて、嵯峨なる我が山莊の墓所に入る。

住僧、何處にや往ける、呼べども、答へず、尋ぬれども、影なし、盛憲兄弟、荒れたる坊にて、手負を劬はり／＼、心細くも、一夜を送る。



如意岳地圖



弘等に、護衛せられて、如意山に入らせ給ふ、後れて來れる兵士、

「左大臣殿には、既に討たれ給ひぬ」

と申せば、上皇、愕然として、

「如何したる世の中ぞや」

と宣はしつゝ、ハタとばかりに、

呆れ惑はせ給ふ、士氣、

爲めに、沮喪して、今は、捲土重

來の望みとてもあらず。

崔嵬たる山路、土瘠せて、石出づ、

上皇、御馬を捨てさせ給ひ、御徒

歩にて、登らせ給ふ、御供の人々、

御手を援き、御腰を推し奉つれど

も、萬乗の御身として、七曲の坂

路を踏ませ給ふは、今日ぞ始めて、

御足よりは、血流れて、御運びと

ても、抄ゆかず、唯、夢路を辿る

御心地にて、ハタと、其場に絶え入らせ給ふ。

人々、並み居て、守護し奉つりけるに、早、御目も昏れけるにや、左右を見廻し給ひながら、

「人や在る」

と召させ給ふ、爲義以下、口々に、名乗り奉つれば、

「水やある」

と宣はす、我れもくくと、尋ね索むれども、附近に、糸ほ

どの溪もあらず、會、一僧の水瓶を持ちて、如意輪寺の方

に往くものあり、家弘、乞ひ求めて、進らすれば、此れに

て、御心地、少しく快復せさせ給ふ、人々、

「官軍、定めて、追ひ來り候はん、急がせ給へ」

と促し奉つれば、上皇、

「武士共には、罪なし、皆、何地へも、落ち行けかし、

朕は、此處にて、休むべし、追兵若し來らば、手を合せ、

降を乞ひても、命ばかりは、助かりなん」

と宣はす、爲義等、

「一命は、豫て君に捧げまつりぬ、今更、何處へか罷り

候べき、東國などへ、御開きあらせ給はる、何處までも、

御供仕つりて、御先途を、見届け奉つらん

如意岳

比叡の高峰に南隣して續く一岳俗に大文字山と云ひ頂近き山腹に大字形をなす施火を毎年八月十六日夜行ふ。大字の巾百二十間、遠く京都御所より望み得ると云ふ。また山中に銀閣寺あり。



と申せば、

上皇、御

涙ながら

に、

「朕も、

左こそ

は思ひ

つれ、

今は、

何とも

叶ひが

たし、

汝等は、

疾く疾

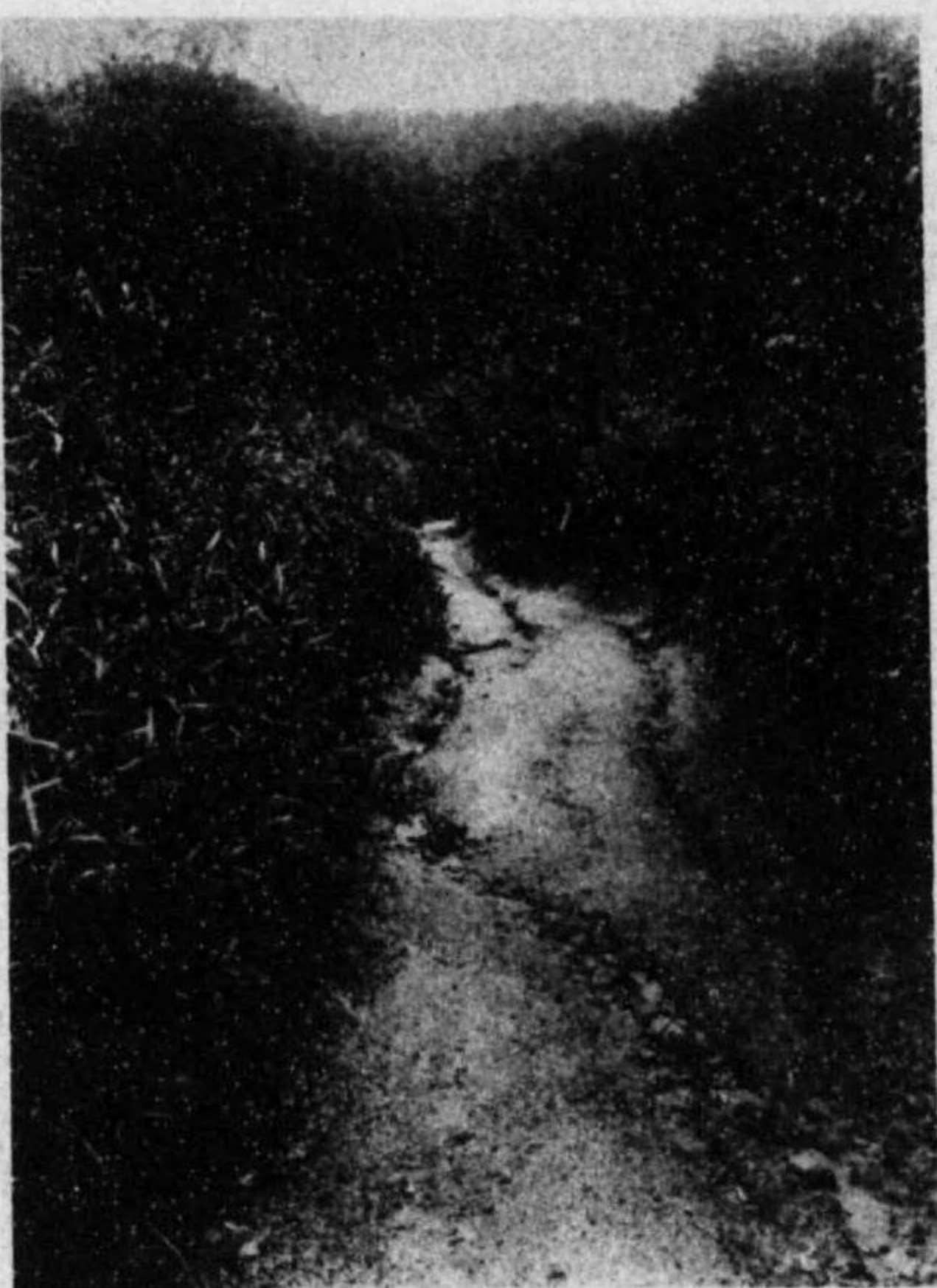
く、退

散して、

生命を

如意越

崇徳上皇の北白河より如意越をせさせ給ひしと思はるる途の今日の有様なり。



助かるべし、面々、斯くてあらば、却て、我が命をも、

奪はれなん」

と繰り返しくてぞ、宣はす、留まらんと思ふも、君の御

身の爲め、去れよと宣はすも、亦、君の御身の爲めなり。

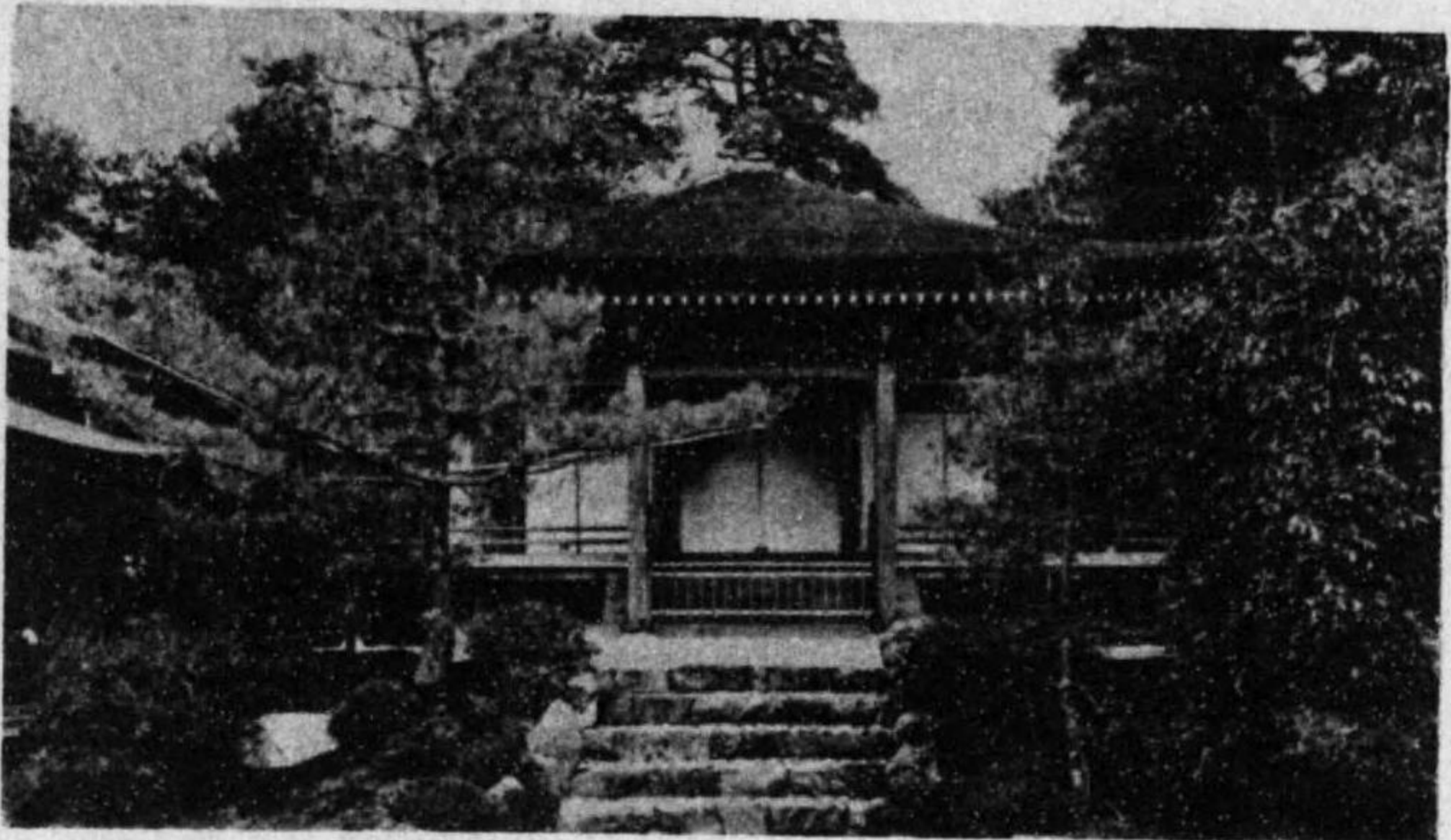
「此上は、却て、恐れ多し、左らば、御暇仕つり候はん」

諸將、皆、鎧の袖を絞りつゝ、散りくゝに、落ち行く、後

に残りしは、家弘、光弘の唯二人、谷間の方へ、降し參ら

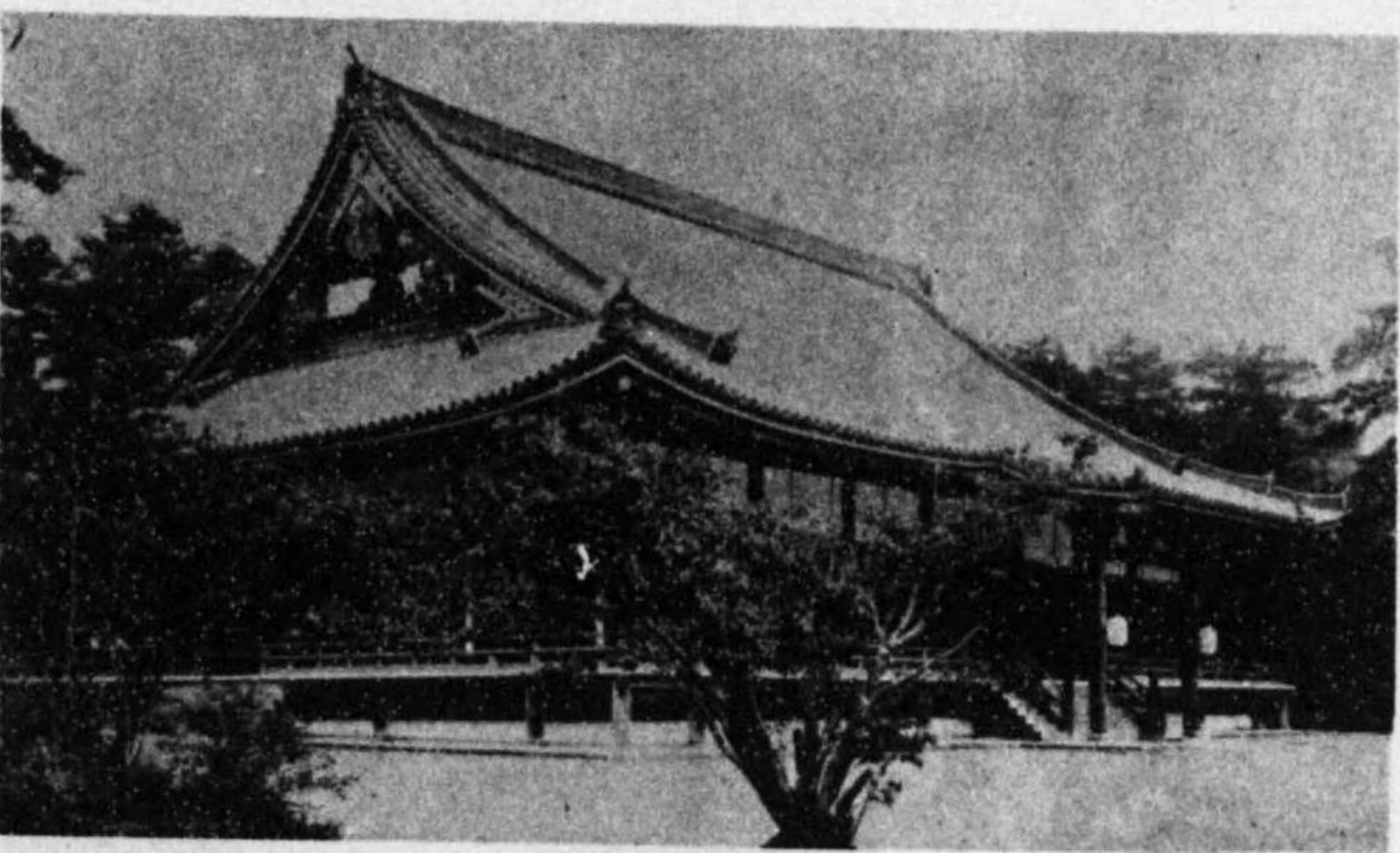


せて、御上より、柴など折りて、懸け奉つる、山の名を  
仁和寺金堂  
仁和寺は京都市右京區花園町に在り、御室と稱す、  
崇徳上皇の戦敗れて投じ給へる處、此れは其金堂  
にして國寶建物なり。



こそ、如意と呼  
べ、今は、百事、  
皆、意の如くな  
るはなし、上皇  
「出家せばや」  
と宣はせども、  
御髪をおろしま  
つらん剃刀とて  
もあらず、  
「斯る山中に  
ては、其儀も  
叶ひ候はず」  
と申せば、御言  
葉はなくて、唯、  
御涙にのみ咽ば  
せ給ふ、曾ては、  
尊き萬策の御身

仁和寺靈明殿  
仁和寺は崇徳上皇の體肢に遷幸あらせ給ふまで  
御身を寄せさせられたる處、此れは靈明殿なり。



も、今は、唯、  
一事の御望だも、  
叶ひがたかり。  
頼て、日の暮れ  
ければ、家弘父  
子、交るく、  
肩に引つ懸けま  
つりて、山を下  
り、法勝寺の北  
を過ぎて、東光  
寺の邊に到り、  
光弘の諷りたる  
家に就いて、輿  
を借り受け、  
「イザ、召さ  
せ給へ」  
と勧め奉つる、  
昨は、三軍の勇將も、今は、一介の輿丁、父子、前後を擔

ひつ、

「何處へか仕つるべき」

と伺ひまつれば、上皇、

「阿波局へ」

と宣はす、阿波局とは、上皇の妃なり、家弘父子、習はぬ  
業に、双の肩を痛めつ、二條を西へ、大宮まで、入れま  
つれども、門戸、堅く閉されて、中には、人の音だもなし、  
上皇、

「左れば、左京大夫の許へ」

と宣はす、これぞ、常に左右に侍し奉つれる教長の第、父  
子、又も大宮を下りて、三條坊門に到れば、教長は、今朝、  
白河殿を迷ひ出でたる儘、未だに歸り來ず、家人、亦、皆、  
逃げ散じて、今は、一人も在らず、上皇、重ねて、

「されば、少輔内侍が許へ」

と宣はす、内侍とは、上皇の侍女、又々其處へ尋ね行けど  
も、邸中、間として、音も聞えず、一天四海、何處にか、  
君を奉せん、五畿七道、如何んか、道の狹める。

兎角して、一條の北、知足院に到り、怪げなる僧房に、入

れ參らせて、重湯など、薦め奉つる、上皇、乃て、御髪を  
おろさせ給へば、光弘も、亦、髻を切つて、僧形となる、  
父子、又

「永く此處に在はしては、悪しかりなん、何處へか、渡  
御せさせ給へ」

と申せば、上皇、

「仁和寺へこそ往かめ、それも、ヨモ入られじ、唯、強  
して、輿を昇き入れよ」

と宣はす、仁和寺の門主覺性法親王は、鳥羽法皇第五の御  
子にして、上皇にも御弟、天皇にも御弟なり、家弘父子、  
又も御室へと、送り參らす。

時に、法親王は、故院御法會の爲めに、鳥羽殿に赴かせ給  
ひて、此處には、在はしませず、家弘、乃ち上皇を、寺中  
に入れ奉つりて、其身は、御暇を賜はり、唯一人、北山の  
方へと、落ち行く。

法親王、此由を聞きて、大に驚かせ給ひ、上皇を、北院へ  
入れ參らせて、其旨、奏聞あらせ給ひければ、天皇、直に  
檢非違使源重成を遣はして、警衛せしめ給ふ。



尊き天上の御身も、憂しや、今は籠裏の禽、去來の雲は、偏に風の心に従ひ、擒縦の運は、唯、他の意に在り、上皇、熱く御身の行末を憂ひさせ給ひて、

思ひきや身を浮雲となし果て、

あらしの風に任すべしとは

憂事のまどろむ程は忘れられて

覺むれば夢の心地こそすれ

など、思召し續け給ひける、一夕、西行法師、北院に伺候しければ、源賢阿闍梨、出て、對面しける、妖雲、尙、世を掩へるに、折りしも、秋月、獨り天に澄む、西行、かゝるよに影も變らずすむ月を

見る我身さへ恨めしきかな

と詠じて、涙を吞む、重祚の御望、今は、全く絶え給ふ、連宵の御夢、抑も何事をや覺はずらん。

### 般若野

藤原頼長埋葬の地

大和國奈良市の北方に、奈良坂あり、其南を、般若坂と曰ふ、坂の東側は、阿闍寺址にして、今は、北山十八間戸と曰ふ、癩人の住居せし所にして、般若五三昧の地内なり、此道より東を、般若野と曰ふ。

左大臣頼長の死するや、遺體を、般若の五三昧に納む、保元物語には「道より東へ一町計り入るの所」と記し、坊目遺考には「北御門の東道の東、トリガツボ田の西南畔」とあるを見れば、東大寺北御門五劫院の東徑より、東に入ること、一町ばかりの地點なるべし。

洛東白河南殿の東隣に、崇徳院御影堂を設けし時、頼長の廟を、其東に建て、左府塚と曰ふ、塚上に、櫻樹ありしを以て、櫻塚と呼ぶに至る。

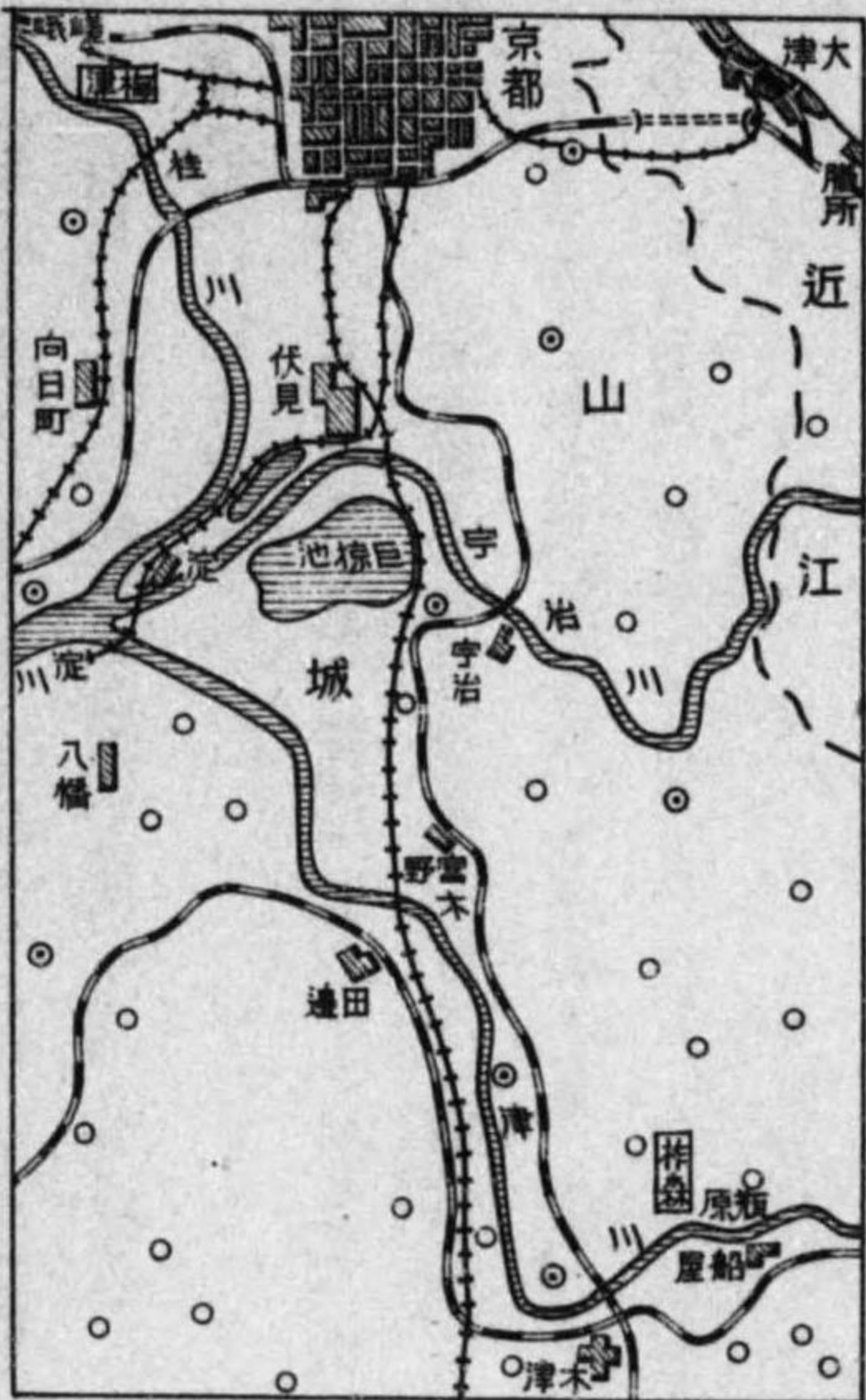
一 頼長の父忠實、宇治の第に在り、上皇の陰謀に與からずと

雖も、頼長の故を以て、密に心を傾く、白河殿陥りしと聞きて、大に驚き、

「扱は、我れも、攻められん、今は、此處に居るべからず」

俄に宇治橋を撤し、頼長の四子右大將兼長、權中納言師長、左中將隆長、及び範長を拉へて、南都に奔り、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の寺主信實、權寺主玄實、及び信實の弟源頼兼等と謀り、寺中の惡僧を聚めて、自ら守る。

梅津より柞森に至る川筋地圖



般若野

興福寺の權別當惠信は、關白忠通の子にして、忠實の孫なり、忠實、忠通の故を以て、密に之れを謀らんとす、惠信、聞きて、京師に遁れ歸る、天皇、乃ち檢非違使源季實に命じて、宇治橋を守らしめ給ふ。

### 二

式部大輔盛憲、藏人經憲等、頼長を介護して、嵯峨の墓所に在り、十二日に至るも、尙、未だ殊へず、會、忠實の南都に在るを聞き、

「然らば、富家殿に、一目見せ參らせん」

復た頼長を、車に乗せて、嵯峨を出づ、釋迦堂の門前に到れば、僧衆二三十人、道を遮る、盛憲、百方、之れを説きて、道を開かしめ、梅津に達して、舟を僦ひ、柴を上に乗ひて、桂川を下る。

其夜は、賀茂川尻に泊し、十三日、木津川に入る、頼長、今は、漸く頼み少し、柞森の邊より、圖書允藤原俊成を、南都の禪定院に遣はして、此旨を、忠實に報ず、忠實、世を憚りてや、

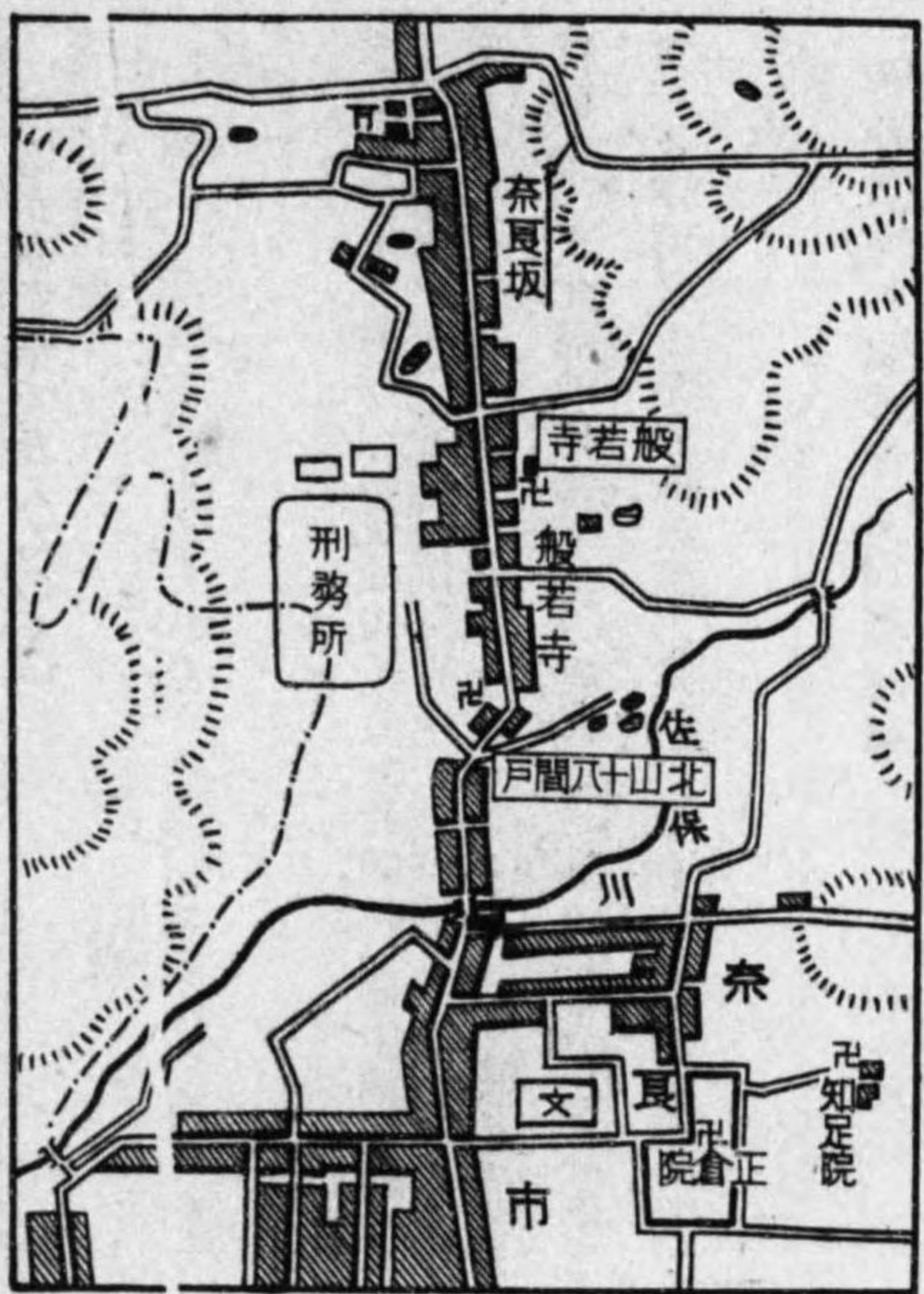
「やをれ俊成、能く思うても見よ、氏の長者たる程のも



の、兵仗の尖に懸かることやある、然る不運のものには、對面せんとも思はじ、音にも聞かず、目にも見ざらん方に、行けと申せ」

と告げつゝ、涙に掻き暮る、俊成、其心中を察して、俱に袖を濡ぼし、馳せ歸りて、其由を報ずれば、頼長、其言の耳に入りてや、軽く領づきつゝ、舌を咬みて、血を吐く。南都の玄顯法師は、頼長の知人なり、盛憲、人を遣はして、

般若野地圖



援助を求めれば、玄顯、輿を以て、迎へて、奈良坂の家に  
入れ、力を盡して、看護すれども、今は、湯も、水も、咽  
に入らず、終に、十四日午の刻を以て、息絶ゆ、年三十  
七。  
經憲、削髮して、僧形となり、禪定院に抵りて、忠實に謁  
し、具に末期の状況を報ずれば、頼長の母、及び四子、皆  
哀泣して、止まず、忠實、亦、顔を掩うて、飲泣すること  
少時、

「然るにても、言ひ置きつることはなかりしか、我身の  
果敢なくなるに就けても、子供の行末、左こそ覺束なく  
も思ひつらめ、戰場に立ちて、矢石を冒せるものとて、  
必ずしも、一命を失ふものにはあらず、此度の合戦に於  
ても、源平兩家の輩にて、然るべきものは、一人も、討  
たれざりしとこそ聞け、如何なれば、攝録の家に生れし  
左府一人、流矢に中りて、命を失へるやらん、漢の高祖  
は、三尺の劍を提げて、天下を定めしも、淮南の黥布を  
討つて、流矢に一命を失ふ、彼れを以て、此れを思ふに、  
定めて前世の宿業なるべし、哀れ、代り得るものならば、

入道が命を棄てなんものを」

一言、述べては泣き、泣きては又述ぶ、怨愁、糸の如く、  
綿々として、盡きず。

頼長死去の報、京師に達すれば、二十一日午の刻、武士三  
人、官使一人を、南都に遣はして、其死骸を、實檢せしめ

藤原頼長の筆跡

此れは左大臣藤原頼長の筆跡にして因明論の奥書なり(野村勇將家  
所藏)

始自平四年二月十五日至于  
三月十四日移葬了釋奠儀

久壽二年三月十一日以藏公

為師讀始廿讀了字點

有誤者改直了

左大臣 頼長

給ふ。

頼長の遺骸は、既に般若野の道より東、一町ばかりの地に  
埋めらる、四使、發掘して、之れを見るに、肉は、殆ど落  
ちて、纒に骨ばかり存す、風姿清秀なりし人の、今は、其  
れと覺しき面影だもあらず。

花も、落つれば、塵となり、雪も、解くれば、水となる、

哀れ、雲上の人も、其儘、棄てられて、路上の芥となりぬ。

梅津は、葛野郡の村名にして、京都四條の末に當る、柞  
森は、相樂郡瓶原村の西に在り。

### 朱雀門

重仁親王御通過の地

朱雀門は、大内裏の南門にして、朱雀大路二條の處に在  
り。

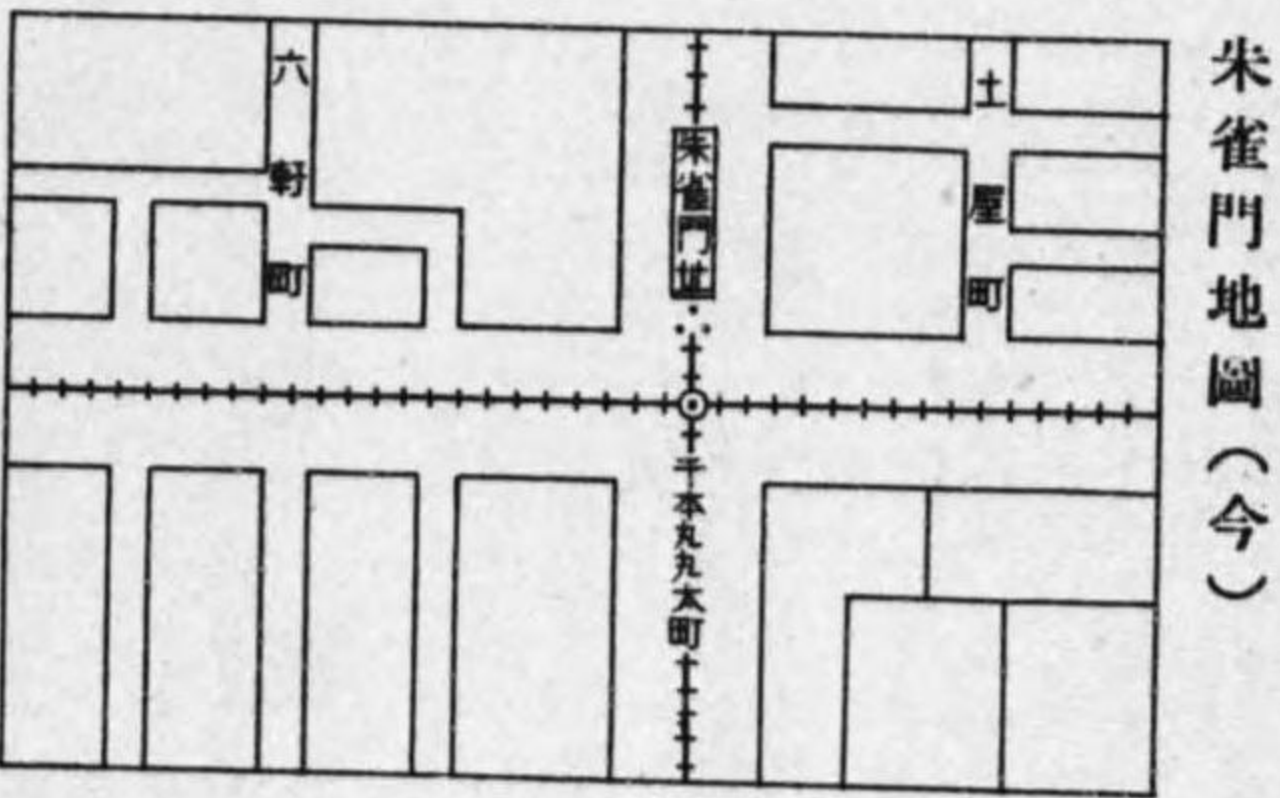
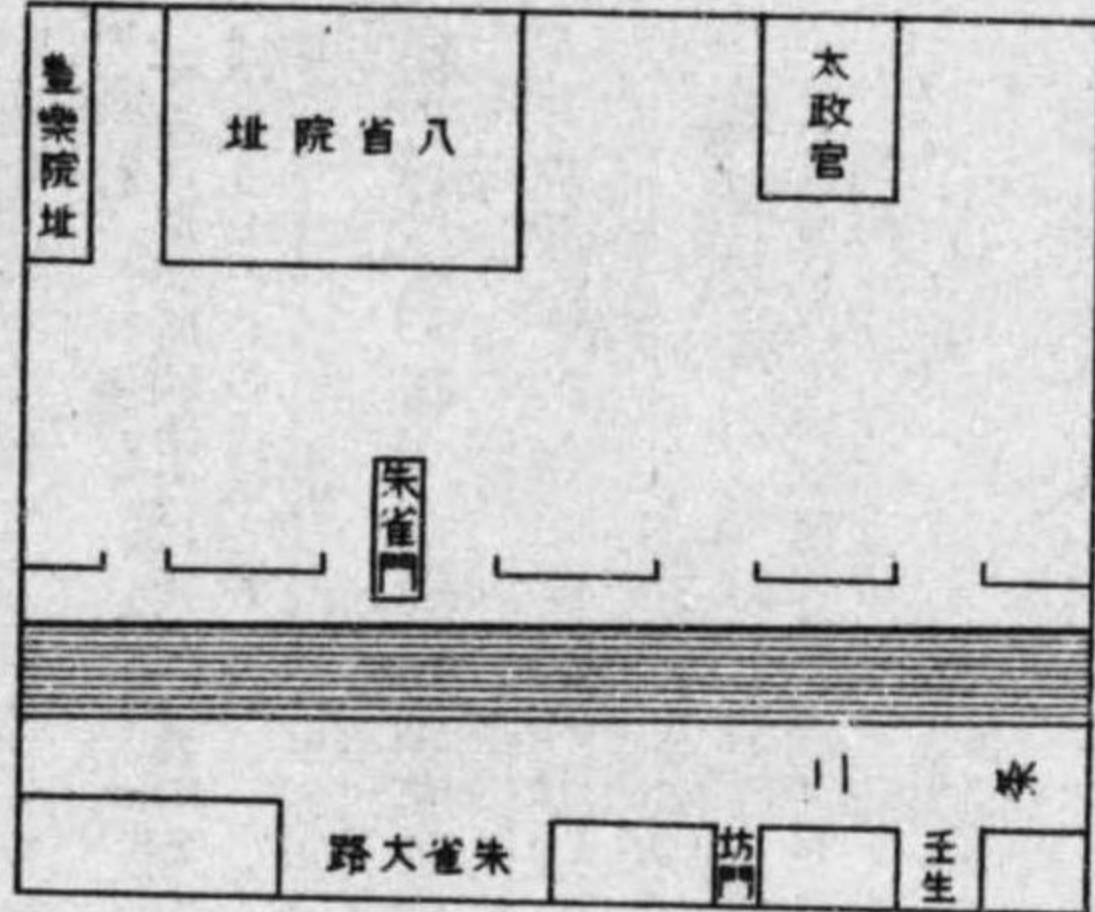
當時の大内裏は、今の朱雀野にして、北は一條、南は二  
條に至り、朱雀大路を、中央として、東は耳敏川、西は  
西大路に及ぶ、朱雀大路は、即ち今の千本通にして、其



二條の末に當る處、之れを朱雀門の址なりとす。中御門の東洞院と、高倉との間に、崇徳上皇の御所あり。今の京都御所内白雲社の邊に當る。重仁親王を入れ參らせる中御門、東洞院とは、即ち崇徳上皇の御所なり、親王の仁和寺に行かせ給ふ前にも、此處に在はせしならん。

崇徳上皇は、御室に幽せられ、左大臣頼長は、既に逝く、然れども、其他の者は、

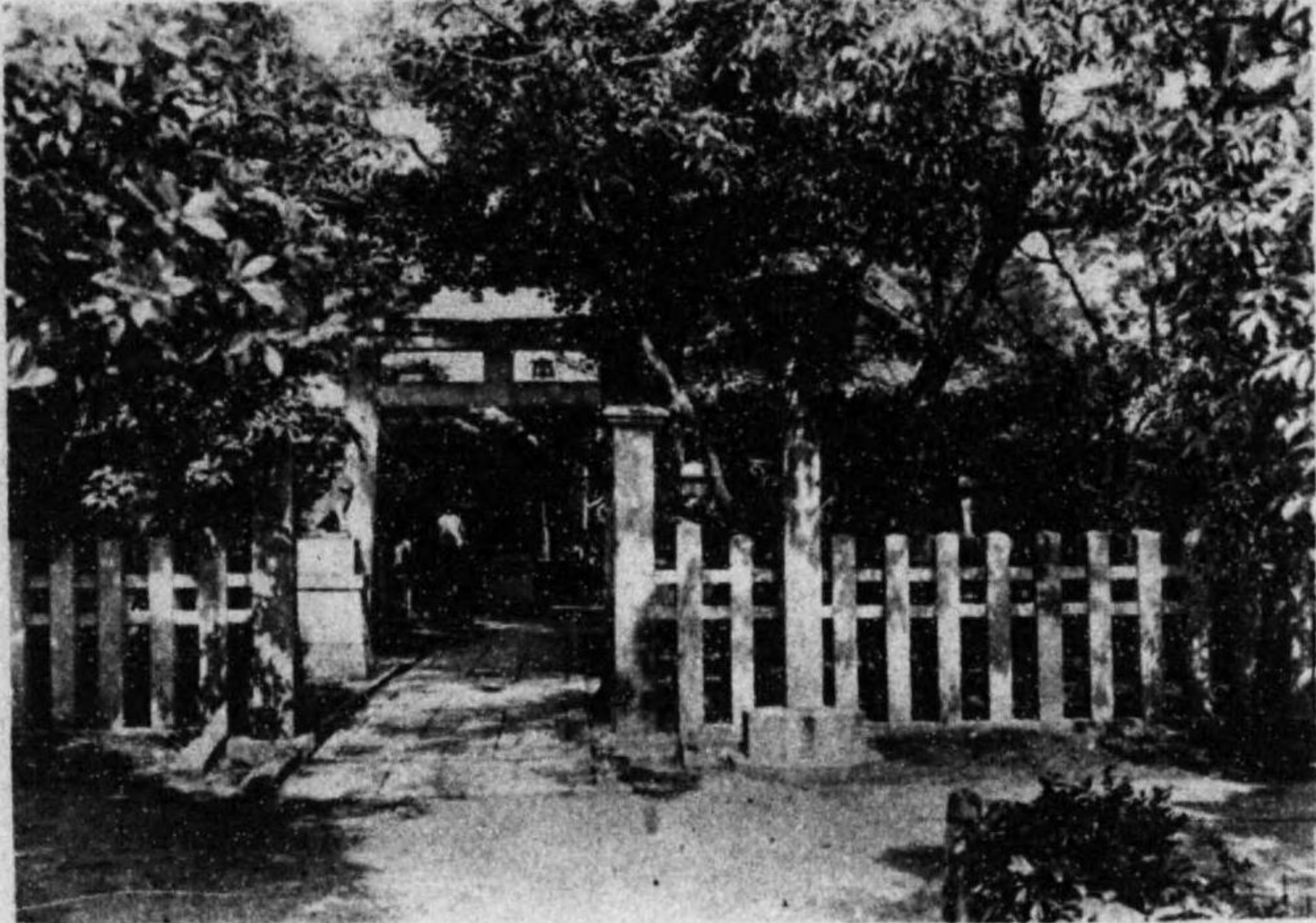
廷臣も、武臣も、皆、末だ捕に就かず、少納言信西入道、其陣頭に於て、『今度の謀反人は、皆、死罪を宥めて、遠流に處せらるべし、某の卿は、某の國に流され、某の判官は、某の所に遣らるゝならん』



座主最雲法親王に頼りて、哀を請ひまつり、左京大夫教長、中將成雅の二人は、太秦の廣隆寺に在りしを、檢非違使源季實を遣はして、捕へしめ給ふ。皇后宮權大夫師光、備後權守俊通、能登守家長、式部大輔盛憲、藏人經憲等、亦、各々出て降る、乃ち藏人右少辨資長、權右少辨惟方、大外記師業に命じて、水問せしめ給ふ。就中、盛憲、經憲の兄弟は、頼長の外戚なり、陰謀の由來をも知らん、近衛院呪咀の秘密をも知るべし、因りて、特

に、衛門府に命じて、拷問せしめ給ふ。

白雲社  
今の京都御所御苑内に在り、此のあたり、崇徳上皇の御所のありしところと云ふ。



衛府の下人、其衣を剥ぎて、首に繩を着くれば、二人、戦として、生色なく、下人に向ひて、手を合はせつゝ、

「這は何事ぞ、我れを助けよ」と哀請するさま、目も當てられず、七十五度の拷問に、始めは、聲を擧げて、號びしも、後には、息も絶えて、音だにせず。貞觀八年閏三月十日の夜、大納言伴善男の、應天門を焼きたる故を以て、拷問せられたる外、五位以上のもの、拷問に掛けられたること、世に、其例、罕なり、亦、以て其刑辟の如何に嚴酷なるかを知るべし。

崇徳上皇の御子重仁親王は、亂後、何處に在はすやらん、御所在、定かならず、天皇、命じて、搜索せしめ給ふ。十五日、朱雀門の前を、東より、西に過ぎ去る女房車あり、檢非違使平重俊、怪み止めて、車中を窺へば、即ち親王なり、

「何れへ渡らせ給ふやらん」と尋ねまつれば、  
「出家の爲め、仁和寺の方へ」と答へさせ給ふ、實俊、急ぎ其由を奏聞すれば、  
「然らば、望みに任せ」と仰せ下させ給ふ、實俊、乃ち親王を守護して、仁和寺の



花藏院くわさういんに入れ奉つる、大僧正くわんげう寬曉は、堀河天皇の皇子なり、固辭こご、再三に及べども、天皇、更に、允まもさせ給はず、竟つひに二十二日に至りて、御髮みげを削り奉つり、後、奏し請うて、中御門、東洞院に遷し奉つる、御附の女房共、

「年頃、日頃、東宮にも立ち、位にも即かせ給はんとこそ、待ち奉つれ、斯くも、御飾を落し、御姿を變へさせ給ふことの悲しさよ」  
皆、聲を放つて、嘆き悲む。



日本史蹟大系  
第三卷

昭和十年七月二十日印刷  
昭和十年七月二十四日發行

〔二圓八十錢〕

著者 熊田 葦城

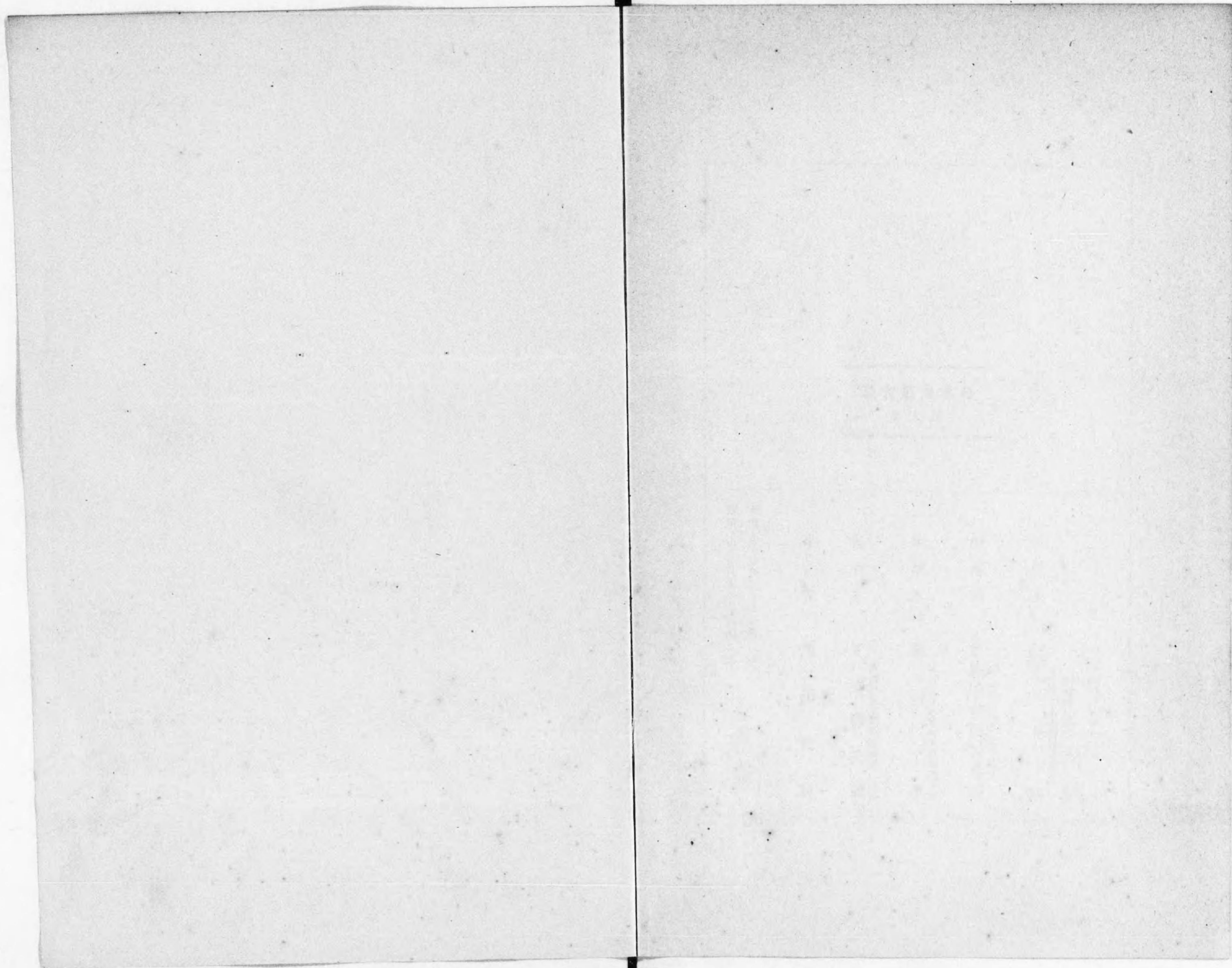
發行者 下中 彌三郎  
東京市日本橋區吳服橋三ノ五

印刷者 關口 一男  
東京市日本橋區吳服橋三ノ五

印刷所 單式印刷株式會社  
東京市芝區金杉新濱町二二

發行所 株式會社 凡社  
東京市日本橋區吳服橋三ノ五  
振替 東京二九六三九番  
電話日本橋 三三一一五番  
五五八番











終

